ホームページ掲載用書式集→→→PDFしおり機能で各ページへのリンクへ移動します。

目次　その他のパンフレット・書式は、「視察報告書」本体参照。

【HP用資料部分】神奈川(南足柄・松田町) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【HP用・資料部分】①南足柄市社協資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

20251017松田町社協視察資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

【HP用・資料部分】愛知(名古屋・岡崎) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

なごやかエンディングサポート事業パンフレット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

02 契約書・支援計画書【名古屋市なごやかエンディングサポート事業】 ・・・・・・ 102

名古屋市あんしんエンディングサポート事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

02 契約書・支援計画書【名古屋市あんしんエンディングサポート事】 ・・・・・・・ 117

資料1_岡崎市「終活に関する取り組み」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127

資料2_岡崎市「終活応援事業」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

資料3_岡崎市「ずっと安心！終活応援事業」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

資料4_岡崎市「わたしの終活便利帳」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151

資料5_岡崎市「空き家ガイドブック」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173

資料6_岡崎市「私の終活ノート」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

【HP用・資料部分】福岡(福岡・久留米・大川) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211

ずーっとあんしん安らか事業リーフレット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211

安らかパック事業チラシ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215

終活サポートセンターリーフレット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217

終活を通じた権利擁護支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221

親亡き後支援事業リーフレット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239

ずーっとあんしん契約書R70401 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246

ずーっとあんしん重要事項説明書R70401 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252

やすらかP契約書R70401 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257

やすらかP自筆遺言見本(遺贈) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262

やすらかP重要事項説明書R70401 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263

遺贈リーフレット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266

～私のこれからノート～ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268

私と家族の終活べんり帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270

出前講座「思いと願いかたろう会」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272

目次

大川市おひとりさま支援事業のご紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
大川市における持続可能な権利擁護モデル事業の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 277
大川市の終活支援取組の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287
大川市高齢者等の成年後見制度の利用等に係る事務管理要綱 ・・・・・・・・・・・・・ 293
大川市身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル ・・・・・・・・・・・・・ 297
大川市成年後見センターご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315
日常生活自立支援事業チラシ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 316
日常生活自立支援事業のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 317
福祉事務所地域福祉課における身寄りのない方がなくなったときの事務マニュ… ・・・ 321
KAERU Biz 権利擁護のご紹介_241218 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
KAERUカードの使い方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377
大川市おひとりさま支援事業の試行的運用に関する要綱（R6.2.1施行） ・・・・・・・ 401
大川市と大川信用金庫との協定書案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 412
本人・意思決定サポーターマッチング報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 414
利用者本人用マッチング同意・辞退書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 416
あなたらしい将来を迎えるために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 417
くるめ福祉2024.7 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 427
支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 435
私の終活ノート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439
終活事業始めました人生あんしん事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 449
人生あんしん事業運営審査会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 453
人生あんしん事業契約書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 455
人生あんしん事業実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 469

ご利用までの流れ

相談
相談、説明を希望される方は、ご連絡ください。
内容、契約までの流れをご説明します。

面談
ご希望にそった支援が行えるよう、預貯金に関すること、お体のこと等をお聞きします。

計画
ご本人にあった支援の方針を立て、サービス内容の計画を立てます。

審査
契約や計画内容が適切かどうか、審査をします。

契約
南足柄市社会福祉協議会と契約を結びます。

振込
契約後、預託金の振込を確認します。

開始
計画に基づくサービスを開始します。

相談窓口

南足柄市社会福祉協議会
あんしんセンター
電話 0465-72-2109
FAX 0465-74-3276
平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※大雄山駅から徒歩5分※駐車場には立体駐車場を、ご利用ください。
(月極駐車場にはとめられません)

これからの人生 伴走します

アンカーサポート

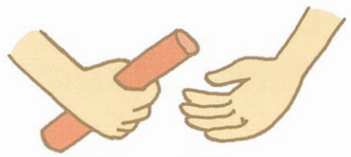

急に入院や入所になった時の手続を頼める人や
保証人になってくれる人がいない…

自分が亡くなった時に葬儀等を頼む人がいない

こんな時 お気軽に ご相談ください！

相談無料　秘密厳守

一緒に考えましょう！

社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会
あんしんセンター

サービス内容

基本みまもりサービス

必ずご契約いただく必須サービスです

定期的な訪問と、電話による見守りを行います。

オプション

ご希望に応じてお選びください

入院入所時支援サービス

金銭管理サービス

・入院中等の金銭管理をお手伝いします。
・市役所などの事務手続きを支援します。

書類等預かりサービス

・年金証書や実印などの重要書類を貸金庫にてお預かりします。
・現金・貴金属・美術品等は対象外です。

臨時サービス

・急な入院や施設に入所する際、必要となる物品をお届けします。
・入院中に自宅に届いた郵便物をお届けします。

保証サービス

入院入所時支援サービスの契約が必要です

・入院や施設への入所の際に、緊急連絡先になります。
・指定された連絡先へ連絡をとります。
・説明の立会いや保証人に準ずる事務手続きを行います。
・入院入所費用等は預託金から支払います。

死後事務手続きサービス

・死亡時の葬儀、埋葬などに関する手続きを行います。
例：遺体の引き取り、葬儀社への連絡、親族への連絡、火葬、埋葬を行います。
・入院・入所先にある荷物の引き上げをします。
・預託金による葬儀、埋葬費用の支払いをします。
・その他、協議の上、必要な費用の支払いや手続きを行います。

利用できる方

65 歳以上の一人暮らし、または夫婦のみの世帯で、
次のすべてに該当する方

- 南足柄市内に住所があり、お住まいの方
- 支えてくれる親族がなく、将来に不安を抱えている方
- 契約の内容をしっかり理解できる方
- 生活保護を受けていない方

利用料金

			利用料	預託金
年会費（基本みまもりサービス）			6,000 円／年	なし
オプション	入院入所時支援サービス	金銭管理サービス	1,500 円／１回	なし
		書類等預かりサービス	500 円／1 ヶ月	なし
		臨時サービス	2,000 円／時間	なし
	保証サービス		1,500 円／時間	50 万円
	死後事務手続サービス		1,500 円／時間	葬儀・埋葬に必要な経費＋10 万円

※必要に応じて使用した交通費として、公共交通機関の利用料金または自動車の場合 1km50 円を別途頂きます。

「アンカーサポート」～名前に込められた２つの想い～
①人生を“リレー”に見立て、今まで頑張ってきた方の人生の最終段階を伴走し、サポートするという想い
②船の錨（いかり、アンカー）は、船が漂流しないように、海底に置かれるおもり。人生に起きる荒波に耐え、漂流してしまわないよう、アンカーのようにサポートしたいという想い

南足柄市社会福祉協議会

アンカーサポート事業
エンディングノート作成配布について

地域福祉班あんしんセンター

取り組みのきっかけ

日常生活自立支援事業で対応が難しい事案があったこと

たとえば・・・
・支援してくれる親族がいないため、老人ホームに入所したくても断れてしまう
・葬儀をしてくれる親族がいないため、遺言書を書いて知人に依頼するしかなかった
・老人ホームに入所するために、関係性の薄い親族に依頼し、多額の金銭を要求されてしまった

経済的に余裕のある方は、法律専門家に任意後見契約、死後事務委任契約等を結び対応することができたが、経済的な余裕のない方は対応できる社会資源がない・・・

平成31年度から2年間「課題検討会」を開催し、事業内容の検討

神奈川県社協
「地域福祉活動支援事業（協働モデル助成）」
の協力を得て、実施

検討会委員

委員構成

弁護士・司法書士	→法律面からの助言
民生委員	→住民目線、地域状況からみた印象
市高齢介護課長	→社協事業への理解、広報、各機関との連携
県社協権利擁護推進課	→情報提供、助言、苦情窓口

→事業実施後、課題検討会は「事業審査会」となり、
新規契約、支援状況への助言、事業の在り方について助言等

平成31年度から2年間「課題検討会」を開催し、事業内容の検討

課題検討会は、7回開催

・アンケート調査、ヒヤリング調査
・調査結果から、求められるサービス内容を分析

→①保証機能や死後事務に関する事業化
②南足柄版エンディングノートの作成と配布

・他で実施されている同種のサービス調査
・本会で実施可能なサービス範囲の検討
・エンディングノート作成について検討
・事業要綱、契約書等の検討

資料番号3 / 476ページ

まずは、ニーズ調査を実施

「身寄りのない人などのエンディングサポート等に関する調査報告書　～南足柄市において～」

令和２年３月実施

調査対象：民生委員・児童委員　５５名
福祉相談機関等　２２事業所
地域包括支援センター
ケアマネジャー
相談支援事業所
行政

民生委員への質問

（１）在宅時に関すること

（２）病院や福祉施設の入院入所に関すること

（３）死亡時に関すること

民生委員からの回答より　①

（１）在宅時に関すること

・「地域の見守り」　必要性は高いと回答　98%
今後より高まると回答　76%

課題
緊急連絡先がない方や、あったとしても遠方や高齢な方であり、対応に不安を感じる
→緊急連絡先については、定期的に状況を把握し情報の更新が必要

・「通院時の付添支援」　現在、求められると回答　47%
今後、より高まると回答　41%

・「将来の死後事務対応」　不安を抱える方がいると回答　32%
今後、増えると回答　29%

課題　高齢者に聞き取ることが難しいため、工夫が必要である。

民生委員からの回答より　②

（２）病院や福祉施設の入院入所に関すること

・「緊急連絡先がない方がいる」　回答　34%

課題
緊急連絡先がない方への対応
実際には、民生委員自体が緊急連絡先にならざるを得ない事態もある。

・「入院入所手続きを支援」29%
「病状説明時に同席する者がいなかった」27%
※今後、より高まると３０%以上が回答

・救急搬送時に同乗する方がいない場合、自宅から必要なものを届ける必要がある場合が、今後増えると回答　25%以上

民生委員からの回答より　③

（３）死亡時に関すること
・孤立死への対応（警察からの現場立会等）が今後、増える　25%以上
※自由記述には、孤独死に関するものが多く、日頃から見守り活動をしている民生委員にとって、もっとも不安な点であることがわかる。

全体的として・・・
・民生委員がどこまで対応するのか、悩みながら対応している。
・何かあった時の緊急連絡先が不明確な方が多く、不安を感じている民生委員が多い。

できるだけ不安が軽減するシステムを早く立ち上げてほしいとの要望あり

福祉関係従事者（主に相談業務）からの回答より

・身元保証人がいないことで、入院入所が出来ないケースが今後「かなり増える」「増える」→70%
・死後に関する相談については
「かなり増える」「増える」→64%
・地域の会議で、身元保証や死後事務に関しての議論になることは「まれ」と回答したのは70%
→「個別の対応となり共通の課題意識がない」との意見があり。
地域課題として意識されていない現状

他にも…
・支援者としては、対処の必要がある方だと思うが、ご本人に意識がなく、対応ができない
・ご本人に踏み込んだ親族のことや死後に対応について、聞き取りが難しい

課題検討会の検討の結果
取り組みは2つに・・・

①保証機能や死後事務に関する事業化
→これからの人生　伴走します
「アンカーサポート」
（契約までの相談、サービス実施）

②南足柄版エンディングノートの作成と配布
「もしものときにひらく
わたしのしおり」

対象とする方
65歳以上の一人暮らし、または
夫婦のみの世帯で、次のすべてに該当する方
・南足柄市内に住所があり、お住まいの方
・支えてくれる親族がなく、将来に不安を抱えている方
・契約の内容をしっかり理解できる方
・生活保護を受けていない方

※開始3年間は、資産についての目安を設けていたが、現在はなし。
①不動産収入がない者　②預金総額が1500万円以下の者
③市県民税が非課税または年間3万円程度の者
④負債がない（住宅ローンを除く）者

資料番号5 / 476 ページ

アンカーサポート

基本みまもりサービス

必ずご契約いただくサービスです

定期的な訪問と、電話による見守りを行います

（頻度）定期的な訪問　→　6か月に1回
　　電　話　　→　1か月に1回

※安否確認というよりも、判断能力の程度、契約内容の確認を行う目的で実施

利用料金　年会費6,000円

アンカーサポート

オプション

ご希望に応じて選んでいただきます

入院入所時支援サービス

※日常生活自立支援事業と類似した内容

金銭管理サービス　利用料：1,500円/回

・入院中等の金銭管理をお手伝いします。
・市役所などの事務手続きを支援します。

書類等預かりサービス　利用料：500円/月

・年金証書や実印などの重要書類を貸金庫にてお預かりします。
・現金・貴金属・美術品等は対象外です。

臨時サービス　利用料：2,000円/時間

・急な入院や施設に入所する際、必要となる物品をお届けします。
・入院中に自宅に届いた郵便物をお届けします。

アンカーサポート

保証サービス

入院入所時支援サービスの契約が必要です

・入院や施設への入所の際に、緊急連絡先になります。また、指定された連絡先へ連絡をとります。
・説明の立会いや保証人に準ずる事務手続きを行います。
・入院入所費用等を支払います。
・医療に関する同意を求められた際には、契約時にご本人に記入していただく「医療サービスの関する事前意思表示書」を提示します。

利用料：1,500円/時間

サービス開始のためには、契約後、預託金50万円の入金が必要
・入院及び入所費用の2～3か月分
・入院入所時支援サービスにて、通帳からの払戻が困難な場合は、預託金から入院入所費用を支払い

アンカーサポート

死後事務手続きサービス

・死亡時の葬儀、埋葬などに関する手続き
　例：遺体の引き取り、葬儀社への連絡、親族への連絡、火葬、埋葬　等
・入院先や入所先にある荷物の引き上げ
・預託金による葬儀、埋葬費用の支払い
・その他、協議の上、必要な費用の支払いや手続き　など

利用料：1,500円/時間

サービス開始のためには、契約後、預託金の入金が必要
・葬儀や埋葬に必要な経費＋10万円（利用料精算分を含む）
・不測の事態に備えて、必要な経費に多めに上乗せして預けたい意向の方が多い（親族に迷惑をかけたくないため）

資料番号7 / 476ページ

他サービスとの関係性

<table>
<tr><td rowspan="4">契約締結能力
のある方</td><td colspan="4">サービス内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">日常生活自立支援事業の範囲</td><td colspan="2">日常生活自立支援事業では行えない範囲</td></tr>
<tr><td>金銭管理</td><td>書類等預かり</td><td rowspan="2">保証サービス</td><td rowspan="2">死後事務手続きサービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">入院入所時支援サービス</td></tr>
<tr><td>契約締結能力が
不十分な方</td><td colspan="3">成年後見制度</td><td>死後事務</td></tr>
</table>

※死後事務は、成年後見制度利用後も契約は生きる

アンカーサポート

利用者数　4名

解約　1名
死亡　1名（令和7年3月）

①「基本みまもり」
＋「入院入所時支援サービス」＋「保証」＋「死後事務手続き」　2名

②「基本みまもり」
＋「入院入所時支援サービス」＋「保証」　2名
※内、２名は日常生活自立支援事業利用者

※現在、相談中　2名　高齢夫婦（障害のある子あり）
追加契約を検討　1名
事業紹介　2名

契約ケース「基本みまもり」＋「死後事務手続きサービス」

80歳代　男性
アパートで独居

（**相談内容**）
墓は生まれ故郷に菩提寺があり、納骨については自分で寺と相談し準備したが、葬儀と納骨をしてくれる人がいない・・・
姪は体が弱く、頼れない。姪への連絡は最小限にしてほしい

準備１　葬儀社に相談、見積書の依頼
菩提寺への納骨は葬儀社が対応してくれることとなる

準備２　エンディングノート「わたしのしおり」の記載を通して聞き取り
葬儀の他にも、いろいろ不安な点が・・・

いったい誰がやってくれるんだろう・・・と思っていた・・・

- 死後1日でも早く発見してほしい
- 棺に入れてほしいものがある
- アパートの引き払い
- 公共料金等の停止、車の処分、保険手続き
死後の市役所での手続き、携帯電話の解約・・・

ひとつひとつについて話し合うことで、ご本人が現実的なイメージをもてるように

契約ケース　「基本みまもり」＋「死後事務手続きサービス

①ご本人の死亡について、姪に連絡
②葬儀社に連絡
③自宅アパートに入室
・自宅鍵の場所は事前に共有
・可能な限り、姪に立ち合いを依頼し、入室
・棺に入れてほしいものを自宅から持ち出し、葬儀社に届け
④葬儀
・親族が葬儀に参列しない場合は、社協職員が立ち合い
・葬儀終了後、葬儀社にて菩提寺に遺骨を届け納骨
⑤預託金から葬儀社に支払い
⑥自宅ガス、新聞配達の停止
⑦市役所にて、死亡後の手続き
⑧自宅アパート解約について、管理会社に連絡
⑨自宅内にある、すべての家財を処分
必要なものは事前に姪に引き上げてもらう
⑩家財処分を確認し、処分業者に預託金から支払い
⑪アパートの引き渡し
⑫預託金から利用料を精算。残金を姪に引き渡し。

やってほしいこと、やってもらえることはわかったが、もっと詳しく時系列に記載してもらえないか。姪に説明する時に助かる

※ 社協としても、どの職員でも対応できるような手順書が作成できた

預託金　70万円
内訳
①葬儀社への支払い分　30万円
②家財処分業者への支払分　25万円
③予備、利用料精算分　15万円

契約ケース　「基本みまもり」＋「死後事務手続きサービス

死後1日でも早く発見してもらえるようにしたい。でも、社協職員に遺体を発見してほしくない・・・

ゆうちょ　みまもりでんわサービス＋駆けつけサービス利用

手　順

毎朝、ご本人宅に自動音声による電話
ご本人の応答の有無についてのメールを社協にて受信
（社協PCと社協緊急用スマホ）

もし、本人が電話応答しない場合には・・・
社協職員から、ご本人に電話
→駆けつけサービスに連絡
→警備会社が本人宅に急行

契約から3年たち、
入院されたことをきっかけに
保証サービスの利用を追加。
今も元気です。

②南足柄版エンディングノート
もしものときにひらく「わたしのしおり」

エンディングノートの特徴

①終末期や死亡後にしてほしい希望等、自分の気持ちを家族や大切な人に伝える
②これまでの人生を振り返り、これから残された時間の過ごし方を考えるきっかけとなる

作成の目的

○ご本人がご自身の将来について考えるきっかけとなる。
漠然とした不安ではなく、具体的イメージをもち、準備すべきことを知る
○ご本人に関わる支援者の参考資料となる。
→一緒に記載すること、必要な時のために保管場所を伝えてもらうこと。

エンディングノート　わたしのしおり

配布方法

市内住民の方には、社会福祉協議会の他、民生委員、
地域包括支援センターを中心に、必要な方、希望の方に渡している
社協ホームページからダウンロードも可能

出前講座「わたしのしおり」書き方講座の開催

社協職員が講師、「終活」のポイント等を伝える
これまでに３２回開催

こんな効果も・・・

※アンカーサポート事業を希望の方には、事前準備として記載をお願いしている
→希望者の漠然とした不安等を具体的に把握するため
本人の判断能力の程度を確認するため
※「終活」の広報をエンディングノートで行った。

行政の関わり

・課題検討会に高齢介護課長に参加を依頼
・エンディングノートについては、市では作成しておらず、社協で配布。市で行う終活に関する行事の際には、社協も参加し、エンディングノートの紹介をさせていただき、配布することが恒例となっている。
・令和5年度までは県社協助成事業にて運営していたが、6年度以降の運営費について市から助成をうけることになった。

予算措置

・年間　約80万円程度
あんしんセンターを基盤に事業実施
・主な支出　審査会委員報酬（年間　最大3回開催の場合）　10万円
エンディングノート作成費用　20万円
雑費、人件費　等

資料番号8 / 476 ページ

市民等からの反響

・アンカーサポート事業が多くの市民を対象とした事業ではないため、広報が難しい面があった。そのため、多くの市民に関連する「エンディングノート」配布を活用して広報する形をとった。
・当初「こんなことまで社協がしてくれるのか」「身近な社協がやってくれると安心だ」との感想が聞かれた。

社協が行うメリット

・「社協」という団体に対する住民の安心感
・本事業での継続が難しいと判断した場合には、他制度に移行がしやすい
・葬儀社等、これまで関わりのなかった分野の方との連携がはかれた

実施の難しさ、課題①

1）契約者の身の上に何かあった時に、社協は対応を求められるが、そもそも社協に連絡が入らないと対応ができない。
→契約者に名刺サイズの連絡カードを所持してもらっている他、契約者に他事業者が実施している日々の安否確認サービスの併用を勧めることにしている。

2）預託金の変化印等、死後の相続人とのやりとり
（推定相続人と連絡がつく場合には「引受人」を指定してもらう。連絡がつかない場合は、公正証書遺言の作成をしてもらう。）

3）医療行為に対する本人の意向を事前に確認、さらに定期的に更新することが必要。

4）預託金を準備できない方の利用について
→生命保険を活用しての方法等を検討したが、実際の活用には至らなかった。生活保護担当と打ち合わせを持ち、利用を検討したことはあったが、進まず。

実施の難しさ、課題②

このほかにも・・・

・ご本人が将来に対して漠然とした不安をもってはいても、具体的にどのように対処していきたいかイメージができなければ相談が進められない難しさを感じた。
→高齢者にとって、心理的に、不安な将来に対して具体的に考えることが負担になる面はあるが、具体的なイメージができない原因の多くは、本人の判断能力の低下にありそうだと感じる。

・長期的な契約であり、対処が必要な場面が数年以上先に起きる可能性がある。
そのため、契約したときと変わらない事務局体制、契約内容の実現を約束できなければならないという責任の重さを感じた。

・「終活」に関する情報は多く、関心のある住民は多いが、実際に相談しようと思っても相談できる窓口は少ない。

南足柄市に
権利擁護支援の輪を広げよう！

社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会
アンカーサポート事業実施要綱

令和３年４月１日
南社協要綱第５１号

（目的）
第１条　アンカーサポート事業（以下、「事業」という。）は、社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が将来に不安を抱える一人暮らしの高齢者等（以下、「本人」という。）に対して、孤立せず安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療や福祉制度を利用する上で親族に頼れない等の状況から予想される問題についての相談や支援を行い、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）
第２条　実施する事業は、次のとおりとする。
アンカーサポート事業
（１）基本みまもりサービス
（２）選択サービス
ア　入院入所時支援サービス
① 金銭管理サービス
② 書類等預かりサービス
③ 臨時サービス
イ　保証サービス
ウ　死後事務手続きサービス
２　前項各号の事業内容は、別表１のとおりとする。

（対象者）
第３条　事業の対象者は、一人暮らし高齢者、または高齢夫婦世帯で、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、協議会長が認めたときは、この限りではない。
（１）南足柄市内に住所を有し、居住している者
（２）親族に支援者がなく、将来に不安を抱える者
（３）契約の内容を理解し、判断する能力を有している者
（４）生活保護法による保護を受けていない者
（５）一定の資産収入以下の方。資産収入の基準については、別に内規で定める。

（実施体制）
第４条　協議会は、次にあげる職員を配置し、第２条に掲げる事業を実施する。
（１）管理監督者は、事業を統括し、業務にあたる職員を指揮監督する。
（２）業務担当職員は、主にあんしんセンターに所属する職員とする。
２　業務担当職員の業務内容は次のとおりとする。

（１） 相談業務
（２） 契約の締結に至るまでの業務
（３） 契約に基づく支援を提供する業務
３　事業の実施にあたり必要な場合には、事業内容の一部を外部に委託することができる。

（審査会の設置）
第５条　協議会は、適正な事業運営が行われるよう、審査及び助言を目的とした審査会を設置する。
２　審査会の要領は、協議会長が別に定める。

（実施方法）
第６条　事業の実施方法は次のとおりとする。
（１）協議会は、本人から相談があった場合、本人の状況や契約意思を確認し、申込書を受け付ける。
（２）協議会は、利用申込を受け付けた後、本人が第３条に掲げる要件に該当するか否かを確認するために、必要に応じて本人の生活状況や経済状況等の調査を行うことができる。また、本人との面談等により、契約内容について判断し得る能力を有しているか等の確認を行うものとする。
（３）判断能力に疑義が生じたときは、必要に応じて、医師等による診断書を求めることができる。
（４）相談過程で事業の利用が困難と認められる場合には、他制度等について情報提供を行うものとする。

（アンカーサポート計画の作成）
第７条　協議会は、本人の意向を十分に確認し、支援の具体的な内容や実施頻度等を記載したアンカーサポート計画を作成する。

（契約の締結及び物品の預かり）
第８条　協議会は、作成したアンカーサポート計画が契約内容の一部であることを本人に説明し、これらの内容について理解を得た上で契約を締結する。
２　協議会は、契約を締結した本人（以下、「利用者」という。）の状況を定期的に確認し、アンカーサポート計画の見直しを行うものとし、判断能力の低下により、日常生活を営むことが困難な様子が見受けられたときは、関係機関と協議の上、成年後見制度等の必要な制度へ移行できるよう、支援を行うものとする。
３　協議会は、入院入所時支援サービスにおける金銭管理サービス及び書類等預かりサービスの他、自宅等の鍵、死後事務等で必要な書類を別に預かることができる。それらは、アンカーサポート計画に基づくサービス提供時の他、緊急やむを得ない場合に使用できる。
４　協議会は、契約に関し疑義が生じた場合には、審査会に諮ることができる。

（契約期間）
第９条　契約期間は、原則として、契約日から当該年度の３月３１日までとする。ただし、利用者が契約期間の延長について異議のないときは、自動的に継続となり、１年ごとに更新することができる。

（利用料）
第１０条　事業の利用料は、別表２に定める。なお、利用料の改定については、審査会の意見を参考に協議会長が決定する。

（預託金）
第１１条　利用者は、保証サービス若しくは死後事務手続サービス又は両方のサービスを利用するときは、契約時にあらかじめ、預託金を協議会に預けることとし、協議会は、預託金の範囲で支援を行うものとする。
２　預託金の取扱い等については、別に定める。

（契約の終了）
第１２条　協議会は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を終了する。
（１）第３条に規定する対象者ではなくなったとき
（２）利用者に判断能力がある状態で利用者が解約を申し出たとき
（３）利用者の任意後見が開始され、任意後見人が解約を申し出たとき
（４）利用者の成年後見人・保佐人・補助人が選任され、成年後見人等が解約を申し出たとき
（５）利用者が死亡したとき、または死亡後の事務が終了したとき
２　協議会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、審査会を経て、解約を申し出ることができる。この場合には、解約の申し出から１か月を経過することにより、契約は終了する。
（１）審査会において、契約の継続が困難と判断され、利用者の生活にふさわしい他の支援への移行が整ったとき
（２）利用者の責めに帰すべき事由により、契約を継続することが困難となったとき
（３）利用者が利用料金を３か月以上支払わず、支払いの催促をしたにもかかわらず、１か月以上、支払わなかったとき
３　協議会は、契約を終了するときは、その旨、利用者に通知するものとする。

（預かり物品の引渡し）
第１３条　協議会は、契約が終了したときは、預かり物品を利用者またはあらかじめ指定された引受人もしくは遺言執行者または任意後見監督人選任後の任意後見人もしくは成年後見人等に引き渡す。
２　前項の引受人とは、推定相続人の中から本人が指定した者を指す。
３　協議会は、契約中においても利用者から申し出があれば、預かり物品を利用者に引き渡す。ただし、利用者の判断能力に疑義が生じたときには、審査会において審議し、その結果を踏ま

えて対応する。

4　利用者は、第２条における選択サービスを利用するときは、引受人または公正証書遺言書において遺言執行者を定めておかなければならない。

5　協議会は、引受人となる者に対し、あらかじめ承諾書の提出を求めるとともに他の推定相続人に引受人指定の承諾書の提出を求めることができる。

（個人情報の取り扱い）

第１４条　事業に関わる個人情報については、協議会個人情報保護規程の定めるところによるものとする。ただし、利用者の事前同意にもとづき、利用者の医療情報等について、必要な範囲で関係機関に対して情報の請求及び開示を行うことができるものとする。

（苦情申立）

第１５条　利用者は、次の号に掲げる機関に本事業に関する苦情を申し立てることができる。

（１）　協議会あんしんセンター

（２）　苦情解決第三者委員会

（３）　神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部

２　協議会は、前項に対する苦情があった場合には、審査会に報告し、助言を得て対応する。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、この事業に関し、必要な事項については協議会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。令和６年度を目途に見直しを行うものとする。

別表１　サービス内容

（１）基本サービス　基本みまもりサービス
・定期的な訪問と電話による見守り 実施頻度は、６か月に１回程度の自宅訪問、１か月に１回程度の電話連絡 ・日常生活の相談、情報提供及び助言 ・緊急時の連絡カードを作成し、協議会に保管、利用者宅の玄関に掲示、または保管する。 ・本人と連絡がとれない、本人の体調が急変したことを発見した場合には、あらかじめ指定された緊急連絡先に連絡をする。
（２）　選択サービス ア　入院入所時支援サービス
①　金銭管理サービス（入院入所時の事務手続き支援や金銭管理） ・入院及び入所中、日常的に使用する通帳等は、協議会の金庫で保管するものとする。 ・入院費用及び入所費用の支払いは、原則的に預かった通帳から払い戻し支払う。 ・協議会の金庫で保管できる書類等。 日常的に使用する通帳、通帳印、キャッシュカード、自宅の鍵 ・原則として、使用する口座は１口座とする。 ・市役所等での手続きを代行する。 ・公共料金等の支払や水道光熱や新聞等の利用休止手続きを代行する。 ②　書類等預かりサービス（重要書類等の貸金庫での預かり） ・入院及び入所中、重要書類等を協議会の契約する貸金庫にて保管する。 ・協議会の契約する貸金庫にて保管できるもの 年金証書、保険証書、通帳、印鑑、キャッシュカード、権利証、契約書 印鑑登録カード、その他協議会が認めたもの等 現金や貴金属、美術品等は対象外とする。 ③　臨時サービス ・入院入所中に必要となる物品のお届け ・入院入所中に自宅に届いた郵便物のお届け。 ・公正証書遺言を作成するための法律専門職への相談、公証役場への同行等。 ・その他、臨時で必要となる手続き等の支援内容については、利用者と協議し決定する。ただし、高額な支払い、重要な財産にかかる内容は対象外とする。
イ　保証サービス
（１）　入院時、施設入所時に共通する事項について ・預託金が協議会口座に入金されたことを協議会が確認した時点から保証サービスが開始となる。 ・入院入所時等、重要な説明が行われる時に協議会職員は立ち会うものとする。 ・入院入所契約時に保証人が求められ、病院や施設の了承が得られた場合、保証人に準じた支援を

預託金の範囲で行うものとする。
・預託金は、「協議会名義の預かり金管理口座」にて管理する。
・基本的に、預託金により入院入所費用を支払う。
・必要に応じて、指定された連絡先に連絡をする。なお、必要な場合には、指定連絡先以外の親族にも連絡し、協力を求める場合がある。
・協議会の営業時間外の対応については、基本的に電話のみとする。利用者には事前に連絡先を通知する。

（２） 入院時の特記事項
・協議会は医療行為に関わる同意を利用者に代わって行うことができない。しかし、必要に応じて、別途作成の「医療サービスに関する指示書」の提出の他、かかりつけ医、現病歴、既往症等、あらかじめ聞き取りをした情報を医療機関に提供する。また、医療行為に関わる説明の場面では協議会職員が同席することができる。

（３） 施設入所時
・保証の対象となる入所施設の種別は次のとおりである。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設
介護療養型・医療療養型医療施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
その他、協議会が認める施設
・保証の対象となる入所施設の所在地は、原則、県西地区（２市８町）とするが、利用者の状況に応じ、例外的に変更する場合もある。

南足柄 小田原

ウ 死後事務手続きサービス

・預託金が協議会口座に入金された時点から死後事務手続きサービスは開始となる。
・預託金は次の３つのうち、利用者が必要とするものを合計した金額とする。
（ｉ）葬儀及び埋葬に関する見積額
利用者と利用者が希望する葬儀社や埋葬先と相談し、事前予約、かかる費用の見積額
（ii）自宅家財処分見積
利用者の自宅家財処分が必要な場合、家財処分業者と利用者が事前に相談した見積額
（iii）その他の費用（おおよそ１０万円程度）
事前に想定していなかった支払分、協議会への利用料金支払分等
・死亡時の葬儀、埋葬等に関する手続き
例；遺体の引き取り、事前に見積もりをした葬儀社への連絡、指定された親族への連絡、葬儀、火葬、埋葬
・入院入所先にある持ち物の引き上げ、処分。
・預託金による葬儀、埋葬費用の支払手続。
例；（最期までの）利用料金の支払・精算
・死後、預託金から費用を支出する場合には契約内容に明記する。
・その他、利用者と協議の上、特に必要と認められる費用の支払手続

別表２　利用料金

年会費	年間６，０００円（４月～３月） 年度途中に入会の場合、３月までの月割りで計算 年度途中で退会の場合、返金は行わない
① 入院入所時支援サービス	
（ｉ）金銭管理サービス	１回の支援あたり　１，５００円
（ii）書類等預かりサービス	１か月あたり　５００円 ※１日でも利用した場合は１か月分の利用料がかかる
（iii）臨時サービス	支援１時間あたり　２，０００円 ※１時間以降は、３０分ごと１，０００円で計算
② 保証サービス	
	支援１時間あたり　１，５００円 ※１時間以降は、３０分ごと７５０円で計算
③ 死後事務手続きサービス	
	支援１時間あたり　１，５００円 ※１時間以降は、３０分ごと７５０円で計算
支援に要する経費の実費負担 利用料の他、支援に要した次の経費について、実費分の利用料金に加算する	
（１）交通費 利用料が発生する支援の際の公共交通機関の利用料金、または自動車の場合１ｋｍ５０円を交通費 公共料金の場合は、同行する職員の人数分を請求することとする。 （１）　郵送代や振込手数料	

※年会費は、３月に４月からの１年分を前納

※その他の利用料金は、毎月月末締めの翌月払いとする

成年後見制度のご利用については、お近くの相談窓口までお問い合わせください

南足柄市	高齢介護課（地域包括支援班）	74-3196
	福祉課（障害福祉班）	73-8047
	南足柄・北足柄・福沢地区地域包括支援センター	43-7450
	岡本地区地域包括支援センター	73-1255
	社会福祉協議会	72-2109
中井町	健康課（高齢介護班）	81-5546
	福祉課（福祉班）	81-5548
	地域包括支援センター	81-2441
	社会福祉協議会	81-2261
大井町	福祉課	83-8024
	地域包括支援センター	83-8024
	社会福祉協議会	84-3294
松田町	福祉課（高齢介護係）	83-1226
	福祉課（福祉推進係）	83-1226
	地域包括支援センター	83-1191
	社会福祉協議会	82-0294
山北町	福祉課	75-3644
	地域包括支援センター	75-1941
	社会福祉協議会	75-1294
開成町	福祉介護課	84-0316
	地域包括支援センター	83-7688
	社会福祉協議会	82-5222

障がいのある方は、次の相談窓口でも受付可能です。

相談支援センター　りあん	20-5014
地域支援センター　ひまわり	20-7120

あしがら成年後見センター

〒250-0105 南足柄市関本 403-2 りんどう会館
社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会内
電話:0465-20-3715　e-mail: ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp
受付日時　月～金曜日　（土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

令和５年４月１日発行

資料番号17 / 476 ページ

こんなことでお困り
ではないですか？

あしがら
成年後見センター

お金や書類の管理が苦手で、
つい何度も同じものを
買ったり、使いすぎてしまう。

医療や福祉サービスの手続や
契約がむずかしくてわからない。

自分に何かあったら、
障がいのある子が
一人で生活していけるか心配。

悪質業者から電話があり、
よくわからなくて、だまされそうに
なってしまった。

住みなれた地域で暮らしていくために…。
お気軽にご相談下さい！

足柄上地区１市５町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）委託事業

社会福祉法人　南足柄市社会福祉協議会

このような困りごとに成年後見制度は役立ちます

医療や福祉サービスの手続や契約が難しくて、ひとりではできない

成年後見制度を利用すると…

成年後見人等が、分かりやすく説明したり、代わりに手続きや契約をしてくれます

悪徳業者から電話があり、だまされそうになってしまった

成年後見制度を利用すると…

誤って契約してしまった場合でも、成年後見人等がその契約を取り消すことができます

今は元気だが、将来、自分が認知症になった時に誰が支えてくれるのか心配だ…

成年後見制度を利用すると…

任意後見契約を結び、認知症等で理解ができなくなった時には、法的な代理人としてサポートしてくれます

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る成年後見人等を選ぶことによって、ご本人を法律的に支援する制度です。※成年後見人等＝成年後見人・保佐人・補助人

あしがら成年後見センターの支援ネットワーク

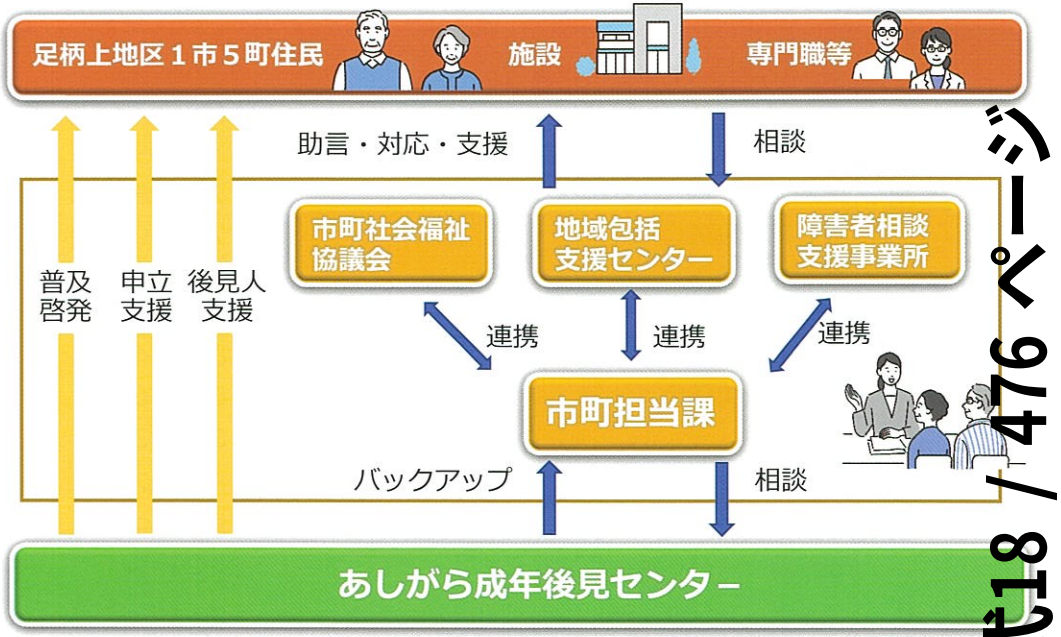

あしがら成年後見センターでは、次のような支援を行っています

成年後見制度の相談

権利擁護に関する相談に対し、成年後見制度の利用を検討し、申立手続きなどの支援等につなげます。

申立の手続支援

家庭裁判所に申立てをする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認などの支援を行います。

後見人等の支援

親族等が成年後見人等に選任された後の後見業務について相談をお受けします。

広報・講演会・研修会

成年後見制度の理解を深められるよう、講演会や研修会等を開催します。ご依頼に応じて、出前講座など随時開催します。

専門職との連携

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関すること等、弁護士や司法書士が相談をお受けいたします。

成年後見制度の利用をはじめ、権利擁護が必要な方に対する適切な支援ができるよう、お手伝いします。

資料番号18 / 476 ページ

成年後見制度のご利用については、お近くの相談窓口までお問い合わせください

南足柄市	高齢介護課（地域包括支援班）	0465-74-3196
	福祉課 （障害福祉班）	0465-73-8047
	南足柄・北足柄・福沢地区地域包括支援センター	0465-43-7450
	岡本地区地域包括支援センター	0465-73-1255
	社会福祉協議会	0465-72-2109
中井町	健康課（高齢介護班）	0465-81-5546
	福祉課（福祉班）	0465-81-5548
	地域包括支援センター	0465-81-2441
	社会福祉協議会	0465-81-2261
大井町	福祉課	0465-83-8024
	地域包括支援センター	0465-83-8024
	社会福祉協議会	0465-84-3294
松田町	福祉課（高齢介護係）	0465-83-1226
	福祉課（福祉推進係）	0465-83-1226
	地域包括支援センター	0465-83-1191
	社会福祉協議会	0465-82-0294
山北町	福祉課	0465-75-3644
	地域包括支援センター	0465-75-1941
	社会福祉協議会	0465-75-1294
開成町	福祉介護課	0465-84-0316
	地域包括支援センター	0465-83-7688
	社会福祉協議会	0465-82-5222

障がいのある方は、次の相談窓口でも受付可能です。

相談支援センター りあん	0465-20-5014
地域支援センター ひまわり	0465-20-7120

あしがら成年後見センター

〒250-0105 南足柄市関本 403-2 りんどう会館
社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会内
電話:0465-20-3715 e-mail: ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp
受付日時 月～金曜日 （土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

令和５年４月１日発行

安心して暮らしていくために

成年後見制度ってなんだろう？

医療や福祉サービスの手続や契約がむずかしくてわからない。

分かりやすく説明したり、代わりに手続きや契約をしてくれたりします。

悪質業者から電話があり、よくわからなくて、だまされそうになってしまった。

間違って買ってしまったり、契約をしてしまったときは、その契約を取り消したりすることができます。

将来、認知症になった時、誰が支えてくれるのか心配。

元気な今のうちに任意後見制度を利用し、何かあったら対応してもらえるように手続きできます。

成年後見人等がお手伝いします！

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な方についてご本人の権利を守る成年後見人等を選ぶことによって、ご本人を法律的に支援する制度です。 ※成年後見人等＝成年後見人、保佐人、補助人

あしがら成年後見センター

足柄上地区１市５町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）委託事業
社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会

成年後見制度には２つの種類があります

判断能力が十分にあるときは…

任意後見制度

判断能力が不十分なときは…

法定後見制度

任意後見制度とは

ご本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した時に備えて、財産管理や施設への入所等の身上に関わる事柄を、ご本人に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公正証書による契約（任意後見契約）でその内容と方法を決めておく制度

手続きの流れ

任意後見契約（公証役場で行います）

この時点では、任意後見は、開始されていません

↓

判断能力の低下

↓

家庭裁判所に
任意後見監督人選任の申立

任意後見監督人
⇒任意後見人を監督する人のこと

申立できる人
⇒本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者

↓

任意後見監督人選任

↓

任意後見契約の効力発生

裁判所

名称	電話番号	窓口	住所
横浜家庭裁判所 小田原支部 後見係	0465-22-6946	月曜～金曜 8時30分～17時	小田原市本町 1-7-9

成年後見制度に関する専門職の相談窓口

名称	電話番号	窓口	内容
神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり	045-211-7720	月曜から金曜 9時30分～12時 13時～16時30分	弁護士による20分以内の無料電話相談 面談や出張相談可能
公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 神奈川県支部	045-663-9180 045-640-4345	電話による相談 月・金 15時～17時 水 10時～12時 面談による相談 要予約 問合せ 平日10時～16時 面談日 水 15時～17時	後見活動を行っている司法書士による無料相談
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川	045-314-5500	電話による相談 火・木 14時～17時 面談による相談 要予約 面談日 火・木 13時～14時	後見活動を行っている社会福祉士による無料相談 出張相談も可 （初回のみ無料）
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター 神奈川県支部（かなさぽ）	045-222-8628	月曜～金曜 13時～16時	後見活動や制度の相談を行う行政書士を紹介します
東京地方税理士会 成年後見支援センター	045-315-2070	第1～第4水曜 受付 10時～11時30分、 13時～15時30分	後見活動を行っている税理士による無料相談
日本司法支援センター 法テラス小田原	0570-078311	平日9時～17時	法律の手続などの無料相談を行います
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ成年後見推進センター	045-534-6045 045-311-8873 （成年後見相談専用）	月曜～金曜 9時～17時 電話相談可	成年後見制度に関する無料相談 必要に応じて弁護士による専門相談につなぎます

お近くの公証役場

名称	電話番号	窓口	住所
小田原公証役場	0465-22-5772	9時～17時	小田原市栄町 1-8-1 Y&Y ビル6階
平塚公証役場	0463-21-0267	9時～17時	平塚市代官町 9-26 M宮代会館 4 階
厚木公証役場	046-221-1813	8時30分～17時15分	厚木市中町 3-13-8 アイリスヴェール 141

成年後見制度 Q&A

1 詳しい手続きや費用など、何を見ればわかりますか？

家庭裁判所の**「申立ての手引」**に詳しく掲載されています。
パソコンをご利用の方は、以下のページからご覧いただけます。

①検索

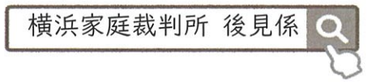

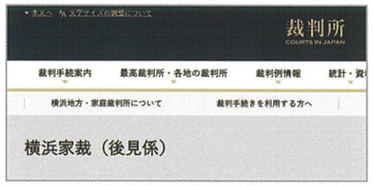

②「後見制度のご利用をお考えの方へ」の
「成年後見・保佐・補助開始の申立て」を
クリック

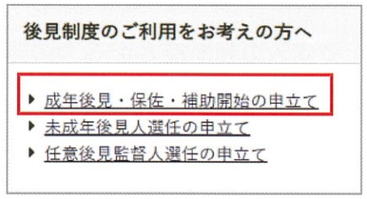

③「手続きの流れ」の
「2 後見（保佐、補助）開始の
申立ての手引」をクリック

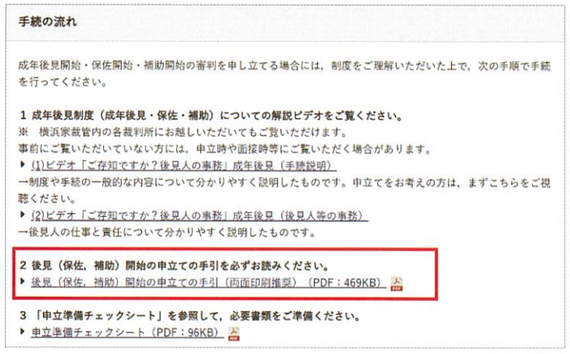

※相談窓口にて印刷したものをお渡しすることも
できます。ご不明な点がございましたら、まずは
お気軽にご相談ください。

画像引用元：
裁判所ホームページ 横浜家裁（後見係） ※サイトの記事は、変更になる可能性があります。
https://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasaikouken/index.html

2 申立を取り下げることはできますか？

申立をすると、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができません。

3 成年後見人等はどのような仕事をしますか？

「身上保護」と「財産管理」の2つがあります。

身上保護

ご本人や関係者と面談や連絡をし、生活の状況を確認します。福祉、介護、医療サービスを利用する手続きを行います。

具体的には
- 行政への申請、事業者との契約
- 利用料の支払い等
- 入所施設や在宅生活を続けるための検討

財産管理

ご本人の資産や負債、収入や支出等の内容を的確に把握し、ご本人が必要とする支出を行い、資産を維持していくことです。

具体的には
- 通帳、印鑑等の管理
- 収入や支出の管理
- 現金、預貯金、不動産等の管理等

● 裁判所は、後見人等が「身上保護」「財産管理」を適切に行っているのか、将来にわたって監督します。ご本人の利益に反して財産を処分することができません。

後見人等の仕事に含まれないこと
- 介護や買い物や掃除、洗濯などの家事
- 入院、入所時の身元引受、身元保証
- 手術などの医療行為の同意 ・養子縁組、結婚、認知等の身分行為
- ご本人の死後の葬祭、埋葬等の死後手続き など

後見人等の仕事の終了
- 基本的にご本人が亡くなるまで続きます。
- ご本人が死亡した場合は、相続人に対して、ご本人の財産の引継ぎを行います。

4 成年後見人等への報酬は必要ですか？

後見人等が家庭裁判所に報酬を請求した場合、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われます。なお、法定後見制度を利用する際には、必要な経費を助成している市町もあります。くわしくは、お住まいの市町窓口にお問い合わせください。

資料書式21 / 476 ページ

日常生活の中でこんな経験や将来困りそうな項目はありますか？思い当たることにチェックを入れてみましょう。

- ☐ お金や書類の管理が苦手で、つい何度も同じものを買ったり使いすぎてしまう。
- ☐ 日常生活に必要な支払い（公共料金、食料、日用品等）を忘れることがある。
- ☐ 自分に必要な福祉サービスの内容、費用などを理解し、自分で選んで契約することができない。
- ☐ 通帳や印鑑、キャッシュカード、保険証などをたびたび紛失する。
- ☐ 大事なお知らせや手続き等の手紙を理解することが難しい。
- ☐ 家族や親族が亡くなった時に、手続きを自分でしたり、誰に依頼したら良いか分からない。

当てはまる項目があれば、まずはお近くの窓口へご相談ください。

日常の手続きや金銭管理にお困りの場合は…

日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方へ、日常生活の範囲内で、預金の出し入れや公共料金の支払、福祉サービス等の手続きを行います。ご本人の意思に基づき、支援の計画を立てて、市町社会福祉協議会が、ご本人と契約をします。

あしがら成年後見センターでは、次のような支援を行っています

成年後見制度の相談

権利擁護に関する相談に対し、成年後見制度の利用を検討し、申立手続きなどの支援等につなげます。

申立の手続支援

家庭裁判所に申立てをする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認などの支援を行います。

後見人等の支援

親族等が成年後見人等に選任された後の後見業務について相談をお受けします。

広報・講演会・研修会

成年後見制度の理解を深められるよう、講演会や研修会等を開催します。ご依頼に応じて、出前講座など随時開催します。

専門職との連携

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関すること等、弁護士や司法書士が相談をお受けいたします。

法定後見制度とは

ご本人の判断能力が不十分になった場合、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度

- ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の３種類があります。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
	重要な財産管理を一人ですることが不安な方	日常の買い物は一人できるが、重要な財産管理等はできない方	日常の買い物も一人ではできない方
援助者	補助人	保佐人	成年後見人

- ご本人の判断能力が３つの類型のどこに該当するかは、最終的には家庭裁判所が決定します。
- 成年後見人等の選任は、家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
  成年後見人等は、親族のほか、福祉や法律の専門家（社会福祉士、司法書士、弁護士等）、福祉関係の法人、市民後見人（専門的な研修を受けた地域の人）が選ばれます。
  なお、誰を成年後見人等に選任するのかという家庭裁判所の判断については、不服申立てはできません。

手続きの流れ

手続の相談

↓

申立て前の準備
- 申立のための書類を作成する
- 申立の方法→書類を郵送する

↓

家庭裁判所に申立て
- 申立できる人→ご本人、配偶者、四親等以内の親族、ご本人の判断能力が乏しく、親族もいない場合は「市町村長」

↓

家庭裁判所にて審判手続き
- 必要に応じて、ご本人の判断能力の鑑定、調査官による調査が行われる。

↓

審判 → 成年後見の登記 → 支援の開始

回覧

松田町社会福祉協議会

あんしんセンター

松田町社会福祉協議会あんしんセンターは、高齢の方や障害を持つ方が、住みなれた地域で安心して生活ができるよう **３つの事業** を行い、暮らしをサポートいたします。

事業① 日常生活自立支援事業

認知症や障害等により判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや、医療費や福祉サービス、公共料金の支払いなど金銭管理などを行います。また、大切な書類（年金証書や通帳など）の預かりを行います。

事業② 法人後見事業

認知症や障害等により判断能力が十分でない方に代わり、本会が後見人等として福祉サービスの契約や財産の管理などを行います。

事業③ 終活支援サービス事業

令和７年１月より開始

身近に頼れる親族などがいない方を対象に、契約に基づき、定期的な見守りや、ご自身が亡くなった後の葬儀等の手続きを行います。また必要に応じて借家等契約の解除と家財等の処分を行います。（費用につきましては、あらかじめ預託金として契約時にお預かりします。）

ご相談・お問い合せ

相談は無料です

お気軽にどうぞ！

（それぞれの事業について、対象条件等がございます）

社会福祉法人松田町社会福祉協議会

所在地　松田町松田惣領17－２　松田町健康福祉センター内

電話　0465-82-0294　FAX　0465-82-9241

受付時間　月～金（祝祭日、年末年始を除く）　8時30分～17時15分

松田町社会福祉協議会あんしんセンター

参加費無料

そなえてあんしん

終活講座

～最後まで自分らしく生きるためにできること～

急なご病気による入院や施設入所など、将来に向けて備えるべきこと、遺言書や相続など必要な手続き、また成年後見制度などについて、事例をまじえながらわかりやすくお話します。

日時 令和7年2月27日(木)
午後1時30分～3時　(受付：午後1時より)

会場 松田町生涯学習センター　1階　展示ホール

講師 千木良　正　氏　弁護士・社会福祉士

千木良　正 氏

事前申込制 先着50名

申込み・お問い合わせ

(福) 松田町社会福祉協議会
所在地　松田町松田惣領17－2　松田町健康福祉センター内
電話　0465-82-0294　FAX　0465-82-9241

下の申込書に記入して松田町社会福祉協議会へお持ちいただくか、お電話・ＦＡＸでも受け付けしています。

キリトリ

松田町社会福祉協議会 あんしんセンター 終活講座 申込書

お名前　　所属等

ご住所

電　話

下記二次元コードからもお申込みいただけます

松田町社会福祉協議会
松田町あんしんセンター

発行・編集　社会福祉法人松田町社会福祉協議会
〒258-0003　神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 17-2
松田町健康福祉センター内
TEL **0465-82-0294**　FAX 0465-82-9241

ご相談お待ちしております

相談時間　月曜日～金曜日　**8：30 ～ 17：15**（土日・祝日・年末年始はお休み）

相談無料　秘密はお守りいたします

～未来のための～

終活支援サービスのご案内

松田町あんしんセンター

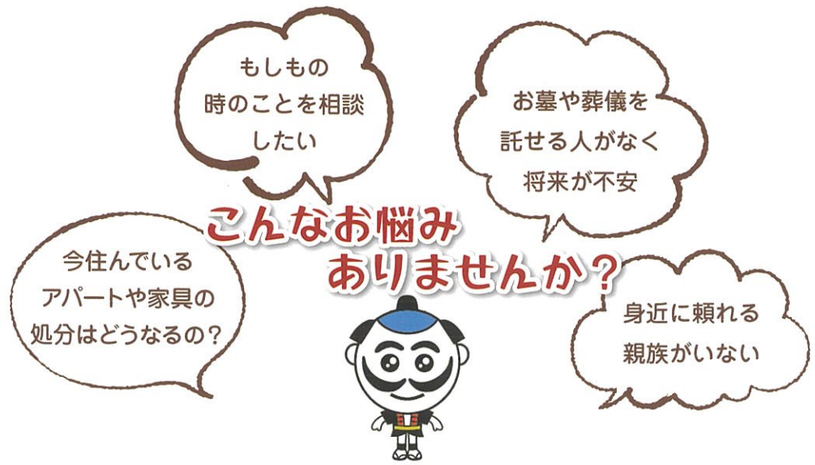

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

松田町あんしんセンター「終活支援サービス」とは

松田町にお住まいの一人暮らしの方を対象に、ご自身が亡くなった後の葬儀・納骨、行政機関などへの届出、公共料金の精算などを、予めお預かりしたお金の範囲内で行うサービスです。

■ 対象となる方

※右記のすべてに該当する方を対象とします

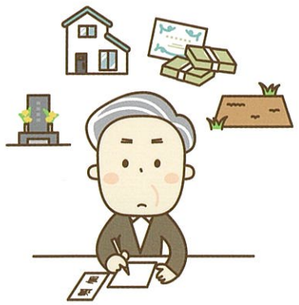

1. 松田町に住所を有し、居住している一人暮らしの方
2. 満65歳以上の方で支援可能な家族がいない方
3. 事業の契約内容を理解する事ができる判断能力がある方
4. 生活保護を受給していない方
5. 負債がない方
6. 契約時に必要な預託金が支払える方

◎利用条件に当てはまらない方には、他の制度等のご紹介をさせていただいておりますので、まずはご連絡ください。

■ 契約時に必要な費用

① 初期事務手数料 20,000円（税込）

② 年間利用料 12,000円（税込）／年

③ 預託金① 200,000円以上

（死後事務費用）死後事務経費（死亡時の支払い）
入院費・入所費用等

④ 預託金② 業者見積額

（葬儀・火葬・納骨等の費用）

オプション 預託金③ 業者見積額

（家財処分費用等）

執行費報酬

預託金①、②及び③の合計金額の１割若しくは5万（税込）のいずれか低い方を執行報酬としていただきます。

■ サービス内容

❶ 定期的な見守りサービス

利用者の状況に応じた、定期的な電話連絡や自宅の訪問を行います。

❷ 死後事務手続きサービス

利用者の亡くなった後の、必要経費の支払い、行政官庁への諸届け、葬儀・納骨等必要な手続きを行います。

オプションサービス

アパート等の解約、家財等の処分

自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分を行います。

■ 契約までの大まかな流れ

相談 松田町社会福祉協議会にご連絡ください。面談の日程を調整します。（相談は無料）

↓

面談 あなたの現在の状況や、死後に関する困りごと・希望をお聞きします。
※面談は数回行うことがあります。

↓

申込 必要書類を添付し、申込書を提出していただきます。
※申込書、必要書類の内容を確認・審査をします。

↓

契約準備 支援内容を検討し、計画書を作成します。預託金額を確定するために、葬儀・埋葬費用等の見積もり等の準備をしていただきます。

↓

契約 あなたと松田町社会福祉協議会が契約を結びます。預託金等の入金確認後にサービス開始となります。

契約準備からサービス開始まで

３～６カ月程度

松田町社会福祉協議会

終活支援サービス事業と立ち上げ経緯について

令和７年９月９日（火）

社会福祉法人松田町社会福祉協議会　青木　淳子

報告の流れ

1. 松田町の概要
2. 松田町社会福祉協議会の概要
3. あんしんセンター（終活支援事業）について
4. 終活支援サービス事業立ち上げまで
5. 事業概要
6. 課題・まとめ

1 松田町の概要

【松田町の概要】

- 神奈川県西部
- 東名高速　大井松田ＩＣ
- 小田急線・JR御殿場線

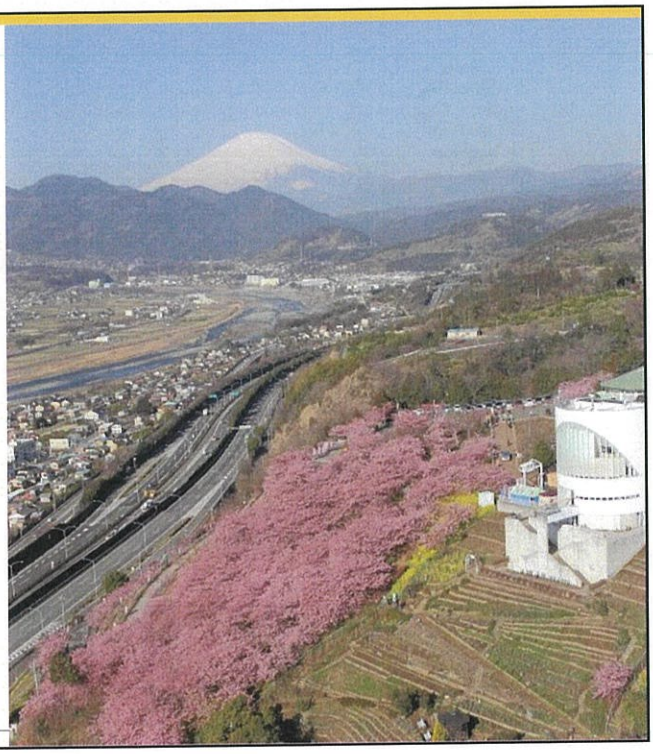

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

1 松田町の概要

【松田町の概要】※令和7年7月末時点

- 人口：10,231人
- 世帯数：4,577世帯
- 高齢化率：35.6％
- 生活保護率：17.6‰

- 町内の大部分が山林で、市街地の「松田地区」と山間部の「寄地区」に分かれている。
- 昔ながらの一軒家が多い一方でアパートや借家も多く、近隣地域と比較し独居高齢世帯が多い。

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

2 松田町社会福祉協議会の概要

松田町社会福祉協議会の概要

職員総数：14人（正規職員5人、嘱託職員2名、非正規職員7人）

主な事業（令和7年度）

地域福祉活動事業・小地域福祉ネットワーク事業
ボランティアセンター事業・生活支援コーディネーター
居宅介護支援事業・障害者相談支援事業・当事者団体支援
生活福祉資金・共同募金事業・健康福祉センター指定管理業務
あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、終活支援サービス）　等

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

3 あんしんセンター（終活支援事業）について

あんしんセンター（終活支援事業）について

活用！

（厚生労働省）
持続可能な権利擁護支援モデル事業　総合的なパッケージ支援

町より申請

社協への業務委託 令和６年度「権利擁護支援事業業務委託」

委託額：4,076,600円

【内容】
①日常生活の支援　安否確認等の見守り等
②終活に関する相談窓口の設置
③死後の事務支援

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

3 あんしんセンター（終活支援事業）について

松田町社会福祉協議会
あんしんセンター

松田町社会福祉協議会あんしんセンターは、高齢の方や障害を持つ方が、住みなれた地域で安心して生活ができるよう3つの事業を行い、暮らしをサポートいたします。

事業❶ 日常生活自立支援事業
認知症や障害等により判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや、医療費や福祉サービス、公共料金の支払いなど金銭管理などを行います。また、大切な書類（年金証書や通帳など）の預かりを行います。

事業❷ 法人後見事業
認知症や障害等により判断能力が十分でない方に代わり、本会が後見人等として福祉サービスの契約や財産の管理などを行います。

事業❸ 令和7年1月より開始 終活支援サービス事業
身近に頼れる親族などがいない方を対象に、契約に基づき、定期的な見守りや、ご自身が亡くなった後の葬儀等の手続きを行います。また必要に応じて借家等契約の解除と家財等の処分を行います。（費用につきましては、あらかじめ預託金として契約時にお預かりします。）

ご相談・お問い合せ
相談は無料です
（それぞれの事業について、対象条件等がございます）
社会福祉法人松田町社会福祉協議会
所在地 松田町松田惣領17－2 松田町健康福祉センター内
電話 0465-82-0294 FAX 0465-82-9241
受付時間 月～金（祝祭日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分
お気軽にどうぞ！

令和7年1月～
松田町社協あんしんセンターは
「3つの事業」で地域をサポート！

事業❶ 日常生活自立支援事業
認知症や障害等により判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや、医療費や福祉サービス、公共料金の支払いなど金銭管理などを行います。また、大切な書類（年金証書や通帳など）の預かりを行います。

事業❷ 法人後見事業
認知症や障害等により判断能力が十分でない方に代わり、本会が後見人等として福祉サービスの契約や財産の管理などを行います。

事業❸ 令和7年1月より開始 終活支援サービス事業
身近に頼れる親族などがいない方を対象に、契約に基づき、定期的な見守りや、ご自身が亡くなった後の葬儀等の手続きを行います。また必要に応じて借家等契約の解除と家財等の処分を行います。（費用につきましては、あらかじめ預託金として契約時にお預かりします。）

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

終活支援サービス立ち上げの経緯

✓ 町からの打診（令和5年10月）

空き家対策の一環で終活事業、相談窓口を設置してほしい！

空き家処分は専門家でないと対応できないため
相談窓口の設置を検討する

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

資料書式30 / 476 ページ

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

終活支援サービス立ち上げの経緯

☑ 終活事業の内容の理解（神奈川県社協からの情報提供）

令和３年２月
神奈川県社協作成
「終活支援事例集」を参照

令和６年３月９日
神奈川県社協開催
「身元保障、死後事務に関する情報交換会」に参加し、先行事例の情報を得ることができました。

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

終活支援サービス立ち上げの経緯

☑ 法人後見事業の経験

令和2年に開始した法人後見事業を通して死後事務等の経験を積み重ねてきました。

- ☑ 葬儀・火葬の手配
- ☑ 家財撤去
- ☑ 行政官庁への届出
- ☑ 未払い金の支払い など

（受任件数延べ6名、現在3名）

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

事業開始に向けたスケジュール

1 令和５年１２月
町内７５歳以上の一人暮らし高齢者（２８５世帯）へのアンケートの実施

2 令和６年２月～
町民生委員児童委員、介護支援事業所などへのニーズ調査

3 令和６年３月
アンケート集計・分析

4 令和６年４月
終活支援事業実施の他社協への視察
（南足柄市・秦野市・相模原市）
※研修への参加

5 令和６年６月
サービス内容の検討、素案の決定

6 令和６年７月～
事業検討会議の開催
理事会事業部会での検討

7 令和６年１２月～
作成した実施要綱が理事会で承認される

8 令和７年１月～
事業開始・周知

★アンケート調査から約１年で事業開始

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

ニーズ調査　アンケートの実施（令和5年12月～）

◎町内７５歳以上一人暮らし高齢者へのアンケート

対象：２８５世帯（内回答１１８名）
方法：年末たすけあい慰問品の配布と併せて、
民生委員に回答用紙の届けを依頼

◎関係機関へのニーズ調査

対象：民生委員児童委員(33名)、居宅介護支援事業所、
地域包括支援センター、相談支援事業所等 計９か所

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

ニーズ調査　アンケートの結果

高齢者、内６割が「終活」について興味があると回答

「時々を見守りをしてほしい」、「救急搬送時の同乗」、
「入院入所の際の緊急連絡先」を希望する声が多数

終活に関する相談窓口の必要性は民生委員・関係機関が希望

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

実施社協への視察等（令和6年4月～5月）

【視察先】

- 南足柄市社協（訪問）
- 秦野市社協（訪問）
- 相模原市社協（オンライン）

【調査項目】

- 対象者（在住・資産要件等）
- 立ち上げまでの流れ
- 人員体制
- 財源等

【エンディングノート】

上記３社協ほか川崎市社協作成のものを参考

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

事業検討会議（２回開催）

委員構成　※法人後見審査会委員と兼任

弁護士	司法書士	精神科医	学識経験者	町福祉課長	オブザーバー 南足柄市社協担当 （中核機関）

検討内容

第１回目内容：事業立ち上げ経緯、スケジュール、事業内容の確認等
第２回目内容：実施要綱、審査会設置要綱、諸規定、書式
対象者の範囲、預託金の支払い、
エンディングノートの取り扱い等

4 終活支援サービス事業立ち上げまで

研修への参加

事務局内の共通理解が必要！

成年後見利用促進体制整備研修【総合的な権利擁護支援策に関する研修】
内容：身寄りのない高齢者等支援に関するもの
参加者：５名（オンライン）

老後１人難民問題と地域の取り組み
テーマ：個・孤の時代の高齢期～誰もがおひとりさまになる時代
講師：日本総研 沢村氏
参加者：３名 （小田原市）

厚労省　持続的な権利擁護モデル事業
令和６年度モデル事業実施自治体等連絡会（全４回）
参加者：２名 （オンライン）

5 事業概要

チラシ・パンフレット・あんしんノート（エンディングノート）の作成

松田町社協HPに記載しております！
http://matsudasyakyo.or.jp/anshin

SCAN HERE

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

5 事業概要

サービス内容

◎定期的な見守りサービス
定期的な電話連絡や自宅訪問
必須

◎死後事務手続きサービス
葬儀・火葬・納骨、入院・入所等の精算、
行政官庁への届け、ライフラインの解約など
必須

○オプションサービス
アパート等の解約、家財等の処分

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

5 事業概要

契約時に必要な経費

基本料金

初期事務手数料　20,000円
年間利用料　12,000円 / 年

執行報酬

預託金①②及び③の合計額の１割、
または５万円のいずれか低い方

預託金

1 死後事務費用（入院・入所等の費用を想定）
200,000円以上

2 葬儀・火葬・納骨費用
業者見積額

3 オプション（家財処分費用）
業者見積額

5 事業概要

対象者

以下の条件をすべて満たす方が対象になります。

審査会にて契約の可否の判断を行います。

- 松田町に住所を有し、居住している１人暮らしの方
- 満６５歳以上で支援可能な家族がいない方
- 事業の契約内容を理解できる判断能力がある方
- 生活保護を受給していない方
- 負債のない方
- 契約時に必要な預託金が一括で支払える方

5 事業概要

契約までの大まかな流れ

- **相談**
- **面談** 現状や困りごと、希望の確認
- **申し込み** 必要書類を添付し申込書を提出する
  - 申込書、戸籍謄本、住民票、収入のわかる書類
  - 調査等同意書、引受人指定書兼同意書
  - ※居住にかかる契約書
- **契約準備** 支援内容を検討し計画書作成
  葬儀・埋葬費用等見積書の準備（同行可）
- **審査会（必要に応じて）**
- **契約** 預託金の入金確認後にサービス開始

契約準備から
サービス開始まで
3～6ヶ月

5 事業概要

実施体制

✓人員体制・・・主担当１名ほか常勤職員でカバーできる体制

町との予算折衝 / 審査会事務 / 緊急時の対応（ケアマネ） / 死後事務

バックアップ体制

あしがら成年後見センター（南足柄市社会福祉協議会）
顧問弁護士からの専門的助言（月1回のMTGと随時メール）
法人後見審査会委員による専門的助言

5 事業概要

事務に関すること

POINT **要綱**

◎サービス実施要綱
◎審査会設置要綱

POINT **要領**

○事務取扱要領
○預託金管理事務取扱要領

5 事業概要

事務に関すること

1 判断能力の確認

- 本人と面談し、サービスの内容を理解しているか繰り返し確認するほか、関係機関と情報共有を図る。
- サービス提供に係る理解が難しい場合、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を検討する。

2 公正証書遺言について

- 公正証書遺言は引受人がいない場合作成してもらう

5 事業概要

相談対応実績

現在までに契約はありませんが、数件相談がありました。

01 90代女性 相 葬儀・納骨（墓地契約済） 借地にある建物の処分について 対 → 士業を紹介（立会い） 士業と契約締結	02 80代女性 相 住み替え（自宅を担保に） 対 → ニーズが事業内容と異なる ため相談終了
03 80代女性 相 緊急時の対応（子どもと不仲で 知人にお金を渡している） 対 → 子どもとの交流がある ことが判明し相談終了	04 80代女性 相 葬儀と納骨（納骨堂契約済） 対 → 対象要件に該当したため必 要書類を渡す。数日後、介 護が必要になったら使いた いと判断し辞退

5 事業概要

契約準備ケース

８０代男性のケース

- 本会ケアマネジャーが関わっている（要支援２）
- 家族の納骨、自分の葬儀について相談
- 昨年１０月に初回相談のため訪問。面接だけでは
明確の意思を確認できなかった　→　一旦保留
- バイクの処分後、自分で金融機関に行くことや支払いが困難になる
- 日常生活自立支援事業に繋がり月１回の支援を重ねる（５月～）
関係性が構築されたこともありサービスの利用意思が確認できた

現在、契約に向けて準備を進めているケースです！

5 事業概要

事務に関すること

3 預託金の管理

- 専用口座を開設して管理を行う
- 死後残った預託金は引受人に渡す。公正証書遺言は引受人がいない場合作成してもらう

4 緊急時の備えとして

A4自宅掲示用と名刺サイズ

- 本会との契約していることがわかる**登録カード**を作成し、発見しやすい場所に保管してもらう。
  同時に遺言執行者または引受人に送付する。

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

5 事業概要

普及啓発活動（講座、研修会）

令和７年２月に顧問弁護士による終活講座を開催しました。

６０名の参加があり、終活や死後事務に関する関心の高さがうかがえました。

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

6 課題・まとめ

事業に期待する効果

1. 公共性のある社協が定期的な「見守り」を行うことにより高齢者のサービス利用の安心感につながる
2. 終活の相談を契機に複合的、潜在的な課題の把握
3. 社会福祉協議会のPR

6 課題・まとめ

今後の課題と取り組み

POINT 身元保証サービスの実施	サービスの範囲、職員体制の整備が必要
POINT 低所得者への対応	預託金が支払えない方（分割払い等）、生活保護受給者への対応
POINT 対象外のニーズとの関わり	不動産処分など対象外のニーズへの対応や士業や専門職との連携体制
POINT 周知活動の充実	あんしんノート活用講座、町の定住少子化担当主催講座への協力 地域包括：家族介護教室での紹介
POINT 預託金の扱い	遺贈を希望した際の対応 精算時不足した場合

6 課題・まとめ

今後の課題と取り組み

実績がなく、まだまだ手さぐり状態．．．

- 研修、会議等への参加
- 先行事例からの学びが必要

社会福祉法人松田町社会福祉協議会　終活支援サービス事業実施要綱

令和７年１月１日制定

（目的）

第１条　この要綱は、松田町に在住の身寄りのない高齢者等がいつまでも安心して地域で暮らせるよう、定期的な見守りやご自身が亡くなった後の葬儀や手続きなどを行うことを目的に社会福祉法人松田町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が取り組む、終活支援サービス事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定める。

（事業内容）

第２条　本会は、松田町内に在住している一人暮らしで、身近に支援可能な親族等がおらず、自身の死後について不安を抱えている者に対して、本会が死後まで継続的に一体的な支援を行い、地域において安心して暮らすことができるようにすることを目的として、次のサービスを行う。ただし、個別支援の内容は別に定めるものとする。

（１）　定期的な見守りサービス

（２）　死後事務手続きサービス

（３）　その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス

（利用料及び預託金）

第３条　本事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、契約時に死亡に備えた預託金及び支援計画に基づくサービス利用料を本会に納入しなければならない。

２　利用料、預託金及びその他必要な執行報酬は、別表１、２のとおりとする。

３　本会は預託金の合計金額の１割（税抜）若しくは５万円（税抜）のいずれか低い方を執行報酬として受領する。

４　本会が本サービスを提供する上で必要な実費は、利用者が負担する。

５　第１９条による本契約の終了又は第２０条による本契約の解除があった場合、本会は預託金によるサービスに基づいて既に支払いを完了した金額、本契約に基づき利用者が本会に対して負担する利用料及びその他の本会への債務を差し引いた金額を利用者に返還するものとする。ただし、返還時に利用者が死亡している場合は、預託金の残額は引受人又は遺言執行者に引き渡すものとする。

６　初期事務手数料及び年間利用料は、年度途中で契約が終了した場合でも、利用者

に返還しないものとする。

7　預託金には、利息は付さないものとする。

（定期的な見守りサービス）

第４条　第２条第１号に定める定期的な見守りサービスの内容は、別表３のとおりとする。

（死後事務手続きサービス）

第５条　第２条第２号に定める死後事務手続きサービスの内容は、別表４のとおりとする。ただし、本契約締結後、本会と利用者は、合意により提供するサービスを変更することができるものとする。

2　前項の預託金によるサービス実施に伴う実費及び執行報酬が預託金額を超過する場合は、その不足額を相続財産において負担するものとし、本会が遺言執行者又は引受人から当該不足額を受領することができるものとする。

3　第１項の規定に関わらず、その他サービスの実施が困難となる事情が生じた場合は、本会は預託金によるサービスの全部又は一部を実施せず業務の完了とすることがある。なお、この場合、実施していないサービスにかかる執行報酬は発生せず、預託金の残額については第３条に従い利用者又は遺言執行者若しくは引受人に返還・引き渡すものとする。

4　本契約の内容が遺言書の内容に抵触する場合には、本会は遺言書に抵触するサービスを実施しないことがある。

（その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス）

第６条　第２条第３号に定めるその他本事業の目的を遂行するために必要なサービスの内容は、別表５のとおりとする。

2　前項の預託金によるサービス実施に伴う実費及び執行報酬が預託金額を超過する場合は、その不足額を相続財産において負担するものとし、本会が遺言執行者又は引受人から当該不足額を受領することができるものとする。

3　第１項の規定に関わらず、その他サービスの実施が困難となる事情が生じた場合には、本会は預託金によるサービスの全部又は一部を実施せず業務の完了とすることがある。なお、この場合、実施していないサービスにかかる執行報酬は発生せず、預託金の残額については第３条に従い利用者又は遺言執行者若しくは引受人に返還・引き渡すものとする。

4　本契約の内容が遺言書の内容に抵触する場合には、本会は遺言書に抵触するサービスを実施しないことがある。

（対象者）

第７条　本事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）　松田町に住所を有しかつ居住している一人暮らしの者
（２）　満６５歳以上の者で支援可能な家族がいない者
（３）　事業の契約内容を理解することができる判断能力を有している者
（４）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けていない者
（５）　負債がない者
（６）　契約時に必要な預託金の一括払いができる者

２　前項の規定に関わらず、本会会長（以下「会長」という。）が、特に適当であると認めた者は、対象者とすることができる。

３　本会の支援が困難であると認められる者については、他制度又は専門職への仲介等適切な対応をするものとする。

（利用申込み）

第８条　利用者は、利用申込書（第１号様式）に第１号から第５号までに定める書類等を添付するとともに、第６号から第８号までに該当する事由がある場合には必要事項届出書（第２号様式）に必要書類を添付して提出するものとする。

（１）　戸籍謄本（申込日前３カ月以内に発行されたもの）の写し
（２）　住民票（マイナンバーの記載のないもの。世帯全員の記載があるもの。申込日前３カ月以内に発行されたもの）の写し
（３）　収入が分かる書類（課税証明書、確定申告書、年金振込通知書等）
（４）　調査等同意書（第３号様式）
（５）　引受人指定書兼引受人同意書（第４号様式）
（６）　財産管理を第三者に委任している場合は、受任者に関すること
（７）　遺言を作成している場合は、遺言執行者に関すること
（８）　財産の撤去、処分を委託している場合は、財産の委託先に関すること

２　契約締結後に前項の届出事項及び添付書類の内容に変更があった場合及び成年後見人、保佐人、補助人が新たに選任された場合又は任意後見契約が締結された場合は、速やかに届出事項変更申出書（第５号様式）を提出するものとする。

３　その他会長が本事業実施の利用申込みに関して、必要とする書類を提出するものとする。

（引受人の指定）

第９条　利用者は自身の法定相続人から、引受人を指定しなければならない。引受人が不在の場合は、公正証書遺言により利用者の死亡時の財産の処分等について定めるとともに、遺言執行者を定めておかなければならない。

２　引受人に指定された者は、本会に引受人指定書兼引受人同意書（第４号様式）を提出しなければならない。

3　引受人は、利用者の死亡時に預託金の全部又は一部を引き受けるものとする。

（対象者該当要件の調査等）

第１０条　本会は第８条による利用申込みを受け付けたときは、第７条第１項各号について、必要に応じて利用者の生活状況や経済状況等を調査することができる。

2　利用者の判断能力に疑義が生じたときには、必要に応じて医師による診断を求めることができるものとする。

（審査会の設置）

第１１条　会長は、第７条第１項各号に定める要件に疑義が生じた場合、松田町終活支援サービス事業審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴取し、サービス提供を決定することができる。

2　会長は、第７条第２項の決定及び第２０条第１項の決定に当たっては、審査会の意見を聴取するものとする。

3　前項に規定する審査会の運営に関して必要な事項は、要綱で定める。

（サービス提供の決定）

第１２条　本会は、利用者に対するサービス提供を決定したときは、終活支援サービス事業承認通知書（第６号様式）を当該利用者に交付する。

2　本会は、利用者に対するサービス提供を行わない旨の決定をしたときは、終活支援サービス事業不承認通知書（第７号様式）を当該利用者に交付する。

（契約の締結）

第１３条　本会は、契約内容を明らかにした上で、利用者にその内容を説明し、了解を得た上で契約を締結する。契約の終了及び解除については、第１９条及び第２０条に定める。

（契約の発効）

第１４条　本事業は、契約後、別表１及別表２に定める期日までに利用者が利用料金及び預託金を支払い、本会が利用料金及び預託金の振込の確認後に契約が発効する。

（契約の有効期間）

第１５条　前条の契約（以下「本契約」という。）の有効期間は、契約の発効日から発効日翌日後における最初の３月３１日までの期間とし、本会又は利用者が期間満了の１カ月前までに更新しない旨の通知をしなかったときには、自動的にさらに１年間継続するものとする。その後についても同様とする。

（支援計画）

第１６条　本会は、本契約を締結するに当たり、利用者の同意を得て終活支援サービス事業支援計画（第８号様式。以下「支援計画」という。）を作成する。

2　本会は、利用者の状況変化又は希望に応じて、支援計画（第８号様式）を変更す

ることができる。

3　本会は利用者の判断能力の低下等により、日常生活を営むことが困難であると判断した場合には、成年後見制度等の必要な制度を利用できるように、支援を行うものとする。

（住居への立入り）

第１７条　利用者は、本会が本事業に定めるサービスを提供するために必要がある場合は、利用者の住居に立ち入ることを承諾するものとする。

2　前項の立入りの場合に、鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は利用者が負担するものとする。

（相続人の探索）

第１８条　本会は、利用者の相続人の所在を探索する義務を負わないものとする。

（契約の終了）

第１９条　本契約は、利用者の解除申出書（第９号様式）による申し出又は次の各号の要件のいずれかに該当することとなったときに終了するものとする。

（１）　利用者に成年後見人、保佐人、若しくは補助人が選任され、その成年後見人等が解約を申し出たとき。

（２）　利用者に任意後見監督人が選任され、任意後見人が解約を申し出たとき。

（３）　松田町外に転居又は小田原市、秦野市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町外の施設に入所したとき。

（４）　生活保護の受給が開始されたとき。

（５）　利用者が死亡し、死後事務の終了が確認できたとき。

2　本会は、本契約が終了した場合、前項第５号を除き、契約終了・解除通知書（第１０号様式。以下「契約終了・解除通知書」という。）を利用者に交付するものとする。

（契約の解除）

第２０条　本会は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約を解除することができる。

（１）　別表１に掲げる初期事務手数料、年間利用料及び別表２に掲げる預託金を期限までに支払わず、催告後２週間以内に支払わないとき。

（２）　本会が利用者の居住実態を把握できなくなったとき。

（３）　利用者の契約違反その他不正行為等により、本会が本契約を続行することができなくなったとき。

（４）　引受人となりうる親族等が支援可能となったとき。

（５）　本会と利用者の間に、信頼関係を維持し難い事由が生じたとき。

（６）　紛争が発生し、本契約の履行が困難となったとき。

２　会長は、契約の解除に当たって、審査会の意見を聴取し決定する。

３　本会は、本契約を解除する場合、契約終了・解除通知書（第１０号様式）を利用者に交付するものとする。

（個人情報の開示）

第２１条　利用者は、利用者が居住する家屋の賃貸人又は管理についてその委託を受けた者、若しくは福祉関係団体又は行政機関の求めにより、本契約の内容のうち必要な情報を本会がこれらの者に開示することを承諾するものとする。

２　利用者は引受人に対して支援契約の内容を開示することを承諾するものとする。

（個人情報の取得）

第２２条　利用者は、本会に対して、事業の実施において次の各号に掲げる事項を承諾するものとする。

（１）　本会が関係機関に利用者の居住状況を問い合わせること。

（２）　本会が引受人に対して、引受内容の確認をとること及び必要に応じて連絡をとること。

（３）　本会は、利用者に関する医療情報等について、利用者の事前同意に基づき必要な範囲で関係機関等に対して情報の開示を求めること。

（個人情報の保護）

第２３条　本会は、利用者及び利用者の世帯等の個人情報の保護に十分に留意しなければならない。本契約の終了後も、また同様とする。

２　本会は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、みだりに他人に閲覧させ、又はその写しを提供してはならない。

３　本事業の実施に携わる本会の職員は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由が無く、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（苦情相談窓口）

第２４条　本会は利用者からの苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

（疑義の解決）

第２５条　本契約に関して疑義が生じたときは、利用者及び本会の間で協議を行うこととする。

（委任）

第２６条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

別表１　利用料金（第３条関係）

項　目	金　　額	備　考
初期事務手数料	２０，０００円	契約時の支払い
年間利用料	１２，０００円	契約時及び年度ごとの支払い

※留意事項

・初期事務手数料は、契約月に関わらず上記の金額となります。
・初年度の年間利用料は、契約月により、月額１，０００円の月割りとなります。
・年間利用料は、契約締結時を除き、毎年、４月末日までに同年度分を支払うものとします。
・年度途中の契約締結時の年間使用料は、契約締結時の翌月末日までに同年度分を支払うものとします。
・年度途中での契約の終了又は解除があった場合でも、年間利用料の返金はできません。
・年間利用料には、定期的な見守りサービス利用料、利用者からの相談費用も含まれます。

別表２　基本料金表（第３条関係）

区　　分		金　　額	預託金の積算内容
預託金	必要経費等の支払い 行政官庁等への諸届け	２００，０００円 以上（A）	死亡後の債務の支払い見込額
	葬儀・納骨等の実施	業者見積額等 （B）	希望する葬儀・納骨等の見込額
	自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分	業者見積額等 （C）	自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡しに必要な残存家財の処分及び原状回復にかかる見込額(仏壇、神棚等がある場合はその処分費も含む)
執　行　報　酬		５０，０００円以下	（A）、（B）及び（C）の合計金額の１割若しくは上限５万円のいずれか金額の低い方

※留意事項

・預託金の分割支払いはできません。一括支払いとなります。
・預託金は、契約締結時の翌月末日までに支払うものとします。
・契約後に葬儀・納骨等の内容の変更、居住場所の変更及び残存家財の増減があった場合は、預託金の再調整をする場合があります。
・必要経費等の支払い・行政官庁等への諸届けの預託金（A）と葬儀・納骨等の実施の預託金（B）と自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分の預託金（C）は、必要に応じて相互に流用して使用することがあります。
・執行報酬は、預託金として預かり、死後事務手続きサービス及びその他本事業の目的を遂行するために必要なサービス執行後に本会が受領します。

別表３　定期的な見守りサービス（第４条関係）

内　　容
○月１回の電話連絡及び半年に１回の自宅訪問 ・自宅訪問時には、身体状況の確認、エンディングノートの内容確認・契約内容の確認

※留意事項

・定期的な見守りサービス利用料は年間利用料に含みます。

・訪問した月においては、電話連絡をしないことがあります。また、利用者の事情により、本会が電話、訪問をすることができないことに合理的な理由がある場合は、本会は本サービスを提供しないことがあります。

・相談内容に応じて、関係機関等へつなぐ場合があります。

別表４　死後事務手続きサービス（第５条関係）

（１）必要経費等の支払い

内　　容
○利用者が生前に、賃貸住宅、入所施設、病院、公共サービス等を利用して生じた債務のうち、本会が確認できたものの支払い

※留意事項

・敷金の返還が生じた場合等は、受け取りにかかる手続きを遺言執行者又は引受人に引き継ぎます。

（２）行政官庁等への諸届け

内　　容
○行政官庁等への連絡及び手続き ・マイナンバーカード、住基カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等の返却、年金事務所への死亡連絡、葬祭費の請求手続き ○公共サービス等の事業者への連絡及び手続き ・電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話、新聞、ＮＨＫ、インターネット等のうち、本会が確認できた事業者への死亡連絡 ○個人加入保険等の事業者への連絡 ・生命保険、傷害保険、火災保険等の事業者への死亡連絡 ○死後事務に必要な郵便物の受取り及び転送先の引き受け ○その他、本会が必要と認めた内容

※留意事項

・相続人が実施できる場合は、相続人にお願いすることがあります。
・手続きについては、法律の規定等により本会による手続きを相手方が受け付けない場合があり、その場合は相続人等にお願いすることがあります。
・公的年金、医療保険、介護保険の過払金が生じた場合等は、受け取りにかかる手続きを遺言執行者又は引受人に引き継ぎます。
・公共サービス等の事業者への連絡及び個人加入保険等の事業者への連絡は、事前に連絡先のリストが必要です。なお、保険等の解約手続きは行いません。
・上記サービスを行うに際して、実費（郵送料、運賃、交通費等）が発生した場合も、執行費用を除く預託金をこれに充て、残余の預託金は引受人又は遺言執行者に返還します。
・生命保険の解約・銀行口座の凍結等の金融財産に関する手続きは行いません。

別表４（第５条関係）

・公的年金の過払い金の受取・未払金の支払、国民健康保険の葬祭費の受取り、医療保険、介護保険の未払金、過払金の収受は、引受人又は遺言執行者に引き継ぎます。

（３）葬儀・納骨等の実施

内　　容
・死亡時及び危篤時における病院・施設等からの緊急連絡先となる ・病室の引き払い、片付け ・葬儀社等への遺体引き取り手配 ・葬儀社等との葬儀打合せ ・引受人等関係者への連絡 ・葬儀の実施、火葬料、葬儀費用等の支払い ・埋葬、納骨等の実施 ・その他、本会が必要と認めた内容

※留意事項

・葬儀社等との葬儀打合せは見積内容を基に行います。

・見積内容のプランの廃止や見積書を取得した葬儀社の倒産等により見積内容の実現ができない場合は、別の葬儀社で実施する場合があります。

・関係者への連絡は、事前に「支援計画」の連絡先リストの作成が必要です。

・預託金によるサービスを実施せずに契約が終了した場合は、利用者（利用者の死亡の場合は引受人又は遺言執行者）に、預託金を返還します。

別表５　その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス（第６条関係）

※預託金を預託して契約した方の場合

自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分

内　　容
・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続き ・自宅の賃貸借契約の解除、明渡しに必要な残存家財処分 ・敷金等の精算手続き ・鍵の返還、住宅の明渡し ・残存家財処分時に発見した貴金属、金品等の引き渡し ・その他、本会が必要と認めた内容

※留意事項

・残存家財処分を実施するときは、相続人へ連絡する場合があります。

・残存家財の状況や見積書を取得した業者の倒産等により、見積内容の実現ができない場合は別の業者で実施する場合があります。

・特殊な事情により、預託金に不足が生じた場合は、遺言執行者又は、引受人に支払いを依頼することがあります。

・家財処分時に発見した金品等は、遺言執行者又は引受人へ引き渡します。

（第１号様式）

利用申込書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　様

終活支援サービス事業の利用を申込みます。

フリガナ		生年月日	大正　昭和 年　月　日	歳
氏　名	印			
住　所	〒			
電　話		携帯電話		
ファックス		E－mail		
収入状況	□国民年金　□厚生年金　□共済年金　□その他			
自　宅	賃　貸（□民間賃貸　□公営　□その他） 持　家（□戸建　□マンション） その他（　　）			

必要書類　本申込書及び次の書類をご提出ください。

□戸籍謄本（申込日前３カ月以内に発行されたもの）の写し
□住民票（申込日前３カ月以内に発行されたもの、マイナンバー記載のないもの、世帯全員の記載があるもの）の写し
□収入が分かる書類（課税証明書、確定申告書、年金振込通知書等）
□調査等同意書
□引受人指定書兼同意書
□必要事項申出書
□居住にかかる契約書の写し
　例）賃貸住宅居住の場合：賃貸借契約書の写し
※記入済みのエンディングノートがあれば写しをあわせてご提出ください。

（裏面へ）

＊個人情報の提供について

私は、上記事業の利用申込みに当たって、事業の実施に必要な範囲で関係機関等に対して、個人情報の開示をしたり、関係機関等から個人情報を取得することに同意します。

氏名：　　㊞

（第２号様式）

必要事項届出書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　様

終活支援サービス事業を利用するに当たり、以下の内容を届け出ます。

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿印

《記入時の注意事項》
該当する財産や委任等がない場合は、必ず該当欄にチェックしてください。

１．財産管理

□第三者に委任している財産管理の内容については以下のとおりです。
□第三者に財産管理を委任していない。

財産管理を委任している受任者の連絡先等

フリガナ		生年月日	大正　昭和　平成 年　　月　　日
氏　　名			
住　　所	〒		
電　　話		携帯電話	
ファックス		E－mail	
続　　柄			

（裏面へ）

2．遺言書

□公正証書遺言を作成している。　　□公正証書遺言を作成していない。

遺言に記載の遺言執行者の連絡先等を記載してください。
（遺言書に住所を記載の場合、住所欄は空欄で可）

フリガナ		生年月日	大正　昭和　平成 年　月　日
氏　名			
住　所	〒		
電　話		携帯電話	
ファックス		E－mail	
続　柄			

3．財産の撤去、処分

□処分の委託先や委託している人がいる。（下記のとおり・別紙添付資料のとおり）
□処分の委託先がない、委託していない。

財産の撤去、処分の委託先がある場合は、委託先の連絡先等を記載してください。

フリガナ		生年月日	大正　昭和　平成 年　月　日
氏　名			
住　所	〒		
電　話		携帯電話	
ファックス		E－mail	
続　柄			

（第３号様式）

調 査 等 同 意 書

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　様

私は当該事業を利用するに当たり、当該事業の利用要件の該当性について貴会が以下の内容等を調査する事に同意いたします。

（１）居住実態
（２）支援可能な親族の有無
（３）判断能力について
（４）生活保護受給の実態
（５）負債の有無
（６）収入や経済状況等
（７）その他事業を実施する上で必要な事項

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

生年月日　　大正・昭和　　年　　月　　日

（第４号様式）

引 受 人 指 定 書

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　様

令和　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

私は下記の者に対し、死亡時の残存財産の処理の全部又は一部と預託金の残金を同人に引き渡すよう指定します。

※引受人とは、利用者の自身の法定相続人で、利用者の死亡時に残存財産の処理の全部又は一部を引き受ける者。

氏　　名	
住　　所	〒
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日

引 受 人 同 意 書

私は、当該事業の契約に基づき、引受人となることに同意します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　印
生年月日　　大正・昭和　　年　　月　　日
電話番号
続　　柄

（第５号様式）

届出事項変更申出書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　様

終活支援サービス事業における届出事項に変更がありましたので、同事業規程第８条に基づき以下の内容を届け出ます。

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

事　項	変更前	変更後

（第６号様式）

松社協発第　　号
令和　　年　　月　　日

終活支援サービス事業承認通知

様

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長

令和　　年　　月　　日付の終活支援サービス事業の申し込みについて、下記利用者は承認となりましたので通知します。

利　用　者	住　所			
	氏　名		性別	

（第７号様式）

松社協発第　　号
令和　　年　　月　　日

終活支援サービス事業不承認通知書

様

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長

令和　　年　　月　　日付の終活支援サービス事業の申し込みについて、以下のとおり不承認となりましたので通知します。

（不承認の理由）

（第８号様式）

終活支援サービス事業　支援計画

利用者（以下「甲」とする。）と社会福祉法人松田町社会福祉協議会（以下「乙」とする。）は、終活支援サービス事業のサービス内容の詳細を以下のとおり決定します。

この支援計画の内容は、引受人に対して開示をします。

なお、令和　　年　　月　　日付終活支援サービス事業支援計画を変更・廃止します。

令和　　年　　月　　日

下線の内容は、契約時は削除し本支援計画書を契約書に添付する。以降変更があった場合は下線の内容を記載する。

（甲）
住　所
氏　名　　印

（乙）
住　所　足柄上郡松田町松田惣領１７番地２
氏　名　社会福祉法人松田町社会福祉協議会
会　長　　印

フリガナ		生年月日	大正　昭和 年　月　日		
氏　名	様				
住　所	〒		電話番号		
			携帯電話		
遺言執行者	フリガナ		電話番号		
	氏　名	様			
			携帯電話		
	住　所	〒			
サービス内容	定期的な見守りサービス	月１回の電話連絡及び半年に１回の訪問	利用料金(税込)	年間利用料に含む	
	死後事務手続きサービス	裏面のとおり		裏面のとおり	

預託金合計額	円 ※必要経費等の支払い・行政官庁などへの諸届・葬儀・納骨等の実施の全執行金額の１割若しくは上限５万円のいずれか金額の低い方を乙の執行費用とさせていただきます。		
内訳	必要経費等の支払い	円	①
	行政官庁等への諸届け	円	②
	葬儀・納骨等の実施	円	③
	自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分	円	④
	本会の執行報酬	円	①～③及び④の合計金額の１割若しくは上限５万円のいずれか金額の低い方
	預託金合計	円	①～④の合計金額

※留意事項

・預託金の分割支払いはできません。一括支払いとなります。

・契約後に葬儀・納骨等の内容の変更、居住場所の変更及び残存家財の増減があった場合は、預託金の再調整をする場合があります。

・①から④の預託金は、必要に応じて流用して使用することがあります。

・預託金のサービスの執行に基づいて乙が支払いの手続きを行った金額のうち①から④の執行費用の合計金額の１割相当（税抜）若しくは、上限５万円（税抜）のいずれか金額の低い方を執行報酬として乙が受領します。

（１）死後事務手続きサービス

①必要経費等の支払い

内　　容
甲が生前に、賃貸住宅、入所施設、病院、公共サービス等を利用して生じた債務のうち、乙が確認できたものの支払い

※留意事項

・敷金の返還が生じた場合等は、受け取りにかかる手続きを遺言執行者に引き継ぎます。

②行政官庁等への諸届け

内　　容
○行政官庁等への連絡及び手続き ・マイナンバーカード、住基カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等の返却、年金事務所への死亡連絡、印鑑登録証の返却、被爆者手帳、障害者手帳の返却、火葬料の請求手続き含む、運転免許証の返却等 ○公共サービス等の事業者への連絡及び手続き ・電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話、新聞、ＮＨＫの受信料をはじめとする公共サービス利用料等、インターネットの解約精算等のうち、乙が確認できた公共サービス等の事業者への死亡連絡 ○個人加入保険等の事業者への連絡 ・生命保険、傷害保険、火災保険等の事業者への死亡連絡 ○死後事務に必要な郵便物の受取り及び転送先の引き受け ○その他、乙が必要と認めた内容

※留意事項

・相続人が実施できる場合は、相続人にお願いすることがあります。

・手続きについては、法律の規定等により乙による手続きを相手方が受け付けない場合があり、その場合は遺言執行者又は相続人等にお願いすることがあります。

・公的年金、医療保険、介護保険の過払金が生じた場合等は、受け取りにかかる手続きを遺言執行者又は引受人に引き継ぎます。

・公共サービス等の事業者への連絡及び個人加入保険等の事業者への連絡は、事前に連絡先のリストが必要です。なお、保険等の解約手続きは行いません。

・上記サービスを行うに際して、実費（郵送料、運賃、交通費等）が発生した場合も、執行費用を除く預託金をこれに充て、残余の預託金は引受人又は遺言執行者に返還します。

・生命保険の解約・銀行口座の凍結などの金融財産に関する手続きは行いません。

・公的年金の過払い金の受取・未払金の支払、国民健康保険の火葬料の受取、医療保険、介護保険の未払金、過払金の収受は、引受人又は遺言執行者に引き継ぎます。

③葬儀・納骨等の実施

※葬儀会社の見積書の添付をお願いします。

<table>
<tr><td>葬儀方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>葬儀内容・形式
及び納棺等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定宗教者</td><td></td><td>電　　話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="4">指定葬儀社</td><td></td><td>担 当 者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>〒</td><td>会員番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>電　　話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>F A X</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">□納骨
□散骨
□樹木葬
□その他</td><td>墓地・墓苑・
納骨堂等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>区画番号等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>その他の希望等</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※留意事項

・葬儀社等との葬儀打合せは見積内容を元に行います。

・見積内容のプランの廃止や見積書を取得した葬儀社の倒産等により見積内容を実現できない場合は、別の葬儀社で実施する場合があります。

・関係者への連絡は、事前に「支援計画」の連絡先リストの作成が必要です。

・預託金によるサービスを実施せずに契約が終了した場合は、甲（甲の死亡の場合は引受人又は遺言執行者）に、預託金を返還します。

（危篤時・通夜・葬儀の連絡リスト）

危篤時	通夜・葬儀	フリガナ 名　前	続柄・関係	住　所	電話番号
				〒	自宅 携帯
				〒	自宅 携帯
				〒	自宅 携帯
				〒	自宅 携帯
				〒	自宅 携帯

（2）その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス

①自宅の賃貸借契約の解除、明渡し及び残存家財処分

◆依頼先

指　定　業　者		担 当 者	
	〒	電　　話	
		F A X	
その他の希望等			

◆内容

内　　容
・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続き ・自宅の賃貸借契約の解除、明渡しに必要な残存家財処分 ・残存家財処分時に発見した貴金属、金品等の引き渡し ・敷金等の精算手続き ・鍵の返還、住宅の明渡し ・その他必要な手続き

※留意事項

・家財処分時に発見した金品等は遺言執行者又は引受人へ引き渡します。
・残存家財処分を実施するときは相続人へ連絡する場合があります。
・残存家財の状況や見積書を取得した業者の倒産等により見積内容の実現ができない場合は別の業者で実施する場合があります。
・家財処分見積額を除いた執行額の合計金額から１割（上限５万円）を執行費用として、乙が受領し、預託金のうち家財処分見積額相当額を家財処分業者に支払います。
・特殊な事情により、預託金に不足が生じた場合は、引受人又は遺言執行者に支払いを依頼することがあります。

■特配事項

（第９号様式）

解除申出書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　様

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

終活支援サービス事業の契約を解除したいので申し出ます。

利　用　者	住　所	
	氏　名	
解除希望日	令和　　年　　月　　日	
解除の理由		

（第１０号様式）

松社協発第　　号
令和　　年　　月　　日

契約終了・解除　通知書

様

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長

終活支援サービス事業契約書の第　条第　　号に基づき、終活支援サービス事業の契約を終了・解除しましたので通知します。

初回契約日	令和　　年　　月　　日	
終　了　日 解　除　日	令和　　年　　月　　日	
利　用　者	住　所	
	氏　名	
終了・解除 の　理　由		

社会福祉法人　松田町社会福祉協議会終活支援サービス事業審査会要綱

令和７年１月１日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人松田町社会福祉協議会終活支援サービス事業実施要綱（以下「事業要綱」という。）第１１条の規定に基づき、終活支援サービス事業審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（審査会の職務）

第２条　審査会は、事業要綱に規定する事業（以下「本事業」という。）を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる事項について審査し、社会福祉法人松田町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に答申する。

（１）　本事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の、事業要綱第７条第１項各号の該当性に関する事項

（２）　事業要綱第７条第２項の該当性に関する事項

（３）　事業要綱第２０条第１項各号の該当性に関する事項

（４）　その他本事業の実施に関して会長が必要を認める事項

（委員の構成）

第３条　審査会の委員は、社会福祉法人松田町社会福祉協議会法人後見事業審査会委員とし、会長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中において委員が欠けた場合には、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

３　委員の報酬は、別表のとおりとする。

（審査会の委員長）

第４条　審査会に委員長を置き、互選により決定する。

２　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会は、委員長が召集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の賛成により決するものとする。

３　審査会の会議は、非公開とする。

（審査会への協力・諮問）

第６条　会長は、本事業の実施に関して審査会が行う調査に協力する。

２　会長は、本事業の実施に当たり疑義を生じた場合は、必要に応じて審査会に諮問することができる。

（委員以外の者の出席等）

第７条　委員長は、審査会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項については、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

別表

区　分	日額報酬額
弁護士	２５，０００円
医師	２５，０００円
司法書士	８，０００円
学識経験者	４，４００円

終活支援サービス事業　契約書

利用者（以下「甲」という。）と社会福祉法人松田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、終活支援サービス事業（以下「本事業」という。）のサービス利用について、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第１条　乙は、死後について不安を抱えている甲に対して、乙が死後まで継続的に一体的な支援を行い、地域において安心して暮らすことができるようにすることを目指します。

（事業内容）

第２条　乙は、本契約締結後、終活支援サービス事業支援計画を作成し、その計画に基づいて甲に対して次の各号に掲げるサービスを実施します。

（１）　定期的な見守りサービス

（２）　死後事務手続きサービス

（３）　その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス

（初期事務手数料、年間利用料、預託金）

第３条　本事業の初期事務手数料、年間利用料、預託金は、全て甲が負担するものとし、詳細は契約書別表１、２のとおりとします。

２　乙は預託金の合計金額の１割若しくは５万円のいずれか低い方を執行報酬として受額します。

３　乙が本サービスを提供する上で必要な実費は、甲が負担することとなります。

４　第１５条による本契約の終了又は第１６条による本契約の解除があった場合、乙は預託金によるサービスに基づいて既に支払いを完了した金額、本契約に基づき甲が乙に対して負担する利用料及びその他の乙への債務を差し引いた金額を甲に返還するものとします。ただし、返還時に甲が死亡している場合は、預託金の残額は引受人又は遺言執行者に引き渡すものとします。

５　初期事務手数料及び年間利用料は、年度途中で契約が終了した場合でも、乙は甲に返還しないものとします。

６　預託金には、利息は付さないものとします。

（定期的な見守りサービス）

第４条　乙は甲に対して定期的な見守りサービスを実施します。その詳細は、契約書別表３のとおりとします。

（死後事務手続きサービス）

第５条　乙は、甲に対して、死後事務手続きサービスを実施します。その詳細は、契約書別表４のとおりとします。ただし、本契約締結後、甲と乙は合意により提供するサービスを変更することができるものとします。

２　前項の預託金によるサービス実施に伴う実費及び執行報酬が預託金額を超過する場合には、甲はその不足額を相続財産において負担するものとし、乙が遺言執行者又は引受人から当該不足額を受領することができるものとします。

３　前項の規定に関わらず、その他サービスの実施が困難となる事情が生じた場合には、乙は預託金によるサービスの全部又は一部を実施せず業務の完了とすることがあります。なお、この場合、実施していないサービスにかかる執行費用は発生せず、預託金の残額については第３条に従い甲又は遺言執行者又は引受人に返遺・引き渡すものとします。

４　本契約の内容が遺言書の内容に抵触する場合には、乙は遺言書に抵触するサービスを実施しないことがあります。

（その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス）

第６条　乙は、甲が希望する場合には、甲に対してその他本事業の目的を遂行するために必要なサービスを実施することができます。サービスの詳細は、契約書別表５のとおりとします。

２　前項の預託金によるサービス実施に伴う実費及び執行報酬が預託金額を超過する場合には、甲はその不足額を相続財産において負担するものとし、乙が遺言執行者又は引受人から当該不足額を受領することができるものとします。

３　前項の規定に関わらず、その他サービスの実施が困難となる事情が生じた場合には、乙は預託金によるサービスの全部又は一部を実施せず業務の完了とすることがあります。なお、この場合、実施していないサービスにかかる執行費用は発生せず、預託金の残額については第３条に従い甲又は遺言執行者又は引受人に返還・引き渡すものとします。

４　本契約の内容が遺言書の内容に抵触する場合には、乙は遺言書に抵触するサービスを実施しないことがあります。

（利用の申込み）

第７条　甲は、本事業の利用の申込みに際し、利用申込書（実施要綱第１号様式）に次の１号から５号に定める書類等を添付するとともに、６号から８号に該当する事由がある場合には必要事項届出書（実施要綱第２号様式）に必要書類を添付して提出するものとする。

（１）　戸籍謄本（申込日前３カ月以内に発行されたもの）の写し

（２）　住民票（マイナンバーの記載のないもの。世帯全員の記載があるもの。申込日前３カ月以内に発行されたもの）の写し

（３）　収入が分かる書類（課税証明書、確定申告書、年金振込通知書等）
（４）　調査等同意書（実施要綱第３号様式）
（５）　引受人指定書兼引受人同意書（実施要綱第４号様式）
（６）　財産管理を第三者に委任している場合は、受任者に関すること
（７）　遺言を作成している場合は、遺言執行者に関すること
（８）　財産の撤去、処分を委託している場合は、財産の委託先に関すること

２　契約締結後に前項の届出事項及び添付書類の内容に変更があった場合及び成年後見人、保佐人、補助人が新たに選任された場合、又は任意後見契約が締結された場合は、速やかに届出事項変更申出書（実施要綱第５号様式）を提出しなければなりません。

３　その他会長が本事業実施の申し込みに関して、必要とする書類の提出をしなければなりません。

（引受人の指定）

第８条　甲は、自身の法定相続人から、引受人を指定しなければなりません。引受人が不在の場合は、公正証書遺言により死亡時の財産の処分等について定めるとともに、遺言執行者を定めておかなければなりません。

２　本契約締結時に引受人となる者は、乙に対して引受人指定書兼引受人同意書（実施要綱第４号様式）を提出しなければなりません。

３　引受人は、甲の死亡時に残存財産の処理の全部又は一部を引き受けなければなりません。

（契約の締結）

第９条　乙は、契約内容を明らかにした上で、甲にその内容を説明し、了承を得た上で、契約を締結します。契約の終了及び解除については、第１５条及び第１６条に定めます。

（契約の発効）

第１０条　本事業は、契約後一週間以内に甲が利用料及び預託金を支払い、乙が利用料及び預託金の振込の確認後に契約が発効します。

（契約の有効期間及び更新）

第１１条　前条の契約（以下「本契約」という。）の有効期間は、契約の発効日から発効日の翌日後における最初の３月３１日までの期間とし、乙又は甲が期間満了の１カ月前までに更新しない旨の通知をしなかったときには、自動的にさらに１年間継続するものとします。その後についても同様とします。

（支援計画）

第１２条　乙は、本契約を締結するに当たり、甲の同意を得て終活支援サービス事業支

援計画（実施要綱第８号様式。以下「支援計画」という。）を作成します。
２　乙は、甲の状況変化又は希望に応じて、支援計画（実施要綱第８号様式）を変更することができます。
３　乙は甲の判断能力の低下等により、日常生活を営むことが困難であると判断した場合には、成年後見制度などの必要な制度を利用できるよう、支援を行います。

（住居への立入り）
第１３条　甲は、乙が本事業に定めるサービスを提供するために必要がある場合は、甲の住居に立ち入ることを承諾します。
２　前項の立入りの場合に、鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は甲が負担するものとします。

（相続人の探索）
第１４条　乙は、甲の相続人の所在を探索する義務を負わないものとします。

（契約の終了）
第１５条　本契約は、甲の書面による申し出又は次の各号の要件のいずれかに該当することとなったときに終了するものとします。
（１）　甲に成年後見人、保佐人若しくは補助人が選任され、その成年後見人等が解約を申し出たとき。
（２）　甲に任意後見監督人が選任され、任意後見人が解約を申し出たとき。
（３）　松田町外に転居又は小田原市、秦野市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町外の施設に入所したとき。
（４）　生活保護の受給が開始されたとき。
（５）　甲が死亡し、死後事務の終了が確認できたとき。
２　乙は、本契約が終了した場合、前項第５号を除き、契約終了・解除通知書（実施要綱第１０号様式）を利用者に交付するものとします。

（契約の解除）
第１６条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約を解除することができます。
（１）　甲が契約書別表１に掲げる初期事務手数料、年間利用料及び契約書別表２に掲げる預託金を期限までに支払わず、催告後２週間以内に乙に支払わないとき。
（２）　乙が甲の居住実態を把握できなくなったとき。
（３）　甲の契約違反その他不正行為等により、乙が本契約を続行することができなくなったとき。
（４）　引受人となりうる親族等が支援可能となったとき。
（５）　甲と乙の間に、信頼関係を維持し難い事由が生じたとき。

（６）　紛争が発生し、乙による本契約の履行が困難となったとき。

２　預託金によるサービスを実施せずに契約が終了した場合は、甲（甲死亡の場合は引受人又は相続人）に預託金を返還します。

３　本会は、本契約を解除する場合、契約終了・解除通知書（実施要綱第１０号様式）を甲に交付するものとします。

（個人情報の開示）

第１７条　甲は、甲が居住する家屋の賃貸人又は管理についてその委託を受けた者、若しくは福祉関係団体又は行政機関の求めにより、本契約の内容のうち必要な情報を乙がこれらの者に開示することを承諾します。

２　乙は引受人に対して支援計画（実施要綱第８号様式）の内容を開示することを承諾します。

（個人情報の取得）

第１８条　乙は、甲に対して、事業の実施において次の各号に掲げる事項を承諾します。

（１）　乙が関係機関に甲の居住状況を問い合わせること。

（２）　乙が引受人に対して、引受内容の確認をとること及び必要に応じて連絡をとること。

（３）　乙は、甲に関する医療情報等について、甲の事前同意に基づき、必要な範囲で関係機関等に対して、情報の開示を求めること。

（個人情報の保護）

第１９条　乙は、甲及び甲の世帯等の個人情報の保護に十分に留意しなければなりません。なお、本契約の終了後も同様とします。

２　乙は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、みだりに他人に閲覧させ、またはその写しを提供してはいけません。

３　本事業の実施に携わる乙の職員は、甲のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由が無く、業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。なお、その職を退いた後も同様とします。

（疑義の解決）

第２０条　本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の間で協議を行うこととします。

（苦情相談窓口）

第２１条　乙は甲からの苦情を受け付ける窓口を契約書別表６のとおり設置して、適切に対応するものとします。

（免責）

第２２条　本契約は、甲が安心して在宅生活ができるように支援するものであって、乙は甲と第三者との紛争にも責任を負わず、甲の預託金は、甲の責任や不可抗力に基づく損害を賠うものではありません。

以上のことに同意した上で、この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通作成し、甲及び乙のそれぞれが１通ずつ保管します。

令和　　年　　月　　日

（甲）

住　　所

氏　　名　　印

（乙）

住　　所　松田町松田惣領１７番地２　松田町健康福祉センター１Ｆ

名　　称　社会福祉法人　松田町社会福祉協議会

代表者　会　長　　鈴木眞徳　　印

契約書別表１

利用料金

初期事務手数料・年間利用料

項　目	金　　額	備　考
初期事務手数料	２０，０００円	契約時の支払い
年間利用料	１２，０００円	契約時及び年度ごとの支払い

※留意事項

・初期事務手数料は、契約月に関わらず上記の金額となります。

・初年度の年間利用料は、契約月により、月額１，０００円の月割りとなります。

・年間利用料は、契約締結時を除き、毎年、４月末日までに同年度分を支払うものとします。

・年度途中の契約締結時の年間使用料は、契約締結時の翌月末日までに同年度分を支払うものとします。

・年度途中での契約の終了又は解除があった場合でも、年間利用料の返金はできません。

・年間利用料には、定期的な見守りサービス利用料、甲からの相談費用も含まれます。

契約書別表２

預託金（基本料金表）

区　　分	金　　額	預託金の積算内容
必要経費等の支払い 行政官庁等への諸届け	２００，０００円 以上（A）	死亡後の債務の支払い見込額
葬儀・納骨等の実施	業者見積額等 （B）	希望する葬儀・納骨等の見込額
自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分	業者見積額等 （C）	自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡しに必要な残存家財の処分及び原状回復にかかる見込額(仏壇、神棚等がある場合はその処分費も含む)
執行報酬	５０，０００円以下	（A）、（B）及び（C）の合計金額の１割若しくは上限５万円のいずれか金額の低い方

※留意事項

・預託金の分割支払いはできません。一括支払いとなります。

・預託金は、契約締結時の翌月末日までに支払うものとします。

・契約後に葬儀・納骨等の内容の変更、居住場所の変更及び残存家財の増減があった場合は、預託金の再調整をする場合があります。

・必要経費等の支払い・行政官庁等への諸届けの預託金（A）と葬儀・納骨等の実施の預託金（B）と自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分の預託金（C）は、必要に応じて相互に流用して使用することがあります。

・執行報酬は、預託金として預かり、死後事務手続きサービス及びその他本事業の目的を遂行するために必要なサービス執行後に本会が受領します。

契約書別表３

サービス内容　※別添「支援計画書」に基づき実施します。

定期的な見守りサービス

内　　容
○月１回の電話連絡及び半年に１回の自宅訪問 ・自宅訪問時には、身体状況の確認、エンディングノートの内容確認・契約内容の確認

※留意事項

・定期的な見守りサービス利用料は年間利用料に含みます。

・訪問した月においては、電話連絡をしないことがあります。また、甲の事情により、乙が電話、訪問をすることができないことに合理的な理由がある場合は、乙は本サービスを提供しないことがあります。

・相談内容に応じて、関係機関等へつなぐ場合があります。

契約書別表４

死後事務手続きサービス

（１）必要経費等の支払い

内　　容
○甲が生前に、賃貸住宅、入所施設、病院、公共サービス等を利用して生じた債務のうち、乙が確認できたものの支払い

※留意事項

・敷金の返還が生じた場合等は、受け取りにかかる手続きを遺言執行者又は引受人に引き継ぎます。

（２）行政官庁等への諸届け

内　　容
○行政官庁等への連絡及び手続き ・マイナンバーカード、住基カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等の返却、年金事務所への死亡連絡、葬祭費の請求手続き ○公共サービス等の事業者への連絡及び手続き ・電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話、新聞、ＮＨＫ、インターネット等のうち、乙が確認できた事業者への死亡連絡 ○個人加入保険等の事業者への連絡 ・生命保険、傷害保険、火災保険等の事業者への死亡連絡 ○死後事務に必要な郵便物の受取り及び転送先の引き受け ○その他、乙が必要と認めた内容

※留意事項

・相続人が実施できる場合は、相続人にお願いすることがあります。
・手続きについては、法律の規定等により乙による手続きを相手方が受け付けない場合があり、その場合は相続人等にお願いすることがあります。
・公的年金、医療保険、介護保険の過払金が生じた場合等は、受け取りにかかる手続きを遺言執行者又は引受人に引き継ぎます。
・公共サービス等の事業者への連絡及び個人加入保険等の事業者への連絡は、事前に連絡先のリストが必要です。なお、保険等の解約手続きは行いません。
・上記サービスを行うに際して、実費（郵送料、運賃、交通費等）が発生した場合も、執行費用を除く預託金をこれに充て、残余の預託金は引受人又は遺言執行者に返還します。
・生命保険の解約・銀行口座の凍結等の金融財産に関する手続きは行いません。
・公的年金の過払い金の受取・未払金の支払、国民健康保険の葬祭費の受取、医療保険、介護保険の未払金、過払金の収受は、引受人又は遺言執行者に引き継ぎます。

契約書別表４

（３）葬儀・納骨等の実施

内　　容
・死亡時及び危篤時における病院・施設等からの緊急連絡先となる ・病室の引き払い、片付け ・葬儀社等への遺体引き取り手配 ・葬儀社等との葬儀打合せ ・引受人等関係者への連絡 ・葬儀の実施、火葬料、葬儀費用等の支払い ・埋葬、納骨等の実施 ・その他、乙が必要と認めた内容

※留意事項

・葬儀社等との葬儀打合せは見積内容を元に行います。

・見積内容のプランの廃止や見積書を取得した葬儀社の倒産等により見積内容の実現ができない場合は、別の葬儀社で実施する場合があります。

・関係者への連絡は、事前に「支援計画」の連絡先リストの作成が必要です。

・預託金によるサービスを実施せずに契約が終了した場合は、甲（甲の死亡の場合は引受人又は遺言執行者）に、預託金を返還します。

契約書別表５

その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス

※預託金を預託して契約した方の場合

自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分

内　　容
・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続き ・自宅の賃貸借契約の解除、明渡しに必要な残存家財処分 ・敷金等の精算手続き ・鍵の返還、住宅の明渡し ・その他乙が必要と認めた内容

※留意事項

・残存家財処分を実施するときは相続人へ連絡する場合があります。

・残存家財の状況や見積書を取得した業者の倒産等により見積内容の実現ができない場合は別の業者で実施する場合があります。

・特殊な事情により、預託金に不足が生じた場合は、遺言執行者又は、引受人に支払いを依頼することがあります。

・家財処分時に発見した金品等は遺言執行者又は引受人へ引き渡します。

契約書別表６

４．苦情相談窓口

本事業に関する苦情、相談の受付について（契約書第２１条参照）

（１）　苦情、相談の受付窓口

本事業に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けております。

苦情相談窓口

社会福祉法人松田町社会福祉協議会 ○所　在　地　松田町松田惣領１７番地２　松田町健康福祉センター１Ｆ ○電 話 番 号　０４６５－８２－０２９４ ○ＦＡＸ番号　０４６５－８２－９２４１ ○苦情受付窓口　（責任者）工藤　義孝 （担当者）青木　純子 ○受 付 時 間　午前８時３０分から午後５時１５分 （土曜日・日曜日・祝祭日、年末年始を除く）

（２）　第三者委員会

乙では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業のサービスに対するご意見等をいただいおります。本事業への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

連絡先
松田町松田惣領１７番地２ 松田町健康福祉センター内 電話番号　０４６５－８２－０２９４ （土曜日・日曜日・祝祭日、年末年始を除く）

社会福祉法人松田町社会福祉協議会終活支援サービス事業事務取扱要領

令和７年１月１日制定

（趣旨）

第１条　この要領は、終活支援サービス事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事務取扱について定める。

（実施体制）

第２条　本事業の実施に当たり、適正なサービス運営を行うために、責任者及び支援員を配置する。

２　責任者及び支援員の業務は、次の各号とする。

（１）　責任者の業務

ア　本事業実施要項第１６条に定める「終活支援サービス事業支援計画」（第８号様式）及び契約の締結にかかる確認業務

イ　相談、援助業務の指導及び監督の業務

（２）　支援員の業務

ア　終活全般に関する相談、助言

ィ　定期的な見守り等の日常的な支援業務

ウ　本事業実施要項第８条利用申込書（第１号様式）により利用の申込みがあった場合、本事業の該当要件等について調査する。

エ　支援計画の策定

３　緊急を要する場合等に、利用者の留守宅に入室する時は、本会職員２名以上で入室しなければならない。

４　本人の身体状況や判断能力の低下等、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保するものとする。

５　相談を行う過程で、本事業による援助が困難な者については、関係者・関係機関等への連絡等、適切な対応を行うよう努める。

（支援計画の変更）

第３条　本会は、契約を締結した利用者等の意向、生活状況を踏まえ、定期的及び必要な都度、本事業実施要項第１６条に定める「終活支援サービス事業支援計画」（第８号様式）の見直しを行うものとする。

（委託）

第４条　本会は、本事業の実施に当たって必要な場合には、支援内容の一部を委託することができる。

（緊急時の対応）

第５条　緊急時に備え、本会は利用者登録カード（別表１。以下「登録カード」という。）を作成し、利用者に保管を依頼する。

２　利用者は、登録カードの写しを遺言執行者又は引受人に送付する。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行する。

（自宅掲示用 or 「保管用：Ａ４サイズ）

終活支援サービス事業
登録カード

私は、（社福）松田町社会福祉協議会と葬儀に関する、生前契約を結んでおり以下の事業者と（社福）松田町社会福祉協議会が情報を把握しています。

私が死亡した時には、次の連絡先に連絡してください。

登　録　番　号	
発　　行　　日	令和　　年　　月　　日
発　　行　　元 (問い合わせ先)	（社福）松田町社会福祉協議会 終活支援サービス事業担当 足柄上郡松田町松田惣領１７番地２ 松田町保健福祉センター内１階 ☎０４６５－８２－０２９４ （平日８：３０～１７：１５）
葬 祭 事 業 者	（土日祝日・夜間対応）

（携帯用：名刺サイズ）

表面

終活支援サービス事業
登録カード

登録番号	
発 行 日	令和　　年　　月　　日
発 行 元	（社福）松田町社会福祉協議会 終活支援サービス事業担当 ☎０４６５－８２－０２９４

※詳しくは裏面をご覧ください。

裏面

私は、（社福）松田町社会福祉協議会と葬儀に関する、生前契約を結んでおり以下の事業者と（社福）松田町社会福祉協議会が情報を把握しています。

私が死亡した時には、次の連絡先に連絡してください。

葬祭事業者	
松田町社会福祉協議会 （平日　8:30～17:15）	松田町社会福祉協議会 終活支援サービス事業担当 ☎０４６５－８２－０２９４

社会福祉法人松田町社会福祉協議会終活支援サービス事業預託金管理事務取扱要領

令和７年１月１日制定

（目的）

第１条　この要領は、社会福祉法人松田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、終活支援サービス事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める預託金（以下「預託金」という。）の適正な管理を行うことを目的として定める。

（管理の申出）

第２条　実施要綱第３条第１項に定める、利用料及び預託金を預かる場合は、利用者は、預託金管理依頼書（第１号様式）を提出し、預託金の管理を申し出る。

（会計責任者及び会計職員）

第３条　前条の預託金は、本会経理規程第９条に定める会計責任者等が適正に管理するものとする。

（入金手続）

第４条　利用者は、本会指定の預貯金口座（以下「口座」という。）に初期事務手数料、年間利用料、預託金を入金する。

２　本会は、預託金の入金確認後、預託金預り書（第２号様式）を利用者に交付する。

３　本会は、預託金支出明細書兼確認書（第３号様式）に必要事項を記載して、管理する。

（預託金の管理）

第５条　利用者の預託金は、本会の預貯金とは別に管理する。

２　預託金を管理する口座は、利息の付かないものとする。

（出金手続）

第６条　実施要綱第２条各号に定めるサービスの実施に伴い、出金する必要がある場合、本会経理規程第１４条に定める会計伝票を作成する。

２　本会は、預託金支出明細書兼確認書（第３号様式）に出金内容を記載し、出金する。

（契約の終了・解除）

第７条　本会は、終活支援サービス事業基づき残金を返還する。

２　本会は、利用者、引受人又は遺言執行者に預託金を返還する場合は、２名以上の職員の立会いのもと、預託金返還確認書（第４号様式）に署名，捺印を受けなければならない。

（帳簿の照合）

第８条　会計責任者は、毎月末日までの会計伝票と預託金支出明細書兼確認書（第３号様式）を照合、点検する。

（管理状況の確認および通知）

第９条　本会は、６カ月ごとに預託金支出明細書兼確認書（第３号様式）の写しを、利用者又は利用者が指定した者に交付する。

（経理規程との関係）

第１０条　この要領に定めるもののほか、預託金の管理、出納に関する事項は本会経理規程によって処理を行う。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行する。

（第１号様式）

預託金管理依頼書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　鈴木　眞徳　様

私は当該事業を利用するにあたり、必要経費等の支払い、行政官庁等への諸届け、葬儀・納骨等の実施、自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明け渡し及び残存家財処分に必要な預託金の管理を貴会に依頼いたします。

預託金　　金　　円

住　所

氏　名　　印

（第２号様式）

松社協第　　号
令和　　年　　月　　日

預託金預り書

様

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　鈴木　眞徳

金　　円

必要経費等の支払い、行政官庁等への諸届け、葬儀・納骨等の実施、自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明け渡し及び残存家財処分の費用としてお預かりします。

（第３号様式）

預託金支出明細書兼確認書

下記内容について確認しました。

確認年月日	内　　容	出金額（円）	残額（円）	担当者	利用者名・捺印
令和　　年　　月　　日					
令和　　年　　月　　日					
令和　　年　　月　　日					
令和　　年　　月　　日					
令和　　年　　月　　日					
令和　　年　　月　　日					

社会福祉法人　松田町社会福祉協議会

資料書式98 / 476 ページ

預託金支出明細書兼確認書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人
松田町社会福祉協議会　会長　様

年　月　日	内　　容	出金額（円）	残　額（円）
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			
令和　年　月　日			

上記内容について確認しました。

令和　　年　　月　　日
氏名　　㊞

ご相談等の連絡先

ご連絡先	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会　権利擁護推進部 **【なごやかエンディングサポート事業専用ダイヤル】** 電　　話：**052−380−8294** ファックス：052−919−7585
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）　**9時～17時**
住　　所	〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 名古屋市総合社会福祉会館５階（北区総合庁舎内） 地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩 13 分 交通案内 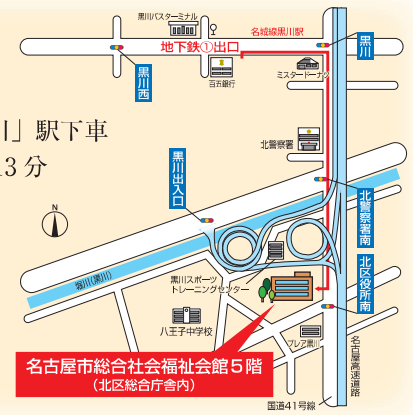

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会とは？

- 名古屋市社会福祉協議会は、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋」の実現を目指す社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の組織です。
- 住民や住民組織、ボランティア・NPO、社会福祉施設等と協力して地域の福祉課題の解決に向けた取り組みや、高齢者の介護保険サービス、障がい者や子どもに関する事業などを行っています。
- 社会福祉協議会は、全国、都道府県、指定都市、市区町村にあり、名古屋市には、名古屋市社会福祉協議会と、16 区に各区社会福祉協議会があります。

死後の葬儀や家財処分等をサポートします

なごやか エンディングサポート事業

名古屋市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「な～や」

社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会

資料書式100 / 476 ページ

なごやかエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の契約者が亡くなったときに、預託金で、葬儀・納骨、死亡後の債務の支払い、行政官庁等への各種届け、残存家財処分等を行う事業です。事業主体は名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）です。

利用できる対象は？

契約締結時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

(1) 名古屋市内に居住する65歳以上の方（同居者がいる場合は全員が65歳以上[注1]）であること
(2) 明確な契約能力を有すること
(3) 原則、直系卑属（子や孫など）がいないこと
(4) 生活保護を受給していないこと
(5) 預託金（葬儀・死亡後の債務の支払い及び残存家財処分等：業者見積額等）を納められること
(6) 原則、公正証書遺言[注2]により遺言執行者[注3]を定めていること
※ご相談及びお申込み時点で定めていない場合は、契約締結時点で定めていただく必要があります。

費用は？

契約時費用 年間利用料

契約時費用	16，500円（税込）
年間利用料	年額11，000円（税込）

※契約月が10～3月の場合の初年度の年間利用料は5，500円（税込）

預託金

葬儀・死亡後の債務の支払い等 残存家財処分等	業者の見積額等

※預託金の1割相当額（税別）を本会の執行費用として預託していただき、実際に執行した金額の1割相当額（税別）を執行後に徴収させていただきます。

サービス内容は？

預託金による サービス	葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への各種届け、賃貸住宅の残存家財処分・明渡しに伴う諸手続き
見守り・安否確認 サービス	月1回の電話、6か月に1回の訪問による見守り及び安否確認
入退院時等 支援サービス	①入院時の貴重品等の預かり　②入退院時等の付添い ③入院に必要な荷物準備　④入院時等の緊急連絡先指定及び緊急対応 ⑤その他　※サービス利用料は、注4参照（税込）

利用（契約）までの流れは？

（目安）

1週間～1か月

面談の予約
本会へご連絡ください。面談の日程を調整させていただきます。（連絡先及び場所は裏面参照）

▼

面　談
あらかじめ調整した日時に本会へお越しください。本会職員が相談者の死後に関するお困りのことや希望をお聞きし、相談者にあった葬儀や死亡後の債務の支払い、残存家財処分等について一緒に考えます。
※面談は、数回行う場合があります。

▼

申込み
申込書、住民票及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等をご提出いただきます。

▼

1か月～6か月

審　査
相談者と本会が本事業の契約を結ぶにあたり、本会が設置する「なごやかエンディングサポート事業審査会」による審査があります。

▼ 審査が通った場合

公正証書遺言の作成
公証役場で公正証書遺言[注2]を作成していただきます。（公正証書遺言で遺言執行者[注3]を指定いただきます。）公正証書遺言をご自分で作成できない場合は、作成をサポートする弁護士を紹介することも可能です。
※公正証書遺言の作成にかかる費用は相談者の自己負担です。

▼

契　約
相談者と本会が本事業の契約を結びます。

注1　同居者全員の申込み及び契約締結が必要です。
注2　公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。
注3　遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。
注4　①1回30日以内275円、②～⑤職員が出動した場合は1回3,300円（1回あたり3時間以内、平日17時～翌9時、土・日・祝日・年末年始は1回5,500円）

資料書式101 / 476 ページ

なごやかエンディングサポート事業　契約書

利用者（以下「甲」という。）と社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結します。

（合意）

第１条　甲と乙は、乙が第２条に掲げる「なごやかエンディングサポート事業」（以下「本事業」という。）によるサービスを甲に提供し、甲がその利用料を支払うことに合意します。

（乙が提供するサービス）

第２条　乙は甲に対して、下記に記載する本事業によるサービスのうち、別添「支援計画書」において定めたサービスを提供します。ただし、本契約締結後、甲と乙は合意により提供するサービスを変更することができるものとします。

（１）預託金によるサービス

（２）見守り・安否確認サービス

（３）入退院時等支援サービス

（預託金によるサービス）

第３条　第２条第１号に定める預託金によるサービスは、甲が乙に預託する金銭により、預託金の範囲内で次の各号に掲げる事務を行うサービスとし、詳細は別紙１のとおりとします。

（１）葬儀・死亡後の債務の支払い等

ア　葬儀・納骨等の実施

イ　死亡後の債務の支払い

ウ　死亡に伴う行政官庁等への各種届け

（２）自宅に係る賃貸住宅の残存家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き

２　前項の預託金によるサービス実施に伴う実費及び執行費用が預託金額を超過する場合、甲はその不足額を相続財産において負担するものとし、乙が遺言執行者から当該不足額を受領することができるものとします。

３　前項の規定に関わらず、第１項のサービス実施に伴う実費及び執行費用が預託金額を超過する場合、又はその他サービスの実施が困難となる事情が生じた場合には、乙は預託金によるサービスの全部又は一部を実施せず業務の完了とすることがあります。なおこの場合、実施していないサービスにかかる執行費用は発生せず、預託金の残額については第７条に従い甲又は遺言執行者に返還・引き渡すものとします。

４　借家権の相続又は受遺者が存在する等、本契約の内容が遺言書の内容と抵触する場合には、乙は遺言書に抵触するサービスを実施しないことがあります。

（見守り・安否確認サービス）

第４条　第２条第２号に定める見守り・安否確認サービスは、電話等事前に定められた方法による月１回の見守り・安否確認、６か月に１回の訪問による見守り・安否確認を行うサービスとし、詳細は別紙１のとおりとします。ただし、訪問した月は、電話による見守り・安否確認サービスは提供しない場合があります。また、乙が電話、訪問等をすることができないことに合理的な理由がある場合は、乙は本サービスを提供しないことがあります。

（入退院時等支援サービス）

第５条　第２条第３号に定める入退院時等支援サービスは下記の各号のとおりとし、詳細は別紙１のとおりとします。

（１）入院時の貴重品等の預かり

（２）入退院時等の付添い

（３）入院に必要な荷物準備

（４）入院時等の緊急連絡先指定及び緊急対応

（５）その他、甲が希望し、乙が必要と認めたサービス

２　前項のサービスは、甲から希望があった場合に提供します。ただし、前項第４号については、甲の希望に関わらず緊急対応の必要性があると医療機関等が判断した場合に提供するものとします。

（利用料等）

第６条　甲は乙に対して、本事業によるサービスの提供を受けることの対価として別紙１に定めるところにより次のとおり費用を支払います。

（１）契約時費用　金１５，０００円（税別）

（２）年間利用料　金１０，０００円（税別）ただし、契約月が１０月から翌年３月の場合の初年度の年間利用料は、金５，０００円（税別）とします。また、第１３条第２号及び第１６条に定めるところにより、甲が、第２条第２号の見守り・安否確認サービスを利用しない場合は、年間利用料は不要とします。

（３）預託金によるサービスの執行費用　預託金によるサービスの執行に基づいて乙が支払い等の手続きを行った金額の１割相当額（税別）

（４）見守り・安否確認サービス　第２号の年間利用料に含む

（５）入退院時等支援サービスにかかるサービス利用料　別紙１に記載の金額

２　乙が本事業によるサービスを提供する上で必要な実費は、甲が負担するものとします。

３　年度途中に第１３条による本契約の終了又は第１４条による本契約の解除があった場合、年間利用料の返金はできません。

（預託金）

第７条　甲は乙に対して預託金によるサービスに伴う費用等にあてるため、下記の金額を乙に預託します。預託金は、甲と乙の合意により変更することができます。

金　　円

２　第１３条による本契約の終了又は第１４条による本契約の解除があった場合、乙は預託金によるサービスに基づいてすでに支払いを完了した金額、本契約に基づき甲が乙に対して負担する利用料、及びその他の本会への債務を差し引いた金額を甲に返還します。ただし、返還時に甲が死亡している場合は、預託金の残額は遺言執行者に引き渡します。
３　預託金には利息は付さないものとします。

（届出事項）
第８条　甲は、下記事項に変更があった場合は乙に対して速やかに届け出るものとします。
（１）遺言書の内容
（２）保佐人又は補助人
２　成年後見人、保佐人、補助人が選任された場合又は任意後見契約が発効した場合は、甲は乙に対して速やかに届けるものとします。

（情報取得の同意）
第９条　甲は乙に対して、乙が医療機関、福祉サービス事業者、行政機関、遺言執行者、居住している住居の賃貸人ないし管理者その他の関係機関から、本サービスにおける乙の義務を履行する上で必要な範囲で情報を取得することを予め承諾します。

（本契約の効力発生時期）
第１０条　本契約は第６条第１号で定める契約時費用、同条第２号で定める年間利用料の初年度分及び第７条で定める預託金の全てが支払われたときに効力を発生するものとします。

（住居への立ち入り）
第１１条　甲は、乙が本事業によるサービスを提供するため緊急に住居に立ち入ることが必要になった場合で、甲の同意をとることが困難なときは、甲の住居に立ち入ることを承諾します。
２　前項の立ち入りの場合、鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は甲が負担するものとします。

（相続人の探索）
第１２条　乙は、甲の相続人を確認する義務を負わないものとします。ただし、本事業によるサービス提供のために相続人を確認することが必要となった場合は、乙は甲の費用をもって相続人の捜索を行うことができるものとします。

（契約の終了）
第１３条　本契約は、下記の事由により終了するものとします。

（１）甲が書面により解約の申出をしたとき。なお、甲の成年後見人又は介護契約その他の福祉サービス契約に関する代理権が付与されている保佐人、補助人、若しくは任意後見人による申出があった場合も同様とします。
（２）乙又は市民後見人が甲の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に選任されたとき。ただし、甲の希望する葬儀等が成年後見人等によって実施できない場合、その他、本契約の趣旨に鑑みて乙が相当と認めた場合は、契約は終了せず、預託金によるサービスのみ継続します。
（３）甲が死亡したとき。ただし、本契約に基づく乙の業務がすべて完了していないときは、その完了をもって終了するものとします。

（契約の解除）
第１４条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、「なごやかエンディングサポート事業実施要綱」に定めるなごやかエンディングサポート事業審査会の意見を聞いた上で、本契約を解除することができます。
（１）甲が本契約に基づく年間利用料又は入退院時等支援サービスにかかるサービス利用料を支払わないとき。
（２）甲の所在が不明となったとき。
（３）甲が名古屋市外に転居又は名古屋市外の施設に入所する等、今後、本事業によるサービス提供が困難と見込まれると乙が判断したとき。
（４）生活保護の受給が開始となったとき。
（５）６５歳未満の人と同居することになったとき。
（６）６５歳以上の高齢者と同居することになり、その同居人と本事業の契約締結ができないとき。
（７）甲が本契約に違反し本契約を継続することが困難と認められるとき。
（８）親族間の紛争その他の事由により乙による契約の履行が困難となったとき。
（９）その他、甲乙間に信頼関係を維持しがたい事由が生じたとき。

（個人情報の保護）
第１５条　乙は、個人情報保護法、その他の関係法令及び乙の個人情報保護規程に従い、甲及び甲の世帯等の個人情報について守秘義務を負います。ただし、個人情報保護法、高齢者虐待防止法、その他の関係法令及び乙の個人情報保護規程に基づき情報を開示することができるものとします。本契約の終了後も同様とします。
２　乙は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、前項ただし書きに定める場合のほか、他人に閲覧させ、又はその写しを提供しません。
３　乙は、本事業の実施に携わる乙の職員に対して個人情報及びプライバシーの保護を徹底させます。

（障害者・認知症高齢者権利擁護事業との関係）
第１６条　甲が、乙が提供する障害者・認知症高齢者権利擁護事業（以下「権利擁

護事業」という。）の利用者となった場合、第２条第２号のサービスは、提供しません。

（苦情受付）
第１７条 乙は甲からの苦情を受け付ける窓口を別紙２のとおり設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）
第１８条　本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の間で協議を行うこととします。

以上のことに同意した上で、この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通作成し、甲及び乙のそれぞれが１通ずつ保管します。

年　　月　　日

（甲）
住　所

氏　名　　印

（乙）
住　所　名古屋市北区清水四丁目１７番１号

氏　名　社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会　長　　印

（別紙１）

１　契約時費用・年間利用料

項　目	金額（税別）	備　考
契約時費用	１５，０００円	契約時の支払い
年間利用料	１０，０００円	契約時及び年度ごとの支払い

※留意事項

・契約時費用は、契約月に関わらず上記の金額となります。
・契約月が１０月～翌年３月の場合の初年度の年間利用料は５，０００円（税別）となります。
・年間利用料は、契約締結時を除き、毎年、４月末日までに同年度分を支払うものとします。
・年度途中での契約の終了又は解除があった場合でも、年間利用料の返金はできません。

２　預託金

区分		金額	預託金の積算内容
葬儀・死亡後の債務の支払い等	葬儀・納骨等の実施	業者見積額等（A）	①希望する葬儀・納骨等の見込額 ②死亡後の債務の支払いの見込額 ③執行費用（①及び②の１割相当額（税別））
	死亡後の債務の支払い		
	死亡に伴う行政官庁等への各種届け		
自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き		業者見積額等（B）	①自宅に係る賃貸住宅の明渡しに必要な残存家財処分の実施及び原状回復にかかる見込額（仏壇、神棚等がある場合はその処分費も含む） ②執行費用（①の１割相当額（税別））
預託金合計		（A）＋（B）	

※留意事項

・預託金の分割支払いはできません。一括支払いとなります。

・契約後に葬儀・納骨の内容の変更、居住場所の変更及び残存家財の増減があった場合は、預託金の再調整をする場合があります。その場合は再度契約を締結します。

・葬儀・死亡後の債務の支払い等の預託金（A）と自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続きにかかる預託金（B）は、必要に応じて流用して使用することがあります。

・国民健康保険又は後期高齢者医療保険における葬祭費は、その１割相当額を執行費用として徴収した上で、残額を葬儀費用に充当します。

３　預託金によるサービス

※別添「支援計画書」に基づき実施します。

（１）葬儀・死亡後の債務の支払い等

①葬儀・納骨等の実施

主な内容
・死亡時及び危篤時における病院・施設等からの緊急連絡先となる ・葬儀社等への遺体引き取り手配 ・葬儀社等との葬儀打合せ ・関係者への連絡 ・葬儀の実施、葬儀費用等の支払い ・埋葬、納骨等の実施 ・その他、乙が必要と認めた内容

※留意事項

・葬儀社等との葬儀打合せは見積内容を元に行います。

・見積内容のプランの廃止や見積書を取得した葬儀社の倒産等により見積内容の実現ができない場合は、別の葬儀社で実施する場合があります。

・関係者への連絡は、事前に連絡先のリストが必要です。

②死亡後の債務の支払い

内容
甲が生前に、賃貸住宅、入所施設、病院、公共サービス等を利用して生じた債務のうち、乙が確認できたものの支払い

※留意事項

・敷金の返還が生じた場合等は、受け取りにかかる手続きを遺言執行者に引き継ぎます。

③死亡に伴う行政官庁等への各種届け

内容
○行政官庁等への連絡及び手続き 　マイナンバーカード、住基カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等の返却、年金事務所への死亡連絡 ○公共サービス等の事業者への連絡及び手続き 　電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話、新聞、ＮＨＫをはじめとする公共サービス等のうち、乙が確認できた公共サービス等の事業者への死亡連絡 ○個人加入保険等の事業者への連絡 　生命保険、傷害保険、火災保険等の事業者への死亡連絡 ○その他、乙が必要と認めた内容

※留意事項

・相続人が実施できる場合は、相続人にお願いすることがあります。
・手続きについては、法律の規定等により乙による手続きを相手方が受け付けない場合があり、その場合は相続人等にお願いすることがあります。
・公的年金、医療保険、介護保険の過払金や徴収金が生じた場合は、受け取りや支払いにかかる手続きを遺言執行者に引き継ぎます。
・公共サービス等の事業者への連絡及び個人加入保険等の事業者への連絡は、事前に連絡先のリストが必要です。なお、保険等の解約手続きは行いません。

（２）自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き

内容
・自宅に係る賃貸住宅の明渡しに必要な残存家財処分の実施 ・残存家財処分時に発見した金品等の引き渡し ・賃貸住宅の明渡しに伴う諸手続き

※留意事項

・第三者に返還すべき家財、動産等があれば、予め甲は乙に連絡するものとします。
・家財処分時に発見した金品等は遺言執行者へ引き渡します。
・残存家財処分を実施するときは相続人に連絡せず実施します。ただし、必要に応じて相続人へ連絡する場合もあります。
・残存家財の状況や見積書を取得した業者の倒産等により見積内容の実現ができない場合は別の業者で実施する場合があります。

４　見守り・安否確認サービス

内容
電話等事前に定められた方法による月１回の見守り・安否確認、６か月に１回の訪問による見守り・安否確認

※留意事項

・サービス利用料は年間利用料に含みます。

・訪問した月においては、電話をしないことがあります。また、乙が電話、訪問等をすることができないことに合理的な理由がある場合は、乙は本サービスを提供しないことがあります。

5　入退院時等支援サービス

内容	サービス利用料（税別）	備考
①入院時の貴重品等の預かり	３０日以内２５０円 （３０日経過後は、３０日ごとに２５０円）	預金通帳、証書類等（生き物、貴金属、骨董、絵画等を除きます）
②入退院時等の付添い	職員が出動した場合 １回３，０００円 （平日１７時～翌９時、土・日・祝日・年末年始は１回５，０００円）	・事前の調整が必要です ・介護行為とみなされる行為は行いません ・乙の職員が、車で送迎するものではありません
③入院に必要な荷物準備		
④入院時等の緊急連絡先指定及び緊急対応		病院が求める連帯保証人や身元保証人ではありません
⑤その他、甲が希望し、乙が必要と認めたサービス		

※留意事項

・甲から希望があった場合に提供します。ただし、④については、甲の希望に関わらず緊急対応の必要性があると医療機関等が判断した場合に提供するものとします。

・職員が出動した場合の１回あたりの時間は、原則、３時間以内とします。３時間を超過した場合は、３時間毎に１回あたりの金額が発生します。

・実費（移動のための交通費を含む）が発生した場合は甲の負担となります。

・サービス利用料は、４月から９月分は１０月末日、１０月から３月分は４月末日までに支払うものとします。

（別紙２）

苦情相談窓口

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部
○所　在　地 名古屋市北区清水四丁目１７番１号
総合社会福祉会館５階
○電 話 番 号 ０５２－３８０－８２９４
○ＦＡＸ番号 ０５２－９１９－７５８５
○受 付 時 間 平日の午前９時から午後５時
（祝日、年末年始を除く）

※上記の他、以下も苦情相談窓口となります。

福祉サービス苦情相談センター
○所　在　地 名古屋市北区清水四丁目１７番１号
総合社会福祉会館５階
○電 話 番 号 ０５２－９１０－７９７６
○ＦＡＸ番号 ０５２－９１０－７９７７
○受 付 時 間 平日の午前９時から正午、午後１時から午後５時
（祝日、年末年始を除く）

なごやかエンディングサポート事業 支援計画書

甲と乙は、なごやかエンディングサポート事業のサービス内容の詳細を以下のとおり決定します。

■サービス内容

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="3">内容</td></tr>
<tr><td rowspan="6">預託金によるサービス</td><td colspan="3">葬儀・死亡後の債務の支払い等</td></tr>
<tr><td colspan="2">葬儀・納骨等の実施</td></tr>
<tr><td>葬　儀</td><td>○内　容

○葬儀社
・業者名：
・所在地：
・連絡先：
・担当者：
・備　考：</td></tr>
<tr><td>納　骨</td><td>○内容
□納骨堂　□寺　□樹木葬　□散骨
□その他(　　)
○納骨先
・名　称：
・所在地：
・連絡先：
・備　考：</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡後の債務の支払い</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡に伴う行政官庁等の各種届け</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き</td><td colspan="2">○家財処分業者
・業者名：
・所在地：
・連絡先：</td></tr>
<tr><td colspan="2">○家主・管理人等
・名　称：
・所在地：
・連絡先：</td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td></tr>
</table>

見守り・安否確認サービス	電話等事前に定められた方法による月１回の見守り・安否確認、６か月に１回の訪問による見守り・安否確認
入退院時等支援サービス	①入院時の貴重品等の預かり ②入退院時等の付添い ③入院に必要な荷物準備 ④入院時等の緊急連絡先指定及び緊急対応 ⑤その他、甲が希望し、乙が必要と認めたサービス

※危篤時や葬儀（死亡）の連絡は、エンディングノートに記載のある場合に行います。

※葬儀社及び家財処分業者が倒産等により実施できない場合は別の業者で実施することがあります。

■預託金

預託金合計額	円 ※葬儀・死亡後の債務の支払い等及び残存家財処分の執行にかかる金額の１割相当額を名古屋市社会福祉協議会の執行費用とさせていただきます。			
内訳	葬儀・死亡後の債務の支払い等	葬儀・納骨等の実施	円	①
		死亡後の債務の支払い	円	②
		死亡に伴う行政官庁等への各種届け		
		本会の執行費用（税込）	円	①②の１割相当
	自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き	自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き	円	③
		本会の執行費用（税込）	円	③の１割相当
	控　除		円	

■遺言執行者

遺言執行者①	フリガナ		電話番号	
	氏　名	様	携帯電話	
	住　所			
遺言執行者②	フリガナ		電話番号	
	氏　名	様	携帯電話	
	住　所			

■特記事項

ご相談等の連絡先

ご連絡先	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会　権利擁護推進部 電　　話：**052-919-5013** ファックス：052-919-7585
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）　**9時~17時**
住　　所	〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館５階（北区総合庁舎内）

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車
①番出口より徒歩13分

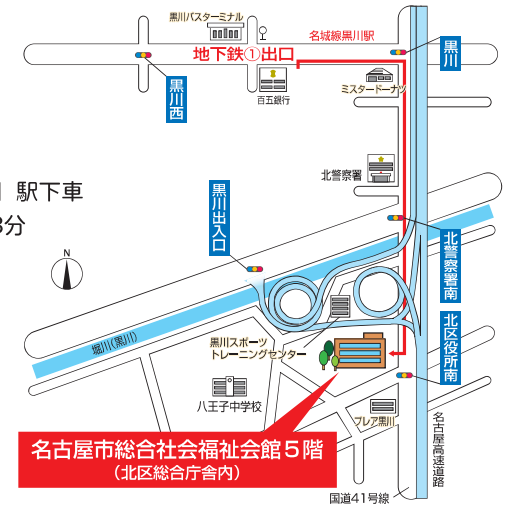

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会とは？

- 名古屋市社会福祉協議会は、社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした、社会福祉法に位置付けられた組織です。
- 社会福祉協議会は、全国、都道府県、市区町村にあり、名古屋市には、名古屋市社会福祉協議会と、16区に各区社会福祉協議会があります。

死後の葬儀・納骨、家財処分などを支援します！

名古屋市 あんしん エンディングサポート事業

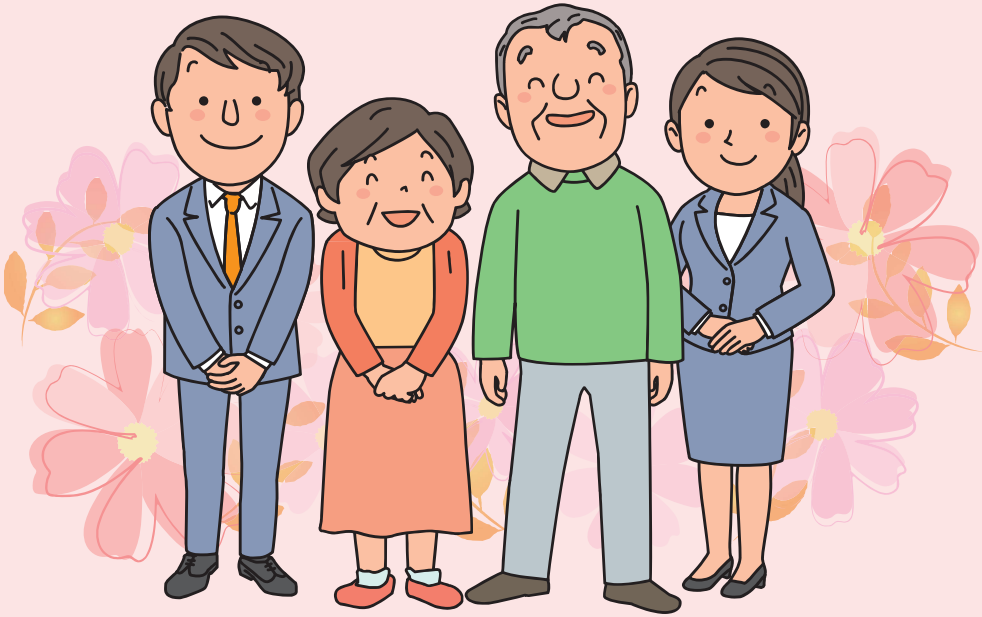

名古屋市公式
マスコットキャラクター「はち丸」

名古屋市健康福祉局
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会

名古屋市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「な～や」

資料書式115 / 476 ページ

名古屋市あんしんエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の利用者が亡くなったときに、葬儀・納骨及び家財処分、行政官公庁等への届出などを行う事業です。名古屋市からの委託により、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」）が実施しています。

利用できる対象は？

契約の時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

（1）名古屋市内に居住する65歳以上で一人暮らし、直系卑属（子・孫など）がいないこと（同居人や子・孫などに認知症や障害などの事情がある場合は対象となることがあります）
（2）明確な契約能力を有すること
（3）葬儀・納骨及び自宅の家財処分を行うことができる親族がいないこと
（4）生活保護を受給していないこと
（5）市民税非課税、かつ、預貯金1,000万円以下で、不動産を所有していないこと（現在居住している不動産などは除きます）
（6）見守りサービスを受けることに同意すること
（7）契約時に預託金を一括で預託できること（葬儀・納骨の費用は一括納付、家財処分の費用は状況に応じ分割も可能です）
（8）原則、遺言（自筆証書遺言書保管制度[注1]の利用または公正証書遺言[注2]）により遺言執行者[注3]を定めていること

預託金とは？

契約時に以下の預託金を本会へお預けいただきます。契約者が亡くなったとき、預託金をもとに葬儀・納骨、家財処分を実施します。

預託金の内容	金　額	備　　考
葬儀・納骨	25万円※	・本事業の協力葬儀社の中からお選びいただきます。 ・葬儀社が遺体を引取り火葬場で火葬した後、指定の納骨・合祀先に納骨します。
家財処分 ※自宅が賃貸住宅の場合	業者の見積額	・本事業の協力家財処分業者の中からお選びいただきます。

※個別の事情等により、指定の納骨・合祀先への納骨を行わない場合、納骨の方法により金額の増減があります。

サービス内容は？

●生前の見守り・安否確認サービス	・月1回の電話、6か月に1回の自宅への訪問による見守りを行います
●葬儀・納骨の実施 ●賃貸住宅の家財処分・明渡しに伴う諸手続き	・葬儀社が遺体を引取り、火葬場で火葬した後、指定の納骨先に納骨します ・残存家財を家財処分業者が処分します ・賃貸住宅の明渡しに伴う諸手続きを行います
●死亡に伴う行政官庁への届出 ●公共料金の収受機関等への連絡	・医療保険証、介護保険証等の返却、年金事務所や公共料金の収受機関への死亡連絡などを行います

利用（契約）までの流れは？

（目安）

1週間～1か月

面談の予約
本会へご連絡ください。面談の日程を調整させていただきます。（連絡先及び場所は裏面参照）

↓

面　談
あらかじめ予約した日時に本会へお越しください。
※面談は、数回行う場合があります。

↓

1か月～6か月

家財処分の見積
家財処分業者と本会職員が自宅へ訪問し、家財処分の見積をします。
※自宅が賃貸住宅の場合のみ実施します
※自宅が所有物件の場合、死後の残存家財処分は、原則、遺言執行者や相続人が実施することになります。

↓

申込み
申込みには、申込書、住民票、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、預金通帳のコピー等をご提出いただきます。

↓

審　査
相談者と本会が本事業の契約を結ぶにあたり、本会が設置する審査会による審査があります。

↓（審査が通った場合）

遺言書の作成
自筆で遺言書を作成し、遺言の中で遺言執行者[注3]を定めた上で「自筆証書遺言書保管制度」[注1]をご利用いただきます。
※マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書及び保管申請手数料等が必要です。
なお、不動産を所有している場合等は、公正証書遺言[注2]の作成が必要です。（公証役場へ支払う手数料が必要）

↓

契　約
相談者と本会が本事業の契約を結びます。

注1　自筆証書遺言書保管制度とは、自筆の遺言書を法務局（遺言書保管所）に預ける制度です。
注2　公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。
注3　遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。

名古屋市あんしんエンディングサポート事業契約書

利用者（以下「甲」という。）と社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結します。

（合意）

第１条　甲と乙は、乙が第２条に定める「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」（以下「本事業」という。）によるサービスを甲に提供することに合意します。

（乙が提供するサービス）

第２条　乙は甲に対して、下記に記載する本事業によるサービスのうち、別添「支援計画書」において定めたサービスを提供します。

（１）　生前の見守り・安否確認サービス

（２）　葬儀・納骨の実施

（３）　自宅にかかる賃貸住宅の家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き

（４）　行政官庁への届出（死亡、葬儀等に関するもののみ）

（５）　甲の死後における公共料金の収受機関等への連絡

２　借家権の相続又は受遺者が存在する等、本契約の内容が遺言書の内容と抵触する場合には、乙は遺言書に抵触するサービスを実施しないことがあります。

（生前の見守り・安否確認サービス）

第３条　第２条第１項第１号に定める見守り・安否確認サービスは、電話等事前に定められた方法による月１回の見守り・安否確認を行うものとし詳細は別紙１のとおりとします。

２　契約を締結した日から６か月毎に１回の実地訪問による見守り・安否確認を行うものとします。

３　前２項の規定に関わらず、本会が電話、訪問等ができないことに合理的な理由がある場合は、当該理由が解消するまでの間、乙に対し、前２項のサービスを提供しないことがあります。

（葬儀・納骨の実施）

第４条　第２条第１項第２号に定める葬儀・納骨の実施は、本事業に協力する旨を申し出た事業者のうち、甲がその意思で選定した事業者によって行うものとし詳細は別紙１のとおりとします。

（家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き）

第５条　第２条第１項第３号に定める死亡後の家財処分の実施は、本事業に協力する旨を申し出た事業者のうち、甲がその意思で選定した事業者によって行うものとします。

２　乙は、甲の申し出に基づき、甲の死後、明渡しに伴う諸手続きを行うものとします。ただし、賃貸住宅の原状回復の責任を負うものではありません。

（行政官庁への届出）
第６条　第２条第１項第４号に定める行政官庁への届出は、死亡及び葬儀等に関する届出とし、詳細は別紙１のとおりとします。

（公共料金の収受機関等への連絡）
第７条　第２条第１項第５号に定める公共料金の収受機関等への連絡は、公共サービス等を提供する機関へ死亡したことを連絡するものとし、詳細は別紙１のとおりとします。

（預託金によるサービス）
第８条　第２条第１項第２号及び第３号によるサービスの実施は、原則として、預託金の範囲内で行うものとします。
２　第２条第１項第２号及び第３号によるサービスの実施に伴う費用が預託金額を超過する場合、甲はその不足額を相続財産から負担するものとし、乙が遺言執行者から不足額を受領するものとします。

（預託金）
第９条　甲は乙に対して第２条第１項第２号及び第３号によるサービスに伴う費用にあてるため、下記の金額を乙に預託します。
　　金　　円
２　契約締結後に預託金の金額を変更する必要性が生じた場合は、甲と乙の双方で預託金額を再調整し、再度、契約を締結するものとします。
３　葬儀・納骨の実施に必要な預託金と家財処分の実施に必要な預託金については、必要に応じ、それぞれ流用して使用することができるものとします。
４　第１４条による本契約の終了又は第１５条による本契約の解除があった場合、乙は預託金のうち支払いを完了した金額を差し引いた金額を甲に返還します。ただし、返還時に甲が死亡している場合は、預託金の残額は、原則、遺言執行者に引き渡します。
５　預託金には利息は付さないものとします。

【家財処分の預託金を分割して預託する場合】
第９条　甲は乙に対して第２条第１項第２号によるサービスに伴う費用にあてるため、下記の金額を乙に預託します。
　　金　　円
２　甲は乙に対して第２条第１項第３号によるサービスに伴う費用にあてるため、下記の金額を、原則、「支援計画書」に定める毎月の積立により乙に預託します。
　　金　　円

3　契約締結後に預託金の金額を変更する必要性が生じた場合は、甲と乙の双方で預託金を再調整するものとします。
4　葬儀・納骨の実施に必要な預託金と家財処分の実施に必要な預託金については、必要に応じ、それぞれ流用して使用することができるものとします。
5　第１４条による本契約の終了又は第１５条による本契約の解除があった場合、乙は預託金のうち支払いを完了した金額を差し引いた金額を甲に返還します。ただし、返還時に甲が死亡している場合は、預託金の残額は、原則、遺言執行者に引き渡します。
6　預託金には利息は付さないものとします。

（個人情報取得及び提供の同意）
第１０条　甲は乙に対して、本サービスにおける乙の義務を履行する上で必要な範囲で、乙が関係機関その他第三者等から個人情報を取得し、又は関係機関その他第三者等に個人情報を提供することを予め承諾します。

（本契約の効力発生時期）
第１１条　本契約の効力は第９条で定める預託金の納付（預託金のうち、家財処分費用の実施に必要な金額を分割にて支払う場合は、初回の納付をいう。）をもって発生するものとします。

（住居への立ち入り）
第１２条　甲は、乙が本事業によるサービスを提供するため緊急に住居に立ち入ることが必要になった場合で、甲の同意をとることが困難なときは、甲の住居に立ち入ることを承諾します。
2　前項の立ち入りの場合、鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は甲が負担するものとします。

（相続人の探索）
第１３条　乙は、甲の相続人を確認する義務を負わないものとします。ただし、本事業によるサービス提供のために相続人を確認することが必要となった場合は、乙は甲の費用をもって相続人の捜索を行うことができるものとします。

（契約の終了）
第１４条　本契約は、下記の事由により終了するものとします。
（１）甲（甲の保佐人、補助人又は任意後見人）が書面により解約の申出をしたとき。
（２）本事業の契約に基づく業務がすべて完了したとき。
（３）その他葬儀等の実施が困難となる事情が生じた場合で、預託金によるサービスの全部又は一部を実施できないことが明らかになったとき。
（４）本事業の委託者である名古屋市との本事業の契約が終了したとき。（本会との契約は終了し、次期受託法人に業務を引き継ぎます。）

（契約の解除）

第１５条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会名古屋市あんしんエンディングサポート事業実施要綱に定める名古屋市あんしんエンディングサポート事業審査会が認めたときは、本契約を解除することができます。

（１）所在が不明となったとき。

（２）名古屋市に住民票を有し、且つ、名古屋市に居住する者ではなくなったとき。

（３）生活保護の受給を開始したとき。

（４）一人暮らしではなくなったとき。ただし、同居人の全てが障害等の事情により、第２条第１項第２号から第５号の事務を行えない場合を除きます。

（５）同居人又は直系卑属が障害等の事情により第２条第１項第２号から第５号の事務を行えない状況が解消されたとき。

（６）不動産の売却等により預貯金が１，０００万円を超えたとき。ただし、本事業の趣旨に鑑みて本契約の継続が必要な場合を除きます。

（７）成年後見人が選任されたとき。

（８）本契約に違反し本契約を継続することが困難と認められるとき。

（９）親族間の紛争その他の事由により、契約の履行が困難となったとき。

（１０）甲と乙との信頼関係を維持しがたい事由が生じたとき。

（個人情報の保護）

第１６条　乙は、個人情報保護法、その他の関係法令及び乙の個人情報保護規程に従い、甲及び甲の世帯等の個人情報について守秘義務を負います。ただし、個人情報保護法、高齢者虐待防止法、その他の関係法令及び乙の個人情報保護規程に基づき情報を開示することができるものとします。本契約の終了後も同様とします。

２　乙は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、前項ただし書きに定める場合のほか、他人に閲覧させ、又はその写しを提供しません。

３　乙は、本事業の実施に携わる乙の職員に対して個人情報及びプライバシーの保護を徹底させます。

（苦情受付）

第１７条 乙は甲からの苦情を受け付ける窓口を別紙２のとおり設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第１８条　本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の間で協議を行うこととします。

以上のことに同意した上で、この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通作成し、甲及び乙のそれぞれが１通ずつ保管します。

年　　月　　日

（甲）
住　所

氏　名　　印

（乙）
住　所　名古屋市北区清水四丁目１７番１号

氏　名　社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会　長　　印

名古屋市あんしんエンディングサポート事業 支援計画書

甲と乙は、名古屋市あんしんエンディングサポート事業のサービス内容の詳細を以下のとおり決定します。

■本事業の提供サービス

区分	内容	
支援方針	【地域の社会資源との連携や社会参加等を見据えた支援 等】	
生前の見守り・安否確認サービス	電話等事前に定められた方法による月１回の見守り・安否確認、契約締結日から６か月毎に１回の訪問による見守り・安否確認	
葬儀・納骨の実施	葬儀社及び葬儀内容	葬儀社： 内　容：直葬 所在地： 連絡先：
	納骨先	納骨先： 所在地： 連絡先：
	備考	
自宅にかかる賃貸住宅の家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き	家財処分業者	業者名： 所在地： 連絡先：
	家主・管理人等	名　称： 所在地： 連絡先：
	備　考	
行政官庁への届け出	死亡・葬儀等に関する届出	
死後の公共料金の収受機関等への連絡	エンディングノートに記載した連絡先への連絡	

※留意事項等は別紙１参照

■預託金

内容	金額	備考
葬儀・納骨の実施	円	
家財処分の実施	円	□一括 □分割（初回＿＿＿＿円、原則、毎月＿＿＿＿円 の積立により左記の金額を預託する） ※分割の場合、左記の金額に満たない場合は、 原則、残存家財処分の実施はできません。
合計	円	

※契約後に葬儀・納骨の内容の変更、居住場所の変更及び残存家財の増減があった場合は、預託金の再調整をする場合があります。
※必要に応じて流用して使用することがあります。

■現在の福祉サービスの利用状況

サービス内容	事業所名、連絡先、担当者名等	利用頻度（曜日、時間等）

■遺言書

□自筆証書遺言（自筆証書遺言書保管制度を利用）【保管番号：　　】
□公正証書遺言

■遺言執行者

遺言執行者①	フリガナ		電話番号	
	氏　名	様	携帯電話	
	住　所			
遺言執行者②	フリガナ		電話番号	
	氏　名	様	携帯電話	
	住　所			

■特記事項

（別紙１）

１　生前の見守り・安否確認サービス

内容
電話等事前に定められた方法による月１回の見守り・安否確認、契約締結日から６か月毎に１回の訪問による見守り・安否確認

※留意事項

・訪問した月においては、電話をしないことがあります。また、乙が電話、訪問を行わないことに合理的な理由がある場合は、その理由が解消するまでの間、本サービスを提供しないことがあります。

２　葬儀・納骨の実施

主な内容
・葬儀社への遺体の引き取り、遺体の搬送の手配 ・関係者への連絡 ・葬儀（火葬）の実施 ・納骨等の実施 ・葬儀社への費用の支払い

※留意事項

・甲が選定した葬儀社が倒産した場合や預託金の範囲内で実施できない場合は、別の葬儀社で実施する場合があります。

・関係者への連絡は、事前に連絡先リストの作成を必要とし、連絡については、電話等で行います。

３　自宅にかかる賃貸住宅の家財処分の実施・明渡しに伴う諸手続き

主な内容
・家財処分業者の手配 ・住宅管理会社等への死亡の連絡 ・家財処分の実施 ・家財処分時に発見した金品の引き渡し ・自宅にかかる賃貸住宅の明渡し

※留意事項

・第三者に返還すべき家財、動産等があれば、予め甲は乙に連絡するものとします。

・家財処分時に発見した金品等は遺言執行者へ引き渡します。

・残存家財処分を実施するときは相続人に連絡せず実施します。ただし、必要に応じて相続人へ連絡する場合もあります。

・甲が選定した家財処分業者が倒産した場合や預託金の範囲内で実施できない場合は、別の業者で実施する場合があります。

・預託金を分割で納付する場合、死亡時に預託金の納付が完了できていない場合は、原則、残存家財処分は実施できません。

・賃貸住宅の原状回復を行うものではありません。

4　行政官庁への届出（死亡・葬儀等に関するもののみ）

内容
マイナンバーカード、住基カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等の返却、年金事務所への死亡連絡　等

※留意事項

・法律の規定等により乙による手続きを相手方が受け付けない場合は相続人等にお願いすることがあります。

・公的年金、医療保険、介護保険の過払金や徴収金が生じた場合は、受け取りや支払いにかかる手続きを遺言執行者に引き継ぎます。

・原則、国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときに支給される葬祭費の手続きを行い、葬祭費が支給された場合は、預託金として収入し、全額を葬儀費用に充当します。

5　甲の死後における公共料金の収受機関等への連絡

内容
○公共サービス等の事業者への連絡及び手続き 電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話、新聞、ＮＨＫをはじめとする公共サービス等のうち、乙が確認できた公共サービス等の事業者への死亡連絡 ○個人加入保険等の事業者への連絡　等 生命保険、傷害保険、火災保険等の事業者への死亡連絡　等

※留意事項

・公共サービス等の事業者への連絡及び個人加入保険等の事業者への連絡は、事前に連絡先のリストが必要です。なお、保険等の解約手続きは行いません。

・債務の支払いは行いません。

（別紙２）

【苦情相談窓口】

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部
○所　在　地　名古屋市北区清水四丁目１７番１号
　　総合社会福祉会館５階
○電 話 番 号　０５２－９１９－５０１３
○ＦＡＸ番号　０５２－９１９－７５８５
○受 付 時 間　平日の午前９時から午後５時
　　（祝日、年末年始を除く）

※上記の他、以下も苦情相談窓口となります。

福祉サービス苦情相談センター
○所　在　地　名古屋市北区清水四丁目１７番１号
　　総合社会福祉会館５階
○電 話 番 号　０５２－９１０－７９７６
○ＦＡＸ番号　０５２－９１０－７９７７
○受 付 時 間　平日の午前９時から正午、午後１時から午後５時
　　（祝日、年末年始を除く）

【本事業の名古屋市の所管部署】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
○所　在　地　名古屋市中区三の丸三丁目１−１
○電 話 番 号　０５２－９７２－２５４７
○ＦＡＸ番号　０５２－９５５－３３６７

終活に関する取り組み

（生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業、成年後見制度利用促進事業）

中核市
人口　381,638人（R7.4.1）
世帯数　171,844世帯
面積　387.20㎢
高齢化率 24.90%
自治会加入率 89%（R6年度）
財政力指数 1.00（R6年度）

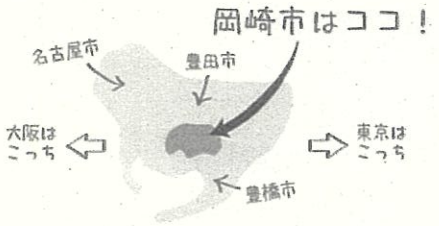

岡崎市 福祉部 ふくし相談課

岡崎市将来推計人口

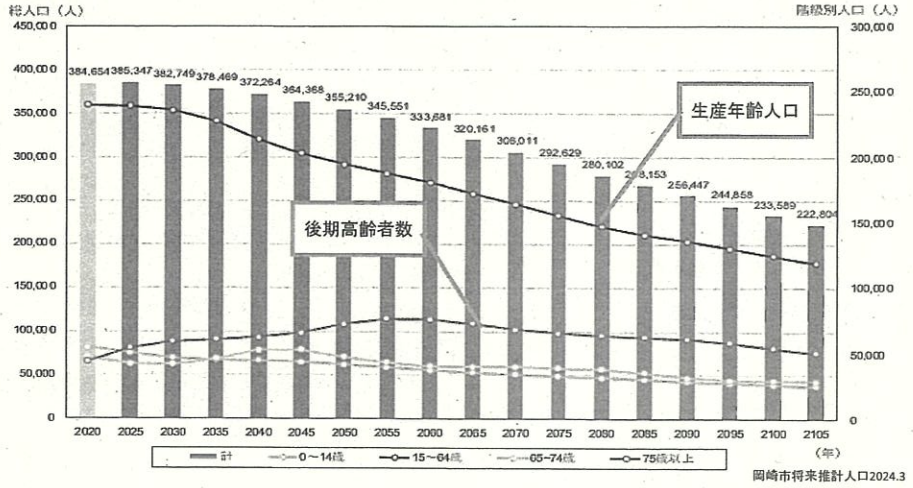

岡崎市の人口推移（2020年を100とした場合）

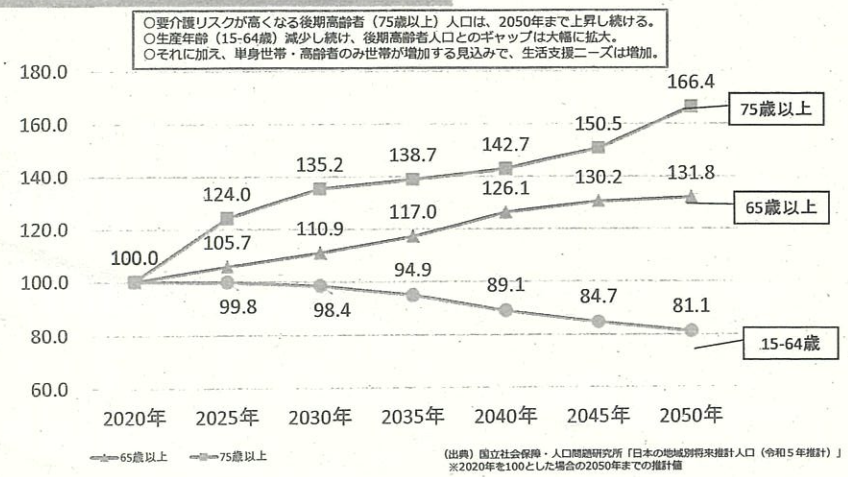

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」
※2020年を100とした場合の2050年までの推計値

将来の家族類型別世帯数

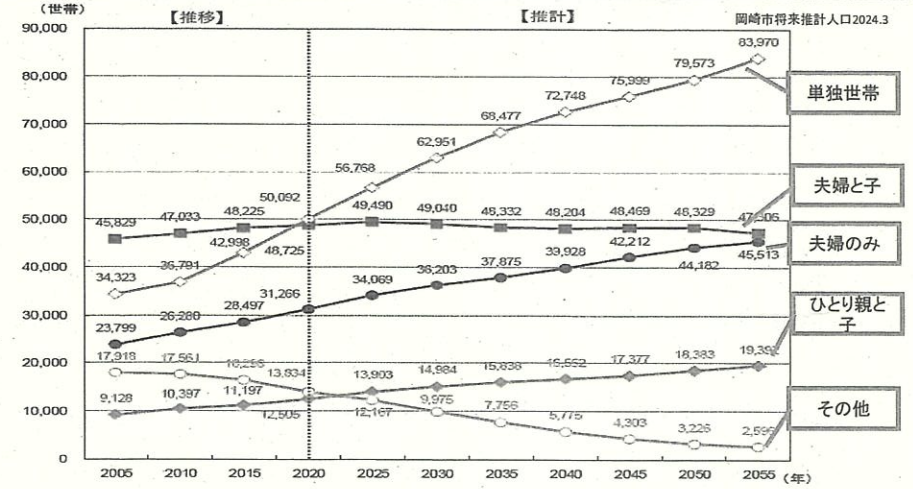

資料番号127 / 476 ページ

終活のすすめ

伴走型支援における終活サポート

まだまだ元気のうちに
人生を振り返り
自分らしい生き方を考える

人生の
最終段階における
意思決定支援

ゲームをしながら終活を考える。
包括職員などが作成。

生活支援体制整備事業

『ACP』の普及促進

・講演会を開催し市民に周知

・岡崎市民病院内でACP研修会

・ACPのための共有意思決定
支援(SDM)を学ぶ研修会

在宅医療・介護連携推進事業

身寄りのない高齢者等を支える仕組みが必要

・民間の見識と意見を聞きたい
・公民と民民の連携体制を作りたい
・スキームの実現性を探りたい

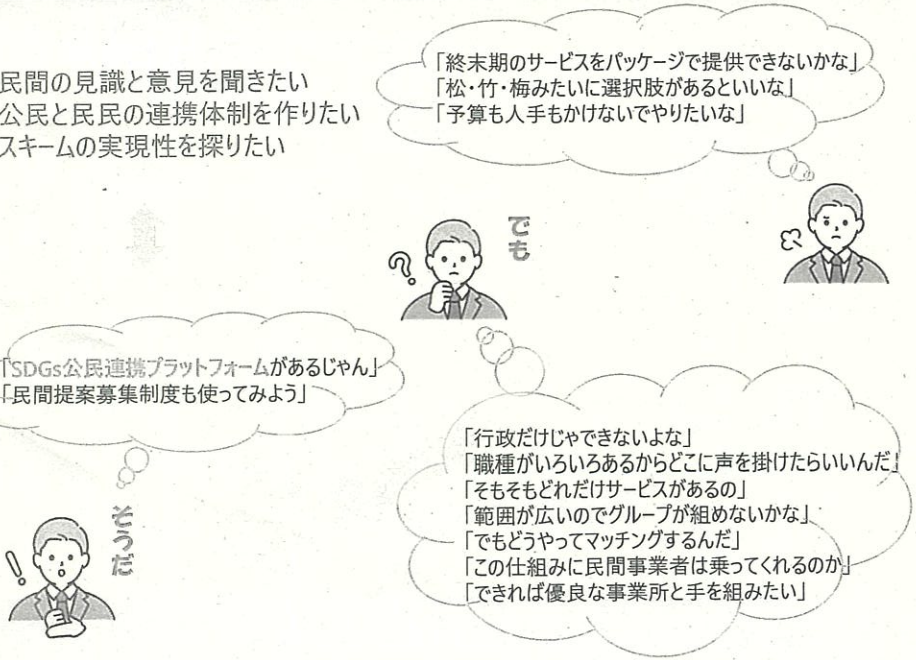

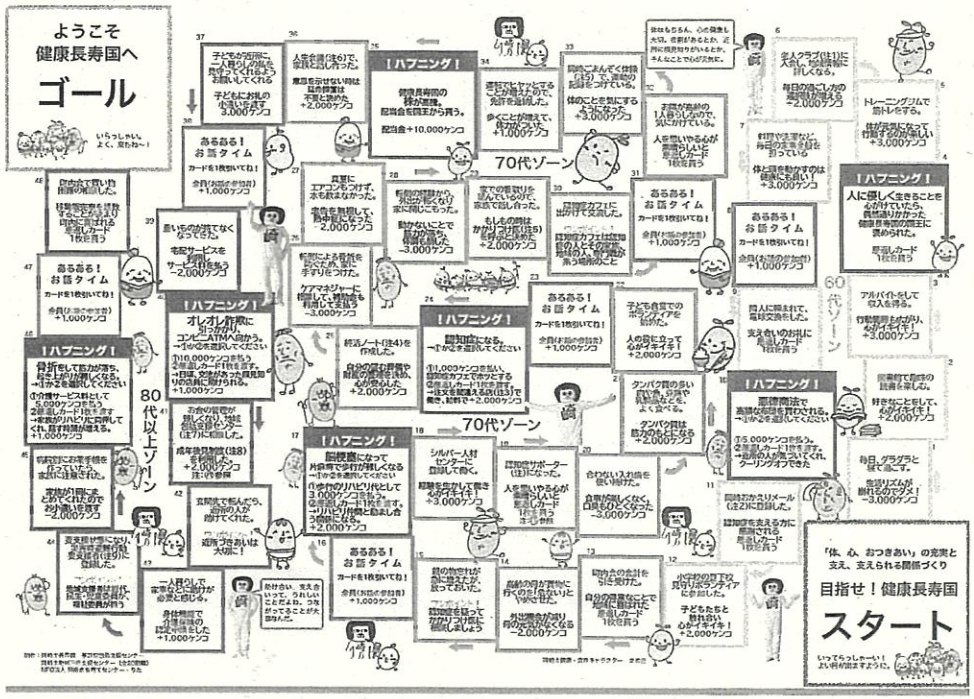

きっかけ・動機（目指したこと）

市の課題認識

終末期に転居や入院・入所をする際、本人や支援者が身元保証（緊急連絡先、家賃債務保証等）や見守り・生活支援、終活に関するサービスを提供する事業者の情報を把握することが困難な状況となっている。

市に相談に来る高齢者等に対して、住宅への入居支援、生活支援、財産管理、本人死亡時の対応などのサービスに包括的につなげる体制構築が求められている。

他方で、該当するサービスの種類、内容、提供主体が多様で複雑なため、情報につながらない、十分理解した上でのサービスの選択や契約が難しくなっているため、ワンストップサービスに寄与するようなサービス提供体制構築を目指していきたい。

■岡崎市として市民に対して包括的なサービス提供が可能な体制構築に向けて、下図❶～❺の領域に関する民間サービスと一体的になって「地域包括ケアシステム」に寄与するような連携可能なサービス・担い手とパートナシップ関係を構築したい。

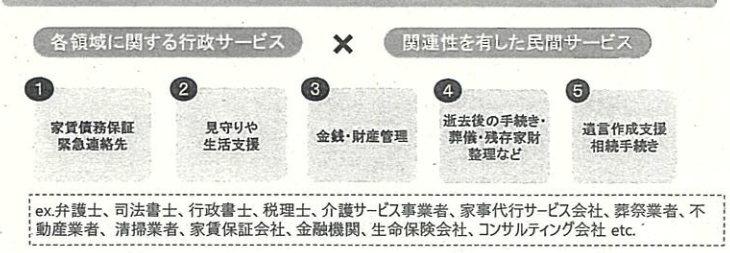

ex.弁護士、司法書士、行政書士、税理士、介護サービス事業者、家事代行サービス会社、葬祭業者、不動産業者、清掃業者、家賃保証会社、金融機関、生命保険会社、コンサルティング会社 etc.

資料番号128 / 476 ページ

愛知県岡崎市 「終活応援事業」（取組開始：令和６年度～）

※令和6年度までの取組状況

① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】387.2㎢
【人口】 383,141人
【うち65歳以上】 94,222人
【高齢化率】 24.6 %

※令和6年4月1日時点

背景・経緯

- **検討開始時期**：令和５年７月
- **取組開始時期**：令和６年７月
- **開始に至る経緯**：終末期に転居や入院・入所をする際、本人や支援者が居住支援や見守り・生活支援、終活に関するサービスの提供事業者の情報把握が困難な状況にある。市に相談に来る高齢者等に対して、入居支援、生活支援、財産管理、本人死亡時の対応などのサービスに、包括的につなげる体制構築が求められている。ワンストップサービスに寄与するようなサービス提供体制の構築を目指したいと考え事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業の概要】
単身高齢者など頼れる身寄りのない市民からの相談に応じ、本人の選択に基づき、医療施設・福祉施設等への入院・入所手続等の支援や日常生活支援、死後事務等の支援に関するサービスを適切に利用することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを目指す。岡崎市成年後見支援センターにコーディネーターを配置するなど相談窓口を整備し、包括的な相談支援や支援のコーディネート、関係機関・関係者とのネットワークの構築を行っている。

【利用者の要件】
岡崎市民

【利用者の相談受付方法】
✓電話
✓メール
✓訪問
✓窓口での相談
（平日8:30~17:15）

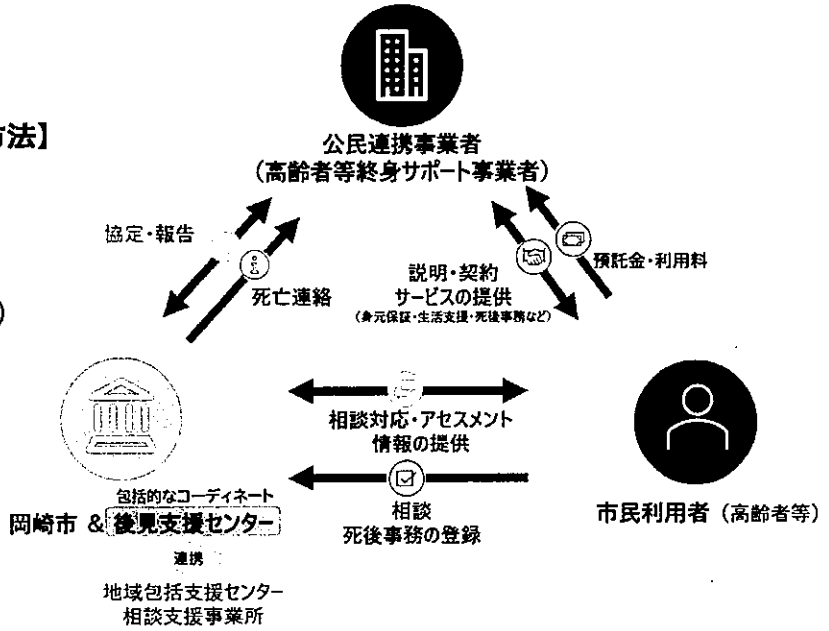

ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

①岡崎市
○民間事業者と協定を締結
○利用者の求めに応じて情報提供、情報発信
○利用者からの同意・登録書の受付
○死亡時に契約事業者へ連絡、契約の履行報告の受付

②岡崎市成年後見支援センター（委託先）
○利用者からの求めに応じて情報提供
○利用者の相談対応、登録制度の案内
○利用者支援の包括的なコーディネート
○事業者の履行確認、履行報告受理
○各種サービスの情報収集
○相談支援機関の後方支援

【民間事業者】
○市と協定を締結、事業の広報協力
○利用希望者に契約内容の情報提供、本人の意向に沿ったプランの提案
○登録制度の案内、契約締結
○利用者本人の死後、契約内容の履行及び報告

【利用者（市民）】
○情報収集、市・相談支援機関・事業者等へ相談
○契約内容を十分に理解した上で、契約を締結
○市へ個人情報の提供に関する同意書の提出、登録申請
○利用料・預託金等を支払い、サービスを受ける（本人負担）

資料番号129 / 476 ページ

愛知県岡崎市 「終活応援事業」（取組開始：令和６年度～）

※令和6年度までの取組状況

基本指標（R6.10時点）

【自治体】岡崎市

- 予算：2,856千円（令和6年度）

【相談対応者の体制】成年後見支援センター

- 人員：常勤６人（全員が成年後見支援センター職員を兼務）
- 要件：社会福祉士、社会福祉主事任用資格保持者、又は市がこれに準ずると認めた者
- 利用者負担（目安）：なし

【事業の実績】（過去1年分）

- 新規相談人数：18人
- 死後事務契約情報登録人数：0人

工夫・配慮等

- 事業開始前から、終活に関する多職種連携の取組や意見交換などを重ねており、令和３年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」として岡崎アイデアソンを実施。終活に関わる関係者それぞれの課題認識を共有しており、これらの取組が事業の促進につながった。
- コーディネーターは、成年後見制度、日常生活自立支援事業、福祉サービス、終活応援事業の利用など本人の状態や希望に合わせて案内し、伴走支援を行っている。
- 地域の各関係機関が開催するネットワーク構築促進会議や地域ケア会議等への参加を通じ、日頃より他機関との良好な関係性作りに努めている。

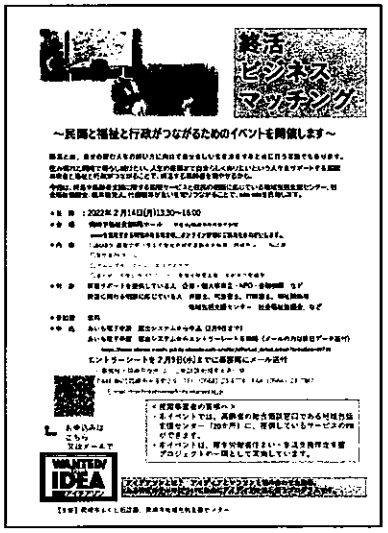

令和３年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」

※**岡崎アイデアソン**：「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、テーマについて自由にアイデアを出し合うプログラム。地域の民間事業者、福祉職、行政職員などによるワークショップを行い、課題解決やビジネスの共創アイデアを得ることを目指す。

事業の流れ

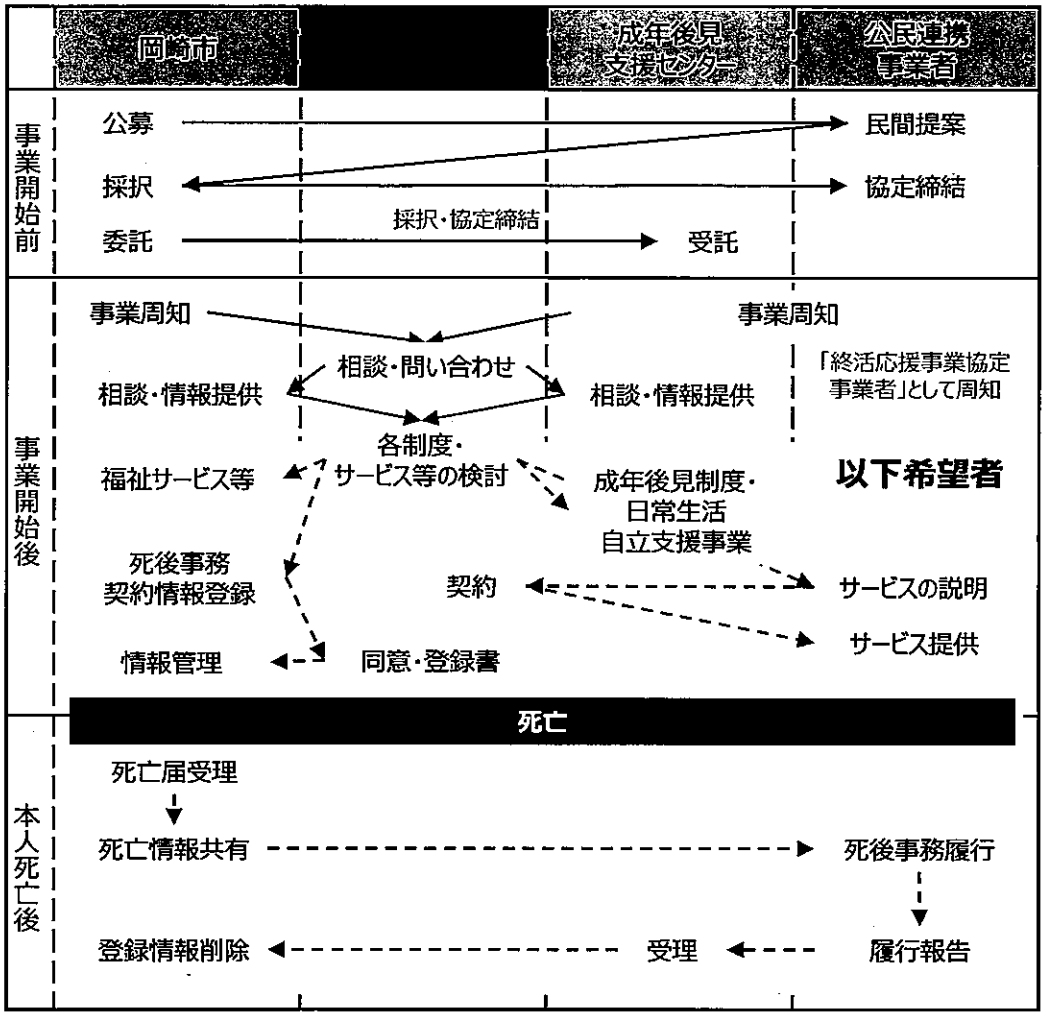

現状の課題、今後の展開

- 利用者の増加による事業の採算性、相談等にあたる人員不足などが課題である。
- 包括的な支援の一部とはいえ、民間事業者の情報を提供するため、民業圧迫や利益誘導、事業者の斡旋等と市民や他の事業者から感じられないか疑問であり、民間事業者（身元保証を代替するサービス等）の監督機関の明確化を要望したいと考えている。

資料番号130 / 476 ページ

ずっと安心！

終活応援事業

人生を終う過程では、誰もが家族や第三者の支援を受けることになります。

いわゆる「おひとり様」や親族に頼れない方、親なきあと障がいのある子が心配な方など、入院や入所の手続や緊急時の対応、葬儀や死後の整理などに対応する民間サービスの需要が高まっています。

しかし、「サービス内容や料金が複雑で分かりにくい」、「認知症など判断能力が低下したときにしっかり支援してもらえるか不安」、「死後のことを生前に契約しても亡くなったことを連絡できない」などの課題もあります。

岡崎市では、これらの課題に対応するため、終活応援事業を実施しています。

岡　崎　市

１.終活を応援します

「身寄りがない、頼れる親族がいない、自分で決めておきたい、迷惑をかけたくない、認知症などが心配」など、元気なうちに終活をして自分の生き方、自分の最期について準備をしている人が増えています。

介護、相続、葬儀、死後事務など誰に相談していいかわからない、どのような制度やサービスがあるのか基本が知りたいなど、終活についての初めの相談に対応します。

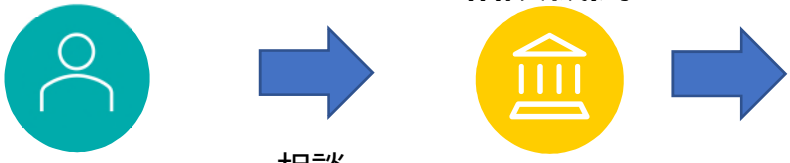

相談

ふくし相談課
成年後見支援センター
地域包括支援センター　等

例）
成年後見制度
介護保険制度
見守り支援事業
日常生活自立支援制度
任意後見制度
在宅福祉サービス
民間サービス　　等

２.成年後見制度と民間サービスについて

成年後見制度と民間サービスでは、目的やできることが違います。本人の状態や希望に適した制度やサービスの利用を選択することが大切です。

(1) 法定後見制度と任意後見制度

制度名	法定後見制度 （補助、保佐、後見）	任意後見制度
対象 制度の概要	本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度	本人が十分な判断能力を有するときに、予め任意後見契約を締結し、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が事務を本人に代わって行う制度
手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立	① 本人と任意後見人となる方で、委任する事務について、任意後見人に代理権を与える内容の契約（任意後見契約）を締結 ② 本人の判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立
申立ができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方
成年後見人等、任意後見人の権限	制度（補助、保佐、後見）に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消したりすることができる	任意後見契約で定めた範囲内で代理するが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。

任意後見制度と法定後見制度では、任意後見制度が原則優先されます。これは、任意後見制度による保護を選んだ本人の自己決定を尊重するためです。

ただし、裁判所が任意後見契約法第 10 条１項の「本人の利益のために特に必要があると認めるとき」と判断した場合は、任意後見契約を終了し、法定後見制度が開始されます。

■成年後見制度（補助、保佐、後見）等でできることの例

【成年後見人等ができること】
・預貯金通帳、印鑑の管理
・収支の管理（預貯金管理、年金や給与の受取り、公共料金・税金の支払い等）
・不動産の管理、処分
・遺産分割協議
・本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消
・日常生活の見守り
・本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
・健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
・福祉施設の入退所契約の締結、費用の支払い
・介護や障害福祉サービス等の利用契約、サービス内容の確認

【成年後見人等ができないこと】
・利子、配当等を目的とした資産運用
・財産の贈与
・親族や第三者が支払うべき費用の立替、支払等、本人に不利益な費用の支払い
・日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使
・買い物、通院同行等の事実行為
・医療行為に対する決定及び同意
・入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
・入院や施設への入所、介護等を本人の意思に反して強制的に行うこと
・遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚などの行為
・居住する場所の指定

(2) 民間サービス

終活に関する民間サービスは、多岐にわたります。サービス利用の必要性、他のサービスとの比較や事業者からの説明、相談支援機関からアドバイスを受けるなどよく検討した上で、自身の望む人生の終い方を考えてみてください。

身元保証を代替するサービス

例）
- 入院・入所時の緊急連絡先の指定
- 救急搬送された際の緊急対応
- 死亡又は退去時の身柄の引取
- 介護施設等への入所の際の連帯保証
- 入院・施設入所時の手続代行

日常生活支援サービス

例）
- 日用品など買い物への同行
- 通院又は転院時の送迎等
- 介護保険等の行政サービス利用手続
- 見守り訪問等

死後事務サービス

例）
- 死亡確認後、関係者への連絡
- 葬儀、火葬埋葬の手続、手配
- 死亡診断書の請求受領、死亡届の申請代行、火葬・埋葬の行政手続
- ライフライン等契約関係停止
- アパート等の残置物処置
- 入院等の費用の精算
- 遺品等の整理

その他サービス

例）
- **財産管理**
  通帳等を契約により管理し、家賃の支払い等適切に管理するサービス
- **遺言書作成**
  遺言書の作成、保管、執行や相続相談に関するサービス

■契約前に確認すること

要望の整理	□　自分が何をしてほしいか明確にする。
費用と支払い能力	□　病気や介護が必要になることも想定して、サービス利用により費用がかかる期間（例えば平均余命等）を計算する。 □　自分の資産状況から、支払い可能か検討する。
サービスと契約内容	□　自分がしてほしいことを明確にして事業者に伝える。 □　事業者ができること・できないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。 □　契約書（案）の内容は変えることができる場合もあるので、積極的に希望を出す。
今後のことを考えて	□　認知症や病気などになった時にも適切なサポートが受けられるよう、契約者や内容、緊急連絡先等を分かりやすいところに保管する。 □　契約内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。

3.終活応援事業について

①　民間サービス情報の提供

民間事業者が提供する終活支援サービスは多種多様で、市民にとっては、サービスの内容や料金が複雑で分かりにくく、民間サービスの情報を把握することが難しいという問題があります。

市と民間事業者が協定を締結し、市民に対し、終活支援のための民間サービスの情報を提供し、相談に応じます。

②　死後事務登録制度

近年、ご本人や家族が倒れたり亡くなったりした場合に、本人の意思が適切に反映されない事態が起きています。本市では、死後事務に関する情報を生前に登録いただき、ご本人が死亡時に死後事務契約が適切に履行されるよう支援を行います。

協定事業者と死後事務を契約された場合、市へ登録すると、市が死亡時の連絡と履行確認を行います。

① 市から民間サービスの情報提供を受ける。
① 事業者から説明を受ける。
① 利用を希望する場合は、契約を締結する。
① 利用料・預託金等（本人負担）を支払う。
② 市へ登録申請書を提出する。

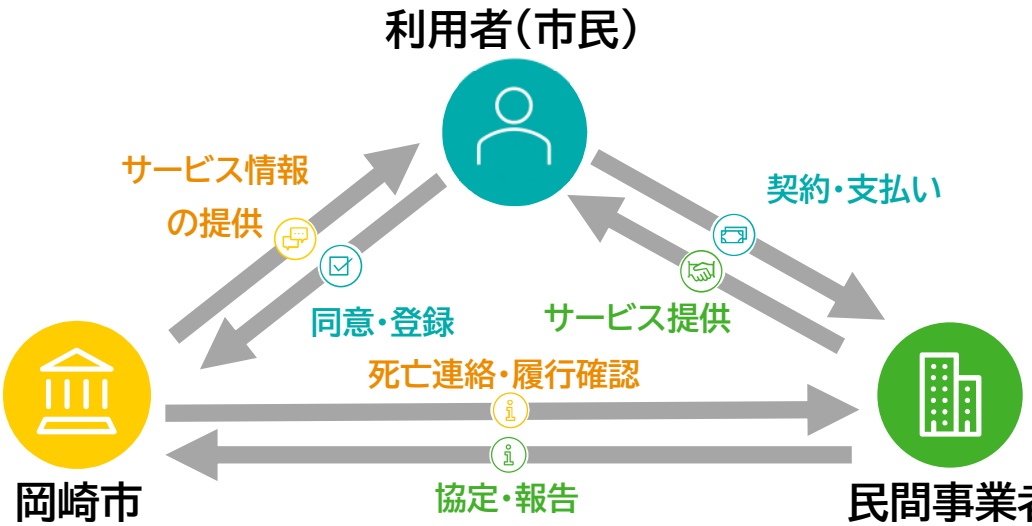

① 市民へサービス情報の提供
② 登録申請書の受付
② 死亡時の事業者への連絡及び履行確認

① サービス内容の説明、本人の意向に沿ったプランの提案
① 利用希望者に契約内容を十分説明した上で契約締結
① 市へ実施状況を報告
② 契約の履行及び市への報告

■登録窓口

岡崎市福祉部ふくし相談課（福祉会館 18 番窓口）

電話　0564-23-6986　FAX　0564-23-7987

岡崎市成年後見支援センター（社会福祉センター３階）

電話　0564-47-8760　FAX　0564-47-8753

■協定先民間事業者の情報

岡崎市と協定を締結した民間事業者の一覧です。契約を検討される場合は、事業者からサービス内容や料金について説明を聞いて十分に検討した上で判断してください。

※　事業者と契約された場合は、ご本人と事業者との契約であり、契約内容や費用等の契約に関する事項に対して市が責任を負うことはありません。

※　サービス内容・料金等は、詳細ページを参照してください。

事業者（50 音順）	事務所 所在地	電話番号 相談時間	詳 細 ページ
一般社団法人いきいき ライフ協会　三河	岡崎市康生通西	0564-73-1612 平日 9:00～17:00（土日祝日休み）	7P
NPO 法人くらし応援 ネットワーク	名古屋市中区	052-684-7243 平日 9:00～18:00	9P
公益社団法人 シニア総合サポート センター	名古屋市中区	052-526-0730 平日 9:00～18:00	11P
NPO 法人たすけあい 三河	豊橋市	0120-463-540 平日 10:00～16:00	13P
株式会社つながり （まごころサポート センター）	岡崎市上六名	0120-72-0556 8:30～17:00（年中無休）	15P

【注意事項】

⑴　契約は事業者と契約者本人との間で結ばれるものであり、岡崎市が契約内容等について保障するものではありません。

⑵　本パンフレットに掲載している事業所は、岡崎市と協定を結んだ事業所であり、当該サービスを提供している全ての事業所を掲載しているものではありません。

⑶　事業者との契約にあたっては、サービス内容や費用等、様々な点を考慮した上でご自身の判断に基づき検討してください。

こんなお悩み

いきいきライフ協会® 三河に ご相談ください

01　身元保証人が必要になった
家族の代わりに「身元保証契約」の選択を

02　認知症が心配
「任意後見契約」でもしもの時に備えましょう

03　頼れる人がいない
ご要望に応じて生活のサポートいたします

04　亡くなった後はどうしたら…
「死後事務委任契約」で葬儀・供養も安心

05　家族に負担をかけたくない
遺言の作成・相続手続きもお任せください

私たちが選ばれる3つの理由

- **安全**　お客様の遺産や預託金から寄付金を頂戴することはございません。
- **安心**　明確な料金設定で、お客様に必要なサポートのみをご提案いたします。
- **実績**　相続・終活の経験豊富な専門家が全力でサポートします。

無料相談受付中

0564-73-1612

岡崎市「終活応援事業」の協定を締結した民間の事業所です。
相談・契約に岡崎市は関与しません。お問い合わせはこちらまで!!

一般社団法人身元保証相談士協会所属
いきいきライフ協会®三河
私たちは司法書士等の専門家と連携して業務をしています

[所 在 地] 〒444-0059
愛知県岡崎市康生通西三丁目５番地
野畑証券第２ビル
[営業日時] 平日9:00～17:00 (土日祝日休み)

お手伝い費用

※価格は税込み表示

身元保証スタンダードプラン

■身元保証の基本契約：身元保証における契約書作成サポート

ステップ1	事前審査		戸籍調査	77,000円
			財産調査・ライフプランの作成	
	事前確認		基本契約	
ステップ2	6つの公正証書	身上監護 リビングウィル 財産管理	事務委任契約 任意後見契約	22,000円 110,000円
			医療、介護に関する「いざというときの意思表示」宣言 預かり金に関する事務委任契約	33,000円 22,000円
		相続手続き 死後の精算	公正証書遺言	85,800円
			死後事務委任契約	30,800円
ステップ3	身元保証契約		契約の締結　※2か月分の賃料相当	施設による
			契約書の調印	52,800円

■信託口座への預託金の目安：ご逝去後に必要となる実費代とサポート報酬

実費	葬儀・供養	葬儀（直葬）・供養の支払い費用	275,000円
	部屋片づけ	部屋の片づけ・家財の処分費用	110,000円
	その他	予備費	150,000円
報酬	死後事務	死後の事務手続き一式	220,000円～
	遺言執行	相続手続き、負債の精算	330,000円～

※預託していただく実費はお客様のご要望、生活状況により変化いたします。　ご了承ください。

身元保証開始後の見守りサポート

■ 訪問サポート30分2,750円（税込）等、ご要望に合わせてお選びいただけるサポートも充実しています。お気軽にお問い合わせください。

死後事務サポートプラン 「らくしご」

■ ご逝去後の事務手続きのみのプランもご用意しております。
契約書・自筆証書遺言作成（8.8万円）＋信託口座利用（5.5万円）＋預託金（50万円～）
※預託していただく実費および契約書作成費用はお客様のご要望、生活状況により変化いたします。
※生命保険を利用するプランもございます。（こちらは月払いとなります）

■ 「らくしご」ご契約者様には、緊急時対応のためのオプションプランもございます。

注意事項

- 生活保護を受けている方については、お引き受けできかねます。最寄りの行政機関にご相談ください。
- 別途実費および公正証書手数料がかかります。
- ステップ2にて、死後事務に関する準備金として、葬儀・供養費、家財道具処分費、死後事務履行費用、相続手続き費用をお客様の専用の信託口口座にてお預かりいたします。この際に、安心財団管理支援機構への登録と、「もしもの時の連絡先カード」の発券および精算時の監査料、信託口口座の開設費として別途5.5万円がかかります。

ファミリーケアサポート
ふぁみけあ

ふぁみけあとは？

加入プランごとに、緊急時の連絡先のご提供や身元保証・日常生活支援・緊急時の対応・終末時の葬儀・行政手続きなど家族のようなお世話と支援を提供します

プラン内容

入会金　5,000円（税込）　年会費　無料

緊急連絡先プラン　1回22,000円（税込）

①入院又は施設入所時の緊急連絡先として登録
②入院又は施設入所時の身元保証

※身元保証人になる場合、預託金が別途必要となります

あおぞらプラン　330,000円（税込）（10回迄利用可能）

①通院・買い物・お墓参り等の付添い
②要介護認定の申請相談
③介護施設等への見学同行
④入退院時の付き添い
⑤入院に必要な荷物準備
⑥医療費・施設料・家賃等の支払代行
⑦親族・知人への連絡代行

※医療費等の支払代行を行う場合等、別途預託金が必要になる場

NPO 法人くらし応援ネットワーク

近況確認サービス　月々3,000円（税込）

①月に1度お電話にてオペレーターからの近況確認を行います
②ハローライト（クロネコヤマト）・テラシテR（中部電力)と業務提携をしており万が一に備えての見守りサービスを提供します

にじいろプラン　550,000円（税込）

①葬儀（直葬の方法による）・納骨等の実施
②死亡に伴う行政官庁への各種届け出
③死亡後の債務の支払い
④自宅に係る賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き
⑤委任後見契約・遺言書等の公正証書作成相談

※直葬以外の葬儀をご希望の場合、財務整理等支払い業務の場合、預託金が別途必要となります

共同墓地プラン　120,000円（税込）

①提携寺院境内墓地への埋葬・埋葬時供養
②年1回の総供養

※葬儀・戒名・石板を希望される場合、預託金が別途必要となりま

生前整理・遺品整理・家屋解体

提携会社さまによる**無料見積り**承ります

岡崎市協定締結事業

※事業者と契約された場合は、ご本人と事業者との契約であり、契約内容や費用等の契約に関する事項に対して市が責任を負うことはありません。

お問い合わせ先

NPO法人くらし応援ネットワーク
居住支援事業部
〒460-0021
名古屋市中区平和1丁目15番22号
総合福祉スペースWACA1階
☎052-684-7243
✉sumai@kurashi-o-en.org

NPO法人 くらし応援ネットワーク
kurashi-o-en.org

「おひとりさま」や「夫婦のみ世帯」をサポート

病院・老人ホームの 身元保証人を お引き受けいたします

終身,何度でも
お引き受け可能

サポートの特徴

- 病院への入院時や老人ホームへ入居する際の身元保証人、連帯保証人、緊急連絡先等を、ご親族に代わり、お引き受けいたします。
- 健康状態が衰えたときや、認知症を発症した後の財産管理等にも対応いたします。
- お亡くなりになった際は、葬儀、納骨、事務手続き等も当センターで行います。

人生100年時代

年齢を重ねるにつれ頼れる存在が見つけにくくなっている世の中です。我々、シニア総合サポートセンターは親族に代わって生前の身元保証から、死後の葬儀、納骨、事務手続きまでをまとめてご支援させていただくシニアのライフパートナーです。

公益社団法人シニア総合サポートセンター

サポート内容　生前からご逝去まで、皆さまに寄り添います。

身元保証
病院への入院時や老人ホームへ入居する際の身元保証人（連帯保証人、身元引受人等含む）を、親族に代わり終身にわたって何度でもお引き受けいたします。

生活支援
緊急搬送時の駆けつけ対応（24時間365日体制の構築）
医師との協議、手術の立ち会い、入退院の付き添い

葬儀・納骨 死後事務
お亡くなりになった後は、当センターが喪主となり葬儀を執り行います。その後、ご指定の場所へ納骨し、役所等への事務手続きまでを行います。

サポート費用　下記の料金表をご確認くださいませ。

入　会　金	10,000円
年　会　費	10,000円
事務管理費	539,815円
身元保証料	356,481円
死後事務預託金	500,000円～
総合計金額	**1,416,296円～**

初期費用以降は、下記費用が発生します。
・年会費
・生活支援費
身元保証人として対応が必要な際に、職員が出動いたします。
例：1時間あたり税込3,564円～

※月払プランもございます。
詳細は、お問い合わせくださいませ。

お問合せ　ご不明な点はお気軽にお問合せくださいませ。

ホームページもご覧ください。
シニア総合 で検索　または　QRコードからアクセス ▶

公益社団法人
シニア総合サポートセンター 名古屋支部
☎ 052-526-0730　平日 9：00～18：00
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-20-3 BPRプレイス久屋大通3F
弁護士法人ＴＬＥＯ虎ノ門法律経済事務所 名古屋支店内

NM202406

「くらサポ」いつでも安心サポートシステム

身元保証人

親族に迷惑をかけたくない

老後の資金が心配だ

病院の入院や手術時の保証人が居ない

老人ホームに入りたいけど、保証人が必要

後見人って聞いたことがあるけど、いったい何？

お葬式・お墓

・お葬式はいくらかかる？　・墓じまいはどうしたら･･･
・墓を守る人がいない　・永代供養ってなに？
・遺言、相続は？　・改葬はいくらかかる？

相続・遺言　介護・家

・争続にならない　・老後の介護資金の不安
・相続の遺言の作り方　・介護施設の探し方など･･･
・負の財産からの相続放棄方法　・実家や自宅の処分

見守りもご相談ください バイタルセンターの情報を最大10カ所にデータ送信が可能です

これからについての

無料相談

一般の方はもちろん
福祉関係の方の相談も

承ります

WAC NET NPO法人たすけあい三河

ヨロズ ゴヨー
0120-463-540

午前10時～午後4時（予約制）　相談日時　平日／月曜日～金曜日

WAC+福祉の窓口　〒440-0823　豊橋市瓦町通1丁目18　TEL 0532-54-2666

〒440-0823 豊橋市南瓦町14-1 WACビル2F　TEL 0532-52-4315

くらサポ生活支援料金表　Ⅱ

安心サポート５０　要配慮者対象プラン　②

入会金 くらサポ生活支援の会の入会金	50,000 円（税別）
身元保証（５年間） 病院・施設・アパート等の身元保証料（身元保証）	100,000 円（税別）
万一の時の支援ｻﾎﾟｰﾄ(預り金) 万が一の時の支援ｻﾎﾟｰﾄ各担当者とのﾈｯﾄﾜｰｸ作り　病院施設入退院サポート、万一の時のサポート	150,000 円
葬儀・納骨（お骨上げ費用を含む） 簡素な葬儀（直葬）納骨一式（合祀散骨）※少額短期保険使用可能です	200,000 円（税別）
月額会費（税別） くらサポ会費（送金費用は本人様負担）	5,000 円/月（税別）
暮らしのサポート （暮らしのサポートとその費用参照）	（実費）

※当プランも利用には下記の条件を満たす必要があります。
1) 福祉行政・福祉関係の専門家からの紹介であること。
2) 概ね預貯金 100 万円以下で月収入が概ね１０万円位である。
3) 賃貸住宅の身元保証について当法人指定の身元保証保険に加入頂きます（2 年契約で 12,000 円）
4) 身元保証人については別途登録料 20,000 円（税別）が必要となります。
5) 当法人指定の少額短期保険に加入頂いた場合葬儀費用を保険でカバーできます。（別途保険料がかかります）
連帯保証については、賃貸住宅入居、施設入居のみになります。（契約者の資産の範囲内となります）

契約時支払合計 50 万円 消費税別途

少額短期保険に加入した時 30 万円 消費税別途 毎月保険料が必要になります

マイプラン　セーフティーネット者対象プラン　③

契約時ご用意いただく費用（税別）

A　入会金	50,000 円
B　契約事務手続き費用	6,000 円
ご契約時ご用意頂く金額合計	56,000 円

万一の時の支援ｻﾎﾟｰﾄ(預り金) 万が一の時の支援ｻﾎﾟｰﾄ各担当者とのﾈｯﾄﾜｰｸ作り 病院施設入退院サポート、万一の時のサポート	150,000 円

毎月のお支払（月額サポートメニュー）（税別）　5,000 円

C　月額会費（病院入院、賃貸住居入居時の身元保証ｻﾎﾟｰﾄ）

※生活保護申請の代行手続きを（本人同行が基本となります）を行う場合別途 3 万円＋税が必要になります。
※暮らしのサポートを利用する場合実費となります。（別紙にてくらサポ生活支援契約が必要になります。
○身元保証の場合、賃貸住宅、施設入所、病院入院に限ります。連帯保証人の場合別途見積させて頂きます。
○指定の賃家住宅保証の場合指定の借家賠償保険の加入が条件となります。（費用は別途必要となります）
○当法人指定の少額短期保険の加入が条件となります。（費用は別途必要となります）
○マイプラン契約と同時に死後事務委任契約（喪主代行）を締結させていただきます。

暮らしのサポート費用

支援日	依頼日	費用
平日	1 週間前	2,000 円/時間(税別)
		1,000 円/30 分(税別)
	2 日以前	2,500 円/時間(税別)
	当日・前日	3,000 円/時間(税別)
割り増し		
	土・日・祝	1,000 円/時間(税別)
	18:00～8:00	1,000 円/時間(税別)

＋

交通費
公共交通機関　実績
車両燃料費（走行距離）1km 毎に 50 円
基本車両損料　1 回　500 円

①生活サービスサポートにて預り金がある方はそちらからの清算となります。
②このプランは当法人が一部費用の負担を行いますので、申し込みが多数の場合、契約数を制限することがございます。
③利用希望者と法人職員との、面談時、高齢者・福祉関係の専門家の同席が必要です。
④所定の収入申告書の提出が必要です。
⑤月額会員は利用希望者指定の口座より毎月 27 日に自動振替させて頂きます。
⑥暮らしのサポート（実費）を利用されて預託金が無い方は上記の月額会費と併せていただきます。
⑦暮らしのサポートに係る費用・単価・月額算出方法は一般プランと同様です。

●一般プラン、安心サポート 50 プラン、マイプランの申込みにあたっては、専用リーフレットの詳細内容をご確認下さい。

老活コンシェルジュのご案内

身寄りのない方が安心してサービスを選択できるよう、サービス提供体制の構築について岡崎市と連携協定を締結しています。
※サービスの利用契約に岡崎市は関与しません。

市民からの問い合わせ → まごころサポートセンター → あいち相続あんしんセンター

内容を精査し、お客様ニーズに合わせ、適切な事業者をご紹介

ご葬儀	死後事務委任、任意後見、財産管理、他	身元保証	不動産売買	お片付け	見守り
イズモ葬祭	あいち相続あんしんセンター	NPO法人よりそいの会	不動産仲介のムツミ	アールイーサービス	アルソック

詳しい内容はこちらをご覧ください。

無料相談所 まごころサポートセンター
岡崎事務所：愛知県岡崎市上六名 4-1-16 www.magokoro-support.jp
お問い合わせ・アフターフォロー
年中無休／8:30～17:00 何でも まごころ
0120-72-0556

老活コンシェルジュ　対応内容一覧表

業者名	対応区分	内容	税抜表示
あいち相続あんしんセンター	不動産名義変更	相続書類の作成　※	90,000～
	後見・財産管理	任意後見契約書作成	98,000～
		財産管理契約	80,000～
		成年後見申立　※	150,000～
		（手数料・実費）	20,000～
		（鑑定が必要になるケースは医師の鑑定費用（50,000程度）が必要になります）	
	死後事務委任契約	死後事務委任	60,000～
	遺言書	遺言書作成（証人立ち合い費用含む）	70,000～
	贈与	贈与書類の作成　※	50,000～
	信託	民事信託（家族信託）	450,000～
NPO法人よりそいの会	身元保証	身元保証（パッケージ）初期契約料金	350,000～
		月会費	2,000～
		生活支援（時間）	2,000/時間
		同行（病院などの付き添い）	3,000/時間
イズモ葬祭	葬儀	直葬プラン	90,000～
		一般葬	300,000～
まごころサポートセンター	供養	海洋散骨	100,000～
		永代供養	30,000～
	生前請負契約	生前請負（葬儀関連の請負契約）	契約内容に沿っての金額
不動産仲介のムツミ	不動産相談		無料～
	不動産調査		30,000～
	不動産査定書作成		50,000～
	空家管理		3,000/月～
	売買・賃貸	国土交通省が定める報酬規程に基づく	
アールイーサービス	1立米あたり　8,000円　作業に伴う2人目以降の人件費　別途 車両費　5,000円～ ※リサイクル家電にかかるリサイクル料金　別途目安として2トンロングトラック一車　10万円ほど ※買取できるものは買取または値引		
アルソック	みまもり・サポート	レンタルプランの場合　月額/3,432円（税込） ※初期工事費 18,645円（税込）	

信託口座	三井住友信託銀行 西尾信用金庫 株式会社エスクローエージェントジャパン　全国の行政書士・司法書士が使用している信託口座 静岡銀行

相談連絡先　**0120-72-0556**　岡崎事務所：愛知県岡崎市上六名 4-1-16
担　当　：弭 間（はじま）

※ご相談窓口はまごころサポートセンター。各業種と初回説明はすべて無料となります。
契約は各業者様と打ち合わせ頂き、ご納得いただければ直接契約となります…支払いは業者様より請求させて頂きます。
契約の内容はすべてまごころサポートセンターが把握しております。
個人情報保護の観点より書士業務の内容はお答えしかねることがございますのでご承知置きください。

MSC-0000(202404)

※登記及び成年後見申立は、協力先の司法書士あいち司法&相続が担当します。　2024.04　まごころサポートセンター

■よくある質問

Q.　このパンフレットで紹介している事業者の安全性について、岡崎市が保障できますか？

A.　事業の実施に関し、市と協定を締結した事業者を紹介していますが、市が安全性を保障するものではありません。

Q.　成年後見制度を利用していれば、民間サービスの利用は不要ですか？

A.　成年後見制度では、後見人等が被後見人等に必要な契約や金銭管理の代替を行います。ただし、日用品の買物等の事実行為は行うことができないため、必要に応じて後見人等がサービスの契約を行うことになります。成年後見制度、民間サービスではそれぞれ特徴があるため、様々な情報を検討し、ご自身で判断してください。相談支援機関で相談に応じることは可能です。

Q.　事業の情報登録後に登録情報を変更又は削除することはできますか？

A.　登録情報の変更又は削除を希望する場合は、終活応援事業　登録内容変更（廃止）届出書をふくし相談課まで提出してください。様式は、岡崎市ホームページ又はふくし相談課窓口で提供しています。また、登録要件を満たさない場合、登録情報を削除します。

Q.　入院・入所には身元保証が必須ですか？

A.　身元保証人等がいないことのみを理由に入院・入所を断ることは禁止されています。しかし、医療機関や施設で提供されるサービス以外のサービスを希望する場合は、自身で民間サービスの契約が必要です。相談支援機関で相談に応じることは可能です。

Q.　成年後見制度以外に金銭管理等の支援制度はありますか？

A.　社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業があります。日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方を対象に、重要書類や通帳等の金銭管理を行います。詳しくは岡崎市社会福祉協議会にご確認ください。

様式第１号

岡崎市終活応援事業　登録申請書兼同意書

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

私は、死後事務に関する契約が履行されるよう、岡崎市終活応援事業への登録を申請します。

私は、本事業への登録情報を岡崎市役所の関係部署で共有し、私の死亡届が提出されたとき、岡崎市が下記事業者へ連絡をすることに同意します。

申請者

ふりがな	
氏　　名	
住　　所	
本　籍　地	
生年月日	
電話番号	

死後事務契約

契約内容等	契約年月日	事業者名	担当者名	電話番号

資料書式149 / 476 ページ

岡崎市福祉部ふくし相談課地域支えあい係
電話（0564）23-6986
FAX（0564）23-7987

令和 6 年 7 月

わたしの終活便利帳

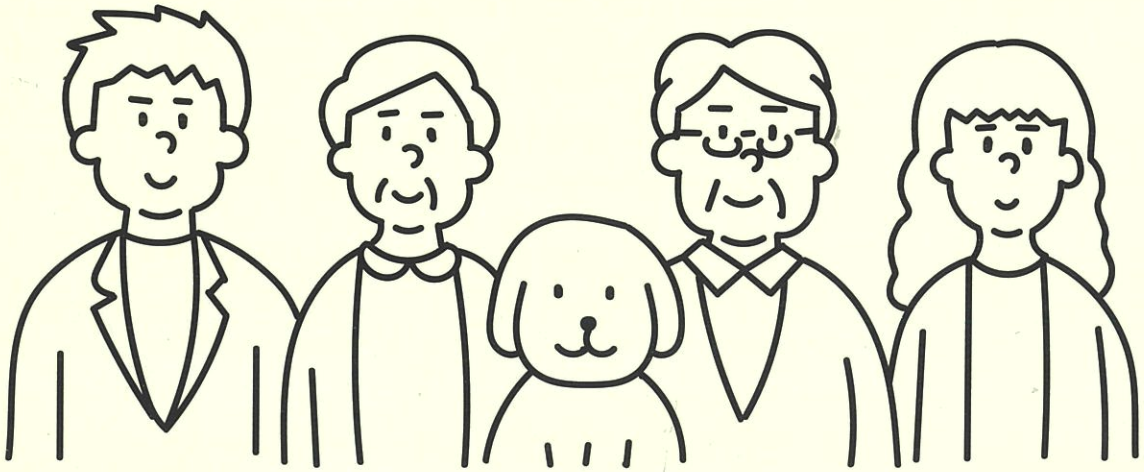

岡崎市

「終活」それは
これからも自分らしく生きるための
大切な一歩

やっておきたいこと、やらなければいけないと思うことはあるけれど、何から手をつければいいのか分からない。いつから始めればいいか分からない。それが終活の一番の難しさです。

これまでの歩みやいま置かれている環境は一人一人異なることから、終活として行うべき具体的な行動も人それぞれ異なります。

身の回りや持ち物の整理、葬儀の事前予約、お墓の購入、遺言書の作成といった旅立ちの時やその後のことを「生前に準備すること」。

延命治療や緩和ケアなど受ける医療や、介護が必要になったり認知症になった時のことを決めておくなど、これからを「安心して過ごすために備えること」。

そして、趣味や旅行、家族や友人との時間を楽しむなど、残りの人生を「自分らしく充実して生きること」。

高齢期に行うべき様々なことが包括されて、「終活」と呼ばれています。
その「終活」に向き合うと、様々な疑問が出てくることでしょう。

そこで、本紙ではよくあるご質問や、考え方のポイントなどをまとめました。

それでもわからないことがあったり、より具体的なご質問やご相談がありましたら、行政等の相談先（35・36ページ参照）やいい終活相談室（フリーダイヤル/0120-992-316）までお電話ください。

将来の漠然とした不安を軽くすることで、今をもっと明るく生きるために、少しでも住民のみなさまの一助になれたら幸いです。

終活
Basic Guide

自分のことは自分でやりたい、自分で決めたい

健康・医療

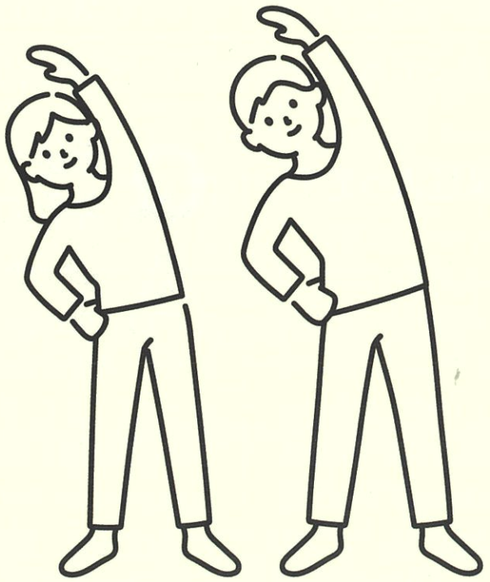

こんな疑問やお悩みはありませんか？

- ✓ 健康寿命を延ばすにはどうしたらいいの…？
- ✓ 入院時に保証人は必要なの…？
- ✓ 転倒や認知症を予防するにはどうしたら…？
- ✓ 地域活動の第一歩を踏み出すには…？

資料書式152 / 476 ページ

健康・医療でよくあるお悩み事ごと

Q 健康寿命を延ばすポイントとは？

A 健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。日本人の平均寿命と健康寿命の間には約10年の差があります。健康寿命を延ばすポイントは、「生活習慣病」と「フレイル（P4参照）」を予防することです。

Q 「かかりつけ医」を持つメリットはありますか？

A 「かかりつけ医」には、治療のことだけではなく、健康に関することを何でも相談することができます。日頃の状態をよく知っている「かかりつけ医」だからこそ、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防や早期発見、早期治療につなげることができます。

Q 入院時の保証人って？

A 医療機関は、身元保証人などがいないことのみを理由に入院を拒否することはできません。しかし、「支払いの保証」「医療行為の同意」「遺体・遺品の引取」などを理由に身元保証人や身元引受人を求められることがあります。不安な方は身元保証や死後の事務に関するサービスを提供している民間団体もあるので、今のうちから調べることもひとつかもしれません。費用や内容について十分に比較し、検討することをおすすめします。

Q 希望どおりの最期を迎えるには？

A 生命の危機状態に陥った方の約70%は自身で意思決定ができないため、希望を伝えることが困難であるといわれています。自分の意思に反して、回復の見込みが薄くても長期間にわたって延命治療が行われる可能性もあります。もしもの時のために、あなたが望む医療やケアについて繰り返し話し合い・共有していくことを「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）～人生会議～」といいます。元気なうちから、家族や大切な人と、人生の最期について話し合ってみませんか。

Q 定期受診していても健康診断は必要？

A 治療目的の通院と、健康診断では目的が異なります。全身を定期的にチェックすることは健康管理の上で重要です。

\ これだけは /

知っておきたい「健康づくり」のこと

フレイルを予防しよう

筋力の低下や体重減少、気持ちの落ち込みなど、加齢による衰えを「フレイル」といいます。「フレイル」は早くから対策することで健康な状態に戻る可能性があります。健康長寿を実現するために欠かせないフレイル予防の3本柱は「栄養」「運動」「社会参加」。低栄養やたんぱく質不足に注意し、適度な運動で体力を保ち、社会とつながり、日常生活の活動を高めましょう。

＊お口の健康・・・些細な口の衰えが心身機能の低下につながります。口まわりの筋力、舌の筋力、歯の健康にも気配りを。

生きがいづくりで健康づくり　～さぁ、家から出よう！～

閉じこもりは、認知症のリスクを高めます。年を重ねても活躍できる場はたくさんあります。

【お仕事など】

ハローワークに「生涯現役支援窓口」があります。再就職などを目指す概ね60歳以上の方を対象にした相談窓口です。また、シルバー人材センターは、家庭や企業、公共団体などから、高齢の方にふさわしい仕事を引き受けて会員に提供しています。

【地域で活躍】

自治会や地域行事、ボランティア、趣味活動のサークルなどで活躍されている方もいます。地域デビューには勇気がいるかもしれません。まずは好きなことや、関心のある活動や講座などへの参加から始めてみることもひとつです。

お散歩も地域の魅力発見や出会いにつながります。家でじっとしていないで自分から動くことを心掛け、地域福祉センターや地域交流センターなどにも足を運んでみましょう。地域包括支援センターも相談先のひとつです。

☆地域デビューのポイント

1. 地域では皆が同じ〝ご近所さん〟。プライドや肩書にこだわらないスタンスで付き合おう！
2. 誰でも最初は地域1年生。知らないこと・わからないことは素直にきいてみよう！
3. ともに助け合う地域の一員。お互い様の気持ちを持とう！

「健康・医療」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート

- ☑ 睡眠の質を高めて、すっきりと起きよう
- ☑ バランスのよい食事を、よく噛んでおいしく食べよう
- ☑ 喫煙習慣や飲酒習慣を見直そう
- ☑ ストレス発散の方法を増やそう
- ☑ 適度な運動を続けよう
- ☑ 趣味や生きがいをみつけよう
- ☑ かかりつけ医をみつけよう
- ☑ 処方された薬を飲み忘れない方法を考えよう
- ☑ 自分の望む医療や介護について考えよう、話し合おう
- ☑ 担当の地域包括支援センターを確認しておこう

MEMO

終活 べんり帳

モノの整理

Q どこから手を付ければいいのかわからない…

A 終活は、きっかけと締め切りが大切です。自分のルールで整理しきれない場合は、「気持ちの価値」の横軸と「資産価値」の縦軸で分類し、気持ちの価値が低いものから着手すると始めやすいです。資産価値が高いものは買取業者へ。気持ちの価値が高く資産価値は低いものは、写真に残すなどのダウンサイズを図りましょう。

Q パソコン・スマホなどの情報機器・デジタル機器の整理方法は？

A パソコンやスマホの処分は、情報機器の専門サービスを活用すると安全です。パソコンのパスワードの解除やアルバムのDVD化などのサービスもあります。

Q デジタル遺品でよくあるトラブルはなんですか？

A 過去に使用されていたスマホや携帯からのデータ取り出し、パソコンやスマホのパスワード解除（OS、機種問わず）の2点です。スマホはセキュリティロックがかかっていることが多く、解除はかなり困難です。ただし、データは種類によっては取り出せる可能性もありますので、「デジタル遺品サポートサービス」などの専門業者に相談してみましょう。

持ち物の整理についての考え方

「終活」でみなさんが取り組んでいることの

第1位が「持ち物の整理」！

みなさんは終活と聞くと、どんなことを想像するでしょうか。「葬儀」「相続」「お墓」などを想像されるでしょうか。確かに、これらの多くの領域は普段から親しみのあるものではないため、実際に目の前にした時に焦り、困り、そして途方に暮れるイメージがあるのではないでしょうか。しかし実際は、鎌倉新書が2017年に実施した『第1回終活（ライフエンディング）に関する実態調査結果』によると、最も多くの方が取り組んでいることは「持ち物の整理」ということがわかっています。

この結果は、「終活といってもなにから手をつけていいかわからない」という方でも手っ取り早く手をつけられるのがこの「持ち物の整理」だからと推察されます。終活に限らず、皆様も節目節目に（年末など）大掃除はされるかと思いますので、こちらは「なるべくして」の結果のようにも思います。

Check!!

持ち物の“価値”の高さは一概には表せない

誰しも「整理したいけどなかなかできない“モノ”」がご自宅にあるかと思います。写真や映像などがまさにその代表格であるとは思いますが、結婚記念に買ったジュエリーや代々受け継いできた着物など資産価値のある物もあります。

右の図では、思い出整理の際の「よくある“モノ”」について心的価値と資産的価値で分類しています。

ちなみに、ここでいう資産価値が高い物というのは、売買がしやすい物という意味です。

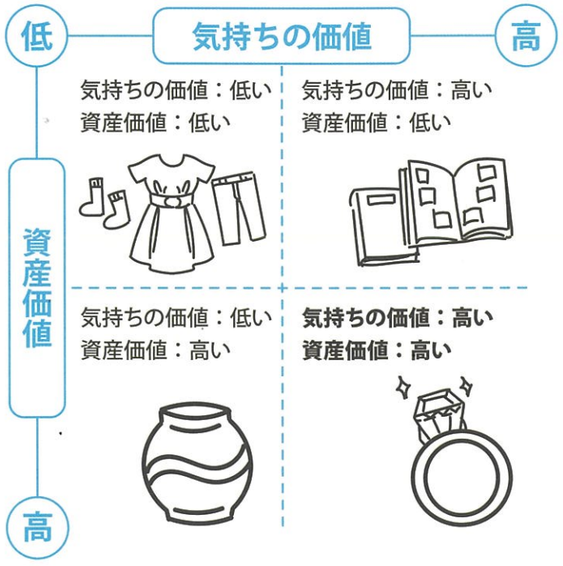

\ これだけは /

知っておきたい「遺品整理の流れ」

遺品とは？

遺品はいわゆる遺産の内でも動産など物品全般を指しますが、故人が生前に使用していた生活雑貨や衣類・家具・家電製品など古物としては財産価値の薄い物品も含まれます。

少子高齢化・核家族化を背景に、独居高齢者の孤独死が社会問題化していますが、実際に家具や生活用品が大量に残された状態で住人が亡くなり、遺族には遺品の整理と廃棄が負担となっています。さらに死後事務や手続きに追われることもあり、遺品整理を業者などに依頼をする方が増えています。

遺品の例

- **貴重品**
  金品や通帳印鑑など、直接的な財産
- **思い出の品**
  写真や手紙などのほか、趣味の道具や蒐集物
- **衣類など**
  衣服や布団など
- **家具や家電製品**
  生活家電やタンスなど家具類
- **食料品**
  冷蔵庫内の生鮮食品や保存食など

遺品整理の流れ

下記は一般的な遺品整理の流れになります。引っ越しのようにまずはお見積りがあり、その後、作業日を決めていきます。遺品整理において特徴的なものの一つに「合同供養」があります（※非対応業者もあり）。祭壇に遺品を安置し、僧侶による供養後には「供養証明書」が発行されるなど、しっかり供養をしてくれます。

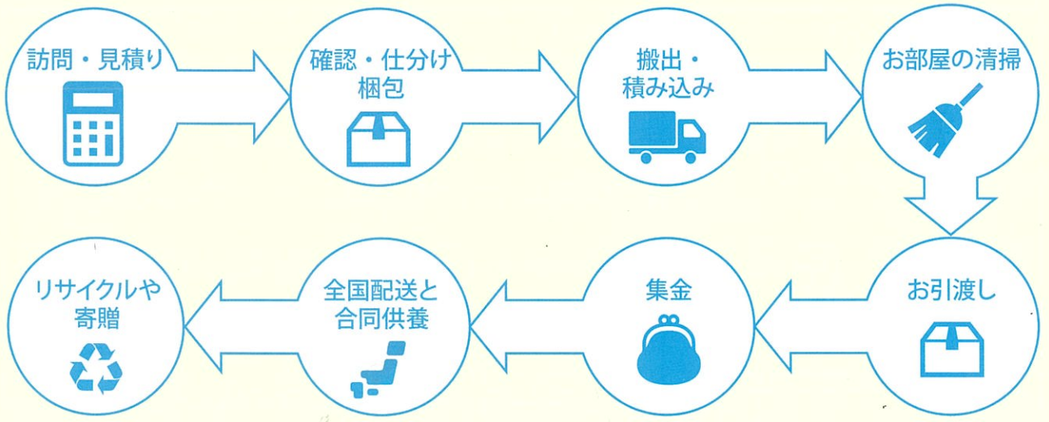

※昨今話題の「生前整理」に関しても、おおまかには上記と流れは変わりません。

資料書式155 / 476 ページ

\ これだけは /

知っておきたい「デジタル遺品整理」のこと

デジタル遺品とは、故人が使用していたパソコンやスマートフォンの中にあるデータや情報です。例えば、家族で行った旅行の写真データや、故人が作成した書類（遺言書）、使っていたパソコンやプリンターなどの機器、そして、インターネットサービスの会員情報やSNSのアカウントなどもデジタル遺品にあたります。

しかし、昨今はパソコンやスマートフォンにパスワードをかけている方がほとんどです。ただしパスワード解除ができないからといって、データの取り出しを諦め、**完全にデータを削除しない状態で処分をしてしまうと、第三者に不正利用される危険性もあります。**

また、中には電子文書での借用書やFX取引などの資産価値のあるデジタル遺品の場合、大きなトラブルに発展してしまう可能性があることから、早期の段階での適切な処理が必要となります。

Check!!
生前にすべきこと

上記のようなトラブルをさけるために、生前にすべきことを次の4点にまとめました。

1 データの整理・削除

「浮気の写真が見つかった」「株取引や何かの会員に登録していた」 など、見られたくないデータや遺産に関わる情報が亡くなった後に見つかることがあります。

2 エンディングノートの作成

パソコンやスマホ、有料会員サービスなどのID・パスワード、死後の対応についてノートにまとめたり、メモに残しておくと、ご遺族がどのように対応すればよいか明瞭になります。

3 データの共通とバックアップ

データは、自分だけのパソコンにあると、取り出すのに時間がかかります。共有してもよいデータは家族間などで事前にサーバなどで保管しておきましょう。また、パソコン以外の機器にバックアップを取っておけばパスワードがなくてもデータを取り出すことができます。

4 不要な機器の処分

自分だけが使っていた機器は、遺族はどう扱えばよいかわからず、なかなか処分がしづらいものです。突然死の場合を除き、できるだけ自分で処分をするか、どうしてほしいか、メモやエンディングノートに残しておくといいでしょう。

\ 確認しておきたい /

「デジタル遺品（資産）」チェック表

SNSのアカウントや、サブスクリプションの契約等、デジタル遺品（資産）は多岐にわたり、自身でも把握がし切れていない場合が多くあります。まずは、自身が持っているデジタル資産を整理し、必要に応じてアカウント情報やパスワードを家族や大切な人に共有したり、処分の方法・方針を伝えたりしておきましょう。

例えば以下のように、デジタル遺品（資産）をとりまとめておくのもおすすめです。

機器

	資産	メモ（メーカー名・機種等）
✓	携帯電話・スマートフォン・タブレット	
✓	パソコン	

アカウント・サブスクリプション等

	アカウント・サブスクリプション等	メモ（サービス名等）
✓	SNS	
✓	会員となってるサイト（インターネット通販等）	
✓	サブスクリプション契約（配信サービス、スマホアプリ等）	
✓	インターネット銀行／証券	
✓	仮想通貨	

\ トラブルを未然に防ぐために /

知っておきたい「形見分け」のこと

形見分けとは、親族や故人と親しかった友人へ遺品を贈ることです。この習慣は古くから行われています。故人の遺品をそばに置いておくことで、いつまでも故人を身近に感じることができる一方で、実際に形見分けを行うには、いくつか注意点があります。

1 目上の人へは贈らない

基本的には、目上の人に形見分けはしないのがマナーです。ただし、昨今では、故人と親しくしていた方にも年齢など関係なく、形見分けの品を贈ることがあります。目上の方へ贈る際は、一度確認しておくとよいでしょう。

2 高価な品を贈らない

ほとんどないかと思いますが、形見分けの品が110万円を超えると贈与税がかかってしまうため、注意が必要です。また、受け取る側へ無理な押し付けとならないようにしましょう。

3 形見分けの品を包装しない

形見分けの品は包装しないことがマナーです。

「モノの整理」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート

- ☑ 思い出の整理は体力が落ちる前に、期限を決めて取り掛かろう
- ☑ 整理に迷うものは、気持ち軸と価値軸でポジションを決めてみよう
- ☑ 買取希望のものは、種類を分類してみよう
- ☑ サイズダウンして保存する方法も検討しよう
- ☑ デジタル遺品の処分は、専門業者を活用しよう
- ☑ 遺言書などに処分方法を書き記すことも検討しよう
- ☑ 迷ったら、思い出の整理まわりに詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

広告

大切な美術品、
「終活」どうしよう。
それが問題だ。

弊社にご依頼されたお客様

美術品を整理する理由 TOP3

①子供に整理しろと言われた
②少しでもお金にしたい
③必要がなくなった

事情はみなさんそれぞれですが
大切な美術品の整理はおまかせください

お客様のご要望に沿った最適な方法をご提案

茶道具・美術品・絵画
刀剣・着物・貴金属
切手・古銭など

買取
お持ち込み歓迎
出張買取応相談
当日の現金払いも可能です

オークション出品代行
自社オークション以外にも全国各地のオークションに出品可能です。

評価・鑑定
ご所有の美術品の時価評価を鑑定。「遺産相続」にも対応しています。

生前整理、遺品整理、買取、鑑定・評価、その他ご相談など

☎ 0564-23-5665

お気軽にお電話ください　受付時間 9:00-18:00

古物商　愛知県公安委員会許可　543850A81500

ホームページはこちらから

こうむら

(444-0038 岡崎市伝馬通2－5　※日曜定休)

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

介護

Q 介護施設選びで重視するポイントとは？

A まず、条件を整理しましょう。外せないのは「料金」と「場所」。料金は入居一時金と月額のバランスを見ながら、収支計画に合う施設を検討しましょう。場所に関しては、ご本人の希望もありますが、ご家族の希望も合わせながら検討することが大事です。そのうえで、レクリエーションや食事などの趣味嗜好に合うかどうかなどを検討すべきです。また、医療行為が必要な方はまずその医療行為が対応できるかどうかを調べることはマストです。以下は、みなさんが優先したポイントの順位です。ご参考にしてみてください。

1位　立地条件
2位　月額利用費用
3位　入居費用（入居一時金）
4位　医療体制の有無
5位　設備・施設の充実度
6位　スタッフの雰囲気・人柄

Q 在宅介護と施設介護のメリット・デメリットは？

A

	在宅介護	施設介護
メリット	・住み慣れた自宅での生活を継続 ・自身に合ったサービス利用の頻度や種類など選択可	・24時間体制のケアを受けることが可能 ・家族への気遣いやストレスを軽減することで良好な関係維持
デメリット	・要介護者を見守る家族の負担が大きい ※訪問介護サービスなど、ケアマネジャーと相談して検討がオススメ	・高額な費用がかかるケースも ※施設入所には複数施設を見学して十分な検討がオススメ

\ これだけは /

知っておきたい「介護」のこと

要介護認定を受けると、以下のいずれかの要介護状態区分が判定されます。入居できる施設や受けられるサービスも、この判定によって決まります。この区分には要支援と要介護があり、7段階に分かれています。これより軽い場合は、非該当（自立）=介護保険の対象外となります。

低 ― 要介護度 ― 高

自立 / 要支援1 / 要支援2 / 要介護1 / 要介護2 / 要介護3 / 要介護4 / 要介護5

①高齢者向け分譲マンション
自立～要支援程度の方。基本的には元気な方が多く、重度介護には不向き

②サービス付き高齢者向け住宅 / ③住宅型有料老人ホーム
自立～要介護5の方　※重度の医療依存度の方には不向きの場合あり

④介護付き有料老人ホーム
要介護１～５の方

⑤グループホーム
要支援２、または要介護１～５の認知症の方

⑥ケアハウス（軽費老人ホーム）
一般的なケアハウスでは、自立～要支援程度、介護型もあり

⑦特養（介護老人福祉施設）
原則として要介護３～５に認定された方。生活保護者受け入れ可。重度介護や生活困窮者優先

⑧老健（介護老人保健施設）
要介護１～５に認定された方。リハビリテーションによる機能回復を目的。原則３か月間の入所

⑨介護医療院
要介護１～５に認定された方で、病状に対し長期の療養が必要な方

※要介護認定に関しては、各自治体によって判定の状態や受けられるサービスが異なります。詳細につきましては、必ず自治体の担当にお問い合わせください。

要支援・要介護とは？

要支援1…日常生活はほぼ自分でできるが、家事の一部などに支援が必要な状況。
要支援2…要支援1よりやや日常生活の能力が低下。一定の支援が必要。
要介護1…日常生活や身の回りの世話などに一定の介助が必要。立ち上がりなどに支えが必要。
要介護2…食事や排泄、入浴などに一部および多くの介助が必要。立ち上がりや歩行などに支えが必要。
要介護3…食事や排泄、入浴などに多くの介助が必要。立ち上がりは自力でできない。
要介護4…食事や排泄、入浴などに全面的な介助が必要。読解力や理解力に問題がある。
要介護5…日常生活など身の回りの世話全般に介助が必要。読解力や理解力に問題がある。

※あくまで目安となります。

\ これだけは /

知っておきたい「認知症」のこと

認知症とは？

認知症というと病名のように捉えられることもありますが、病名ではありません。記憶障害など特有の症状を示す「状態」を総称する言葉です。病気や怪我といった何らかの原因で脳の細胞に損傷がおき、記憶障害や言語障害といった症状が発生。日常生活に支障がおきている状態のことです。

認知症の予防

認知症予防の主なポイントは、「食事」「運動」「コミュニケーション」の3つです。ただ、「認知症になったらどうしよう」と考えすぎてストレスを溜めたり、認知症予防目的で無理な運動やストイックな食事制限をすることで体調不良や怪我をしてしまっては本末転倒です。認知症予防は、毎日、無理なく楽しみながら、コツコツと継続していくことが大切です。健康を意識しつつ毎日ほがらかに過ごしましょう。季節感を楽しんだり、遠く離れた家族や旧友とオンラインで話したり、配偶者や友人とサイクリングや登山など挑戦してみるといった、自分が心から「楽しい」と思えることをお試しください。

Check!!

認知症になっても安心して暮らすための成年後見制度をご紹介

～任意後見制度～

任意後見制度は、認知症や障がいなどで、将来自身の判断能力が不十分となった後に、本人に代わってしてもらいたいことを備えるための制度です。
本人の判断能力があるうちに、自己の生活、財産管理や介護サービス締結といった療養看護に関する事務の全部または一部を信頼できる方に依頼し、引き受けてもらうための契約を結びます。

～法定後見制度～

法定後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方に対して、本人の権利を法律的に支援、保護するための制度で、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があり、判断能力を常に欠いている状態の方には成年後見人を、判断能力が著しく不十分な方には保佐人を、判断能力が不十分な方には補助人を裁判所が選任し、本人を支援します。

～2つの違い～

法定後見とは、本人の判断能力が低下してから親族等が家庭裁判所に申し立て、本人をサポートする制度に対し、任意後見は本人と、本人の判断能力が低下したときの契約内容に従い、本人の財産管理を行う制度です。 本人が選んだ後見人「受任者」との間で任意後見契約を締結します。

「介護」にまつわる

確認しておきたいことチェックシート

- ☑ 迷ったら、介護に詳しい第三者の助言も聞いてみよう
- ☑ 日々の介護に疲れたら、抱え込まず誰かに頼ろう
- ☑ 介護する人・内容の役割分担を決めよう
- ☑ 制度については最新情報をチェックしよう
- ☑ 介護サービス・介護施設の種類・費用を知ろう
- ☑ 利用する介護サービスの優先順位を決めよう
- ☑ 介護施設への入居検討は早めに始めよう

MEMO

相続

Q 家族が亡くなったのですが、相続は何からはじめるべきですか？

A ご家族のご逝去後、決められた期限までにやらなければいけない手続きが決まっております。たとえば相続税の納付は期限までに行わないと追徴課税を受ける可能性もあります。ご自身だけですべてやるのには時間も労力もかかるため、専門家に相談することをおすすめします。

Q 相続税は、相談する税理士によって変わるのでしょうか？

A 相続税の申告における相続税額の計算は、専門的で複雑です。相続税申告の経験があるかなど、専門知識のある税理士を探しましょう。

Q 遺言書はどのように書けばいいの？

A 遺言書は、①自筆証書遺言、②公正証書遺言と大きく2つに区分されます。
①は自分で紙に書き記す遺言書のこと。一番多く利用されていますが、書き間違えや遺言内容が曖昧など無効になってしまうこともあります。②は公正証書にしたもので、公証役場で作成。費用は総資産額に応じて数万円〜。公証役場にいる公証人が、法律の規定どおりに公正証書として書類を作成。確実に有効な遺言書を遺せます。

資料書式159 / 476 ページ

\ これだけは /

知っておきたい「相続」のこと

相続に関する生前・死後に準備すること

ほとんどの手続きに期限があります。期限を過ぎると、高額な税金を支払わなければいけなくなるケースもあるので、事前の準備をしておくことで安心に繋がります。

生前（＝相続対策）	◆遺言書を作成することで、希望通りの分配に 家族が相続でもめることを防ぐ効果も ◆生前贈与、生命保険、不動産などを活用して相続税を減らす対策を
死後（＝相続の手続き）	◆死後の手続き内容 ・公的機関への死亡届出、公共料金などの解約 ・金融機関への連絡（銀行口座、保険金申請など） ・不動産名義変更 ・相続関連（相続税申告、財産調査、遺言書の確認、遺産分割協議書作成、遺留分侵害額請求など…）

相続人は誰になるのか（法定相続人）

「相続」とは、亡くなった人の財産（遺産）を相続人が受け継ぐことです。誰が相続人になるかは法律で定められています。

Check!! **ポイント**

配偶者⇒常に相続人になる

血　族⇒優先順位が高い人が相続人になる

相続順位

配偶者⇒常に相続人になる　　第二順位⇒親（両親⇒祖父母）

第一順位⇒子（子⇒孫⇒ひ孫）　　第三順位⇒兄弟姉妹（兄弟姉妹⇒甥姪）

法定相続分と遺留分※

	配偶者 / 子	配偶者 / 親	配偶者 / 兄弟姉妹	配偶者のみ	子のみ	父母のみ	兄弟姉妹のみ
法定相続分	1/2　1/2	2/3　1/3	3/4　1/4	1/1	1/1	1/1	1/1
遺留分	1/4　1/4	1/3　1/6	1/2	1/2	1/2	1/3	なし

※遺留分：一定の範囲の法定相続人に認められる、最低限の遺産取得分のこと

\ 意外と知らない /

知っておきたい「銀行口座凍結」のこと

ほとんどの手続きに期限があります。期限を過ぎると、高額な税金を支払わなければいけなくなるケースもあるので、事前の準備をしておくことで安心に繋がります。

Check!!

死亡届を出しても銀行口座は凍結しません！

◆死亡届とは、亡くなられた方の戸籍を抹消するための届出書です（戸籍法86条以下）。死亡届は、届出義務者が亡くなった事実を知った日から7日以内に役所に提出しなければなりません。

◆死亡届を提出しても、銀行等の金融機関に、役所から連絡されることはありません。

Check!!

口座が凍結するタイミング

金融機関が亡くなった事を把握した段階で、口座の凍結が行われ、預金の引出し、預け入れ、振込み、引落しといった手続ができなくなります。

金融機関が預金者の死亡を把握する主なきっかけ

◆相続人等からの連絡
◆残高証明書の取得申請
◆新聞等のお悔やみ欄
◆葬儀の看板

銀行口座凍結後の対応について

1 相続人全員の同意書を金融機関の窓口に提出して申請する

同意書があれば、預金全額をおろすことも可能です。
しかし相続人全員の同意書が必要であり、相続人が多い場合は同意書を集めるのが大変です。

2 相続人のうちだれか一人が金融機関の窓口で申請する

この場合同意書は不要ですが、払戻し可能額に一つの金融機関につき一定の上限額が設けられています。以下計算式に基づいて仮払いを受けられます。

相続開始時の預貯金債権の額（預貯金残高）×　1／3　×　仮払いを求める相続人の法定相続分

相続手続きには預金の仮払い方法のほか、一般の方には難しい手続きが多くあります。**戸籍収集や遺産分割協議書の作成など、行政書士などの専門家に相談してみても良いでしょう。**

資料書式160 / 476 ページ

相続税の基本ルール

1 申告と納税の期間は10ヶ月

相続開始から10ヶ月以内に、申告と納税をします。

2 相続税が0円なら申告・納税は不要

相続税を納める人は、全相続人の8%ほどです。(平成28年度)。相続税が0円であれば、申告も納税も不要です。

3 特例や控除の利用には申告が必要

小規模宅地などの特例や配偶者控除などの各種控除を利用した結果、相続税が0円になる場合は申告が必要です。

Check!!
課税の対象になることも…

遺産総額が基礎控除額を超えると相続税課税の対象となり、申告が必要となります。

基礎控除額＝3，000万円＋（600万円×法定相続人の数）

例）相続人が3名の場合、3，000万円＋（600万円×3人）＝4，800万円

遺産がおよそ4，000万円を超えていたら相続税対象となるため、要注意とされています。

相続税の申告・納税の方法

相続税の申告には、申告が必要な相続人全員が共同で1通の申告書を作成する必要があります。申告書は、被相続人の住所地にある管轄の税務署に提出します。(相続人各自での申告提出も可能)。

期限までに遺産分割協議がまとまらない場合には、いったん法定相続分で分割した場合で計算をして申告・納税を行います。

相続税の納付は、納付期限までに管轄の税務署か金融機関の窓口で、現金一括納付が原則です。

相続財産が土地や建物など不動産が多く、納付期限までに納める資金を準備できない場合などは「延納(分割払い)」や「物納(物で支払う)」ができます。

相続税額を計算してみよう

1 各相続財産の評価額を出す
相続した財産を評価し、その価格を算出する。

↓

2 課税価格の合計額を計算する(A)
STEP 1 の合計額と、「相続財産から引くもの ・足すもの」をあわせて、課税価格の合計額を計算する。

↓

3 (A)から基礎控除額を差し引きする(B)
基礎控除は「3,000万円＋(法定相続人×600万円)」でこの(B)が「課税させる遺産総額」となる。
ここで残額が0円以下なら、申告・納税は不要。
(B)＞0円:申告・納税が必要 / (B)≦0円:申告・納税は不要

↓

4 相続人それぞれの相続税額を計算する(C)

↓

5 (C)から各種控除を差し引きする(D)
配偶者控除や未成年者控除など、各種控除がある場合はそれを引いて最終的な相続税額を出す
(D)＞0円:納税する / (D)≦0円:申告のみ

\ 自分の遺産にかかる意思を残そう /

遺言書とは

遺言とは、被相続人(亡くなった人)が生前に**「自分の財産を、誰に、どれだけ残すのか」**についての意思表示をするもので、それを書面に残したものが遺言書です。

遺言書のメリット

◎遺言は大きな効力を持っており、遺言書によって遺産の分け方を事前に決められる

◎スムーズに遺産相続を行うことができ、相続人同士の争いが生じにくくなる

◎遺産の分け方を相続人同士で話し合う必要がなくなり、相続手続きの負担が軽減される

遺言書の種類をご紹介！

自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、被相続人が手書きで作成した遺言書です。署名・押印は本人のものだけで作成できますが、家族に存在を知らせていない場合や紛失・改ざんのリスクがあるため、自筆証書遺言を法務局で保管する制度を利用するのも一つの手です。

公正証書遺言

公正証書遺言とは、公証役場で公証人に作成してもらう公正証書としての遺言書です。公正証書遺言を作成する際には、遺言者が遺言書を書いたことを証明する証人が2人以上必要になります。また、本人と証人、公証人の署名・押印も必要です。原本は公証役場に保管し、正本は本人が保管します。

秘密証書遺言

秘密証書遺言とは、遺言の内容を誰にも知られないように作成する遺言書です。遺言書を自分で作成し、内容を秘密にすることができますが、公証役場で公証人と証人2人以上に秘密証書遺言だという確認をしてもらわなければなりません。

遺言書の効果

遺言書が重視されるのは、これに書かれた内容が「法定相続」(法律で相続順位や相続割合が決められている)よりも優先されるからです。遺言書を残すことで故人の意思を伝えることができ、誰に何を残すのかを明確にすることで、不要なトラブルを避けることもできます。法的に効力のある遺言内容は、法律で規定されており、主には、**「身分に関すること」「財産の処分に関すること」「相続に関すること」**が規定されています。

※相続人ではないけれども特別に世話になった人などに遺産を残すことも可能でこれを「遺贈」といいます。

効果のある遺言書の例

◆子どもを認知したい
例：A子との間の子Bを認知する。

◆財産を遺贈したい
例：生前お世話になったヘルパーさんに全財産を遺贈する。

◆相続人を廃除したい
例：長男は私の預金を無断で解約するなど非行を繰り返したため、廃除する。

◆相続分の指定をしたい
例：全財産を妻に相続させる。

◆祭祀主宰者の指定
例：長男を祭祀主宰者に指定する。

「相続」にまつわる

確認しておきたいことチェックシート

- ☑ 法定相続人として誰がいるかを把握しておこう
- ☑ 預貯金や生命保険証書、不動産、自動車などがどこにどれだけあるか把握しておこう
- ☑ 資産運用や投資保険なども含め、ライフプランについて金融機関等に確認や相談をしておこう
- ☑ 負債（借金）があるかどうかも把握しておこう
- ☑ 相続税の納税期限日を確認しておこう
- ☑ 贈与税の「非課税特例」を把握して生前贈与を活用しよう
- ☑ 迷ったら、相続関連に詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

広告

税理士法人エスペランサグループの相続窓口だから安心

終活・相続 相談窓口が2025年7月にオープン！

遺言書を残したいので、相談にのってほしい

相続の手続きを全部任せたい

相続で引き継いだ土地建物・マンションの名義変更や売却をしたい

生前贈与を検討している

終活って何からすればいいのか？から相続対策、遺言などご心配ごとは、まず終活相続相談マルシェにご相談してみてはいかがですか？

＼ お気軽にご相談ください。 ／

初回相談無料

終活相続相談マルシェ

愛知県岡崎市柱4丁目5番地14
運営元：一般社団法人 終活相続相談マルシェ

☎ 0120-353-210

受付時間：9時～17時

【オープンまでは税理士法人エスペランサに転送されます】

相続ラウンジHP

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

終活 べんり帳

不動産

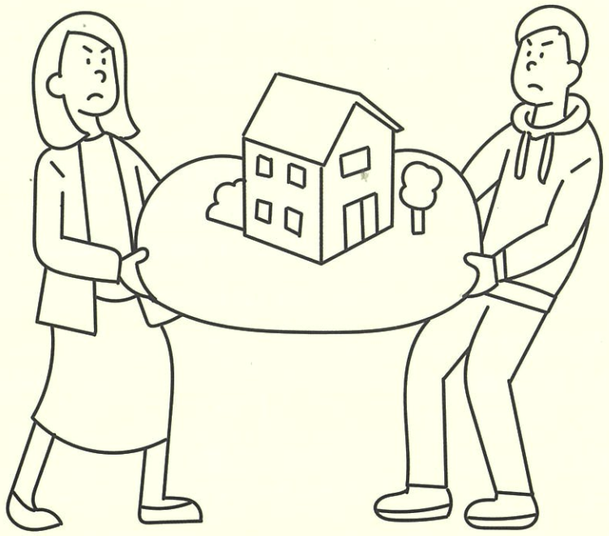

Q 不動産の売買にはどのくらいの時間がかかりますか？

A 一般的な不動産の売買ですと3ヶ月～半年、長い方だと2，3年かかるようなこともあります。したがって、売買をするかどうか決める前に取り急ぎ査定だけでもされることをおすすめしています。一方、宅建業者に売却する場合は、早く売却できることが多いですが、売却価格は7割～8割程度になることが多いようです。

Q 空き家のまま放置しているとどうなるの？

A 相続した土地が売れないからといって放置していると、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。例えば、雑草が茂り害虫が発生したり、不法投棄や第三者による不法使用により、事件や事故の原因となるケースが考えられるでしょう。
また、空き家を放置してしまうと、売却時の所得税控除、固定資産税の軽減措置等、各種税金の特例が適用できなくなってしまうこともあります。

Q 特に価値がなさそうな実家だけれど売ったほうがいいの？

A デメリットとして、まず空き家であっても固定資産税がかかります。また、建物の老朽化や不法投棄が起きるなどのリスクもあります。また、空き家になってしまうと、売却時の控除を受けることができないので、空き家になって3年以内に売却することをおすすめします。そして、前述の通り、売却にはそれ相応の時間がかかります。お早めに査定だけでもしておくことをおすすめしています。

\ これだけは /

知っておきたい「不動産」のこと

相続発生からの不動産にまつわる簡単フローチャート

不動産を相続することになったけれどどうしたらよいかわからないという方も、まずはこちらで整理してみましょう！

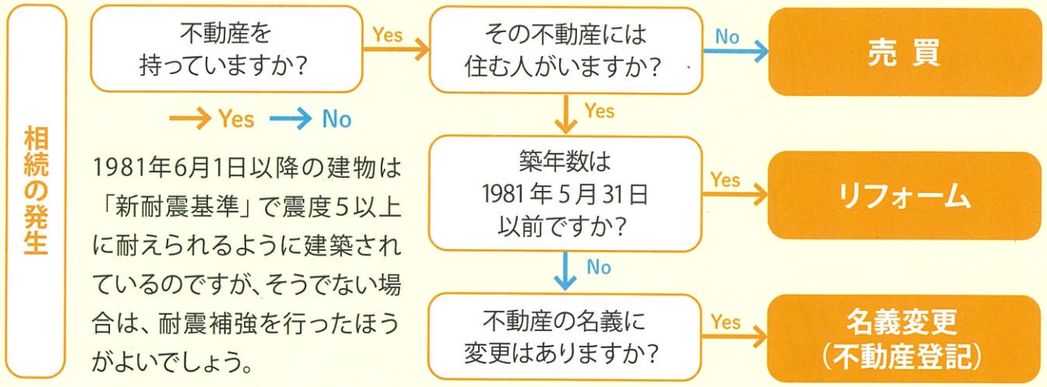

不動産売買の簡単な流れ

	売り手	不動産会社	買い手
STEP 1 売却相談	簡易査定 売却の相談	希望物件の確認（物件種別、築年数、㎡、住所、売却理由など）	
STEP 2 物件調査	面談、売却時期、売却可否の確認	物件簡易調査	
STEP 3 媒介契約締結	媒介契約締結	媒介契約書の作成、物件書類徴収および取得、現地写真撮影、役所など書類、情報収集、販売図面作成、レインズ登録、販売状況を売主へ報告	物件選定
STEP 4 内覧、買付契約交渉	内覧準備	内覧調整、鍵預かり、売買金額交渉	内覧申し込み、契約交渉
STEP 5 購入申込	金額交渉	売買契約書、重要事項説明書、物件状況報告書、付帯設備表、その他法令書類など作成、買主に対し宅建士による重要事項の説明、売買契約書面などの締結、決済時必要書面などの案内、司法書士の手配	物件購入申し込み、金額交渉
STEP 6 売買契約締結	手付金支払い 売買契約締結		売買契約締結、住宅ローン申し込み、住宅ローン審査承認、住宅ローン金銭消費賃、金銭消費貸借契約
STEP 7 決済、物件引き渡し	仲介手数料を支払い 物件の引き渡し	決済、物件引き渡し、仲介手数料受領	残代金支払い

\ コラム /

相続登記の申請が義務化されました

令和6年4月より、不動産に関するルールが大きく変更となりました。

◎相続で不動産取得を知った日から**3年以内**に「相続登記」を申請しなければなりません。

◎正当な理由なく登記義務に違反した場合、**10万円以下の過料**の対象となってしまいます。

Check!! **ポイント**

◆早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。

◆相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。

◆法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。

◆問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

STEP 1 戸籍関係書類の取得	相続開始の証明と法定相続人の特定
STEP 2 遺産分割協議・協議書の作成	協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化
STEP 3 登記申請書の作成	法務局（登記所）提出書類の作成
STEP 4 登記申請書の提出	法務局（登記所）へ提出
STEP 5 登記完了	法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

「不動産」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート

- ☑ 不動産がどこにどれだけあるのかを確認しておこう
- ☑ 不動産の名義の確認は生前に行っておこう
- ☑ 故人の不動産の名義変更は、相続の際に必ず行っておこう
- ☑ 不動産価値の判定は複雑なので、専門家に依頼することも検討しよう
- ☑ 賃貸経営をしている場合は、中長期で収支計画の見通しをしておこう
- ☑ 平等に分割することが難しい不動産。争族とならないよう準備しよう
- ☑ 迷ったら、相続不動産に詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

広告

FUJIKEN GROUP

大切な不動産、直接買取ります！

すっきり売却 サービス

1975年創業のフジケンで不動産の悩みを全て解決！

仲介手数料 0円

登記・司法書士費用 0円

リフォーム費用 不要な家具撤去費 0円 ※撤去費用も当社が負担します。

売却後の責任 一切ナシ！ ※民法上の瑕疵担保責任は不要です。

引越しのタイミングを買主に合わせる必要 一切ナシ！

売却のわずらわしさ 一切ナシ！ ※手続き等は当社が行います。

まわりに知られる心配 一切ナシ！

フジケンハウジング

〒444-0840 岡崎市戸崎町字越舞21-3 宅建業者 愛知県知事(6)第18608号

相談無料 お気軽にお問い合わせください 0120-10-3016（スマイル） 〈受付時間〉9:00～18:00

お問い合わせはこちら

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

終活 べんり帳

葬儀・お墓

Q 「葬儀」に関して事前に準備できることを教えてください

A ①まずは情報収集をしてみましょう。実際に斎場の見学に行くのもおすすめです。
②元気なうちに家族で話し合いをしておきましょう。病気になる前に保険にはいるように、もしもに備えて葬儀の準備が大切です。
③信頼できる相談先を見つけておきましょう。
④訃報連絡先のリストの作成、遺影写真の選定、葬儀社、葬儀形態などを決めておくのも安心です。

Q 跡取りがおらず、「お墓」を管理する人がいなくなってしまう場合はどうしたらいいですか？

A 「永代供養墓」や「共同墓※」を選択することをオススメします。
「永代供養墓」とは、無縁になっても霊園や寺院が永代に渡って供養、管理してくれるお墓です。そのため跡取りがいなくても安心して利用できます。

※「共同墓」とは同じような境遇の人が会を作り、合祀墓に共に葬られ、会員が供養していくというもので、実費で遺骨を引き取って納骨まで行ってくれます。「永代供養墓」は種類がたくさんあるので、形式ごとの特徴から自分に合ったお墓を選ぶのが良いでしょう。

\ これだけは /

知っておきたい「葬儀」のこと

あなたに合ったお葬式は？

一般葬

参列者を特定せず、広く告知し、当日来られた方が参列。通夜・葬儀・告別式・火葬と2日間かけて行う。

150万円～300万円

1日目：通夜
2日目：葬儀
　　告別式
　　火葬

家族葬

参列者は、家族・親族・友人など、限られた方に連絡して参列頂く。通夜・葬儀・告別式・火葬と2日間かけて行う。

80万円～200万円

1日目：通夜
2日目：葬儀
　　告別式
　　火葬

一日葬

参列者は家族葬的な考え方で招待するのが一般的。通夜を行わず、告別式と火葬の1日だけで行う。

60万円～130万円

1日目：葬儀
　　告別式
　　火葬

直 葬

お見送りをしないまま火葬し、法律上必要なことのみ行う。火葬のみ行うが、炉の前で簡単な儀礼を行うことも。

15万円～30万円

1日目：火葬

※上記は地域や参列人数などによって様々となるため目安となります。

Check!!

葬儀社選びのポイント

1 対面の相談、施設見学ができる

対面の相談や施設の見学に対応しているところは、遺族の希望を叶えることに積極的な葬儀社が多いです。相談や見学の際に対応が雑だったり、プランに対する説明が曖昧なところはおすすめできません。

2 個別事情に合わせて見積りを提示できる

葬式に対する希望や予算を伝えたときにこちらの意見を汲んでくれるかどうかがポイントです。パンフレットなどに掲載されている標準的なプランの金額は、実際に支払うプランの金額とは異なるので注意が必要です。

3 ホームページがわかりやすい

「緊急時の連絡先が明記されている」「施設や設備の写真が多い」「利用者の声が掲載されている」「家族を亡くしたばかりの遺族にもわかりやすい配慮がされている」などが“見極め”ポイントです。

\ これだけは /

知っておきたい「お墓探し」のこと

自分に合ったお墓をチェック

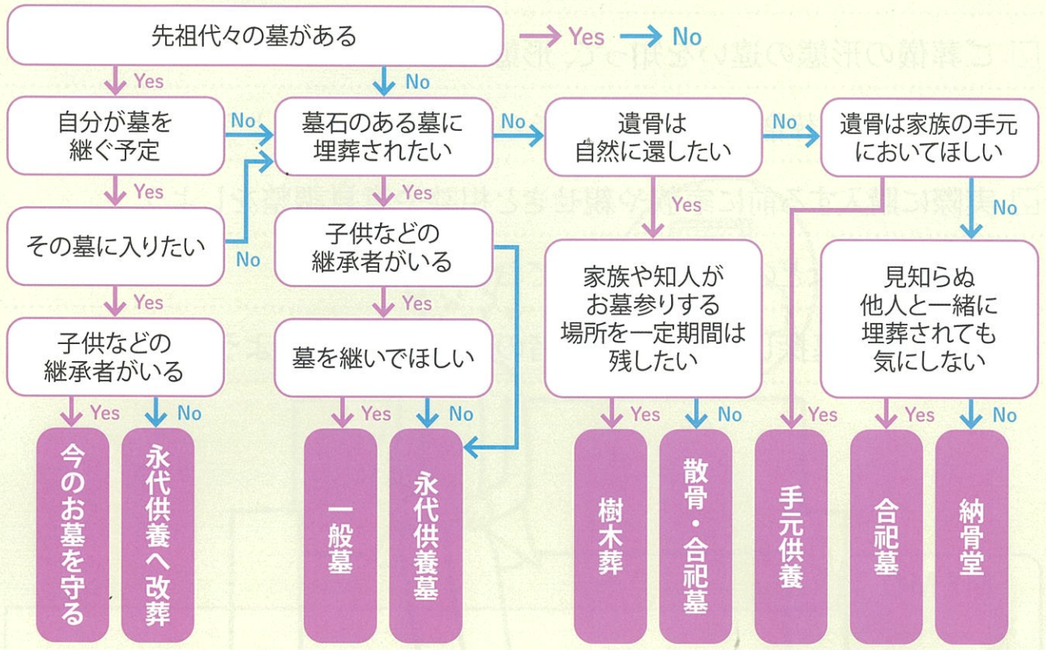

運営主体で分けた墓地の違い

種 類	運営主体	特 徴	メリット	注意点
公営霊園	地方自治体	区画に空きが出ると募集を開始する。自治体によっては競争率が高く、申込条件や資格が設けられている。	◆宗教に制限がない ◆石材店を選べる ◆墓地使用料や管理費が比較的安価	◆募集数が少なく、募集時期も限定される ◆自治体の住民に限定するなど資格を設けている
寺院墓地	寺 院	その寺院の檀家（宗教法人に帰属）になることを条件としているが、檀家義務がないケースも増えてきている。	◆日常的に供養が行われる ◆住職次第では、柔軟に相談に応じてくれる	◆宗派に制限があるケースがある ◆住職の人柄に左右される
民営霊園	宗教法人や公益法人	開発・販売には、石材店や不動産会社などの民間業者が関わっている。	◆宗教に制限がない ◆ペットと一緒に入れる墓地もある ◆申込資格が緩い	◆石材店が指定され、自由に選べない ◆販売業者、管理会社、運営主体が異なると、ややこしい

資料書式165 / 476 ページ

「葬儀・お墓」にまつわる

確認しておきたいこと チェックシート

- ☑ 元気な時や余裕がある時に、気になる葬儀社の資料を取り寄せておく
- ☑ ご葬儀の形態の違いを知って、形態を選んでおく
- ☑ 迷ったら、ご葬儀に詳しい第三者の助言も聞いてみよう
- ☑ 実際に購入する前に家族や親せきと相談や意見調整をしよう
- ☑ 予算や場所などの条件を整理しておこう
- ☑ 迷ったらお墓探しに詳しい第三者の助言も聞いてみよう

MEMO

終活 べんり帳

おひとり様

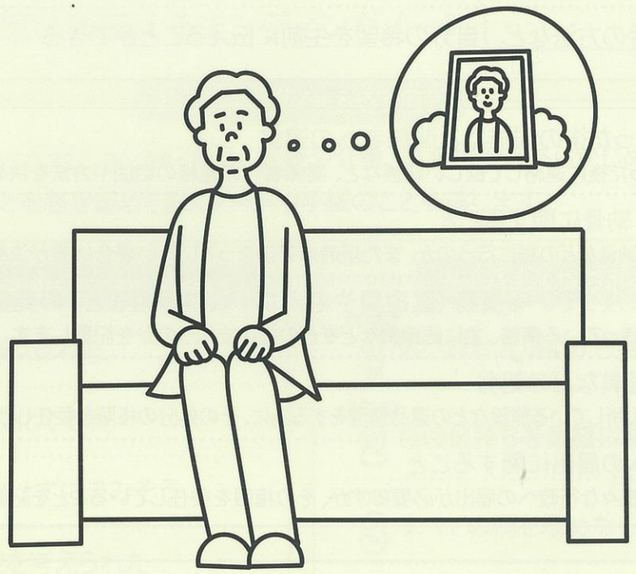

Q おひとり様が、生前に用意しておくとよいことは何でしょうか？

A 人によって必要なものが異なるので、まずは準備が必要なことと、したいことの項目を知り、方法とステップの情報収集をしましょう。

Q 倒れた時に、親族の代わりに頼れるサービスはありますか？

A 介護が必要になった時は、身元引き受け人、成年後見人、身元保証人などの利用が必要かもしれません。民間のサービスの活用も考えると、公的制度では不十分な部分もカバーできます。

サービスの内容は、身元保証、任意後見、見守りなど、さまざまです。どのようなサービスがあるのかを知りましょう。

資料書式166 / 476 ページ

\ 亡くなった後の事務をお願いする手続き /

死後事務委任

死後の様々な事務を第三者に生前に依頼し契約をすることを死後事務委任契約といいます。近隣に頼れる親族の方がいない場合でも、事前に専門家と死後事務委任契約を結んでおくことで、ご逝去後にご葬儀やご納骨、お住まいやお持物の処分などを行ってもらうことができます。

死後事務委任のメリット

◎まわりに頼れる親族がいなくても死後のことが安心

◎葬儀や納骨の方法など、自分の希望を生前に伝えることができる

死後事務委任契約の主な内容

◆亡くなった後の親族など関係者への連絡
亡くなった後に連絡して欲しい親族など、関係者への連絡の範囲や方法を決めて記載します。

◆葬儀・納骨に関すること
葬儀や納骨をどの様に行うのか、また現時点で決まっていない場合は誰が決めるのかを記載します。

◆生前に残っている債務（医療費や老人ホームの費用など）の支払い
生前に残っている債務、主に医療費などをどの様に支払うのかを記載します。

◆家財道具などの処分
自宅や入所している施設などの遺品整理をする為に、その処分の権限を委任していることを記載します。

◆行政への届出に関すること
死後に様々な行政への届出が必要ですが、その権限を委任していることを記載します。

Check!!

認知症への備え～任意後見～

～任意後見人とは～

認知症などの理由で判断能力が低下してしまった際に、本人に代わってお金の管理や介護サービス利用等の手続き行うことができると法的に認められた人のことを後見人と呼びます。このうち、判断能力低下後に申し立てによって裁判所が選任するのが「法定後見人」で、まだ判断能力があるうちに本人が相手を選んで契約を結び、判断能力低下後に就任する「任意後見人」です。

→詳細は「介護」14ページ下部表参照

◎おひとりさまの場合、周囲に法定後見人の申立人となってくれる方がいらっしゃらず、いざ必要となっても後見人が選任されるまで時間がかかってしまいます。

◎任意後見であれば、任意後見人（発効前時点では任意後見受任者）が申し立てを行ってくれるため、上記のような心配がない他、判断能力があるうちに自分の将来のことを任せる人を自分で選べる点もメリットです。

\ これだけは /

知っておきたい「身元保証」のこと

身元保証とは？

身元保証人とは身元引受人とも呼ばれ、主に介護施設への入居や病院への入院にあたっての**緊急時の対応者**のことをいいます。入居/入院時には必要となることがあります。

もしもの時に想いを伝えるエンディングノート

エンディングノートって何？

自分に万が一のことが起こった時に備え、医療や介護、財産情報等あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のことを指します。

エンディングノートを書くことでの効果は？

◎自分の歩みを振り返れた

◎経済状況が可視化できた

◎家族に負担をかけずに済みそう

◎これからの人生を考えられた

◎気持ちがすっきりした

書く時の3つのポイント

POINT 1 **思い浮かぶ項目**から書いていく

POINT 2 今の気持ちを**気軽に率直**に書き込む

POINT 3 すべての欄を**埋めなくてもよい**

書いたら必ず
大切な人へ共有しましょう！

エンディングノートを記入するときの注意点

◎個人情報が含まれるため**保管場所に注意！**

◎キャッシュカードの**暗証番号などは記入しない！**

例：エンディングノート

資料書式167 / 476 ページ

「おひとり様」にまつわる

確認しておきたいことチェックシート

- ☑ 自分に必要な準備をリスト化して情報を集めよう
- ☑ 遺言書やエンディングノートを書こう
- ☑ 任意後見制度について情報を集めよう
- ☑ 葬儀・お墓の情報を集めよう
- ☑ 死後事務の委任契約の情報を集めよう
- ☑ 迷ったら、おひとり様の終活に詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

MEMO

MEMO

相談窓口一覧

■岡崎市地域包括支援センター

R6.4.1 現在

	名　称	所在地	TEL／FAX	担当地域（小学校区）
①	中央地域福祉センター	梅園町字寺裏5-1	25−3199 25−7713	梅園
②	ひな	日名南町20-3	65−8555 66−0732	広幡、井田
③	岡崎東	洞町字向山16-2	84−5003 84−5037	根石、男川、生平、秦梨
④	真福	真福寺町字神田100-1	66−2667 66−2677	常磐南、常磐東、常磐
⑤	社会福祉協議会	康生通南3丁目56	23−1105 23−7820	愛宕
⑥	竜美	竜美西1丁目9-1	55−0751 71−7452	三島、竜美丘
⑦	さくらの里	中岡崎町12-9	22−3030 22−2700	六名、連尺
⑧	なのはな苑	福岡町字四反田26	57−8087 57−8099	岡崎、福岡
⑨	スクエアガーデン	羽根町字中田34	57−1133 57−0133	羽根、城南
⑩	ふじ	美合町字下長根2-1	55−0192 55−6598	上地、小豆坂
⑪	高年者センター岡崎	美合町字下長根2-1	55−8399 55−0105	美合、緑丘
⑫	北部地域福祉センター	岩津町字西坂54-1	45−1699 45−8791	恵田、奥殿、細川、岩津
⑬	さくら	堂前町2丁目2-18	73−3377 73−3339	大樹寺、大門
⑭	やはぎ苑	上佐々木町字大官49	34−2345 47−7039	矢作南
⑮	西部地域福祉センター	宇頭町字小薮70-1	32−0199 34−3212	矢作東、矢作西
⑯	はしめ	橋目町字恵香18-1	33−5610 33−5605	矢作北、北野
⑰	南部地域福祉センター	下青野町字天神78	43−6299 43−6781	六ツ美北部、六ツ美西部
⑱	むつみ	合歓木町字上郷間337-1	57−6288 43−0201	六ツ美中部、六ツ美南部
⑲	東部地域福祉センター	山綱町字中柴1	48−8099 48−8096	竜谷、藤川、山中、本宿
⑳	額田（福祉総合相談窓口）	樫山町字山ノ神21-1 （こもれびかん内）	82−3129 82−3139	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山

■各種相談窓口

主な業務	担　当	TEL／FAX
高齢者の相談に関すること	地域包括支援センター	35ページ参照
成年後見制度に関すること	成年後見支援センター	47−8760 47−8753
終活ノート、終活についての出前講座	ふくし相談課	23−6986 23−7987
健康づくりや介護予防に関すること	長寿課	23−6837 23−6520
地域の老人クラブに関すること	老人クラブ事務局	23−6153 23−6520
高齢者の豊かな知識・経験等を生かす仕事に関すること	シルバー人材センター	47−7380 47−7385
介護保険制度に関すること	介護保険課	23−6647 23−6520
ごみの分け方・出し方に関すること	ごみ対策課	23−6530 47−8710
商品やサービスなど消費生活全般の苦情に係る相談	消費生活センター	23−6459 23−6570
岡崎墓園に関すること	岡崎墓園管理事務所	46−3260 46−3741
相続登記・自筆証書遺言書保管制度	名古屋法務局岡崎支局	52−6415 52−6417
法律相談や紛争解決 （平日9：30-16：30）	愛知県弁護士会西三河支部	54−9449 54−9600
相続登記・遺言書作成に関すること	愛知県司法書士会 西三河総合相談センター	58−0318
税金に関すること （月・水・金10:00-11:30、12:30-15:00）	東海税理士会岡崎支部 無料税務相談所（事前予約）	25−6622 25−6890
遺言・相続・成年後見等に関すること （相談内容は行政書士法等の範囲内に限る）	愛知県行政書士会岡崎支部	83−5959 83−5955
年金に関すること （毎週火曜日10:00-12:00、13:00-16:00）	愛知県社会保険労務士会	052−871−2278 052−889−2803
社労士による成年後見に関すること	社労士成年後見センター愛知	052−881−7878 052−889−2803

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

MEMO

MEMO

MEMO

広告

～開山1000年以上のお寺が造った樹木葬 ～

こもれび庭苑の特徴

お寺直営！
中間業者のいない
樹木葬

本光寺が責任を
持って永代にわたり
管理・供養

30日間の
全額返金保証

維持管理費
が一切不要

過去の
宗旨・宗派不問

住職のこだわりが
つまった樹木葬庭苑

駐車場併設
バリアフリー
でお参りしやすい

葬儀・法要など
供養全般の
ご相談が可能

樹木葬ご契約者様
限定のお得な特典

ご見学の際は

本光寺住職より
直接ご案内・ご説明
させていただきます。

本光寺第36世住職 稲前恵文

見学ご予約、資料請求お問い合わせは
0564-43-2216
こもれび庭苑 検索 https://komorebi.honkoji980.com/
詳しくはこちら

運営主体 真宗大谷派 本光寺
所在地 愛知県岡崎市上青野町字新井1番地
岡崎市墓地台帳 32-1

お悩み相談
12万件/年
※2021年度実績

全国の自治体と連携し、終活のお悩みに寄り添う

鎌倉新書は“終活専門会社”です

終活のこんなお悩みございませんか？

エンディングノート

遺言書作成

持ち物買取

墓購入

介護施設

相続相談

不動産整理

樹木葬

生前契約

葬儀予約

大型家具家電廃棄

写真のデジタル化

ビデオメッセージ

見守りサービス

改 葬

社 葬

遺影加工

遺品整理

仏壇購入

海洋散骨

株式会社鎌倉新書は、人生後半のお困りごとを網羅的に解消する「終活インフラ」の構築を掲げ、2000年にWEBサイト「いい葬儀」を開設以降、現在は13の終活関連サービスを展開中です。介護施設、士業、保険会社、葬儀社、石材店と、終活に必要な専門業者をその都度見つけ相談するのは気力と体力が必要ですが、鎌倉新書は全国の自治体と連携し、住民のみなさまのお悩みをトータルサポートしています。悩みの元を踏まえ、何を考えておけばいいのかお一人お一人に合わせて提案していきます。

鎌倉新書会社概要

設立	1984年（昭和59年）4月17日
上場先	東京証券取引所プライム市場（証券コード：6184）
本社所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1
電話	03-6262-3521（代表）
公式HP	https://www.kamakura-net.co.jp/

相談無料

専門のアドバイザーがあらゆる終活のお悩みに対応いたします

いい終活 相談室 0120-992-316

受付時間｜平日9～17時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます

※ご相談の内容によっては、お受けできない場合がございますのでご了承ください。
※ご要望に応じて、専門業者をご紹介するなど、より具体的なアドバイスを提示させていただきます。
※ご提供いただいた個人情報は終活サービスをご紹介する目的で使用します。
サービスを提供する協力会社にも提供する場合がありますのでご了承ください。

運営会社：株式会社鎌倉新書（東京証券取引所プライム市場／証券コード：6184）
本社所在地：東京都中央区京橋2-14-1 3 階／創業：19[illegible]

発　行　年：2025 年 4 月
発　　行：岡崎市
編集／発行：鎌倉新書

岡崎市

資料書式173 / 476 ページ

皆さんが長い年月を過ごした家。

その場所には、数え切れないほどの思い出が詰まっていることでしょう。

しかし時が経ち、人生の終わりが近づくにつれ、その大切な場所が空き家となり、

ひっそりと忘れ去られる存在になってしまうかもしれない—そんなことを考えると、

心が締めつけられるような感じがしても不思議ではありません。

自分がこの世を去った後、住まいはどうなるのか?

残された家族がその行く末に迷うことなく、安心して未来を迎えられるようにするために、

今、少しだけ立ち止まり、考えてみませんか。

思い出が詰まった家が、空き家として放置されることがないように。

このガイドブックは、ご自宅の将来をしっかりと見すえるために、

“住まいの終活”に必要な情報と準備の方法をお届けします。

目　次

空き家問題

P2. 空き家の放置が招くリスク
P3. 空き家になる前の2つの準備

空き家の相続問題

P4. 相続の流れ
P5. 相続人の調査
P6. 法定相続分 相続人のケース別計算例
P7. 不動産の取り扱い
P8. 不動産の相続登記の申請が
義務化されました!

不動産の活用方法

P9. 不動産の活用時に使える制度

エンディングノート

P11. 私の家系図
もしものときの連絡先
P13. 私の住まいについて
P15. 住まいをどうしたいですか?
P16. 決めておきたいこと

資料書式174 / 476 ページ

●空き家問題●

空き家の放置が招くリスク

空き家が適切に管理されず長期間放置されると、老朽化が進み、地域の「問題」を引き起こす原因となります。「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、**空き家の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適切に管理する責務**が定められています。

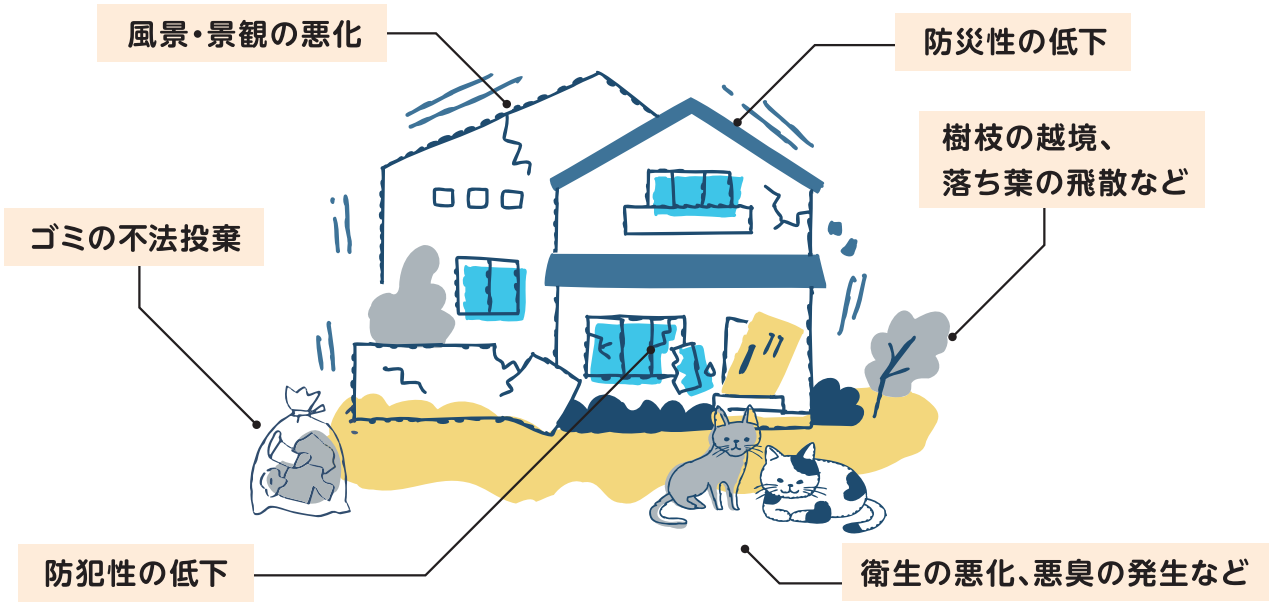

放置を続けるとペナルティを受けることも…

空き家を適切に管理せず周囲に悪影響を及ぼした結果、市区町村から「特定空家等」や「管理不全空家等」の認定を受けると、所有者は以下のようなペナルティを受ける場合があります。

助言・指導	空き家等の適切な管理に必要な措置を取るよう助言または指導されます。
勧告	指導を受けて改善されない場合、固定資産税の住宅用地の特例から除外されます。その土地の固定資産税が、おおよそ3～4倍に増加する可能性があります。
命令（※）	命令に違反した場合、50万円以下の過料が科せられることがあります。
行政代執行（※）	命令が履行されない場合、市町村が代執行することがあります。 また、その際の費用は所有者から徴収します。

※「特定空家等」のみ

空き家になる前の2つの準備

1 住まいの将来の準備

現在、住宅に住んでいる方、または将来的に住宅を相続することになる方のそれぞれが、その住宅に関するさまざまな情報を整理・共有して、その住宅をどうしていくのか？について事前に考え、決めておきましょう。

お一人暮らしの方（相続する方）

- ■ 家財・思い出の品等の整理
- ■ エンディングノートの作成
- ■ 住宅の基礎資料の準備
  （登記事項証明書、建築確認書、購入時の契約書類など）　など

お一人暮らしの方のご家族（相続される方）

- ■ 相続税の試算
- ■ 相続後の不動産の扱いの検討
  （自ら住み続ける、売却する、賃貸に出す、解体して土地を売却するなど）
  など

エンディングノートとは

自分に万が一のことが起こった時に備え、医療や介護、財産情報等あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のこと。自分の死後、家族が困らないように、所有している財産や口座を開設している金融機関の情報、葬儀に関する希望などを書き留めておきます。

2 相続手続きの準備

自分、または家族が亡くなった場合に備えてあらかじめ相続の準備をしておくことは、残される人のためにも大事なことです。相続の準備や対策をするにあたっては、以下のポイントを押さえておきましょう。

お一人暮らしの方（相続する方）

- ■ 遺言書や財産目録の作成
  遺言書や財産目録は、ただ作成するだけでなく、その保管場所を推定相続人に伝えておくことが大切です。

お一人暮らしの方のご家族（相続される方）

- ■ 遺言書・財産目録の有無の確認
- ■ 相続人同士の話し合い
- ■ 各種手続きの実施
  相続については、すべての法定相続人の合意を得ておくことが大切です。各種手続きは、行政書士など専門家に依頼することも可能です。

資料書式176 / 476 ページ

●空き家の相続問題●

相続の流れ

相続される方の相続手続きは主に以下の流れで行われます。

1. 遺言書の有無の確認
2. 相続人の調査
（戸籍謄本の取得等）
3. 相続財産の調査
（評価証明書、登記事項証明書、残高証明書等）
4. 遺産分割
（遺産分割協議書の作成）
5. 各種名義変更手続き

遺言書の有無の確認

遺言書がある場合は、遺言書に沿った遺産分割となり、ない場合は、遺産分割協議を行い法定相続分を参考に話し合います。
遺言書では相続人でない方が相続財産の受取人に指定されているケースもあるため、まずは遺言書の有無を確認しましょう。

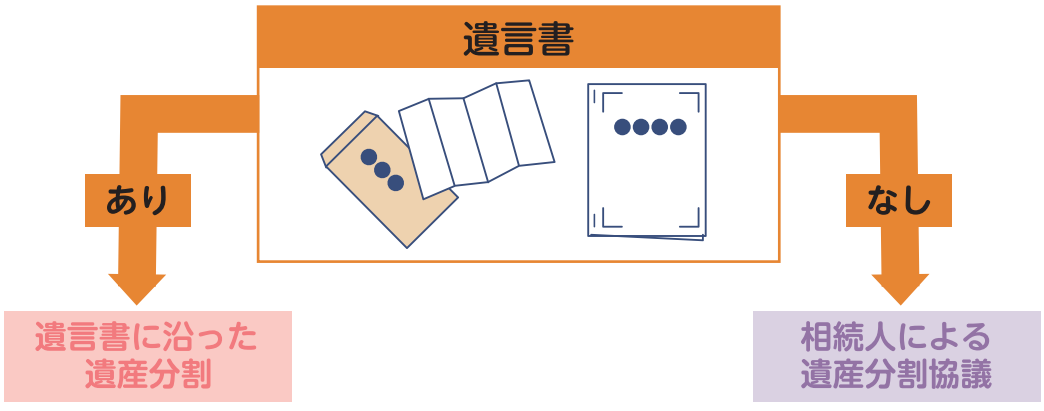

資料書式177 / 476 ページ

相続人の調査

相続の際、民法に定めるルールに則って、相続財産を引き継ぐ相続人が定められています。これを「法定相続人」と呼びます。
法定相続人には決められた順位があり、存命の人の中で最も順位が上の方が法定相続人となります。遺言書がない場合、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。
また、遺産分割協議は、相続順位に基づく法定相続分を参考に進めることとなります。

法定相続人の調査は、故人様の出生から死亡までの戸籍謄本を辿り、確認することとなります。

「法定相続人」をしっかりと確認しましょう

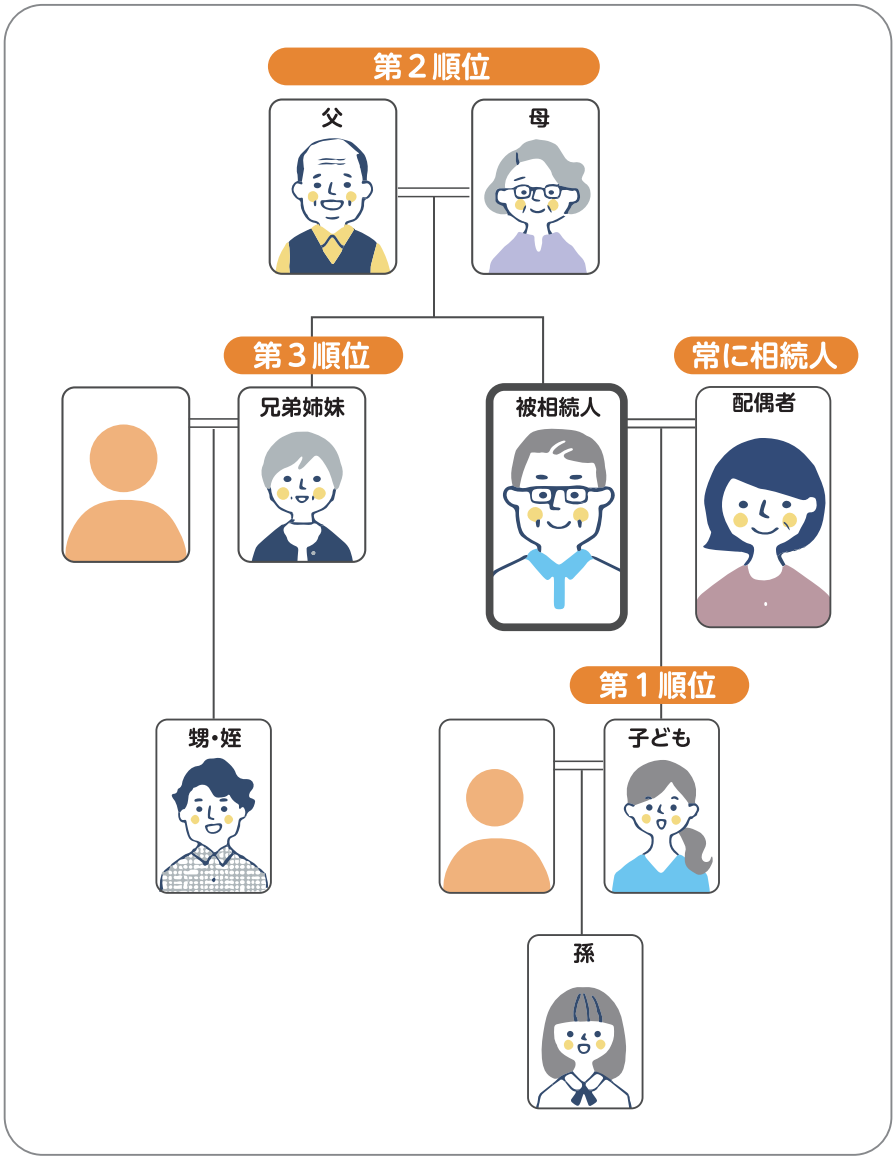

常に相続人

配偶者
（法律上の配偶者に限る）

第１順位

子ども
（故人の場合は孫。
孫も故人の場合はひ孫）

第２順位

親
（故人の場合は祖父母など）

第３順位

兄弟姉妹
（故人の場合は甥や姪）

資料書式178 / 476 ページ

法定相続分　相続人のケース別計算例

例えば、相続人が配偶者と子の場合は配偶者が遺産の２分の１、残りを子の人数で分けます。配偶者と両親の場合は配偶者が遺産の３分の２を相続します。割合は以下の通りです。

相続人のケース	配偶者（必ず相続人）	子ども（第１順位）	親（第２順位）	兄弟姉妹（第３順位）
配偶者・子ども	２分の１ 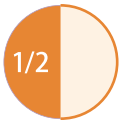	２分の１ 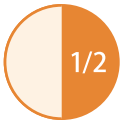	―	―
配偶者・親	３分の２ 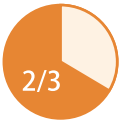	―	３分の１ 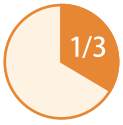	―
配偶者・兄弟姉妹	４分の３ 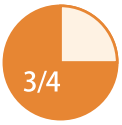	―	―	４分の１ 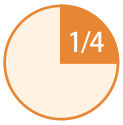
配偶者のみ	全部	―	―	―
子どものみ	―	全部	―	―
親のみ	―	―	全部	―
兄弟姉妹のみ	―	―	―	全部

MEMO

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました

相続登記の流れ

1 必要書類を収集／作成

登記申請をするときは必要書類を集めなくてはなりません。転籍や婚姻などをされている場合、転籍前や婚姻前の本籍地のある市区町村の、除籍謄本や改製原戸籍を取得しなければなりません。手続きに戸惑う場合、司法書士に依頼するとよいかもしれません。また、法務局で作成できる法定相続情報一覧図を取得すると、それ以降、戸籍謄本などが不要となり便利です。

2 登記申請

登記申請書やその他の必要書類の準備が整ったら、登記申請を行います。
登記申請は以下の方法があります。

窓口申請 （不動産の所在地を管轄する法務局）	郵送申請	オンライン申請

3 登記に関する申請書の様式について

法務局のホームページに掲載されています。詳しくはウェブで確認してください。

法務局 申請書　検索

MEMO

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記の申請が義務化されました！

相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

※令和６年４月１日より前に相続した不動産も、未登記のものは義務化の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
  相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。

資料書式181 / 476 ページ

●不動産の活用方法●

相続した空き家の土地活用を検討している場合は、空き家の扱いをどうするかを考えておきましょう。その方法とメリット・デメリットを以下にまとめました。

	空き家を生かして貸す	建て替えて貸す	更地にして活用する
メリット	● 初期費用が少なくて済む ● すぐに収益を得られる	● 収益性が上がる ● 集合住宅への建て替えで賃貸経営も可能になる	● 立地条件に合わせて活用できる
デメリット	● 空き家の状況により相応の費用がかかることがある ● 競合の不動産との競争にさらされる	● 建て替えの初期費用がかかる ● 収益を得られるまでに手間と期間が必要	● 解体の費用がかかる ● 固定資産税の負担が重くなる可能性がある

不動産の活用時に使える制度

1 譲渡所得の3,000万円特別控除

譲渡所得の3,000万円特別控除とは

相続した空き家を売却する場合の時の譲渡所得に関しては、譲渡所得から最大3,000万円を控除できる制度です。特例措置を受けるために必要な書類のひとつに「被相続人居住用家屋等確認書」があります。市区町村の所定の窓口で発行してもらいましょう。

特別控除の特例が適用になる条件

①相続開始の直前まで被相続人が居住していたこと ※相続開始直前に被相続人が老人ホーム等に入居していた場合は、別途規定あり
②被相続人が1人で居住していたこと
③1981年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く）であること
④相続開始から事業用、賃貸用、居住用として利用されていないこと
⑤相続開始から3年後の12月31日まで、かつ、特例の適用期間中（平成28年4月1日から令和9年12月31日まで）に売却すること
⑥売却金額が1億円以下であること
⑦譲渡の時からその譲渡の日の属する年の翌年の2月15日までの間に家屋を耐震補強するか、解体していること
⑧売却先が配偶者や一定の親族に該当しない第三者であること
⑨同一の被相続人から相続により取得した家屋又は敷地の売却について、この特例を受けるのは初めてであること

「被相続人居住用家屋等確認書」に関する相談窓口	岡崎市役所住環境政策課 電話：(0564)23-6024 E-mail：jukankyo@city.okazaki.lg.jp

2　空き家バンク

岡崎市空き家バンクとは

岡崎市では、岡崎市空き家バンクとして、(公社)愛知県宅地建物取引業協会が運営する不動産特設サイトで、岡崎市の空き家の情報を掲載しています。(公社)愛知県宅地建物取引業協会は、岡崎市と連携して空き家対策に取り組んでいます。

岡崎市空き家バンクの目的

利用されていない空き家を、インターネットを通じて広く紹介することで空き家の利活用を促進し、定住人口の増加や産業振興、地域の活性化が進むことを目的としています。

全国の地方公共団体等の空き家・空き地情報掲載サイトはこちら

岡崎市空き家バンクを活用するためには

物件所在地の自治体の空き家バンク窓口に相談し、物件の登録が可能か確認します。その後、必要書類を準備し、登録申請を行います。自治体による審査が通過すると物件情報が公開され、売買や賃貸の機会が広がります。

岡崎市空き家バンクの空き家・空き地情報掲載サイトはこちら

岡崎市空き家バンクの相談窓口	岡崎市役所住環境政策課 電話：(0564)23-6024 E-mail：jukankyo@city.okazaki.lg.jp

3　空き家の解体補助

空き家の解体補助とは

倒壊、外装材等の飛散又は土砂災害のおそれのある空き家の除却を促進し、市民の良好な生活環境の形成及び維持を図るために、空き家の所有者に対して、岡崎市が空き家を解体する際の費用の一部を補助する制度です。

空き家の解体補助制度を活用するためには

解体を行う空き家が補助対象に該当するか否かを市職員が現地で確認・判定を行う必要があります。補助制度の要件を確認し、解体の契約や着手の前に、判定のための申請を提出してください。

解体補助の相談窓口	岡崎市役所住環境政策課 電話：(0564)23-6024 E-mail：jukankyo@city.okazaki.lg.jp

●エンディングノート●

私の家系図

相続を考えるためにも「家系図」を作成しましょう。この表に書き込んでいくことで自分の法定相続人が誰なのかを確認できます。

※法定相続人となるのは配偶者と血族です。同じ順位の人が複数いる場合には全員が相続人となります。先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人は相続人になれません。

書き方

亡くなった人の名前の横には×を記し、分かれば死因も記入しておきましょう。

鎌倉花子×
脳梗塞

祖父　祖母

父

配偶者は、常に相続人になる

配偶者　あなた

第一順位

子供が死亡している場合は孫、ひ孫に

子ども　子ども　子ども　子ども　子ども

孫　孫　孫　孫　孫

資料書式184 / 476 ページ

もしもの時の連絡先

名前とあなたとの関係	住所・電話番号
あなたとの関係（　　）	〒 ☎　　－　　－
あなたとの関係（　　）	〒 ☎　　－　　－
あなたとの関係（　　）	〒 ☎　　－　　－

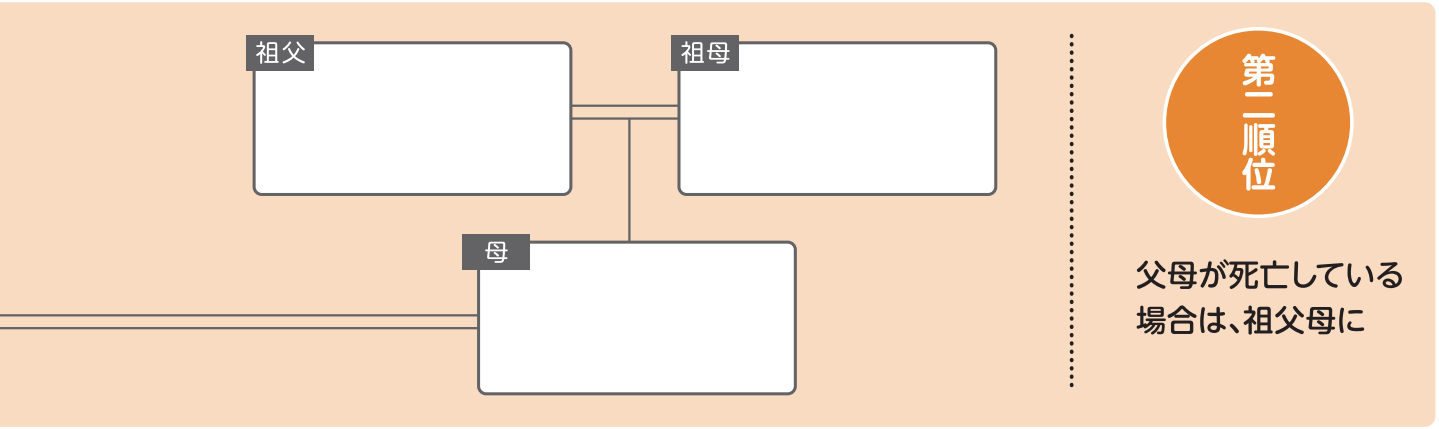

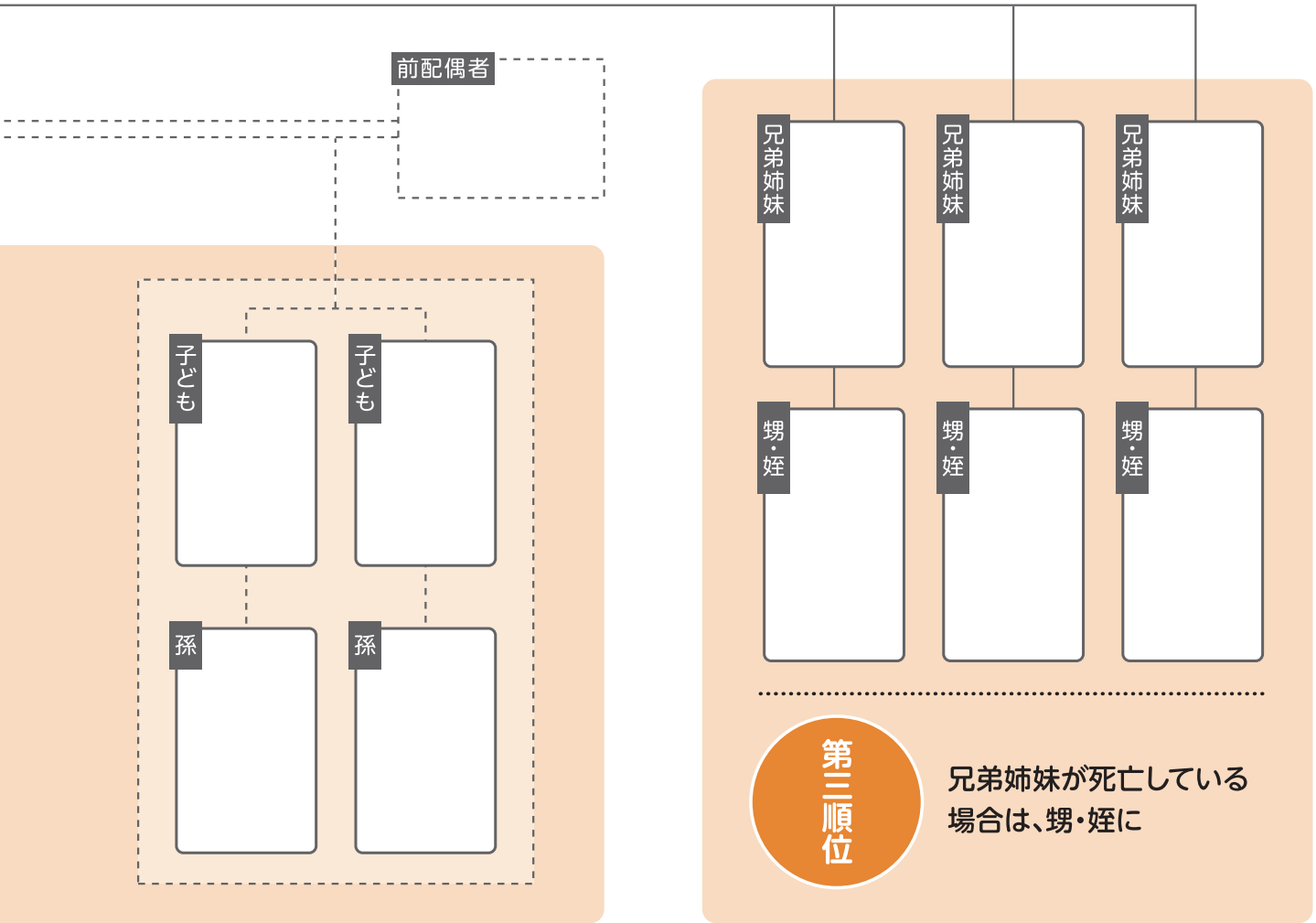

資料書式185 / 476 ページ

私の住まいについて

エンディングノートには、土地や建物の「登記事項証明書」の情報を正確に記しておきましょう。
将来の相続や売却手続きをスムーズに進められます。
※地番は住所と異なる場合があるので、必ず書類で確認しましょう。
　不明点がある場合は、お住まいの地域の役所、または法務局の地図で確認しましょう。

お住まいの土地について

所在地	地番	地目	名義人(所有者)	備考
中央区新町一丁目	101番	宅地	法務 五郎	南側の土地の境界が確定していない。

上記の参考にした書類

例：登記事項証明書や公図（法務局の地図）、固定資産税課税台帳、不動産売買契約書、権利証（登記済権利証または登記識別情報）

お住まいの建物について

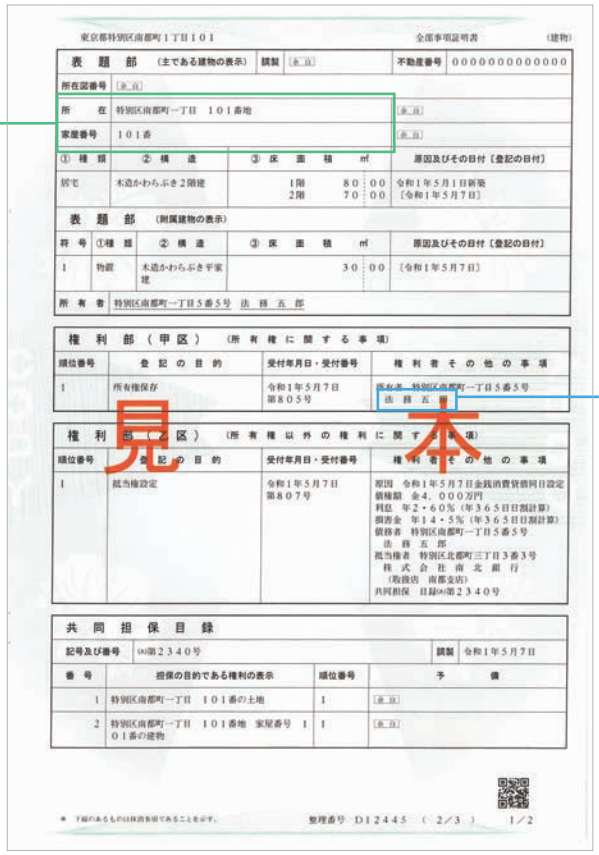

東京都特別区南都町１丁目１０１　　全部事項証明書　（建物）

表　題　部　（主である建物の表示）　調製　余白　　不動産番号　0000000000000

所在図番号	余白		
所在	特別区南都町一丁目　１０１番地		余白
家屋番号	１０１番		余白
①種類	②構造	③床面積㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき２階建	１階　８０：００ ２階　７０：００	令和１年５月１日新築 〔令和１年５月７日〕

表　題　部　（附属建物の表示）

符号	①種類	②構造	③床面積㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
１	物置	木造かわらぶき平家建	３０：００	〔令和１年５月７日〕

所有者　特別区南都町一丁目５番５号　法　務　五　郎

権　利　部　（甲　区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権保存	令和１年５月７日 第８０５号	所有者　特別区南都町一丁目５番５号 法　務　五　郎

権　利　部　（乙　区）　（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	抵当権設定	令和１年５月７日 第８０７号	原因　令和１年５月７日金銭消費貸借同日設定 債権額　金４，０００万円 利息　年２・６０％（年３６５日日割計算） 損害金　年１４・５％（年３６５日日割計算） 債務者　特別区南都町一丁目５番５号 法　務　五　郎 抵当権者　特別区北都町三丁目３番３号 株　式　会　社　南　北　銀　行 （取扱店　南都支店） 共同担保　目録(ハ)第２３４０号

共　同　担　保　目　録

記号及び番号　(ハ)第２３４０号　　調製　令和１年５月７日

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
１	特別区南都町一丁目　１０１番の土地	１	余白
２	特別区南都町一丁目　１０１番地　家屋番号　１０１番の建物	１	余白

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　D12445　（２/３）　１/２

見本

所在地	地番	名義人（所有者）	備考
中央区新町一丁目	101番	法務 五郎	

上記の参考にした書類

例：登記事項証明書や公図（法務局の地図）、固定資産税課税台帳、不動産売買契約書、権利証（登記済権利証または登記識別情報）

住まいをどうしたいですか？

不動産の相続では、相続する人（相続人）に金銭的な負担が発生します。そのため、ご自身、またはご家族が、あらかじめ「住まいをどうしたいか」というご希望を明確にしておくことが大切です。
※ここに記載しても遺言書のような法律上の効力は発生しませんのでご注意ください。

土地について

被相続人が生きている間

- ☐ 売りたい
- ☐ 貸したい
- ☐ 死ぬまで住み続けたい
- ☐ その他

被相続人が亡くなった後

- ☐ 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- ☐ 特定の家族などに引き継がせたい
- ☐ その他

建物について

被相続人が生きている間

- ☐ 売りたい
- ☐ 貸したい
- ☐ 死ぬまで住み続けたい
- ☐ その他

被相続人が亡くなった後

- ☐ 被相続人が亡くなった後、相続人の間で相談して欲しい
- ☐ 特定の家族などに引き継がせたい
- ☐ その他

決めておきたいこと

「住まいをどうしたいか」というご希望によって、やらなければならないことやその相談先は異なってきます。下記のように整理してみましたので、ぜひご参考にしてください。

1　生前にスッキリさせたい場合

ご希望	やること	相談先
生前に売却、 または贈与したい	・登記簿の確認 ・隣地境界の確認 ・家財の整理	・司法書士 ・行政書士 ・土地家屋調査士 ・不動産業者 ・ファイナンシャルプランナー
賃貸したい	家財の整理	・不動産業者
	管理人の選定	・不動産業者
	任意後見契約、または 財産管理委任契約の締結	・司法書士　・弁護士 ・行政書士
	信託契約の締結	・弁護士 ・司法書士 ・行政書士

2　相続をスムーズに進めるために準備しておくこと

ご状況・ご希望	やること	相談先
・相続登記されていない ・建物が未登記 ・相続財産が未分割である ことがわかった	相続登記	・司法書士 ・行政書士 ・土地家屋調査士 ・ファイナンシャルプランナー
家族などに相続（遺贈）したい	遺言書の作成	・弁護士 ・司法書士 ・行政書士 ・ファイナンシャルプランナー
死亡後の住まいのことは 遺産分割などにより家族の 相談に任せるが、当面の 管理者を指定しておきたい	信託契約や死後事務 委任契約の締結	
不動産の取得者が 売却予定の場合	登記簿の確認、 隣地境界の確認	・土地家屋調査士 ・不動産業者

資料書式189 / 476 ページ

発　行　年：2025年8月
発　　行：岡崎市
編集／制作：株式会社鎌倉新書

私の終活ノート

岡崎市

目　次

終活を考えよう …… P.1

【第１章】私のこれまで …… P.4

【第２章】私のいま …… P.8

【第３章】私のこれから …… P.16

【第４章】私のエンディング …… P.20

【第５章】私の終活プラン …… P.24

相談窓口一覧 …… P.34

はじめに

「終活」を考えよう

終活、それはこれからも自分らしく生きるための大切な一歩

「終活」という言葉が生まれ、多くの人がそれを知るようになりました。
ですが、「終活」という言葉から思い浮かべることは、人それぞれ異なるようです。

葬儀の事前予約、お墓の購入、遺言書の作成、身の回りや持ち物の整理といった
旅立ちの時やその後のことを「生前に準備すること」、
延命治療や緩和ケアなど受ける医療や、
介護が必要になったり認知症になった時のことを決めておくなど
これからを「安心して過ごすために備えること」、
そして、趣味や旅行、家族や友人との時間を楽しむなど、
残りの人生を「自分らしく充実して生きること」。
高齢期に行うべき様々なことが包括されて、「終活」と呼ばれています。

誰もが必ず向き合う、生老病死。
人間は歳を取り、衰えていき、最後には旅立ちを迎えます。
いま「旅立ちのその瞬間に立っている」と、想像してみてください。
そして、そこから「いまのあなた」を振り返ってみてください。
やっておきたいこと、やっておかなければいけないと思うことはありますか？
それを実際にやっておくことを、私たちは「終活」と呼んでいます。

資料書式192 / 476 ページ

終活の進めかた

やっておきたいこと、やらなければいけないと思うことはあるけれど、何から手をつければいいか分からない。いつから始めればいいのか分からない。
それが終活の一番の難しさです。
これまでの歩みやいま置かれている環境は一人一人異なることから、終活として行うべき具体的な行動も人それぞれ異なります。
だからこそ、この終活ノートをあなたの終活のパートナーとしてください。
少しだけ背筋を伸ばし、静かに深呼吸をしてから、お気に入りのペンを持ち、このノートを開きましょう。質問への答えを考えながら埋めていくと、あなたにとって必要な終活の行動が浮かんできます。

「終活ノートは終活の設計図」。

設計図が完成すれば、あとは情報を得て、行動計画を立て、実践するだけです。

終活の目的

終活に取り組んだ方は、

「いろいろなことを整理できて、気持ちがスッキリした」
「『残りの人生を充実させたい』という活力が湧いてきた」
「家族に心配をかけずに済みそうで、安心した」

とお話しされます。

終活の目的は、人生の最後まで自分で責任を持つことと同時に、一度きりの大切な人生の残り時間を豊かに実らせることです。

終活ノートの書き方

書き方のポイント 1

すべての項目を埋めようとしなくても大丈夫

はじめのページから取り組み、
すべてを埋めようとしなくて構いません。
興味のあるページがあれば
そこから始めたり、考えてもなかなか
埋まらないページは飛ばしてもよいでしょう。
すべてを一通り書き終える目安を、
3ヶ月程度と考えてください。
このノートを目に留まりやすい場所に置き、
何度も見返しながら少しずつ
書き進めていきましょう。

書き方のポイント 2

書き変えても大丈夫

気持ちが変わることは、
もちろんあります。その場合は、
既に書き込んだ箇所に線を引き、
書き直してください。
線の横に訂正した日付を
書いておくとよいでしょう。
何度か書き直すことで、
気持ちが整理されていくことも
あります。

書き方のポイント 3

家族に伝えましょう

あらかたを書き終えたら、
家族に保管場所を伝えて内容を伝えましょう。
いざという時に家族が困らないようにすることも、
終活の大きな目的です。
備忘録のページには、そのための大切な情報が残ります。
家族がいない場合には、
これからのことを託せる人に伝えましょう。
あなたの人生や考えを伝えることは、
あなたの信頼できる人達とお互いの絆を
より深めることに繋がります。
そのことが、これからの豊かな
時間を創ります。

定期的に見直しましょう

裏表紙には、
名前と誕生日の欄があります。
毎年の誕生日にこのノートを
見返して、情報や気持ちが
変わっていないかを確かめましょう。
この終活ノートは、
あなたの終活の
パートナーです。

書き方のポイント 4

第1章 私のこれまで

終活を考えるにあたり、まずは自分に向き合う時間を持ちましょう。誕生からこれまでを思い出しながら、あなたの一度きりの人生を振り返ることで、終活を考えるための入口に立つことができます。
同時に、家族や周囲の人も「あなたの歩み」を知りたいと思っているかもしれません。これから共有する時間を、あなたはもちろん大切な人にとってもかけがえのないものとするために、まずはあなたをより深く理解してもらうことをこの章が手助けします。

出生について

誕生日	年　月　日
両親	父（氏名・どんな人だったか） 母（氏名・どんな人だったか）
時代背景	
住んでいたところ	
こんな子どもだった	
幼い頃の思い出	

学生時代

得意科目	
好きだった本・映画・音楽	
思い出に残る出来事	
将来の夢	
夢中になったこと	

仕事のこと

経験した仕事	
この仕事に就いた理由・背景	
仕事をする上で大切にした信念・価値観	

キーワード 自分史

自分のルーツや半生を文章にするもの。書くことで自分自身への理解が深まります。
あなたの生きた軌跡は大切な人の「心の教科書」になるかもしれません。
親の終活のきっかけづくりとして、子どもからプレゼントするケースもあります。

家系図

相続を考えるためにも「家系図」を作成しましょう。
この表に書き込んでいくことで自分の法定相続人が誰なのかを確認できます。

※法定相続人となるのは配偶者と血族です。同じ順位の人が複数いる場合には全員が相続人となります。先順位の人が１人でもいる場合は、後順位の人は相続人になれません。

キーワード 家系図の作成

戸籍調査から依頼したい、遡ってより詳しい家系図を作成して家族に受け継いでおきたい、という場合には士業などの作成サービスを利用することも可能です。

書き方

亡くなった人の名前の横には × を記し、分かれば死因も記入しておきましょう。

長寿 花子×
脳梗塞

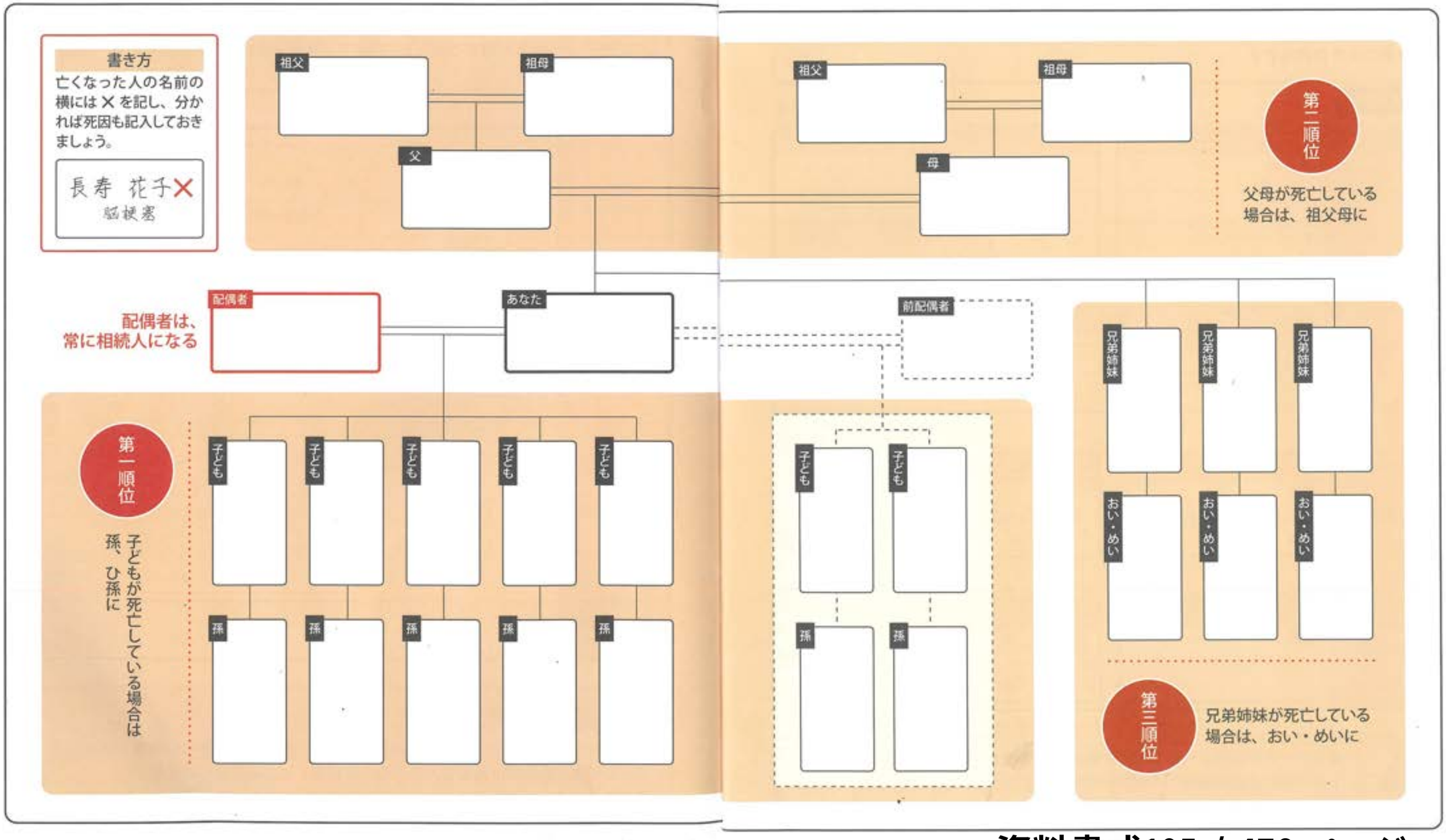

資料書式195 / 476 ページ

第2章 私のいま

あなたの身のまわりについて、記録しておきましょう。
情報を集めてひとまとめにすることは少し大変ですが、完成した時にはスッキリします。
情報を一元管理することで、必要なものと不要なものがはっきりし、不要なものを解約したり処分したりと整理することもできます。
また、万が一に備えてあなたの情報を家族や周囲の人に分かるようにしておくことも、この章の大きな目的です。

基本情報

フリガナ	
氏　名	
本籍地	〒
現住所	〒
電話番号	自宅 携帯
メールアドレス	パソコン　@ 携帯　@ @

注意 終活ノートが盗難されたり悪用されたりする場合に備えて、銀行やクレジットカードなど金融機関、パソコンや携帯電話など電子機器の「暗証番号」は、終活ノートには記載しないようにしましょう。

医療情報

■かかりつけ医

病院名	担当科	担当医	電話番号
	科		
	科		
	科		
	科		

■常用薬

薬　名	目　的

薬　名	目　的

■持病

病　名	発症の時期	いまの状態

■既往症

病　名	治療期間

病　名	治療期間

■アレルギー

原因物質	症　状

原因物質	症　状

■その他（緊急時、医師や救急隊員に知らせたいことなど）

例：身体の不自由な部分・ペースメーカーを入れている

資料書式196 / 476 ページ

公的情報

項　目	記　号	番　号	その他
マイナンバー			
基礎年金番号			
健康保険証			
後期高齢者 医療保険証			
介護保険証			
運転免許証			
パスポート			
住民票コード			
印鑑登録カード			

■その他

注意

もしもに備え、医療や公的なカードや証書、電気・水道・ガスなどの生活インフラの請求書などはまとめておきます。
同居していない家族などにも分かるように、保管場所を記しておきましょう。

保存場所

毎月の引き落とし情報

項　目	取引先・契約番号	金融機関・支店・口座番号	名義人
電気料金			
ガス料金			
水道料金			
自宅 電話料金			
携帯 電話料金			
NHK 受信料			
クレジット カード			
デジタル サービス			

■その他

キーワード 死後事務委任

亡くなった後の葬儀や納骨、解約や返納などの各種手続き（死後事務）を頼める人が周囲にいない場合に、生前に弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者に委任しておく方が増えています。

資産情報

■預貯金

金融機関	支　店	種　類	口座番号	名義人

■有価証券

名称や銘柄	金融機関	店　名	口座番号	名義人

■不動産

種　類	用　途	所在地	名義人と持ち分

■保険

保険会社	証券番号	契約者	被保険者	受取人

■私的年金

名　称	団　体	連絡先

■借入金・ローン

借入目的	借入先	連絡先	借入額	返済方法	完済予定日

■その他

注意

借入金や保証債務など負債も相続の対象となります。
相続人のために必ず書いておきましょう。

キーワード 相続の生前対策

相続税の計算式や生前贈与についての情報を収集しましょう。
不動産については納税資産の確保や空き家対策なども重要です。
専門家に相談してみるのも良いでしょう。

ペット

種　類	名　前	エ　サ	預けられるところ	かかりつけの動物病院

大切なもの

品　物	保管場所	希望する処分方法	この宝物への思い

キーワード 生前整理

人生を豊かにしてくれた大切なものや思い出は、エンディングに向けてどう整理すればよいのでしょうか。
「最後まで手元に残すもの」「受け継ぐもの」「処分するもの」に分け、リフォーム・買い取り・廃棄といった最適な手段を検討しましょう。

キーワード 遺言書の作成

遺産を誰がどう受け継ぐか、生前に決めておくための遺言書。お世話になった方への遺贈や社会貢献団体への寄付も可能にします。

■下記の項目が一つでも当てはまる方には遺言書の作成をお勧めしています。

- 子どもがいない
- 財産に不動産など分けにくいものが含まれる
- 相続税の対象となる額の財産がある
- 法定相続人以外に財産を渡したい人がいる
- 法定相続人の中に財産を渡したくない人がいる
- 内縁関係にある
- 財産の一部を寄付したい

■遺言書には作り方や手順があるので、注意が必要です。

	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者が全文をすべて自筆で書き、押印する。印鑑は認印でも可。封入の必要については規定はない。代筆やワープロ、録音などは不可。 ※財産目録のみパソコン・ワープロでの作成も可（但し全ページに署名・押印が必要）		本人が公証人に口述し、公証人が筆記する。実印、印鑑証明、身元証明書、相続人などの戸籍謄本、登記簿謄本などが必要。
作成場所	問わない		（原則）公証役場
公証人	不要		必要
証　人	不要		2人以上
署名押印	本人		本人、公証人、証人
保管場所	法務局	遺言者が保管	公証役場が原本を保管
費用	必要	0円	相続財産の額によって変動
家庭裁判所の検認	不要	必要	不要

第3章 私のこれから

あなたのこれからについて、思いと考えを巡らせましょう。かけがえのない一度きりの人生を最後まで自分らしく歩むために、残りの時間をどのように過ごし、何を大切にしたいか考えてみましょう。家族や周囲の人を悩ませないために決めておかなければならないこともありますし、願いもあることでしょう。大事なことは、言葉にして記しておくことが大切です。

介護について

キーパーソン（連絡可能な親族など）	間柄：　名前：　連絡先： 間柄：　名前：　連絡先： 間柄：　名前：　連絡先：
生活の場所	□ 自宅を希望する　□ 施設を希望する　□「名前：　」の判断に任せたい □ その他を希望する （　）
介護費用	□ 預貯金や年金など自分の財産から使って欲しい　□ 保険に加入している □ 特に用意はしていない　□ その他（　）
財産の管理を託す場合	間柄：　名前：　連絡先： □ 任意後見契約済・委任契約済
あなたの好みやこだわりたいこと	
介護してくれる人に伝えたいこと	
備　考	

キーワード 成年後見制度

成年後見制度とは、年齢を重ねて判断能力が低下した際に、家庭裁判所もしくは本人によって後見人を選任して、自身の財産を守ってもらう制度です。

終末期医療について

告　知	□ 病名・余命ともに告知を希望する　□ 病名のみ告知を希望する □ 病名・余命ともに告知を希望しない □ その他（　）
終末期を過ごす場所	□ 病院を希望する　□ 自宅を希望する　□ ホスピスを希望する □「名前：　」の判断に任せたい □ その他（　）
経口以外での栄養摂取	□ 点滴による栄養摂取の処置を希望する　□ 経鼻経管栄養摂取の処置を希望する □ 胃ろうの処置を希望する　□ できる限り自然に任せて欲しい □ 判断を任せたい「名前：　（間柄：　）」
延命治療	□ 回復が難しくても延命を希望する　□ 延命治療は希望しない □ 延命より苦痛緩和を重視したい □ 判断を任せたい「名前：　（間柄：　）」
臓器提供・献体	□ 臓器提供を希望する（意思表示カード保管場所：　） □ 角膜提供を希望する（アイバンク登録証保管場所：　） □ 献体を希望する（登録団体：　） □ 臓器提供や献体は希望しない
備　考	

キーワード 人生会議（ACP）

人生会議とは、アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の愛称です。もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、信頼する人たちと話し合い、共有する取組みです。かかりつけ医や医療チーム、専門のアドバイザーから充分な説明を受け、家族を含めた話し合いを繰り返してよりよい選択をすることが大切です。

残りの人生を豊かにする

「私がこれから大切にしていきたいことは

[　　]

です」

■健康に過ごすために

■楽しく充実して過ごすために

■安心して過ごすために

■やっておきたいこと

■一緒に過ごしたい人・会っておきたい人

■誰かの役に立つために

■その他

第4章 私のエンディング

誰もが迎える旅立ちの時。どんな旅立ちがあなたらしいでしょうか。答えはあなたの中にしかありません。最期まで、自分らしく。
エンディングセレモニーは見送る人にとってのものでもあります。遺された家族や周囲の人たちが、あなたとのことを心に刻んで癒やされる時が必要になるからです。あなたの大切な人たちは、歩く途中でもまた、あなたを必要とすることがあるでしょう。あなたに逢える場所を用意しておくことで、繋がりが続きます。

葬儀について

葬儀への考え	□多くの人と盛大に　□一般的に　□近親者のみでこじんまりと □しなくてよい　□家族の考えに任せたい
喪主をお願いしたい人	間柄：　名前：　連絡先：
葬儀の形式	宗教：□仏教　□キリスト教　□神式　□無宗教 菩提寺や宗教団体　名称：　所在地：　連絡先：
葬儀の場所	□自宅　□斎場　□火葬場（式は行わない） 具体的な希望　施設名：　連絡先：
葬儀の業者	□生前予約をしている　（業者名：　連絡先：　） □会員になっている　（業者名：　連絡先：　） □依頼して欲しい業者がある（業者名：　連絡先：　）
葬儀の費用	□私の預貯金を使って欲しい　□特に用意していない □保険・共済・互助会などに加入している（名称：　連絡先：　）
戒　名	□格の高い戒名を希望　□標準的な戒名でよい　□戒名はつけなくてよい □すでに戒名を授かっている（戒名：　連絡先：　）
遺　影	□用意してある　（保管場所：　） □希望する写真がある　（具体的に：　） □決めていない
その他の希望	祭壇や飾りつけ・音楽・一緒に納棺して欲しいものなど 会葬礼状・参列者へのメッセージ・香典や供花についてなど

■連絡してほしい人

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

名前	連絡先	間柄
知らせたいタイミング：□入院　□危篤　□通夜・葬儀　□葬儀後		

キーワード 葬儀の事前準備

遺族の約4分の3は家族が亡くなってから6時間以内に葬儀社を決めています。
悲しみの中で充分な情報収集や検討ができないまま葬儀を決めると、後悔が残ってしまうことも。事前に意志を伝えておくことが大切です。

お墓・埋葬について

お　墓	**お墓を用意してある場合** 墓地名： 所在地： 連絡先：　　契約者名： 石材店： **お墓を用意していない場合** □ 新たに購入してほしい（□ 一般墓　□ 永代供養墓　□ 納骨堂　□ 樹木葬） □ 散骨してほしい（場所：　　） □ 手元供養してほしい　□ 家族に任せたい
分　骨	□ 希望する　□ 希望しない
埋葬の費用	□ 私の預貯金を使って欲しい　□ 特に用意していない □ 保険・共済などで用意している（名称：　　連絡先：　　）
備　考	

仏壇について

仏　壇	□ 代々の仏壇を守ってほしい　□ 新たに用意してほしい □ 必要ない　□ 家族に任せたい
備　考	

キーワード 改葬・墓じまい

遺骨を別のお墓に移す事、お墓を撤去・処分する事です。都市化や少子化が進み、先祖代々のお墓を継承することが難しくなるケースが増えてきました。家族構成や生活環境を踏まえて考えをまとめ、家族と相談しておくことが大切です。

MEMO

第5章 私の終活プラン

「興味はある」「やらなくてはと思っている」「でもなかなか手を付けられなくて」
多くの方が同じようなお悩みを抱えています。ついつい先延ばしにしてしまうのが終活。
ここからは、『はじめの一歩』が踏み出せるように、計画を立てていきましょう。

見落としがちな項目を確認

check 1	出生時の本籍地を知っている	□はい	□いいえ
check 2	突然入院することになった場合、頼みごとをする人を決めている	□はい	□いいえ
check 3	要介護状態になった時の介護の希望をまとめている	□はい	□いいえ
check 4	延命や終末期医療の希望を記録している	□はい	□いいえ
check 5	自分の法定相続人が誰かを知っている	□はい	□いいえ
check 6	預貯金口座をすべて把握している	□はい	□いいえ
check 7	遺言書を作成している	□はい	□いいえ
check 8	葬儀の希望を伝えている	□はい	□いいえ
check 9	お墓を用意している	□はい	□いいえ

第1章から第4章までを書き進め、あなたの状況、また考えや想いを整理してきました。
その中であなたにとって「やっておかなければいけないこと」「やっておきたいこと」は何だったでしょうか？

キーワード 資産の整理とモノの整理

遺していくものは「資産」と「モノ」に分かれます。
資産の整理であれば、不動産の整理、生前贈与、遺言書の作成など。モノを最小限にしておくための整理であれば、受け継ぐものと処分するものに分けて、それぞれに最適な方法を選択することがおすすめです。

資料書式204 / 476 ページ

前項の「やっておかなければいけないこと」「やっておきたいこと」に取り組むうえで、
事前にやらなければいけないことを書き出してみましょう

■不足している情報や必要な情報

例：お墓の種類・金額を調べる、法定相続人を知る etc.

■事前に考えなければならないことや決めなければいけないこと

例：お墓の場所・種類を決める、誰に何を相続するか決める etc.

■家族や周囲の人と相談しなければいけないこと

私の終活設計

取り組むこと

事前準備

いつから

何を

例：お墓の種類・金額を調べる、
法定相続人を知る etc.

はじめの一歩（行動）

いつから

何を

例：資料を請求してお墓の見学に行く、
行政書士・税理士に相談する etc.

自分年表

いつ何をしたいか取り組みたいことを未来の年表に書いてみましょう
「やらなければならないこと」「やりたいこと」も合わせて年表に書いてみましょう

目標年齢

（　　）歳　　（　　）歳　　（　　）歳　　エンディング

わたしの年表

取り組みたい内容・やらなければならないこと・やりたいこと

■書き方例

目標年齢	（70）歳（73）歳
取り組みたい内容・やらなければならないこと・やりたいこと	孫とたくさん遊ぶ 介護施設へ見学に行く 世界遺産を見に行く

資料書式206 / 476 ページ

「大切なあなたへ」

どうしても言葉にできない想い。
照れてしまって伝えられない感謝の気持ち。
本当は想いを伝えておきたい人へ、お手紙を書いておきましょう。

へ

名前　　年　　月　　日

へ

名前　　年　　月　　日

資料書式207 / 476 ページ

「大切なあなたへ」

どうしても言葉にできない想い。
照れてしまって伝えられない感謝の気持ち。
本当は想いを伝えておきたい人へ、お手紙を書いておきましょう。

へ

名前　　年　　月　　日

これまでの自分と
このさきの自分へ

終わりに

幼少のころ、「お医者さんになること」を夢見たわたし
学生のころ、「○○になろう」と夢見たわたし
結婚のとき、「幸せな家庭を築こう」と誓ったわたし
子どもが生まれたとき、「立派な人に育って欲しい」と心から願ったわたし
わたしたちはいつも今立っている地点から、明るい将来を思い描いて生きてきました
現在から未来を見つめて生きてきたのです

いま、終活ノートを手に取る人が増えています。
わが国は高齢社会だから終活ノートを書く人が増えたのだろうな、
と考えるかもしれません。でも、そうではないのです。
終活ノートは現在から未来を見つめて書くものではありません。
どちらかといえば終活ノートは現在から過去を振り返ってみるものです。
ただ終活ノートを書く理由はそれだけではありません。
未来から今を見つめて、言い換えれば未来に自分が立っていると想像して
そこから今の私を見つめることを通して、残りの人生でやり残してきたこと、
やっておきたいこと、やらなくてはいけないこと、
それが何かを明らかにする、これが終活ノートの役割なのです。
終活ノートは死の準備をするために記入するものではなく、
むしろ残された人生をよりよく生きるためのツールだということです。
終活ノートを書くことによって、
憂いのない日々を過ごすことができるようになったり、
家族や友人など縁があって交流してきた人たちに対する
感謝の気持ちを持てるようになったりします。
スッキリした日々を暮らすために、ありがとうの心で笑顔の毎日が送れるように、
この終活ノートをぜひご活用ください。

相談窓口一覧

■岡崎市地域包括支援センター

名称	所在地	TEL/FAX	担当地域（小学校区）
中央地域福祉ｾﾝﾀｰ	梅園町字寺裏5-1	25-3199 25-7713	梅園
ひな	日名南町20-3	65-8555 66-0732	広幡、井田
岡崎東	洞町字向山16-2	84-5003 84-5037	根石、男川、生平、 秦梨
真福	真福寺町字神田100-1	66-2667 66-2677	常磐南、常磐東、常磐、
社会福祉協議会	康生通南3丁目56	23-1105 23-7820	愛宕
竜美	竜美西1丁目9-1	55-0751 71-7452	三島、竜美丘
さくらの里	中岡崎町12-9	22-3030 22-2700	六名、連尺
なのはな苑	福岡町字四反田26	57-8087 57-8099	岡崎、福岡
スクエアガーデン	羽根町字中田34	57-1133 57-0133	羽根、城南、
ふじ	美合町字下長根2-1	55-0192 55-6598	上地、小豆坂
高年者センター岡崎	美合町字下長根2-1	55-8399 55-0105	美合、緑丘
北部地域福祉ｾﾝﾀｰ	岩津町字西坂54-1	45-1699 45-8791	恵田、奥殿、細川、岩津
さくら	堂前町2丁目2-18	73-3377 73-3339	大樹寺、大門
やはぎ苑	上佐々木町字大官49	34-2345 47-7039	矢作南
西部地域福祉ｾﾝﾀｰ	宇頭町字小薮70-1	32-0199 34-3212	矢作東、矢作西
はしめ	橋目町字恵香18-1	33-5610 33-5605	矢作北、北野
南部地域福祉ｾﾝﾀｰ	下青野町字天神78	43-6299 43-6781	六ツ美北部、六ツ美西部
むつみ	合歓木町字上郷間337-1	57-6288 43-0201	六ツ美中部、六ツ美南部
東部地域福祉ｾﾝﾀｰ	山綱町字中柴1	48-8099 48-8096	竜谷、藤川、山中、本宿
額田 （福祉総合相談窓口）	樫山町字山ノ神21-1 （こもれびかん内）	82-3129 82-3139	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山

■各種相談窓口

主な業務・相談	担当	TEL／FAX
高齢者の相談に関すること	地域包括支援センター	前ページ参照
成年後見制度に関すること	成年後見支援センター	47-8760 47-8753
終活ノート、終活についての出前講座	ふくし相談課	23-6986 23-7987
健康づくりや介護予防に関すること	長寿課	23-6837 23-6520
地域の老人クラブに関すること	老人クラブ事務局	23-6153 23-6520
高齢者の豊かな知識・経験等を生かす仕事に関すること	シルバー人材センター	47-7380 47-7385
介護保険制度に関すること	介護保険課	23-6647 23-6520
ごみの処分に関すること	"ごみ対策課 （リサイクルプラザ３階事務所）"	22-1153 25-8153
商品やサービスなど消費生活全般の苦情に係る相談	消費生活センター	23-6459 23-6570
岡崎墓園に関すること	墓園管理事務所	46-3260 46-3741
相続登記・自筆証書遺言書保管制度	名古屋法務局岡崎支局	52-6415 52-6417
法律相談や紛争解決 （平日9：30-16：30）	愛知県弁護士会西三河支部	54-9449 54-9600
相続登記・遺言書作成に関すること	愛知県司法書士会 西三河総合相談センター	58-0318
税金に関すること （月・水・金10：00-11：30、12：30-15：00）	東海税理士会岡崎支部 無料税務相談所（事前予約）	25-6622 25-6890
遺言・相続・成年後見等に関すること （相談内容は行政書士法等の範囲内に限る）	愛知県行政書士会岡崎支部	83-5959 83-5955
年金に関すること （毎週火曜日10：00-12：00、13：00-16：00）	愛知県社会保険労務士会	052-871-2278 052-889-2803
社労士による成年後見に関すること	社労士成年後見センター愛知	052-881-7878 052-889-2803

発　　行　岡崎市
編集／発行　株式会社鎌倉新書
発　行　年　2025年3月

名前		生年月日	
最終修正日 書き直した時や追記した時に日付をつけておきましょう。	1　年　月　日		4　年　月　日
	2　年　月　日		5　年　月　日
	3　年　月　日		6　年　月　日

福岡100 何歳でもチャレンジできる未来のまちへ

私らしく、終わり方も
自分の意思で
決めておきたい‥。

わたしたちに
ご相談ください。

ずーっとあんしん安らか事業

身寄りがいないから
この先不安で‥。

高齢者のみなさまが
安心して生活できるよう支援します。

福岡市社会福祉協議会

ずーっとあんしん 安らか事業

あらかじめ預託金をお預かりして、契約した方が亡くなった時に
預かった金額内での葬儀・納骨・公共料金などの清算や家財の処分を行う事業です。

下記の条件すべてを満たす方が事業の対象となります。

①福岡市内に居住する原則70歳以上の方
※同居者がいる場合、全て原則70歳以上の親族であること

②明確な契約能力を有する方

③原則として子がいない方・頼れる親族がいない方

④生活保護を受給していない方

入会

最初に入会金
そして毎年、年会費を
お支払いください。

入会金	15,000円（税込）
年会費	10,000円／年（税込）

預託金

入会時に預託金を
お預かりし
死後の諸手続きを
行います。

葬儀・納骨時費用 公共料金等の清算費用	500,000円～

※預託金の中から執行費用として50,000円をいただきます。

残存家財処分	業者見積額

定期連絡・訪問

福岡市社会福祉協議会の職員が、定期的な連絡や訪問をします。

契約までの流れ

めやす

相談受付

福岡市社会福祉協議会にご連絡ください。
面談の日程を調整します。

1週間
〜
1ヶ月

面談

福岡市社会福祉協議会にお越しください。
担当専門員が相談を受けます。
相談にあたってはプライバシーに配慮し
秘密は必ず守ります。

葬儀・納骨先決定

困っていることや希望をお聞きし、
相談者に合った葬儀の形式や納骨先について
一緒に考えます。

※納骨の契約などにかかる費用は相談者の自己負担です。

引渡人がいない場合

引渡人指定

※引渡人‥法定相続人またはこれに準じる者で
利用者の死亡時に所用の処理の全部
または一部を引き受ける者のこと。

公正証書による遺言の作成

※公正証書作成にかかる費用は
相談者の自己負担です。

3ヶ月
〜
6ヶ月

家財処分の見積もり

担当専門員と業者が相談者の自宅を訪問し、
家財処分の見積もりをします。

契約

相談者と福岡市社会福祉協議会が
死後事務の委任契約を結びます。
その後、必要に応じて書類等預かりや
入退院支援(有料)を行います。

社会福祉法人

福岡市社会福祉協議会

〒810-0062　福岡市中央区荒戸 3-3-39　ふくふくプラザ 3F

終活サポートセンター

TEL 092-406-0168

FAX 092-406-0169

【受付時間】月～金（祝日・年末年始を除く）9:00 ~17:00

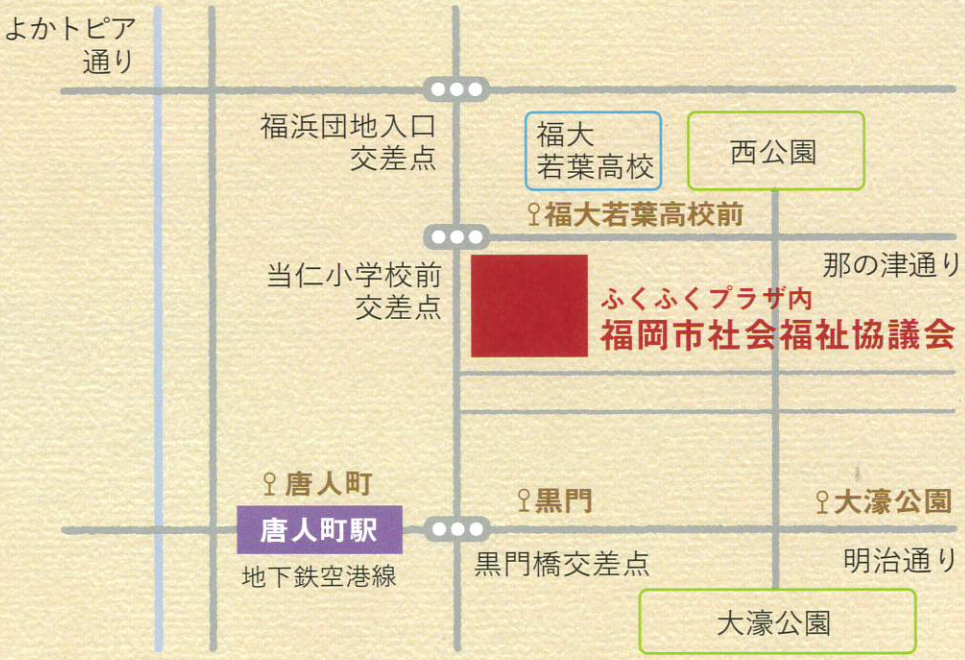

市営地下鉄 空港線

- 唐人町駅４番出口　徒歩 約７分
- 大濠公園駅１番出口　徒歩 約10分

西鉄バス

- 福大若葉高校前バス停　すぐ
- 黒門バス停　徒歩 約５分
- 唐人町バス停　徒歩 約７分
- 大濠公園バス停　徒歩 約10分

このパンフレットは、本事業への遺贈によって作られています。

福岡100 何歳でもチャレンジできる未来のまちへ

いつ訪れるかわからない「その時」に備えて。

やすらかパック事業

「自分が死亡した後のことが心配」という方と生前に契約を結び、
死後事務（直葬※・納骨・家財処分・役所の手続きなど）を行う事業です。

※直葬とは‥‥通夜・告別式を行わず、24時間ご遺体を安置後、火葬する形式です。

仕組み

福岡市社会福祉協議会と
❶死後事務の委任契約を結び、利用料を支払っていただくことで
❷保険の仕組みを利用し、
❸福岡市社会福祉協議会が委託した業者が死後事務を実施します。

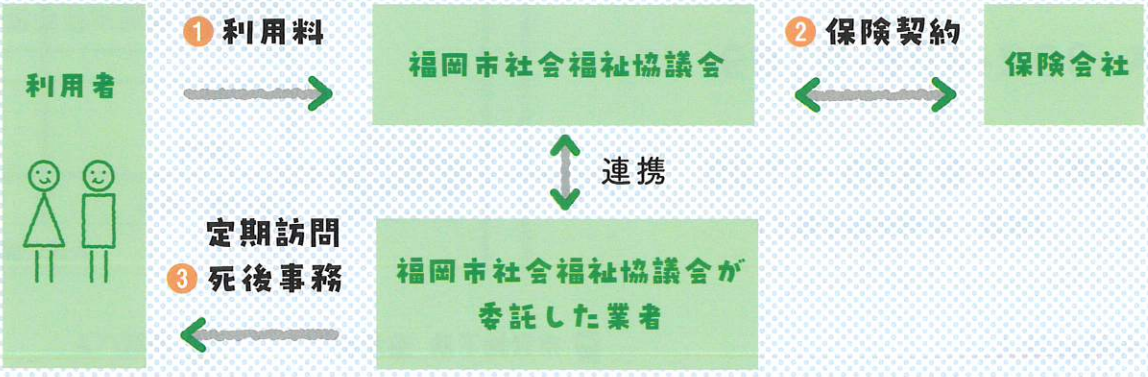

福岡市社会福祉協議会

申し込みできる方

- 福岡市内に居住する 40 歳以上 90 歳未満の方
- 明確な契約能力を有する方
- 生活保護を受給していない方
- 保険会社の引受要件に該当する方
- 死後事務を行うことができる親族がいない方
- 「声の訪問」等の見守りサービスを利用できる方

申し込みできる方であっても
保険審査などによって
ご契約できない場合があります。
（例）
心不全・肝硬変などを罹患している方
要介護３以上の方など

遺言書の作成が
必要になります。

利用料

毎月の利用料‥‥3,000円～8,500円

※申し込み時の年齢・健康状態で利用料が変わります。
※途中解約された場合、お支払いいただいた利用料の返金はありません。

まずは、ご相談・お問い合わせください。●来所される場合は、ご予約をお願いします。

終活サポートセンター

TEL 092-406-0168
FAX 092-406-0169

【受付時間】月～金 9:00～17:00
（祝日・年末年始を除く）

社会福祉法人
福岡市社会福祉協議会
福岡市中央区荒戸 3-3-39
ふくふくプラザ3F

市営地下鉄 空港線
- 唐人町駅４番出口　徒歩 約７分
- 大濠公園駅１番出口　徒歩 約10分

西鉄バス
- 福大若葉高校前バス停　すぐ
- 黒門バス停　徒歩 約５分
- 唐人町バス停　徒歩 約７分
- 大濠公園バス停　徒歩 約10分

福岡100 何歳でもチャレンジできる未来のまちへ

人生のゴールは
あせらず、ゆっくり、しっかりと。

終活サポートセンター

わたしたち「終活サポートセンター」は、
市内にお住いのご高齢者やそのご家族などを対象に
終活に関するご相談を受け、さまざまな情報提供を行うことを目的として
福岡市社会福祉協議会の中に生まれたセンターです。
みなさまが「人生の仕舞いかた」を考える、備える、決めていく時に
きっとお役に立てると信じています。

あなたの想いに
耳を傾け
わたしたちが
お手伝いします。

福岡市社会福祉協議会

終活相談窓口

終活に関する様々なご相談を受け、役に立つ情報の提供などを行います。
さらに、総合的なご相談や法律関係のご相談については予約制で対応いたします。

センター開所日時・・・・月～金　9時～17時（祝日・年末年始を除く）
予約制専門相談・・・・第1・2・3・5水曜日　＜総合相談＞ 終活アドバイザー
第4水曜日　＜専門相談＞ 弁護士
13時～16時　定員3名（要予約）※1人あたり約1時間
費　用・・・・無料

相談・問い合わせ

相談例

頼れる親族がいないから自分に何かあった時が心配

健康維持や仲間づくりのために何かできることはないか

面談予約・調整

予約面談

総合相談
終活アドバイザー

専門相談
弁護士

情報提供・つなぎ

事業・サービス紹介

死後事務委任
ずーっとあんしん安らか事業
やすらかパック 事業 など

社会参加・貢献
ボランティアセンター など

生前整理
家財処分業者・自費ヘルパー など

介護
介護予防事業・介護保険サービス
生活支援サービス など

権利擁護
日常生活自立支援事業
成年後見制度 など

相続
遺言作成・遺贈・空き家活用 など

終末期医療
医療同意・緩和ケア など

◎まずはお電話・ファックスで当センターにご連絡ください。

出張相談窓口

福岡市内のふれあいサロンや地域カフェなどのスペース内に相談コーナーを設け、相談員が個別相談に応じます。終活出前講座と併せて実施することも可能です。

費用・・・・無料

終活出前講座

福岡市内のふれあいサロンや地域カフェ、住民福祉講座、ミニ集会など、みなさまがお集まりの場面で、終活に関するセミナーを実施します。

講座内容のテーマ(例)

○「終活」のいろは
○エンディングノートの書き方
○終活カードゲーム　など

所要時間・・・・1時間程度(目安です※相談可能)

費　　用・・・・無料

◎まずはお電話・ファックスで当センターにご連絡ください。

サポート事業（死後事務委任・親なき後支援事業）

ずーっとあんしん安らか事業

サービス内容
あらかじめ預託金をお預かりして、契約した方が亡くなった時に、お預かりした金額内での葬儀・納骨・公共料金などの清算や家財の処分を行います。

費用
入会金 15,000円(税込)　年会費 10,000円(税込)
預託金 500,000円～　※途中解約の場合、預託金のみ返金します。

やすらかパック事業

サービス内容
毎月の利用料をお支払いいただくことで、契約した方が亡くなった時に、ご契約内容の葬儀(直葬※)・納骨・役所の手続きや家財の処分などを行います。
※通夜・告別式を行わず、24時間ご遺体を安置後、火葬する形式です。

費用
毎月の利用料 3,000円～8,500円(お申込み時の年齢などで変わります)
※途中解約の場合、返金はできません。

親なき後支援事業

サービス内容
ひきこもりの子や障がいなどがある子の、親なき後の生活に不安を抱えている世帯が安心して生活を送れるよう、生命保険信託の仕組みと身上保護サービスを活用して“生活費の確保”と“日常生活の伴走”の両面で支援する事業です。

費用
親の生前‥年会費 10,000円(税別)
親なき後‥身上保護サービスとして、訪問1回につき 3,000円(税別)
※その他、保険契約には別途保険料など

◎お申込みに際してそれぞれ条件があります。詳しくは当センターにお問い合わせください。

社会福祉法人
福岡市社会福祉協議会

〒810-0062　福岡市中央区荒戸 3-3-39　ふくふくプラザ3F

終活サポートセンター

TEL ☎ 092-406-0168

FAX 092-406-0169

【受付時間】月～金（祝日・年末年始を除く）9:00 ~17:00

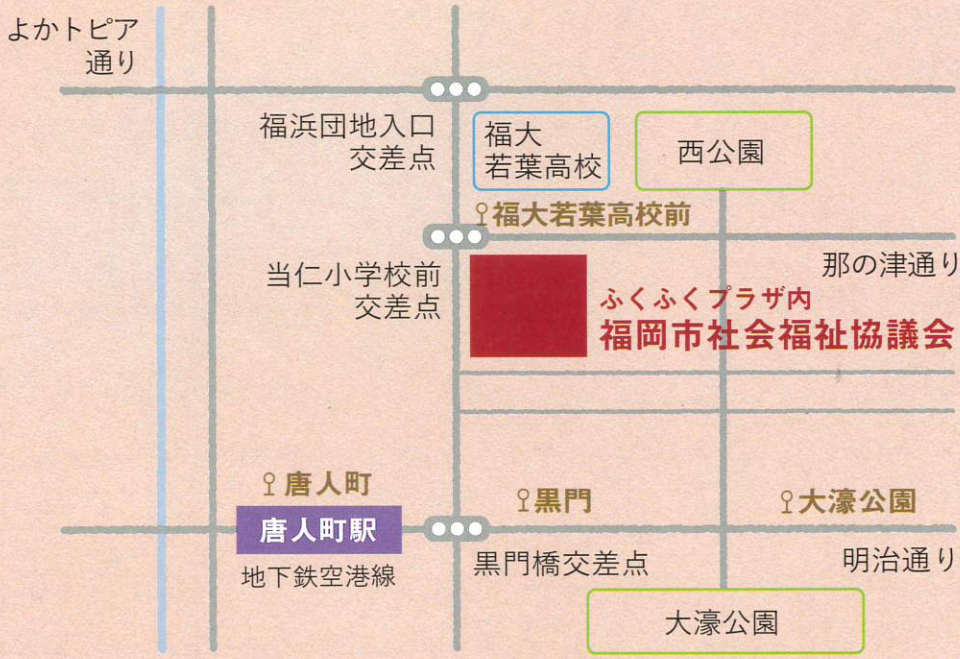

市営地下鉄　空港線
- 唐人町駅４番出口　徒歩 約７分

西鉄バス
- 福大若葉高校前バス停　すぐ
- 黒門バス停　徒歩 約５分
- 唐人町バス停　徒歩 約７分
- 大濠公園バス停　徒歩 約 10 分

終活を通じた権利擁護支援

1. ずーっとあんしん安らか事業

2. やすらかパック事業

3. 終活サポートセンター

4. 親なき後支援事業

福岡から日本の社会課題を解決する
福岡市社会福祉協議会

はじめに － 福岡市の概況

人　口	1,656,221人	（令和6年9月1日時点）
世帯数	887,888世帯	（令和6年9月1日時点）
単身高齢者世帯数	81,715世帯	（令和2年国勢調査）
65歳以上高齢化率	22.2%	（令和6年7月末時点）
75歳以上高齢化率	11.8%	（令和6年7月末時点）

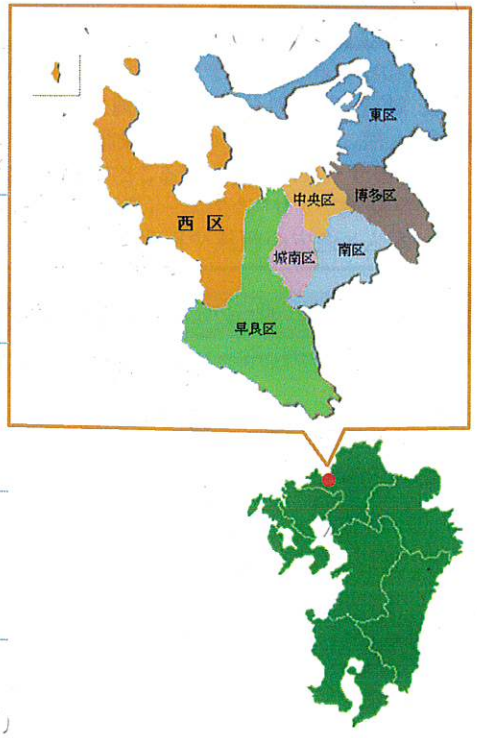

美味しい食べ物、豊かな自然、九州の玄関口… その一方、
持家比率は36.8%（全国平均66.1%）と、民間賃貸住宅の割合が高い

はじめに － 福岡市社協による事業開発の流れ

終活・死後事務

平成23年度

ずーっとあんしん安らか事業

預託金を預かり、葬儀や納骨、家財処分、行政手続きなどの死後事務を実施

⇩ 預託金を捻出できない

平成29年度

やすらかパック事業

少額短期保険を活用し、毎月定額の利用料金により死後事務を実施

⇩ 終活の相談や、情報を知りたい

平成31年度

終活サポートセンター

出前講座やセミナーを通じた啓発活動、個別相談での課題整理や情報提供

住まい

平成26年度

住まいサポートふくおか

不動産と生活支援をコーディネートし、高齢者や障がい者の住み替えを支援

⇩ 地域の空き家問題

平成28年度

社会貢献型空家バンク

社会貢献活動の担い手と空き家をマッチングするシステムを運用

令和5年度

親なき後支援事業

生命保険信託と身上保護の連動で、親なき後の子の生活資金を確保し、日常生活に伴走支援

転居時の保証人問題

遺贈相談から空き家活用

親なき後8050問題

はじめに － モデル事業の概要

事業の目的

・身寄りのない高齢者等が抱える生活課題に対応するため、福岡市社協との死後事務委任契約により、葬儀、納骨、家財処分や行政手続きなどの死後事務への不安を解消する。
・転居、入院、入所時などの身元保証を代替する支援や、日常生活上の見守り、相談支援や緊急対応などの生活支援サービスを提供することで、本人の希望に寄り添った意思決定支援を実施する。
・見守り・交流アプリ「スグニー」を活用し、本人への安否確認をオンラインで効率的かつ効果的に実施するほか、本人と遠方の親族や民生委員、医療・福祉職などのつながりを強化し、意思決定支援の底上げを図る。

事業スキーム：死後事務委任契約を軸とした意思決定支援パッケージ

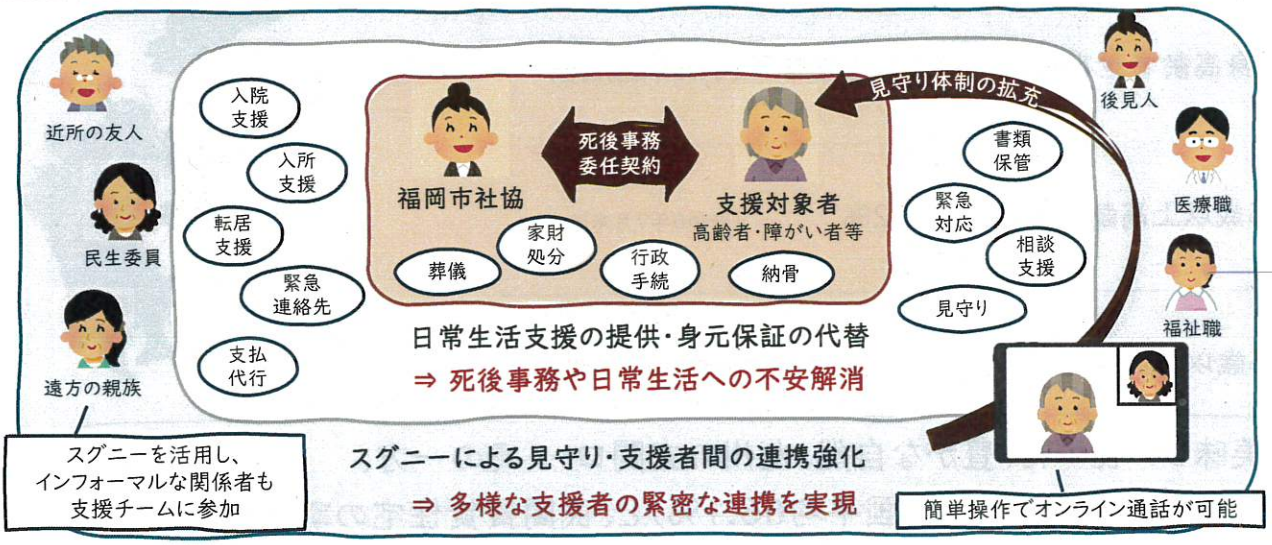

資料書式222 / 476 ページ

1．ずーっとあんしん安らか事業 － 制度概要

あらかじめ**預託金**をお預かりして、契約した方が亡くなった時に、預かった金額内で葬儀・納骨・公共料金等の精算や家財の処分などの死後事務を行う事業。

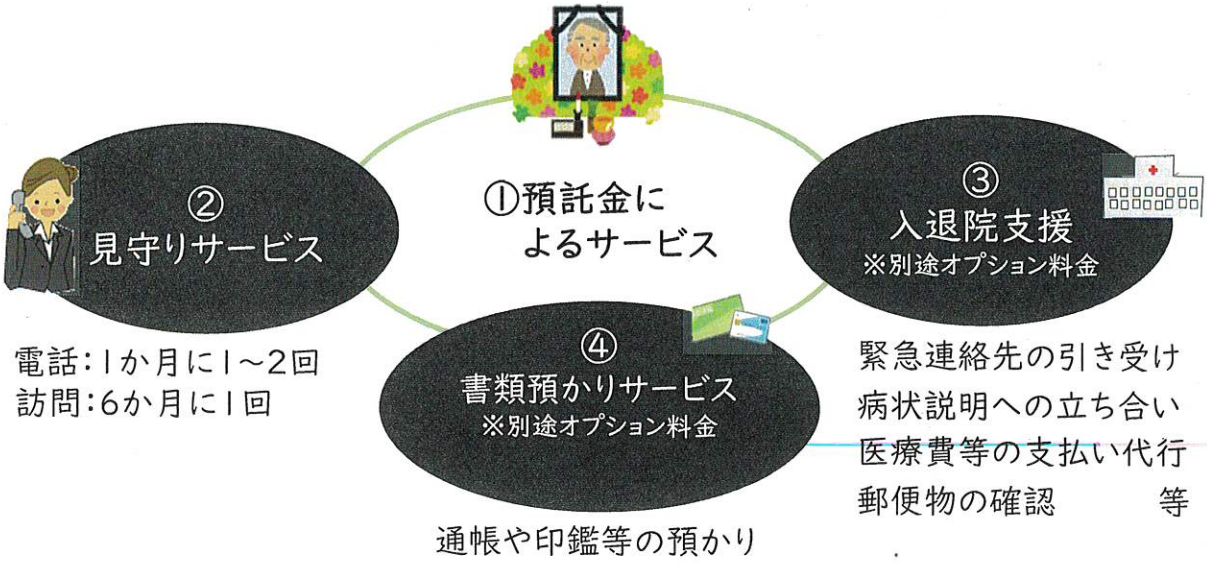

1．ずーっとあんしん安らか事業 － 対象要件

- 福岡市内に居住する原則70歳以上の方
  （世帯全員70歳以上であること）
- 明確な契約能力を有する方
- 原則として子がいない方・頼れる親族がいない方
- 生活保護を受給していない方

1. ずーっとあんしん安らか事業 - 契約事務

① 預託金返還のために、公正証書遺言を作る
又は 引渡人（推定相続人等）を決める

② 葬儀内容・納骨先の確認

③ 家財処分の見積り

④ 預託金額の決定

⑤ 支援計画書の作成

⑥ 契約

1. ずーっとあんしん安らか事業 - 死後事務

① 死亡の連絡を受ける
② 葬儀社に連絡
③ 葬儀社にて、葬儀打合せ、見積もり
④ 葬儀・出棺・火葬・納骨の実施
⑤ 家財処分の実施
⑥ 行政手続等の実施

例えば、
・区役所：保険証や手帳の返還等
・年金保険事務所：年金停止の手続き等
・その他：住宅退去手続き、公共料金精算等

⑦ 預託金精算 → 引渡人又は遺言執行者へ返還
預託金のうち、5万円が社協執行費用

⑧ 契約終了

資料書式224 / 476 ページ

1. ずーっとあんしん安らか事業 - サービス料金

1 入会金、年会費

①入会金　15,000円　　②年会費　10,000円/年

2 見守りサービス

見守りサービス　無料

3 入退院支援サービス

①緊急連絡先のみ	1,000円/回	④入院中支援	2,000円/回
②入院前支援	2,000円/回	⑤退院支援	2,000円/回
③入院時支援	2,000円/回	⑥転院・入所支援	4,000円/回

4 預託金

①葬儀・納骨 ＋ ②必要経費等の支払い　500,000円～

③残存家財処分サービス　業者見積額

5 書類預かりサービス

書類等預かり　3,000円/年

1. ずーっとあんしん安らか事業 - 契約者交流会

社協と契約者という縦の関係だけではなく、契約者同士の横のつながりを作るために、交流会を開催している。

※新型コロナウイルス感染拡大後、中止中

1. ずーっとあんしん安らか事業 - 事例① イレギュラー対応

相談者の状況

・状況 ー 腎不全で2か月の余命宣告を受けている
体調に波があり、契約のための相談に時間をとることが難しい
訪問診療、訪問看護、訪問介護を利用
・親族 ー 結婚歴なし、子なし
実兄、異母兄、その甥姪などいるが、関係性が悪く頼りにできない

契約までの手続き

・相談体制 ー 担当CMや友人に面談への同席を依頼し、面談回数を減らしても
情報を入手できるよう手配
（通常は極めて個人的な相談内容になるため、同席者はいない）
・余命 ー 相談開始から契約まで、通常であれば遺言作成等の時間も含めて
半年程度かかるが、余命わずかのため契約を急ぐ必要あり
→①本人が一番信頼している在宅医からも、決断を急ぐよう働きかけ
②公正証書遺言の作成を待たず、例外的に契約を先行
（契約書に特別条項を追加し、遺言なしでも対応できるよう措置）
・死亡届出人の確保 ー 親族が関係性の悪さから死亡届出人とならない可能性あり。
その場合は大家に依頼し、こちらも不可なら行政へ相談

11

1. ずーっとあんしん安らか事業 - 事例① イレギュラー対応

死後事務対応

・死亡届出人 ー 実兄が届出人になることを承諾

・遺言の不存在 ー 死後事務終了後は引渡人又は遺言執行者に残余財産等を
引き継ぐが、両者とも不在のため、弁護士に遺産や相続人の
調査、相続人との連絡調整、相続財産管理人の業務を委託
→通常1か月程度で死後事務終了となるが、本ケースは8か月と長期化

・支払いの遅延 ー 本人への請求の支払いは、相続人調査及び相続人全員の
意向確認が必要。
賃貸住宅の原状回復費用など、預託金では払えない金額の
請求は、事情を業者へ説明し弁護士が遺産から支払う旨を交渉

・親族関係 ー 本人からは実兄と異母兄、甥姪の話を聞いていたが、相続人調査の
結果、実姉の存在と、異母兄に相続権がないことが判明
（その後異母兄は相続権を主張したため、弁護士とのやりとりとなった）

・廃車手続き ー 支払いと同様、相続人による遺産分割協議が整うのを待つ必要が
あったため、廃車できずに自動車取引会社へ長期保管を依頼
外国産の車のため、より手続きが煩雑化

12

2. やすらかパック事業 － 開発の経緯

やすらかパック事業

『ずーっとあんしん安らか事業』は
本人の希望に沿った葬儀・納骨等を行うため、
事前にまとまった額（最低50万円）の預託金を
社協に預けることが必要

➡ 死後事務を依頼したいが、
低所得であることから預託金を準備することが難しい

➡ 預託金の分割方式はリスクあり

➡ 少額短期保険を利用し、
月額利用料の支払いで死後事務を実施する
『やすらかパック事業』を開始

2. やすらかパック事業 － 制度概要①

やすらかパック事業

生前の契約により、毎月定額の利用料金の支払いのみで、
直葬、納骨、家財処分、役所の手続きなどの死後事務を
おこなう事業。（H29年度開始）

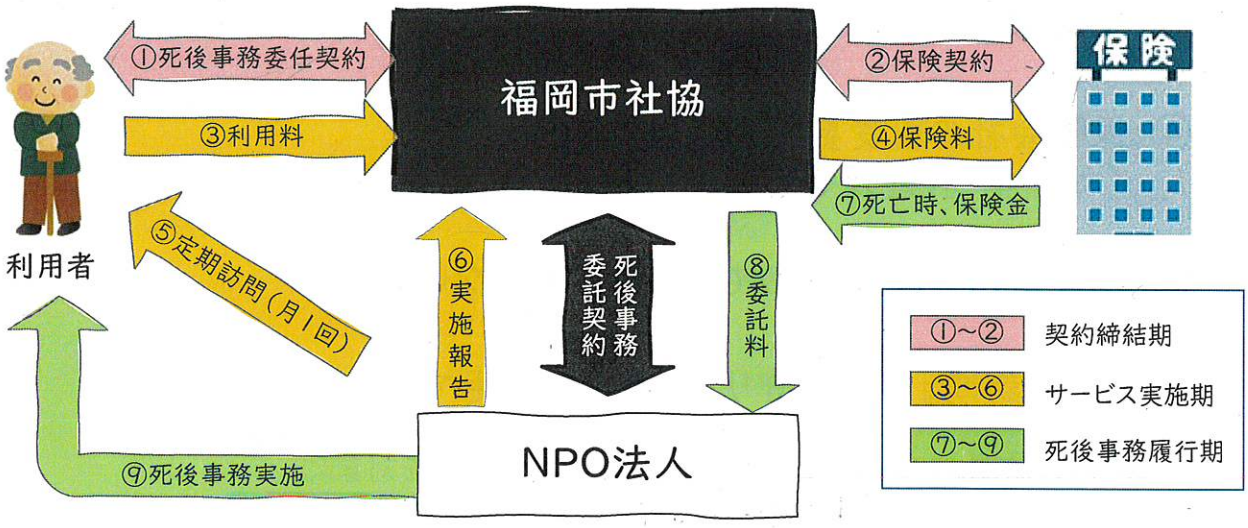

2. やすらかパック事業 － 制度概要②

<サービス内容> 委託業者（NPO法人が実施）

生前支援

①月１回の定期訪問

死後事務

②直葬（※直葬のみ、葬儀社指定不可）
③納骨（※原則、指定埋葬先へ納骨。購入済の納骨先があれば対応可）
④家財処分
⑤行政手続き等
※本人の財産は預かっていないため、清算業務は遺言執行で対応

<利用料金>

【契約時の年齢】と【健康状態】で、利用料は決定する

契約年齢	利用料（月額）	3割増	5割増	7割増
40~69歳	3,000円	3,900円	4,500円	5,100円
70~74歳	3,500円	4,550円	5,250円	5,950円
75~79歳	4,000円	5,200円	6,000円	6,800円
80~84歳	4,500円	5,850円	6,750円	7,650円
85~89歳	5,000円	6,500円	7,500円	8,500円

2. やすらかパック事業 － 対象要件

① 福岡市内に居住する40歳以上90歳未満の方

② 明確な契約能力を有する方

③ 生活保護を受給していない方

④ 保険会社の引受要件に該当する方
（心不全・肝硬変等を罹患していない、要介護2以下）

⑤ 死後事務を行うことのできる親族がいない方

⑥ 『声の訪問』等の見守りサービスを利用できる方

※『声の訪問』とは、福岡市が65歳以上の高齢者等を対象に、
日曜・祝日以外の決まった時間に安否確認の電話連絡をする事業。

2. やすらかパック事業 － 事例② 居住支援との連動

やすらかパック事業

相談者の状況

・状況 － 71歳、男性、単身
・親族 － 離婚歴有り、子ども3人とは20年以上音信不通。兄弟とも数年前から音信不通
・収入 － 年金約11万円/月、パート約8万/月、貯金は転居費用程度有り
・相談内容 － 同居者名義の家に住んでいたが、同居者が急に亡くなり退去せざるを得ず、
数日サウナで寝泊まりをしている。
家を探しているが、保証人も緊急連絡先も頼める親族がいない。
・相談経路 － 地域包括支援センター

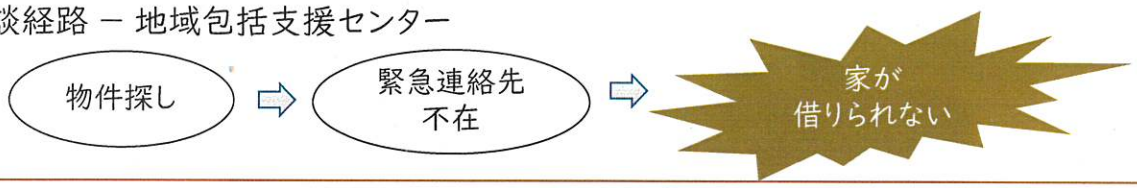

支援の流れ

①緊急連絡先確保⇒『やすらかパック事業』の利用により、NPO法人が緊急連絡先になれる

②家探し⇒『住まいサポートふくおか』の協力店へ依頼。協力店としても、死後事務が
プラットフォームのサービスとして付いていれば、オーナーを説得しやすくなる

➡ 結果、死後事務の不安を解消し、家を借りることが出来た

17

2. やすらかパック事業 － 事例② 居住支援との連動

やすらかパック事業

入居後の様子

・本人は「家も借りられたし、
結果として万が一の時も対応してもらえるので、
周りに迷惑をかけないで安心して生活できる」と喜ばれた

・仕事場の近くで家を借りられたので、
今までと変わらない生活が送れる

・家が見つかったことにより、仕事の意欲も湧き、
シルバー人材センターに登録して新たな仕事も始めた

・『住まいサポートふくおか』の協力店の声
「保証人や緊急連絡先が不在だったが、死後事務が付いているので、
逆にやすらかパック事業を利用して入居してもらってよかった」

18

2.死後事務委任事業まとめ － あんしんシステムの運用

ずーっとあんしん安らか事業
やすらかパック事業

「あんしんシステム」
判断能力が低下しても
日自や後見制度を併用することで
継続して権利擁護支援を実施

日常生活自立支援事業 → 法人後見事業

2.死後事務委任事業まとめ － ICTを活用した新たなつながり作り

見守り・交流アプリ「スグニー」とは…
タブレットやスマホへの**ワンタップ操作**で
ビデオ通話や**安否確認**ができるアプリ。

ずーっとあんしん安らか事業・やすらかパック事業では、定期連絡により契約者の安否確認や状況把握を行うが、本人の資力が乏しく電話連絡ができないために契約を断念する方や、対面での面会を敬遠される方がいる。

そこで、ICTを活用した**オンライン面会や簡易の安否確認**により、ゆるやかなつながりによる**安心感**や万が一の際の**緊急対応**を、契約者と支援者共に**負担が少ない方法で提供**する。

タブレット等によるオンライン面会　　R6年度上半期利用者：5名

・支援者「契約者の顔を見て話せるため、電話よりも状況把握がし易い」
・契約者「部屋に上がってもらうのは負担だけど、これなら気軽に会える」

「いいね」ボタンによる安否確認　　R6年度上半期利用者：2名

・契約者「日常から見守られている実感があり、安心して生活できる」
・契約者「自分のタイミングで応答できるから、外出中も気楽」

資料書式230 / 476 ページ

2.死後事務委任事業まとめ － 各種実績

（単位：件）

ずーっとあんしん安らか事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	328	443	430	426	459
新規契約件数	10	7	5	5	7
解約件数	9	9	9	3	4
うち、死後事務実施	7	4	6	1	3
契約者数	82	80	76	78	81

やすらかパック事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	233	400	322	231	340
新規契約件数	7	8	5	1	9
解約件数	2	3	3	4	2
うち、死後事務実施	1	2	1	3	1
契約者数	42	47	49	46	53

2.死後事務委任事業まとめ － 死後事務二事業の比較表

	ずーっとあんしん安らか事業	やすらかパック事業
実施主体	福岡市社会福祉協議会	委託業者（NPO法人）
対象年齢	契約時原則として70歳以上	契約時40歳以上90歳未満
子どもの有無	なし	相談に応じる
入会金	15,000円	なし
利用料	年会費　10,000円	月3,000~8,500円
預託金	葬儀等　500,000円~ 家財処分　業者見積による	不要
葬儀内容	本人の希望	直葬のみ、業者指定不可
納骨	本人の希望	原則指定不可 （県内のみ指定可）
定期連絡	有り	なし（※声の訪問等の利用必須）
定期訪問	有り	有り
入退院支援サービス	オプション（※別途料金）	なし
書類預かりサービス	オプション（※別途料金）	なし
引渡人指定	必要　※公正証書遺言で代替可能	不可　※（自筆証書）遺言作成必須

2.死後事務委任事業まとめ - 事業効果

1.意思決定支援の充実

早い段階から本人の終末期の希望を明確化し、
備えておくことで、
本人のQOLの向上や不安軽減につながる

2.関係者の適正な関りを促進

行政、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカーなど、
関係者がやむを得ず死後事務等に携わる負担や
訴訟リスク等を軽減できる

3.地域共生社会の醸成

関心の高い「終活」を切り口とした支援を続けることで、
身寄りの有無に関わらず、「自分らしく生きること」を
考え、地域共生社会の実現に近づく

2.死後事務委任事業まとめ - 課題

1.制度の狭間への対応

パッケージ支援事業を「制度」として運用する以上、
制度の狭間にあって支援対象外となる方が存在

2.支援スキルの向上と人材確保

終活や死後事務は専門知識を習得する環境が不足
福祉人材の担い手不足

3.家族を前提とした法律や商慣習による制限

民法をはじめとした各法律や、
アパートの賃貸契約や施設への入所・退去手続き時、
携帯電話の解約手続き等、
家族でない第三者では手続きが制限されることが多い

3.終活サポートセンター － 開発の経緯

終活サポートセンター

- 死後事務委任事業だけでなく、
  介護サービス、認知症の不安、生きがいづくり、
  保証人、相続、マネープラン・・・
  終活にまつわることは、多岐にわたる

- おひとり様が増え、これまで以上に
  家族に頼ったあり方を変えていく必要がある

- 早い段階から自身の将来について考え、
  生き方や逝き方を決める準備のお手伝い

3.終活サポートセンター － 三つの機能

終活サポートセンター

1 啓発活動
公民館や集会所での
出前講座・出張相談会

2 個別相談
窓口での相談対応のほか、
終活アドバイザーや弁護士に
よる個別相談で課題整理

終活サポートセンター

3 死後事務委任
身寄りのない方の終末期支援
・ずーっとあんしん安らか事業
・やすらかパック事業
・親なき後支援事業

職員体制		
正職員	2名（係長・主任）	事業運営、困難ケース対応など
嘱託職員	3名（専門員）	相談対応、契約・死後事務など
短時間勤務職員	2名（支援員）	定期連絡・訪問（ずーっとのみ）

3.終活サポートセンター － 各種実績①

●R6年度 相談件数：1,317件 ※延べ件数

①相談方法

		件数
1	電話	964
2	来所(予約制含む)	302
3	訪問・同行	46
4	出張相談	5

②性別

		件数
1	男性	522
2	女性	725
3	不明	70

③年代

		件数
1	50歳未満	22
2	50代	33
3	60代	149
4	70代	421
5	80代	310
6	90歳以上	44
7	不明	338

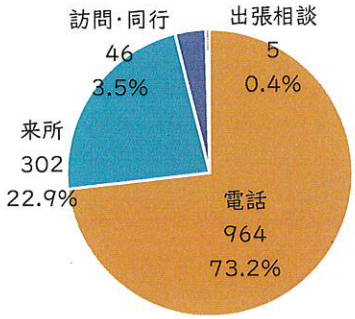

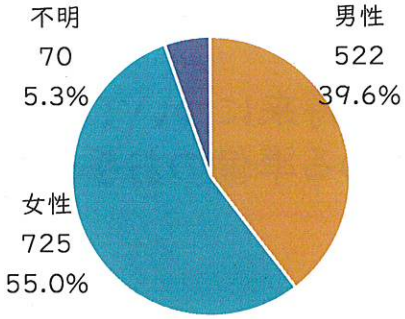

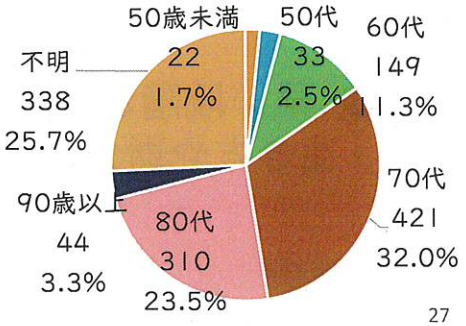

3.終活サポートセンター － 各種実績②

④相談内容（複数回答）

		件数
1	意思決定(情報収集等)	341
2	断捨離(遺品整理等)	31
3	葬儀・納骨	132
4	死後事務委任	1,035
5	親なき後	91
6	相続	194
7	終末期(延命措置等)	72
8	認知症(成年後見等)	72
9	保証人関係	110
10	ライフプラン(住まい等)	51
11	その他(親族の相談等)	108

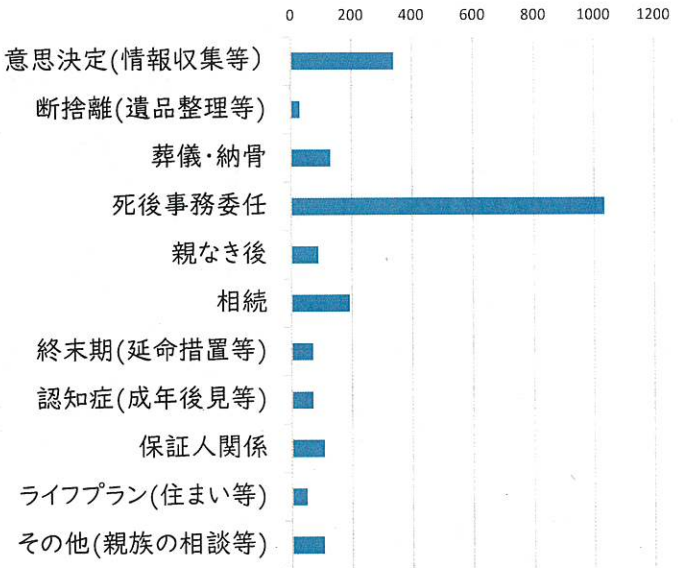

3.終活サポートセンター － 各種実績③

⑤予約制相談

		件数
1	総合相談 （終活アドバイザー）	105
2	専門相談（弁護士）	18
	合計	123

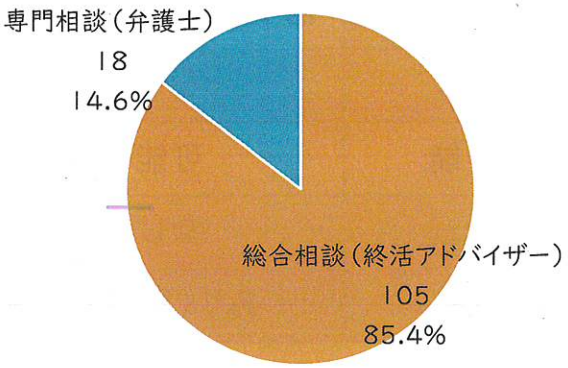

⑥終活出前講座

終活出前講座	59 回
講座参加者数	1,423 名

出前講座の主な対象者は、「これから終活を始める方」。
講座のテーマは、以下のものが中心。

① エンディングノートの書き方
② 終活カードゲーム

4.親なき後支援事業 － 8050問題への対応

自分も高齢になってきたが、
いつまで子の世話ができるだろうか

親と子への身上保護

ちょっとした困りごとがあるとき、
誰も相談相手がいない

子への身上保護

親 78歳

子に財産を残したいが、
詐欺被害にあわないか心配

子への相続と財産管理

子 50歳
ひきこもり

つい欲しいものを買い込むから、
生活費が足りなくなるのが不安

子の財産管理

自分が死んだとき、
子が葬儀を取り仕切るのは負担

親の死後事務

自分の入退院や、
万が一のときはどうなるんだろう

子の死後事務

4.親なき後支援事業 － 既存の制度比較

項目＼制度	成年後見制度	遺言	信託制度
範囲	全財産	自由	自由
効力開始	後見開始の審判	死亡時	自由
財産管理（主目的）	あり（財産の保護）	なし	あり（財産の活用）
身上保護	あり	なし	なし
効力終了	（原則）不可	可能	可能
代理権・取消権・同意権	（原則）あり	なし	なし
チェック機能	あり	なし	あり（弱い）

4.親なき後支援事業 － 事業概要

①親は、子の生活資金として生命保険を契約し、
同時に保険金の使途を定める信託契約を締結。

②親なき後、信託会社は生命保険金を原資として、子へ定例交付。
子と社協は身上保護契約を締結し、月2回定期訪問。

※必要に応じて社協は信託財産から随時交付を請求。
金銭管理、死後事務、後見制度の申立などをコーディネート。

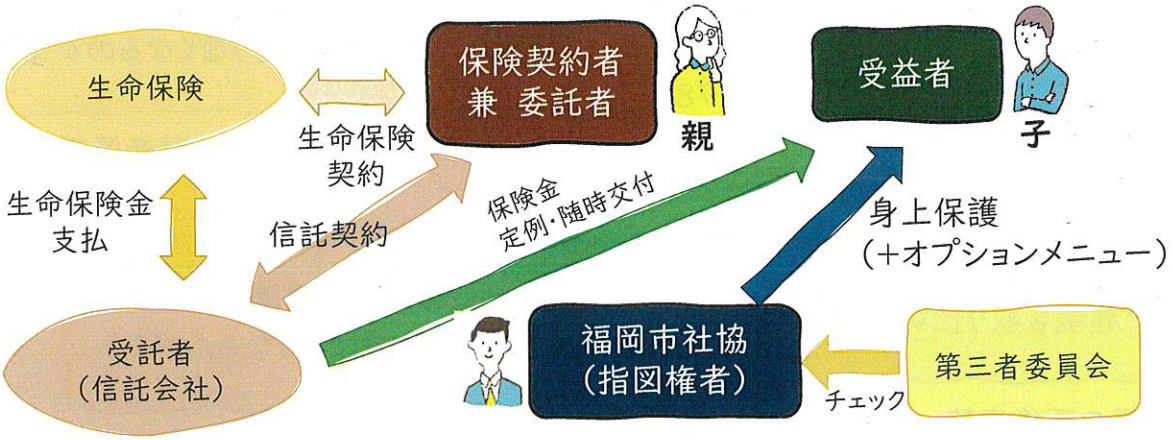

4.親なき後支援事業 － 生活課題の解決例

(1)相続

・親の財産は全て子に相続されるが、子が相続手続きするのは難しい

⇒遺言作成をコーディネートし、スムーズに子への遺産相続を完了

(2)財産管理

・子が財産を計画的に使うことができず、生活費が無くなってしまう

⇒生命保険信託の定例交付により、生活費を毎月定額で確保

・子の入退院や就職活動など、まとまったお金を急に準備することができない

⇒生命保険信託の随時交付により、臨時で必要な資金を工面

(3)身上保護

・フォーマルサービス以外の、身の回りのちょっとしたことを相談する相手がいない

⇒定期訪問で支援員が困りごとを把握し、助言や支援機関をコーディネート

(4)死後事務

・親の葬儀を子が手配することが難しい、子の万が一のときに頼ることができない

⇒必要に応じて「死後事務委任契約」を締結し、死後事務や入退院支援を実施

参考 － 社協主体の事業を展開するための財源確保策

新たなファンドレイジング手法の開発・活用

・「マンスリーサポーター」獲得に向けた仕組み作り
・「クラウドファンディング」ノウハウ蓄積　等

「遺贈」の拡大戦略

・「遺言信託」「生命保険信託」等信託の仕組みを
福祉課題解決に組み込んだ「福祉型金融商品」の開発
・金融機関との連携の拡大
・終活や空家バンクとの連携の拡大
・弁護士、司法書士等「士業」との協働の深化
（県弁護士会員約1,000名に遺贈啓発リーフレットを配付）

企業との協働

・「SDGs実践プラットフォーム」の構築
・「寄付つき商品事業」の拡大　等

親なき後支援事業

障がいのある子を持つ親や
ひきこもりの子を持つ親にとって
気掛かりなのは
自身のなき後のこと。

「親なき後の備え」
一緒に考えませんか？

財産管理

遺産相続

住まいと
住まい方

老後の生活

葬儀
納骨
手続き‥

サービス
利用手続き

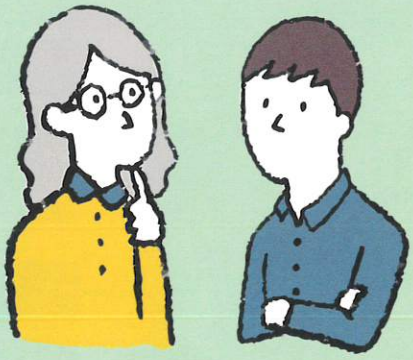

福岡市社会福祉協議会

これから起こる暮らしの変化

1 親は健在

モヤットさん親子

将来はどうなるんだろう？
まあ、その時考えよう

将来のことがイメージできない

- 外出する機会は少なく、子は親以外の人と話す機会がほとんどない。
- 将来のことについて親子で話すことはない。問題を先延ばしにしている。

「親なき後支援事業」を利用した

スッキリさん親子

将来への準備は完了
困った時は相談できる！

将来、安心して暮らしたい！

- 将来について親子で一緒に考えることができている。
- 親が亡くなった後も毎月の生活費を小分けにして子に送金してもらえるようにしているので、将来の生活費の確保やお金の使い過ぎの心配がない。
- 親が亡くなった際の葬儀や役所への届け出、難しい遺産分割協議や金融機関の手続きなどの心配がない。
- 親が亡くなった後の生活面のサポート体制が準備できているので、子の将来の生活に不安がない。
- ご近所とのつながりができて、親も子もちょっとした困りごとが相談できるようになった。
- 専門員が定期訪問してくれるので親も子も困りごとを気軽に相談できる。

専門員
相談をお受けして
適切な支援計画を
作成します。

2 親なき後

体調の変化
生活資金の不安

契約ごとは言われるままにしている

- 親が他界。両親の終活について何も知らない。死後事務など決めるべきことが多く不安でいっぱい。
- 高額ローンを契約してしまい親の遺産が少なくなっていく。
- やりたいことはあるけどどうしたら実現できるかわからず家にこもりがちになっている。

やりたいことを実現したい！

- 親が他界。死後事務委任契約により諸手続きを手伝ってもらい、両親が望む形で見送ることができた。
- 生命保険の定例交付が開始。事前に約束した金額が小分けされて振り込まれるので安心。
- ご近所さんが気にかけてくれて台風などの災害時にも心強い。
- 支援員が定期訪問してくれるので、困りごとを気軽に相談できる。

3 子の老後

認知症の疑い
施設入所

介護のことはわからない

- 生活に不便さを感じるがどこに相談したらいいのかわからない。
- 一人での買い物や銀行・役所の手続きが難しくなってきた。

老後も豊かに暮らしたい！

- 自分で判断することに自信がなくなった際は成年後見制度を利用できるよう準備している。
- 支援員から必要に応じてアドバイスをもらいどのように過ごしたいかを定期的に話し合っている。

支援員
契約内容に従って
定期的に訪問。
生活のサポートをします。

4 子の最期

死後事務

最期はなるようになる？

- 外で倒れて入院した。もし家の中だったら誰も助けてくれない。
- 自分が亡くなった後の手続きは気になるが、どうすればよいのかわからない。

最期まで自分の人生は自分で決めたい！

- 緊急時のことや亡くなった後の手続きは死後事務委任契約で事前に決めている。
- 最期まで安心感があれば前向きな気持ちで生きていける。

親子の困りごとには、頼れる支援がこんなにあります！

困りごと	支援策
親 **ご自身のこと** 認知症などによる判断能力低下 介護サービス利用 施設入所の手続き 死後事務	○日常生活自立支援事業により金銭管理や福祉サービスの利用援助を行います。 ○法人後見事業により、意思決定をサポートします。 ○死後事務委任契約により、自分らしい最期を迎えられるようにサポートします。
子 **住まいのこと** 住まいの確保 持ち家の管理 施設入所の手続き	○居住支援法人事業等による不動産業者とのネットワークで住み替えなどをサポートします。
子 **生活のこと** 食事の確保 生活用品の買い物 クーリングオフ制度などの利用手続き 郵便物の管理 季節に合った服装や衣替え 習い事や趣味の継続・旅行の手配 医療サービスなどの利用・苦情の手続き 判断能力低下時の後見等開始申立て	○親なき後支援事業の身上保護サービス等により、安心して日常生活が送れるようにサポートします。 ○判断能力低下時には、後見等開始申立てを行い、法人後見事業等でサポートを継続します。
子 **お金のこと** 預貯金の払い戻し・預け入れ 現金の管理 各種支払い 施設預け金の出納管理 生活保護に関する手続き 年金に関する手続き	○日常生活自立支援事業等の金銭管理サービスにより、日常の金銭管理をサポートします。 ○判断能力低下時には、後見等開始申立てを行い、法人後見事業等でサポートを継続します。

親なき後支援事業

＜生命保険信託の仕組み＞と＜身上保護サービス＞
の二つを組み合わせることで
「お金のこと」も「日常生活」も支援します。

◎保険会社の申込み要件に該当する方が本事業の対象となります。
◎親・子ともに契約能力を有する方が本事業の対象となります。

1　支援の流れ

契約までの支援

ステップ1

初回相談

まずは抱えていらっしゃる**心配ごとについて**
お話をお伺いします。

ステップ2

支援プランのご提案とその契約

聞き取りした情報をもとに、
福祉・法務・金融の各専門家と
最適な支援プランを検討・ご提案します。

法務　福祉

□親の遺言作成について
□子の身上保護について（日常生活のサポート）
□子の金銭管理について

金融

□親の生命保険契約について
（保険金額・保険料）
□親の信託契約について
（保険金の支払い方など）

法務　福祉　※任意

□親の死後事務委任契約について
（葬儀・納骨・家財処分など）

わからないことは
各専門家と一緒に
考えていきましょう

ステップ3

運営審査会による監督

不正を防止したり、適切なタイミングで
成年後見制度への移行を検討したりします。

ステップ4

意思決定支援

ステップ1

情報シート

抱えていらっしゃる**心配ごとや**
基本情報をシートにまとめます。

福祉

思いをつなぐノート

親と子の思いについて
ノートにまとめていきます。

それぞれの項目を一緒に考えながら
ゆっくり書き進めていきましょう。

親と子の思いを
その後の訪問支援に
活かしていきます。

契約後

専門員の定期訪問

3か月に1回、専門員が訪問します。
困りごとがある時は気軽にご相談ください。

親なき後

支援員の定期訪問

親なき後は身上保護サービス開始。
月2回、支援員が訪問します。

資料書式242 / 476 ページ

2　仕組みのイメージ

❶親の遺言作成や死後事務委任契約などをコーディネート

❷生命保険信託の契約

親が生命保険信託の契約を交わし、保険金の支払い方を決めます。親が亡くなった場合、生命保険金は事件・事故の防止のために信託会社が預かり、子に生活費として定期的に小分けにして支払っていきます。

❸「身上保護サービス」の契約

親なき後は支援員が子のもとに定期訪問し子の身体・精神状況を確認してケアします。

❹運営審査会による監督

法務・福祉・医療の専門職や当事者により構成される運営審査会を設置し、
不正を防止したり、適切なタイミングで成年後見制度への移行を検討したりします。

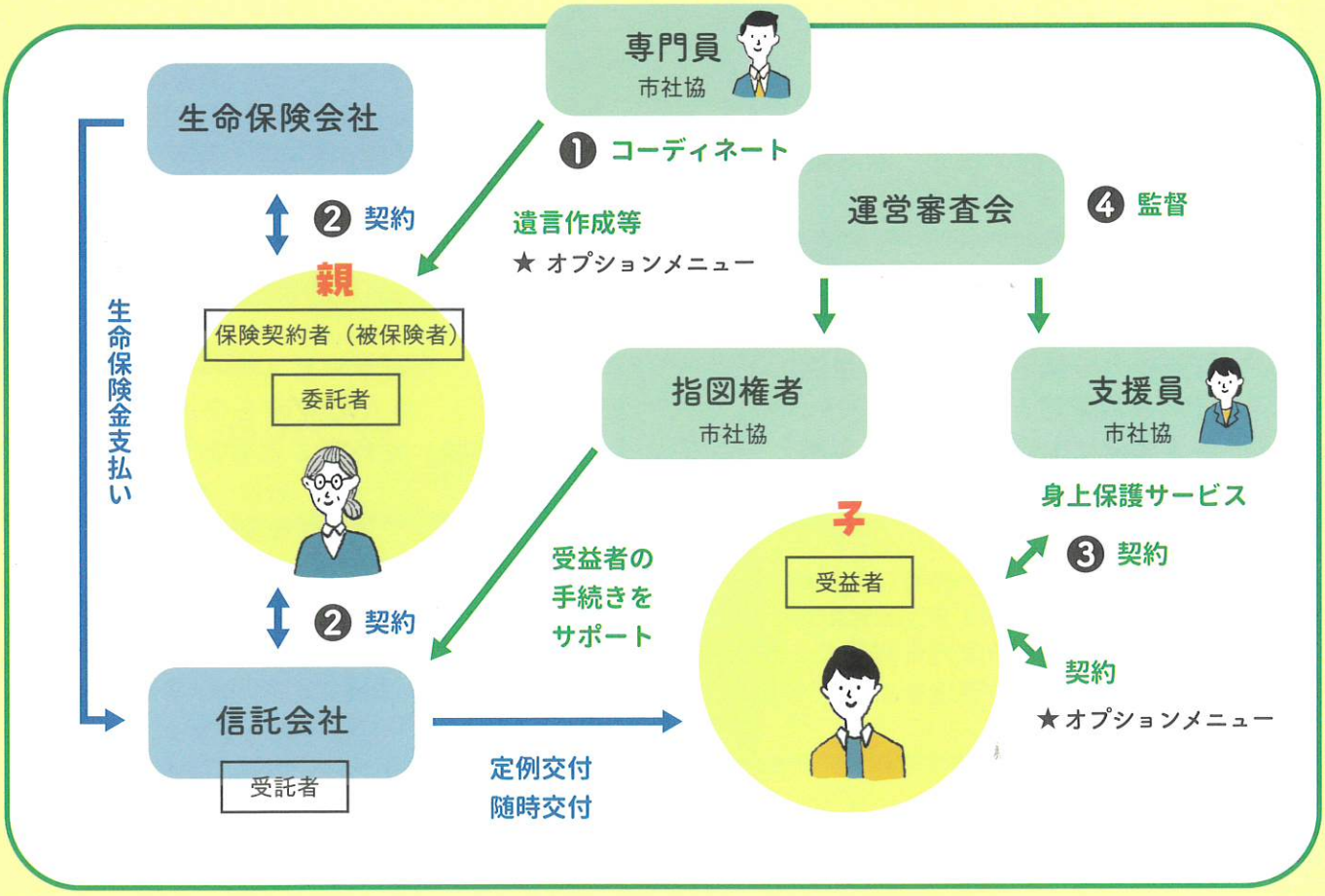

★オプションメニュー　死後事務委任　金銭管理サービス　居住支援　福祉・介護サービス利用援助

3　利用料金

親の生前	年会費 10,000 円（税別）／年	3 か月に 1 回、専門員が訪問します。
親なき後	身上保護サービス 3,000 円（税別）／訪問 1 回	1 か月に 2 回、支援員が訪問します。

保険契約には別途保険料が発生します。その他、選んだ支援内容に従って料金が発生します。

4　契約の例

お子さまがお一人の場合や、お子さまに兄弟姉妹がいらっしゃる場合など
さまざまなケースに合わせて、話し合いながら支援プランを作成します。

子が一人の場合

		母	子（本人）
❶	遺言作成	○	-
❷	生命保険契約	○	-
	信託契約	○	-
	受益者の指定	-	第一受益者
❸	身上保護サービス利用契約	-	○
★	金銭管理サービス利用契約	-	任意
★	死後事務委任契約	任意	任意

★ オプション

子に兄弟姉妹がいる場合
※第二受益者の指定は任意です。

		父	母	子（本人）	兄弟姉妹
❶	遺言作成	○	○	-	-
❷	生命保険契約	○	○	-	-
	信託契約	○	○	-	-
	受益者の指定	-	-	第一受益者	第二受益者※
❸	身上保護サービス利用契約	-	-	○	-
★	金銭管理サービス利用契約	-	-	任意	-
★	死後事務委任契約	-	-	任意	-

★ オプション

資料書式244 / 476 ページ

親なき後を支援する 福岡市社会福祉協議会の様々な取組み

終活サポートセンター

相続・葬儀・家財処分・終末期医療・介護・権利擁護・死後事務など、終活に関して多岐にわたる不安や相談に総合的に対応するほか、出前講座などの啓発活動を行います。

ずーっとあんしん安らか事業

あらかじめ預託金をお預かりして、契約した方が亡くなった時に、預かった金額内で葬儀・納骨・公共料金などの精算や家財処分などを行います。

やすらかパック事業

毎月定額の利用料金をお支払いいただき、契約した方が亡くなった時に、直葬・納骨・家財処分・役所の手続きなどを行います。

あんしん生活支援センター

判断能力の低下により日常生活に不安がある方に向けて、福祉サービスの利用援助や日常金銭管理などの支援を行います。法的な権限により、本人の財産を守る必要がある場合は本会が成年後見人等として支援（法人後見事業）を行うこともあります。

住まい・まちづくりセンター

住み替えでお困りの方を対象に、協力店や、生活支援を担う団体と連携して、安心して住み続けられる住環境をコーディネートします。

福岡市成年後見推進センター（福岡市委託事業）

認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分となり、お金の管理や生活に必要な契約、手続きが難しくなった方に代わって、法的な権限を持って支援する「成年後見制度」の普及・啓発を行い、相談に対応します。

お問合せ先

福岡市社会福祉協議会 終活サポートセンター

福岡市中央区荒戸 3-3-39　福岡市市民福祉プラザ 3 階

TEL 092-406-0168　FAX 092-406-0169

【受付時間】月～金 9：00～17：00（祝日・年末年始除く）

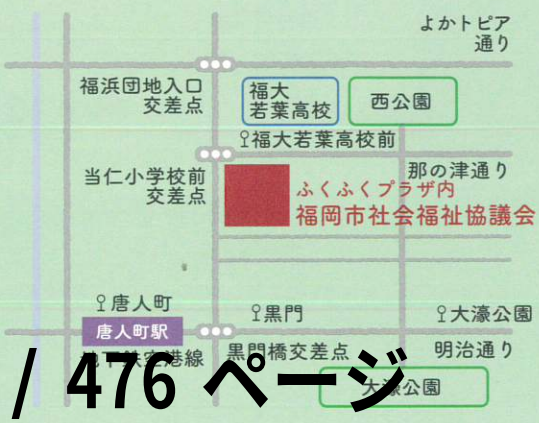

令和 6 年 8 月発行

ずーっとあんしん安らか事業　契約書

利用者（以下「甲」という。）と社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第１条　乙は、ずーっとあんしん安らか事業（以下「本事業」という。）によるサービスを甲に対して実施することで、甲が心豊かで安心できる暮らしを継続できることを目指します。

（用語の定義）

第２条　契約書における用語の定義は、次のとおりとします。

（１）引渡人　　預託金の残金やその他「引渡人指定書」に記載するものを引き受ける者

（２）家族　　甲が連絡可能な配偶者、４親等内の血族又は甲が信頼を寄せその意思又は最善の利益を考慮できる者

（事業内容）

第３条　乙は、本契約締結後、支援計画を作成し、計画に基づいて甲に対して次の各号に掲げるサービスを実施します。ただし、乙が甲の成年後見人、保佐人又は補助人である場合には、預託金によるサービスのみを実施します。

（１）預託金によるサービス

（２）定期連絡のサービス

（３）希望に基づいて提供するサービス

（預託金によるサービス）

第４条　乙は、甲が乙に預託する金銭により、次の各号に掲げるサービスを実施し、その詳細は、重要事項説明書に定めます。

（１）死後事務

①葬儀の実施

②必要経費等の支払い

③行政官庁等への諸届け

（２）残存家財処分

２　甲が乙に金銭を預託する前に死亡した場合は、乙は前項に掲げるサービスを行い、その債務の支払いを、遺言執行者若しくは引渡人、又は甲の法定相続人若しくは相続財産清算人等（以下「預託金によるサービスの債務者」という。）へ求めることがで

きるものとします。また預託金によるサービスの債務者から乙に対してその債務が支払われるまでは、乙は甲に関する保管物品を預託金によるサービスの債務者へ引き渡すことを留置することができるものとします。

3　前項に該当する場合、預託金によるサービスを乙が実施することは、乙が個別の事情を勘案して判断するものであり、その義務を負いません。

（定期連絡のサービス）

第５条　乙が提供する前条に定めるサービスのほか、乙は甲に対して定期連絡のサービスを実施し、その詳細は、重要事項説明書に定めます。

（希望に基づいて提供するサービス）

第６条　乙は、甲が希望する場合には、甲に対して次の各号に掲げるサービスを有償で実施することができます。各サービスの詳細は、重要事項説明書に定めます。

（１）入退院時支援サービス
（２）緊急時対応サービス
（３）書類等預かりサービス
（４）緊急連絡先引受けサービス

（入会金、年会費、預託金及びサービス料金）

第７条　本事業の入会金、年会費、預託金及びサービス料金は、全て甲が負担するものとし、詳細は重要事項説明書に定めます。ただし、乙が甲の成年後見人、保佐人又は補助人である場合は、甲は、預託金のみを負担するものとします。

2　甲は本事業契約後、２週間以内に入会金、年会費及び預託金を乙へ支払うものとします。ただし期限内に支払うことが困難な事情がある場合は、甲は乙に対して速やかに報告するとともに、乙の了承を得ることでその支払いを猶予することができます。

（利用の申込み）

第８条　本事業の利用の申込みに際し、甲は乙に対してサービス利用申込書を提出します。

2　甲は、本事業契約時に乙に対して次の各号に掲げる事項を届け出るものとします。届出事項に変更があったときも同様とします。

（１）引渡人
（２）財産管理を第三者に委任している場合は、その受任者
（３）成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見受任者
（４）遺言執行者
（５）撤去、処分を委託する財産
（６）同居者

3　甲に連絡が可能な家族がいる場合は、その家族から本事業の利用に関する意見書

を甲より乙へ提出します。ただし、意見書を得ることが困難な場合は、長期にわたり家族と没交渉であることを明記した申告書を、甲より乙へ届け出ることとします。

（情報の開示）

第９条　乙は、甲に対して、契約時に次の各号に掲げる事項に承諾することを求めます。

（１）乙が関係機関に甲の居住状況を問い合わせること。

（２）乙が引渡人に対して、引渡内容の確認をとること及び必要に応じて連絡をとること。

（３）甲が自ら居住する家屋の賃貸借契約を締結する不動産業者若しくはその委託を受けた者、福祉関係団体又は甲が居住する区の保健福祉センターの求めにより、本契約の内容のうち必要な情報を乙がこれらの者に開示すること。

（４）乙がサービスを委託した第三者に対し、甲の生活状況について報告を求めること。

（引渡人の同意）

第１０条　本契約の締結に当たり、甲は、預託金の残金等を引き渡すための引渡人を指定しなければなりません。そのような引渡人となりうる家族が複数存在する又はいない場合は、遺言公正証書により遺言執行者を定めておかなければなりません。ただし、乙が甲の成年後見人、保佐人又は補助人である場合は、甲は、引渡人を指定する必要はありません。この場合、乙の責任において甲の法定相続人への財産の引渡又は相続財産清算人選任の申立てを行います。

２　本契約締結時に引渡人となる者は、乙に対して甲の引渡人となることを承諾する書面を提出しなければなりません。

３　個別の事情により、例外的に、甲が引渡人を指定していない場合又は遺言公正証書による遺言執行者を定めていない場合は、甲の死亡後、状況に応じて次の手続きを乙が行うものとし、その費用（依頼した弁護士等の報酬規程に基づいて算定された報酬を含む）は甲の財産から支弁できることとします。

（１）甲の遺産の調査、法定相続人の存否及び居所の調査

（２）必要に応じて、相続財産清算人選任申立又は不在者財産清算人選任申立又は遺言執行者選任申立及び必要な事務の委任

（契約の更新）

第１１条　本契約は、契約年度の末日までを有効期間としますが、甲及び乙に契約期間の延長に異議がなく、甲が延長後の年度に係る年会費を納めた場合には、本契約を更新することとなります。

（住居への立入り）
第１２条　甲は、乙が本事業に定めるサービスを提供するため必要あるときは、甲の住居に立ち入ることを承諾します。
２　前項の立入りの場合に、鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は甲が負担するものとします。

（相続人の探索）
第１３条　乙は、甲の相続人の所在を探索する義務を負わないものとします。

（残存家財処分）
第１４条　甲が、乙に財産の処分を委託したときは、甲は、死亡時にその財産の所有権を放棄したとみなします。その際、乙が任意に甲の財産を一時保管することがありますが、その義務は負いません。

（瑕疵責任）
第１５条　本契約は、甲が安心して在宅生活ができるように支援するものであって、甲の責任や不可抗力に基づく損害を預託金によって賄うものではありません。

（契約の終了）
第１６条　本契約は、甲の申し出によって終了しますが、次の各号の要件の何れかに該当することとなったときも、終了するものとします。
（１）甲の成年後見人、保佐人若しくは補助人が選任され、又は任意後見契約が開始されて、成年後見人等が解約を申し出たとき。
（２）福岡市外に転居し又は、福岡市外の施設に入所したとき。
（３）生活保護の受給者になったとき。

（契約の解除）
第１７条　乙は、甲が次の各号の何れかに該当すると死後事務委任事業運営審査会が認めたときは、本契約を解除することができます。
（１）甲が支援計画書に掲げる預託金、又は重要事項説明書に掲げる年会費若しくは利用料金を納入しないとき。
（２）甲の居住実態が福岡市内でなくなったとき。
（３）乙が甲の居住実態を把握できなくなったとき。
（４）甲の契約違反その他不正行為等により、乙がこの契約を続行することができなくなったとき。
（５）引渡人となりうる家族等が支援可能となったとき。
（６）甲と乙の間に、信頼関係を維持し難い事由が生じたとき。
（７）紛争が発生し、乙による契約の履行が困難となったとき。

２　乙は、前項により乙が本契約を解除したことによる甲の不服申立てを受け付けません。

（暴力団等関与に対する契約の解除）

第１８条　乙は、福岡県警察本部からの通知に基づき、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。この場合において、解除により甲に損害があっても、乙はその損害の賠償の責めを負いません。

（１）暴力団、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「暴力団又は構成員等」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団又は構成員等へ資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。

（３）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。

（契約の効力）

第１９条　本事業は甲が死亡した後の事務を乙に委任するものであるため、甲が死亡したことをもって本契約は終了しないものとします。

２　本契約は甲が自身の死後事務の履行を乙に委任したものであるため、甲死亡後に法定相続人や関係者等が本契約の履行内容を改変すること若しくは解約すること（以下「改変等」という。）を認めません。

３　前項の規定に関わらず、甲死亡後に本契約の改変等が妥当であると思われる場合は、運営審査会の審議をもってこれができるものとします。

４　前項の審議に時間を要することで生じた遅延金その他損害額及び支援計画と異なる死後事務を行うことで生じた預託金との差額は、本会がその不足額を補填する責を負わず、改変等を申し出た者が負担することとします。

（保管物品の引渡）

第２０条　第８条に定めるところにより乙が預かる書類等の引渡については、次の各号に定めるところにより実施します。

（１）甲の存命中に契約が終了した場合は、甲又は甲の成年後見人等に引き渡す。

（２）甲の死亡により契約が終了した場合は、甲が定めた引渡人又は遺言執行者に引き渡す。

（３）本契約の継続中においても、甲からの申し出があれば、その申し出に係る書類等を甲に引き渡す。

（個人情報の取り扱い）

第２１条　乙は、甲及び甲の世帯等の個人情報の保護に十分に留意しなければなりません。なお、本契約の終了後も同様とします。

２　乙は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、みだりに他人に

閲覧させ、又はその写しを提供してはいけません。

３　本事業の実施に携わる乙の職員は、プライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由が無く、業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。なお、その職を退いた後も同様とします。

４　乙は、甲に関する医療情報等について、甲の事前同意に基づき、必要な範囲で関係機関等に対して、情報の開示を求めることができます。

（日常生活自立支援事業及び法人後見事業との関係）

第２２条　甲の判断能力が低下した場合は、甲及び関係機関と協議の上、日常生活自立支援事業又は法人後見事業の併用や移行について提案します。

（疑義の解決）

第２３条　本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の間で協議を行うこととします。

以上のことに同意した上で、この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通作成し、甲及び乙のそれぞれが１通ずつ保管します。

年　　月　　日

（甲）

住所

氏名　　印

（乙）

住　　所　福岡市中央区荒戸３丁目３－３９

名　　称　社会福祉法人　福岡市社会福祉協議会

会長　谷　川　浩　道　　印

電話番号　０９２－４０６－０１６８

改訂　令和7年4月1日

ずーっとあんしん安らか事業重要事項説明書

第1. 事業主体概要

名称・主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
	名　　称	法人等の種類	社会福祉法人
		（ふりがな）	ふくおかししゃかいふくしきょうぎかい
		福岡市社会福祉協議会	
	主たる事務所の所在地	〒810-0062	
		福岡市中央区荒戸３－３－39　　福岡市市民福祉プラザ内	
	連　絡　先	電話番号	㈹092－751－1121　　㈱092－406－0168
		FAX番号	092－406－0169
		メールアドレス	shuukatsu@fukuoka-shakyo.or.jp
		ホームページアドレス	https://fukuoka-shakyo.or.jp/index.html
代表者の氏名及び職名		氏名	谷川　浩道
		職名	会　　長
設立年月日		昭和40年4月1日	
主な事業		社会福祉法に基づく社会福祉事業全般	

第2. 事業主体概要

1. 入会金・年会費

項　　目	金　　額	備　　考
入会金	15,000円	契約時の支払い
年会費	10,000円	契約時及び更新時の支払い
（契約月が10月 ～翌3月の場合）	5,000円	

※留意事項

・入会金は契約月に関わらず、同額です。

・契約更新は毎年度末とします。

・年度途中で契約が終了した場合も返還は致しません。

2. 預託金

項　　目		摘　　要	金　　額
死後事務	葬儀実施	別表第2の1. 預託金によるサービス （1）、（2）を実施する際に 必要な支払い、交通費等の実費	450,000円以上
	必要経費等の支払		
	行政官庁等への諸届		
残存家財処分サービス		死亡後の住居家屋等内の残存家財処分費用	業者見積額
死後事務執行費用		本会が死後事務を実施する際の報酬	50,000円

※留意事項

・上記は最低金額です。

・自宅退去手続きの際、敷金の有無や自宅の損耗状況等により原状回復費用を要すると見込まれる場合、その相当額を「必要経費等の支払」で預託する必要があります。

・預託金の分割納付はできません。

・契約後、希望に応じて預託金額を増額又は減額（但し預託金額は500,000円を下回らない）することができます。

第3. サービスの内容

1. 預託金によるサービス（基本サービス）

（1）契約時の「支援計画書」に基づき、葬儀・火葬・納骨までを行います。

・病院等からの緊急連絡を受けること	
・病室の引き払い、片づけ	
・葬儀社へのご遺体引取りの手配	
・葬儀社との葬儀打ち合わせ	香典、会葬御礼の収受はしません。
・引渡人等関係者への連絡	事前にリスト等が必要です。
・葬儀の実施、火葬料、葬儀費用の支払	
・火葬・収骨立会い	
・埋葬（納骨・散骨）等の実施	
・その他必要な手続	

（2）死後の事務手続を行います。

ア　官公庁等での手続

・住基カードの返却	
・印鑑登録証の返却	
・国民健康保険等の資格の抹消手続（火葬料の請求手続を含む）	
・介護保険資格の抹消手続	
・被爆者手帳、障害者手帳の返却（火葬料の請求手続を含む）	
・各種年金等の資格の抹消手続	
・高齢者乗車券の返却	
・シルバー手帳の返却	
・運転免許証の返却	
・その他必要な手続	

イ　公共サービスに関する手続

・電気、ガス、水道の解約、精算	
・固定電話、携帯電話、新聞、NHK、インターネットの解約・精算	
・その他必要な手続	

ウ　賃貸住宅（入所施設を含む）に関する手続

・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続	
・家財処分の手配	
・家財処分の際に出た貴重品、金員の受取り	
・敷金等の精算手続	原状回復に関する手続きを含みます。
・鍵の返還、住宅の明渡し	
・その他必要な手続	

エ　その他

・火災保険、傷害保険等の死亡通知（解約手続は除く）	
・最終入院時の入院費の精算	
・死後事務に必要な郵便物の受取り	
・その他必要な手続	

※留意事項

・預託金のうち5万円を執行費用として福岡市社協が受領し、預託金のうち家財処分見積額相当額を家財処分業者に支払います。
・また、上記のサービスを行うに際して、実費（郵送料、運賃・交通費等）が発生した場合も、執行費用を除く預託金をこれに充て、残余の預託金は引渡人又は遺言執行者に返還します。
・特殊な事情により、預託金に不足が生じた場合は、引渡人又は遺言執行者又はその他の契約者の遺産を管理する者に支払を依頼することがあります。
・生命保険の解約・銀行口座の凍結などの金融財産に関する手続はできません。
・契約者の公的年金の過払金の受取・未払金の支払、国民健康保険の葬祭費の受取、医療保険、介護保険の未払金、過払金の収受は、引渡人又は遺言執行者に引継ぎます。
・預託金によるサービスを実施せずに契約が終了した場合は、契約者（契約者死亡の場合は引渡人又は相続人）に、預託金を返還します。

2. 定期連絡のサービス（基本サービス）

サービスの種類	対応者	利用料金	備考
定期的な電話連絡及び自宅訪問	社協職員	無料	原則）電話：1～2回/月 訪問：1回/6ヶ月

※留意事項

相談内容に応じて、関係機関等へつなぐ場合があります。

3. 入退院時支援サービス（平日8:45～17:30）

サービスの種類	対応者	利用料金	備考
入院前支援	社協職員	¥2,000	病状説明同席、荷物の準備
入院時支援		¥2,000	病院までの付添い、入院手続き （緊急連絡先引受、書類作成等）
入院中支援		¥2,000	病状説明、病状確認 手術説明同席 貴重品や現金の預かり 預貯金の払い戻し、支払代行 必要物品の購入 自宅からの物品持参
退院支援		¥2,000	退院付添い 入院費支払代行 文書受け取りなど 自宅へ送り届け
転院・入所支援		¥4,000	入院費支払代行 文書受け取り 転院・入所先への送り届け 転院・入所手続き

※留意事項

・緊急入院の際は付添いはできません。
・いずれも社協職員が公用車で送迎するものではありません。
・利用料金は、各支援を実施する毎に発生します。
・入退院以外であっても、上記支援に類するサービスを契約者が希望し、本会が必要と認めた場合、本サービスに関する規定を準用します。
・契約者が意識不明等で入退院支援の依頼を本会へできない状況であっても、本会が必要と認めた場合は本サービスを実施し、利用料金を契約者から徴収します。

4. 緊急時対応サービス

「緊急時」とは、胸が苦しい、動けないなど体調が急変した状態を指します。

そのような時は、まずは**119**に電話し、救急車を呼んでください。

救急隊員又は搬送先の病院職員に緊急連絡先としてカード（又は下記番号）を提示してください。

【電話で相談したいとき】

時間帯	対応者	利用料金	電話番号
平日（8:45～17:30）	社協職員	無料	092-406-0168
平日夜間（17:30～翌8:45）	委託事業者		092-711-7829, 092-711-7806　又は 緊急通報相談ボタン
土日祝日（24時間）	委託事業者		

【出動を伴う場合】

時間帯	対応者	利用料金	電話番号
平日（8:45～17:30）	社協職員	無料	092-406-0168
平日夜間（17:30～翌8:45）	委託事業者	¥5,000	092-711-7829, 092-711-7806　又は 緊急通報相談ボタン
土日祝日（24時間）	委託事業者	¥5,000	

※留意事項

・夜間や土日祝日の出動を伴う緊急対応では、生命にかかわる等の状況の場合を除き、翌日以降の平日に社協職員が病院等に出向き、手続のお手伝いをすることができます。

5. 書類等預かりサービス

保管できる書類等	利用料金	備考
年金証書・年金手帳	3,000円/年	
保険証書		
預貯金の通帳等、証書、キャッシュカード		日常的に使用していないもの
土地家屋権利証書		
印鑑、印鑑登録証		
公正証書		医療方針の書類は対象外
その他本会が必要と認めた書類		

※留意事項

・このサービスは、金銭管理をするものではありません。

・利用開始時に利用料金をお支払いください。

・以降は、毎年度の更新時に年会費と併せてお支払いください。

6. 緊急連絡先引受けサービス

サービスの種類	対応者	利用料金	備考
緊急連絡先の引受け	福岡市社会福祉協議会	¥1,000	居住、施設入所、病院入院時を除く

※留意事項

緊急連絡先に求められる内容について、契約書等を精査した上でお引受けします。

本重要事項説明書の説明を受け、同意しました。

契約者

説明年月日　令和　　年　　月　　日

福岡市社会福祉協議会

説明者

やすらかパック事業　契約書

利用者（以下「甲」という。）と社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第１条　乙は、やすらかパック事業（以下「本事業」という。）によるサービスを甲に対して提供することで、甲が安心して死後事務を託せることを目指します。

（用語の定義）

第２条　契約書における用語の定義は、次のとおりとします。

（１）引渡人　　金品類やその他「引渡人指定書」に記載するものを引き受ける者

（２）家族　　甲が連絡可能な配偶者、４親等内の血族又は甲が信頼を寄せその意思又は最善の利益を考慮できる者

（事業内容）

第３条　乙は、重要事項説明書に基づいて甲に対してサービスを実施します。

（サービスの実施）

第４条　乙は、甲を被保険者とする少額短期保険の保険金により、次の各号に掲げるサービス等を実施し、その詳細は、重要事項説明書に定めます。

（１）死後事務

①葬儀の実施

②埋葬（永代供養）

③行政官庁等への諸届け

（２）残存家財処分

（委託）

第５条　乙は、サービスの提供を第三者に委託することができます。

（見守りサービスの利用）

第６条　甲は、本契約を締結するにあたり、「声の訪問」等の見守りサービスを利用するものとします。

（利用料金）
第７条　本事業の利用料金は甲が負担するものとし、詳細は重要事項説明書に定めます。

（契約の期間）
第８条　本契約の期間は、契約時に必要な費用の合計額を乙が受領した月の翌月１日から１年間とします。
２　甲は、乙に書面で通知することにより、通知書面到達日の属する月の翌月から契約を解除することができます。

（届出事項）
第９条　甲は、本事業契約時に乙に対して次の各号に掲げる事項を届け出るものとします。届出事項に変更があったときも同様とします。
（１）財産管理を第三者に委任している場合は、その受任者
（２）成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見受任者
（３）遺言執行者
（４）居所
（５）納骨先
（６）引渡人
２　甲の申告により甲に連絡が可能な家族がいる場合は、その家族から本事業の利用に関する意見書を甲より乙へ提出することとします。ただし、いずれの家族からも意見書を得ることが困難な場合は、長期にわたり家族と没交渉であることを明記した申告書を、甲より乙へ届け出ることとします。

（情報の開示）
第１０条　甲は、次の各号に掲げる事項を承諾します。
（１）乙が関係機関に甲の居住状況を問い合わせること
（２）乙が、甲が居住する家屋の賃貸借契約を締結する家主若しくはその管理委託を受けた不動産事業者、福祉関係団体または甲が居住する区の保健福祉センター等の求めにより、本契約の内容のうち必要な情報をこれらの者に開示すること
（３）乙が甲に関する医療情報等について、必要な範囲で関係機関等に対して、情報の開示を求めること
（４）乙がサービスの提供を委託した第三者に、甲の情報を開示すること

（遺言書の作成）
第１１条　本契約の締結に当たり、甲は遺言書の作成が必須になります。
２　乙は必要に応じて甲の遺産の調査、法定相続人の存否及び居所の調査、不在者財産清算人選任申立及び相続財産清算人選任申立、遺言書検認申立その他必要な手続

きをすることができます。なお、それらの事務を弁護士等に委任することができます。調査、申立等にかかる実費と報酬は、甲の残余財産から支出できるものとします。

（契約の更新）

第１２条　本契約は、甲及び乙に契約期間の延長に異議がなく、甲にサービス料金の滞納がない場合には、本契約を更新することとなります。

（住居への立入り）

第１３条　甲は、乙が本事業に定めるサービスを提供するために必要あるときは、甲の住居に立ち入ることを承諾します。

２　前項の立入りの場合に、鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は甲が負担するものとします。

（相続人の探索）

第１４条　乙は、甲の相続人の所在を探索する義務を負わないものとします。

（残存家財処分）

第１５条　甲が、乙に財産の処分を委託したときは、甲は、死亡時にその財産の所有権を放棄したとみなします。その際、乙が任意に甲の財産を一時保管することがありますが、その義務は負いません。

（祭祀財産の処分）

第１６条　乙は、甲が死亡時に祭祀財産を保有していたときは、その祭祀財産を祭祀財産指定書の記載内容に基づき処分することとします。

２　祭祀財産の処分にかかる費用は、家財処分に含まれるものを除き全て甲が負担するものとし、乙が甲の財産から支払うことができることとします。

（契約の終了）

第１７条　本契約は、次の各号の何れかに該当することとなったとき終了するものとします。

（１）甲から書面による解約の申し出があったとき

（２）甲が福岡市外に転居または福岡市外の施設に入所したとき

（３）死後事務、残存家財処分等サービスが完了したとき

（４）甲の成年後見人、保佐人若しくは補助人が選任され、又は任意後見契約が開始されて、成年後見人等が解約を申し出たとき

２　本契約が終了となったときには、終了月の利用料金は返金いたしません。

（契約の解除）
第１８条　乙は、甲が次の各号の何れかに該当すると死後事務委任事業運営審査会が認めたときは、本契約を解除することができます。
（１）家族等が支援可能となったとき
（２）甲が重要事項説明書に掲げるサービス料金を２ヶ月滞納したとき
（３）乙が、甲の居住実態の把握ができなくなったとき
（４）甲の契約違反その他不正行為等により、乙がこの契約を続行することができなくなったとき
（５）甲と乙の間に、信頼関係を維持し難い事由が生じたとき
（６）紛争が発生し、本会による契約の履行が困難となったとき
２　乙は、前項の規定により乙が本契約を解除したことによる甲の不服申立てを受け付けません。
３　本契約が解除となったときには、利用料は返金いたしません。

（暴力団等関与に対する契約の解除）
第１９条　乙は、福岡県警察本部からの通知に基づき、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。この場合において、解除により甲に損害があっても、乙はその損害の賠償の責めを負いません。
（１）暴力団、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「暴力団又は構成員等」という。）であると認められるとき。
（２）暴力団又は構成員等へ資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
（３）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。

（契約の効力）
第２０条　本事業は甲が死亡した後の事務を乙に委任するものであるため、甲が死亡したことをもって本契約は終了しないものとします。
２　本契約は甲が自身の死後事務の履行を乙に委任したものであるため、甲死亡後に法定相続人や関係者等が本契約の解約若しくは履行内容を改変することを認めません。
３　前項の規定に関わらず、甲死亡後に本契約の解約若しくは履行内容の改変が妥当であると思われる場合は、運営審査会の審議をもってこれができるものとします。

（個人情報の取り扱い）
第２１条　乙は、甲及び甲の世帯等の個人情報の保護に十分に留意しなければなりません。なお、本契約の終了後も同様とします。
２　乙は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、みだりに他人に閲覧させ、またはその写しを提供してはいけません。

３　本事業の実施に携わる乙の職員は、プライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由が無く、業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。なお、その職を退いた後も同様とします。

４　乙は、甲及び甲の世帯等の個人情報を、必要な範囲でサービスの提供を委託した第三者及び関係機関等に開示することができます。

（免責）

第２２条　甲の少額短期保険契約に係る告知義務違反、及び自殺により保険金が支払われない場合、乙は本契約を履行する義務を免れるものとします。

（疑義の解決）

第２３条　本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の間で協議を行うこととします。

以上のことに同意した上で、この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通作成し、甲及び乙のそれぞれが１通ずつ保管します。

令和　　年　　月　　日

（甲）

住　　所

氏　　名　　印

（乙）

住　　所　福岡市中央区荒戸３丁目３－３９

名　　称　社会福祉法人　福岡市社会福祉協議会

会長　　谷　川　　浩　道　　印

電話番号　０９２－４０６－０１６８

遺　言　書

１．　私　ふくふく花子（昭和５年１月１日生）は、次のように遺言します。
私の死亡時に、負債や未払いの金銭、居住する物件の明け渡しに発生する一切の費用等を私の預貯金から支払って下さい。すべて清算した後に残った現金、預貯金、有価証券等の一切を下記の団体に包括的に遺贈します。

社会福祉法人　　△△福祉会　　〇〇苑
福岡市■■区■■町１丁目１番地１番

２．下記の者を遺言執行者に指定します。

福岡市博多区博多駅前二丁目１１番２２－７０１号
NPO 法人孤立防止センター

３．遺言執行者に対し、預貯金、有価証券等の相続財産について、残高証明等の請求、解約、売却、名義変更、払い戻し、受け取り等の手続き、その他この遺言執行のため必要な一切の権限を与えます。

尚、遺言執行者は、必要なとき、他の者に対してその任務の全部又は一部を行わせることができます。

令和　年　月　日

住所　福岡市●●区●●町２丁目２番地２番
遺言者　　ふくふく花子　　印

１／１

改定 令和7年4月1日

やすらかパック事業 重要事項説明書

第1. 事業主体概要

名称・主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
	名　　称	法人等の種類	社会福祉法人
		（ふりがな）	ふくおかししゃかいふくしきょうぎかい
			福岡市社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	〒810-0062	
		福岡市中央区荒戸３－３－39　福岡市市民福祉プラザ3階	
	連 絡 先	電話番号	㈹092－751－1121　(直)092－406－0168
		FAX番号	092－406－0169
		メールアドレス	shuukatsu@fukuoka-shakyo.or.jp
		ホームページアドレス	https://fukuoka-shakyo.or.jp/
代表者の氏名及び職名		氏名	谷川　浩道
		職名	会　　長
設立年月日		昭和40年4月1日	
主な事業		社会福祉法に基づく社会福祉事業全般	

第2. サービスの内容・料金

1. 保険金によるサービス（以下の項目のうち、必要なものを実施します）

ア　葬儀、埋葬

・病院等からの緊急連絡を受けること	
・病室の引き払い、片づけ	
・葬儀社へのご遺体引取りの手配	
・葬儀社との葬儀打ち合わせ　（直葬）	香典、会葬御礼の収受はしません
・遺言執行者等への連絡	
・葬儀の実施、火葬料、葬儀費用の支払	
・火葬・収骨立会い	
・埋葬（永代供養）の実施	
・その他必要な手続	

イ　官公庁等での手続

・住基カードの返却	
・印鑑登録証の返却	
・国民健康保険等の資格の抹消手続	
・介護保険資格の抹消手続	
・被爆者手帳、障害者手帳の返却	
・各種年金等の資格の抹消手続	
・高齢者乗車券の返却	
・シルバー手帳の返却	
・運転免許証の返却	
・その他必要な手続	

ウ　公共サービスに関する手続

・電気、ガス、水道の解約	
・固定電話、携帯電話、新聞、NHK、インターネットの解約	
・介護保険サービス等の利用停止手続	
・その他必要な手続	

エ　住宅（入所施設を含む）に関する手続

・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続	
・家財処分の手配	
・家財処分の際に出た貴重品、金員の受取り	
・鍵の返還、住宅の明渡し	
・その他必要な手続き	

オ　その他

・火災保険、傷害保険等の死亡通知（解約手続は除く）	
・その他必要な手続	

2．その他のサービス

・定期訪問	1回／月程度
・臨時対応	安否確認等、事業実施上不可欠なもの

※留意事項
- 生命保険の解約・銀行口座の凍結などの、金融財産に関する手続はできません。
- 利用者の公的年金の過払金・未払金の受払、医療保険・介護保険の過払金の受取、医療費等未払金の支払は、遺言執行者又はその他の利用者の遺産を管理する者に引き継ぎます。
- 賃貸住宅の原状回復の責任を負うものではありません。

3．利用料金（月額料金）
- 利用料金は、申込時に決定した金額を、契約終了まで毎月支払っていただきます。

申込年齢　　（※保険審査の結果により金額が変わります）

40～69歳：　3,000円　もしくは　3,900円　もしくは　4,500円　もしくは　5,100円
70～74歳：　3,500円　もしくは　4,550円　もしくは　5,250円　もしくは　5,950円
75～79歳：　4,000円　もしくは　5,200円　もしくは　6,000円　もしくは　6,800円
80～84歳：　4,500円　もしくは　5,850円　もしくは　6,750円　もしくは　7,650円
85～89歳：　5,000円　もしくは　6,500円　もしくは　7,500円　もしくは　8,500円

契約時に利用料の1か月分を支払い、契約書第7条第1項に定める契約月の翌月以降、毎月20日に当月分の利用料を、利用者の指定する口座から本会の口座へ振込をするよう手続きをしていただきます。ただし、利用者の口座が西日本シティ銀行、福岡銀行の場合は、本会が引き落としの手続きを行います。
尚、領収書は発行しません。各自、通帳の出金記録をご確認下さい。

※留意事項
- 保険料の増額等により、利用料を変更する必要が生じた場合は、事前に利用者の同意の上で、次の契約更新以降に新たな利用料金を適用する可能性があります。
- 預託金の分割払いではなく、月々の料金をお支払いいただくものです。
- いただいた料金は、お返しできません。ただし、終了月翌月分の利用料が口座振替された場合、手数料を差し引いて、お返しいたします。

本重要事項説明書の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

契約者

_____

私たちは こんな活動をしています。

孤立しないまちづくり

ふれあいネットワーク

高齢者や障がいのある方、子育て中の家庭、ひとり親家庭などが孤立しないように近隣で見守りや声かけ、訪問などを行います。

ふれあいサロン

孤立防止や介護予防、生きがいと健康づくりなどを目的に、高齢者や障がいのある方などと、公民館や集会所に定期的に集まって、体操や茶話会、歌、季節の行事などを行い交流を深めます。

助け合いのまちづくり

生活支援ボランティア

日常における、ちょっとした困りごとの解決を身近な地域で行う活動です。
校区や町内規模でグループをつくり、ゴミ出しや電球交換、外出支援など
『できることをできる時に』
地域の住民同士でお手伝いします。

ボランティアセンター

ボランティアに関する様々な相談や情報提供を通して「活動したい人」を「ボランティアの支援が必要な人・団体・地域活動」につなぎます。大規模災害時には『災害ボランティアセンター』を立ち上げ、被災地支援を行います。

ふところの深いまちづくり

権利擁護事業

認知症や障がいなどにより判断力が不十分な方の日常生活をお手伝いします。金銭の管理や福祉サービスの利用など、生活の自立を支える事務支援を行う『日常生活自立支援事業』や、社協が家庭裁判所から成年後見人などの選任を受けて、財産管理や生活・医療・介護などに関する契約や手続きの支援を行う『法人後見事業』があります。

私らしい人生の終わり方

ずーっとあんしん安らか事業

身寄りのない高齢者が安心して生活を送れるよう、事前に預託金をお預かりして、葬儀・家財処分などの死後事務を行います。また、定期的な連絡・訪問による見守りや入退院時の支援を行います。

社会福祉法人
福岡市社会福祉協議会

〒810-0062　福岡市中央区荒戸 3-3-39　ふくふくプラザ

地域福祉課事業開発係
☎092-720-5356

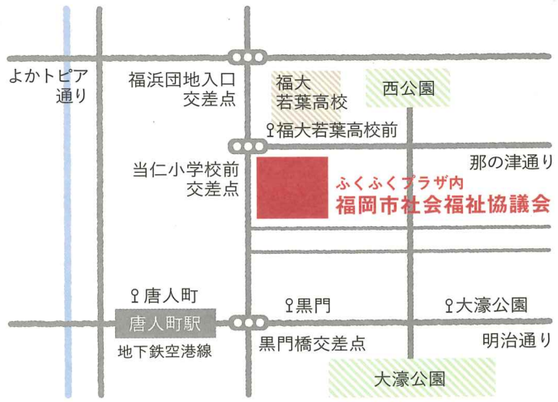

市営地下鉄 空港線
- 唐人町駅4番出口　徒歩 約7分

西鉄バス
- 福大若葉高校前バス停　すぐ
- 黒門バス停　徒歩 約5分
- 唐人町バス停　徒歩 約7分
- 大濠公園バス停　徒歩 約10分

ふるさと福岡を
暮らしやすいまちに
していくために。

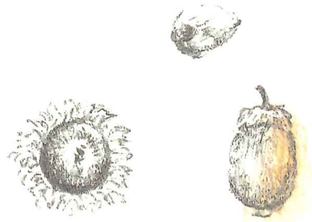

社会福祉協議会（通称：社協）は、
地域福祉を推進することを目的とする団体として
唯一法律上定められた組織です。
社会情勢の変化や少子高齢化などに伴い、
社会課題はますます多様化、複雑化しています。
社協は地域住民や関係機関・団体などと一緒に
地域の福祉課題を共有し解決する
しくみづくりを推進しています。

未来へ、
遺し方を選ぶ。

遺贈
いぞう

資料書式266 / 476 ページ

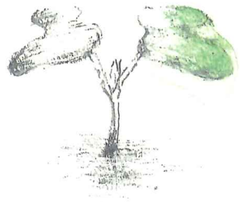

あなたの想いを「遺贈」というかたちで このまちに遺しませんか？

私たちの住む福岡市は、都市の機能をもちながら、豊かな自然と文化、そして人と人のつながりや人情にあふれたまちです。いま、福岡市は「住みたいまち」「住みよいまち」として、全国からも注目を集めています。

私たち福岡市社会福祉協議会は、この素晴らしいふるさと福岡を、次の世代にも引き継いでいきたいと考えています。そして未来の福岡市は、いまよりも、もっと温かく、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちであってほしいと、強く願っています。

そんな未来をつくる種は、現代を生きる市民一人ひとりが握っています。その種に水をまき、芽吹きをうながすこと、そしてその芽がしっかりと根をはり、人々に喜びをもたらす花を咲かせるまで寄り添い、見守り続けること、それが私たち社会福祉協議会の役目です。

あなたの想い出が詰まったこのまちを守り、未来の子どもたちが笑顔で過ごせるまちづくりを目指して、私たち福岡市社会福祉協議会は、これまでも、これからも、真摯に活動に取り組んでいきます。

未来の種となるもの、それが「遺贈」です。

私たちの周りには、思いもよらない課題が広がっています。例えば、家族の事情で朝ごはんを食べることができない子ども、配偶者やパートナーからの暴力にさらされている人、認知症高齢者の事故‥。関わり合いが薄くなった地域社会が抱えるこのような課題を、他人事ではなく自分たちの事として捉え、解決するための社会貢献活動の一つとして「遺贈」があります。

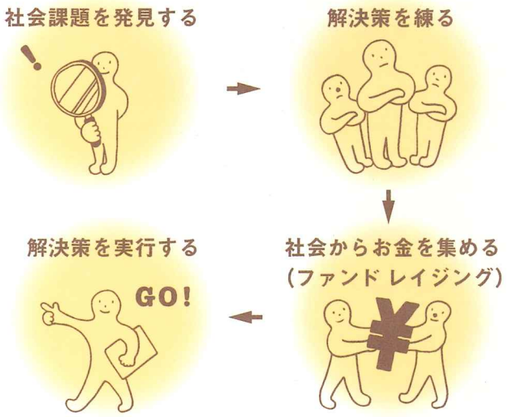

自分らしく人生を終えたいという考え方とともに、エンディングノートに象徴される「終活」への関心が広がるなか、未来への幸せの種まきとして「遺贈」を選ぶ方が増えています。
「遺贈」とは、遺言によりご自身の財産を特定の人々に渡すことです。渡す相手には、お世話になった個人はもちろんＮＰＯ法人や社会福祉法人などの団体も指定できます。その中にはもちろん、私たち福岡市社会福祉協議会も含まれます。

ふるさと「福岡」を可能性に満ちた社会へ。
一緒に創造してみませんか。

あなたの意志を遺す。故人の想いを託す。

「遺贈」によるご寄付

遺贈は、民法が定めている法定相続の規定よりも優先されます。一般的に、遺言は親族間のもめごとを防ぎ、相続に関する手続きをスムーズに進めることができます。

「故人の遺産」からのご寄付

遺言がない場合でもご遺族の方が故人のご遺志を引き継ぎ、遺産を寄付することができます。

社協に「遺贈」していただいたお金や不動産は、このように活用されます。（一例）

遺贈を受けた不動産を
障がい者の宿泊体験施設として
活用した実績があります。
これからも、子ども食堂など
その時々に応じた活用を図ります。
空き家活用事業

身寄りのない方などの死後事務を
親族の代わりに実施しています。
ずーっとあんしん安らか事業

認知症の方など
判断能力が不十分な方の
権利と財産を守る事業を
行っています。
法人後見事業

Q 遺言書にはどのような種類がありますか？

A 主な遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。保管が確実になされることなどから、２人以上の証人の立会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」をお勧めします。

Q 不動産は遺贈できますか？

A 福岡市社会福祉協議会では、現金や預貯金のご寄付だけではなく、一定の条件のもと、不動産のご寄付も受け付けることができます。詳しくはお問い合わせください。

Q 遺言執行者はどのように指定されますか？

A 遺言執行者とは、遺言者自身のご意思である遺言の内容を確実に実現してくれる人のことをいい、遺言のなかで指定することができます。弁護士、司法書士、行政書士などに遺言執行者を依頼することが多くあります。

Q 遺言書を作成したら全てその通りになりますか？

A 民法上、一定の相続人のために保証される最低限の相続分として「遺留分」があります。遺留分を侵害しない範囲で遺言を作成することをお勧めします。

Q 財産はたくさんありません。それでも、遺贈はできますか？

A ご自身が遺すかもしれないお金を「この様に使ってほしい」という思いがあれば、どなたにでもできます。

Q 税制上のメリットはありますか？

A 財産を相続された方が相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から 10 ヵ月以内）に福岡市社会福祉協議会に寄付をされた場合、寄付した相続財産は非課税となります。

どんな質問でも、遠慮なくお尋ねください。

資料書式267 / 476 ページ

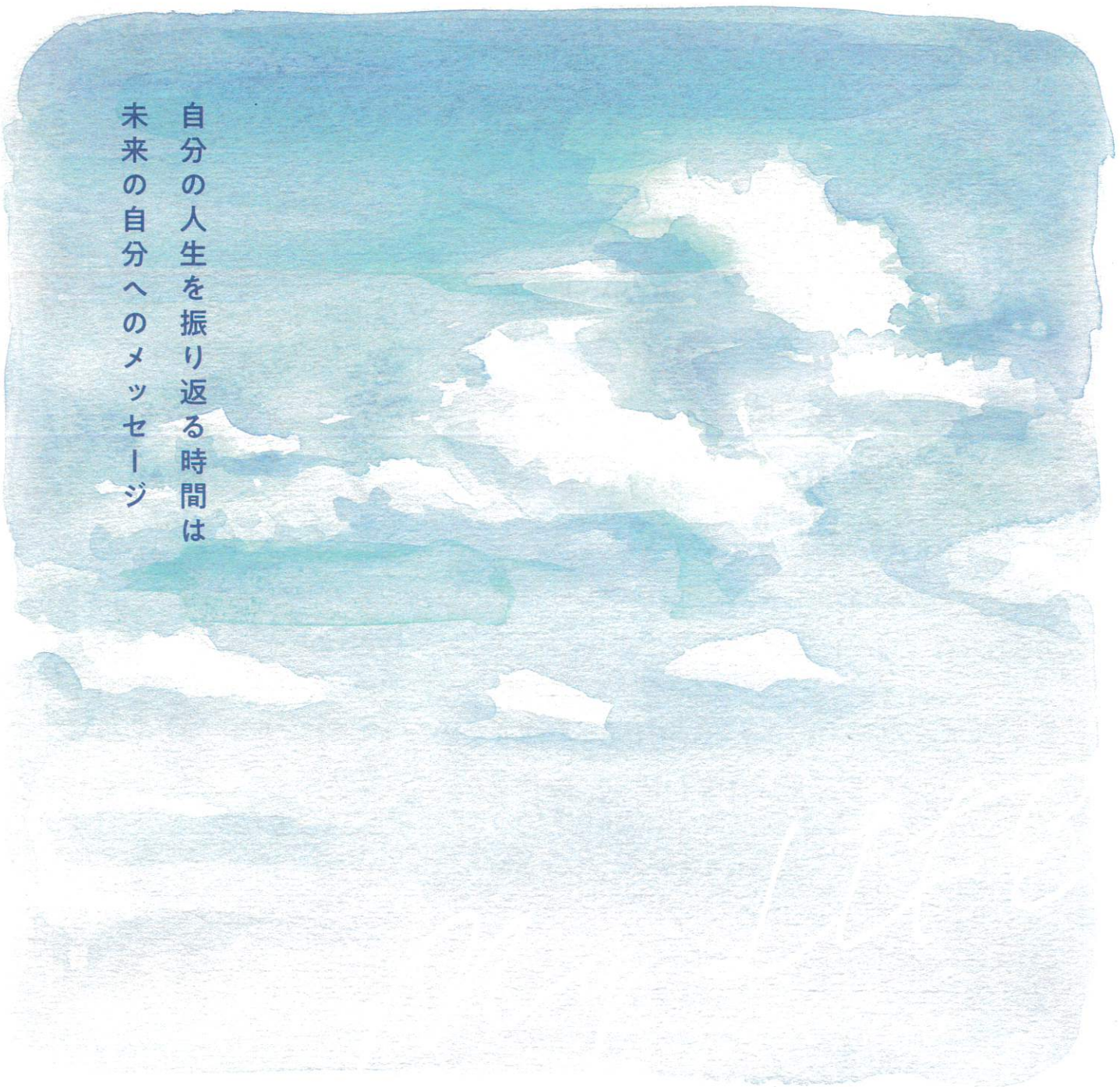

これまでの自分と
これからの自分へ

～私のこれからノート～

大川市

資料書式268 / 476 ページ

発　　行　大川市
編集／発行　株式会社鎌倉新書
発　行　年　2025年8月

名前	生年月日

最終修正日 書き直した時や 追記した時に日付を つけておきましょう。		
	1　年　月　日	4　年　月　日
	2　年　月　日	5　年　月　日
	3　年　月　日	6　年　月　日

人生100年時代　この１冊で安心

65歳からはじめる

私と家族の終活べんり帳

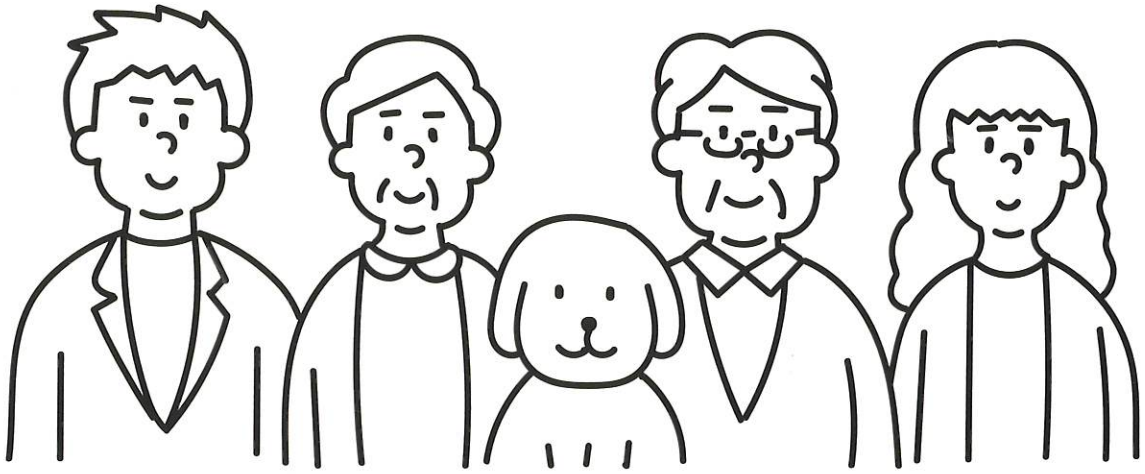

モノの整理

介護

相続

不動産

葬儀・お墓

おひとり様

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

資料書式270 / 476 ページ

お悩み相談
12万件/年
※2021年度実績

全国の自治体と連携し、終活のお悩みに寄り添う

鎌倉新書は“終活専門会社”です

終活のこんなお悩みございませんか？

株式会社鎌倉新書は、人生後半のお困りごとを網羅的に解消する「終活インフラ」の構築を掲げ、2000年にWEBサイト「いい葬儀」を開設以降、現在は13の終活関連サービスを展開中です。介護施設、士業、保険会社、葬儀社、石材店と、終活に必要な専門業者をその都度見つけ相談するのは気力と体力が必要ですが、鎌倉新書は全国の自治体と連携し、住民のみなさまのお悩みをトータルサポートしています。悩みの元を踏まえ、何を考えておけばいいのかお一人お一人に合わせて提案していきます。

鎌倉新書会社概要

設立	1984年（昭和59年）4月17日
上場先	東京証券取引所プライム市場（証券コード：6184）
本社所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1
電話	03-6262-3521（代表）
公式HP	https://www.kamakura-net.co.jp/

相談無料

専門のアドバイザーがあらゆる終活のお悩みに対応いたします

いい終活 相談室 0120-992-316

受付時間｜平日9～17時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます

※ご相談の内容によっては、お受けできない場合がございますのでご了承ください。
※ご要望に応じて、専門業者をご紹介するなど、より具体的なアドバイスを提示させていただきます。
※ご提供いただいた個人情報は終活サービスをご紹介する目的で使用します。
サービスを提供する協力会社にも提供する場合がありますのでご了承ください。

運営会社：株式会社鎌倉新書（東京証券取引所プライム市場／証券コード：6184）
本社所在地：東京都中央区京橋2-14-1 3 階／創業：1984年

発 行 年：2025 年 1 月
配布エリア：大川市
編集／発行：鎌倉新書

資料書式271 / 476 ページ

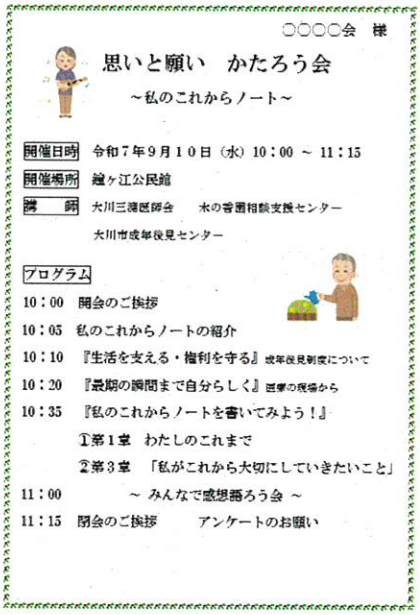

○○○○会　様

思いと願い　かたろう会

～私のこれからノート～

開催日時　令和７年９月１０日（水）10：00 ～ 11：15

開催場所　越ヶ江公民館

講　師　大川三潴医師会　木の香園相談支援センター

大川市成年後見センター

プログラム

10：00　開会のご挨拶

10：05　私のこれからノートの紹介

10：10　『生活を支える・権利を守る』成年後見制度について

10：20　『最期の瞬間まで自分らしく』医療の現場から

10：35　『私のこれからノートを書いてみよう！』

①第１章　わたしのこれまで

②第３章　「私がこれから大切にしていきたいこと」

11：00　～ みんなで感想語ろう会 ～

11：15　閉会のご挨拶　アンケートのお願い

出前講座プログラム

出前講座　『思いと願い　かたろう会』

１．実施目的
- エンディングノートの普及（意思決定支援）
- 成年後見制度の広報、周知
  ※特に「判断の能力が低下した際の金銭管理と後見制度」
- 終末期医療いついての広報、周知
- 相談支援センターは、地域活動を通して障がい児者支援が身近にあることの周知

２．講　師
大川市成年後見センター
大川三潴医師会　在宅医療・介護連携支援センター
大川福祉会　木の香園相談支援センター

３．令和7年度実施状況
5/13、6/26、8/25、9/10　　4回
対象：　ゆうゆう会・老人クラブ等の高齢者団体
※11/22（土）家族参加型講座　健康推進センターで開催予定

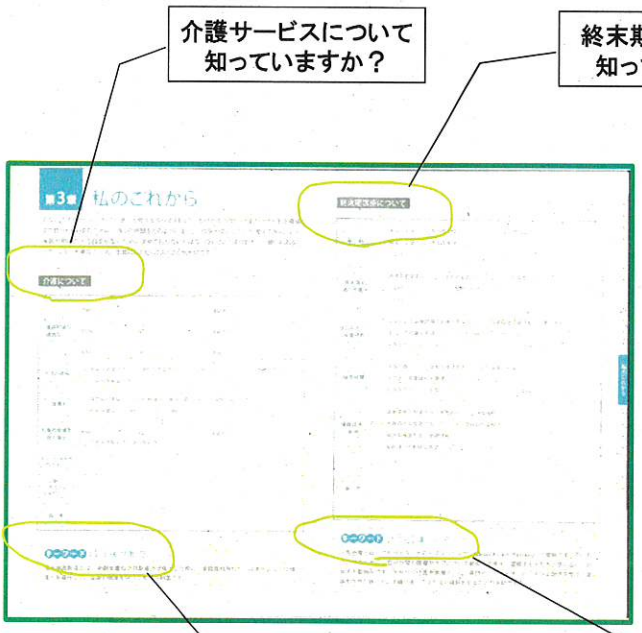

権利擁護支援と医療・介護は繋がっている

成年後見センター講座スライド

「命の危機が迫っている状態」において
約70％の人は意思疎通が不可能

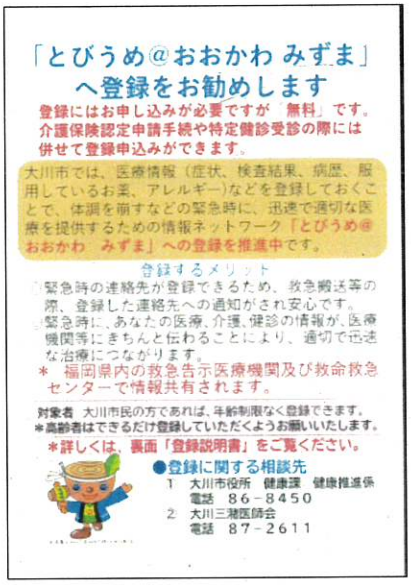

「とびうめ@おおかわ みずま」
へ登録をお勧めします

登録にはお申し込みが必要ですが「無料」です。
介護保険認定申請手続や特定健診受診の際には
併せて登録申込みができます。

大川市では、医療情報（症状、検査結果、病歴、服用しているお薬、アレルギー）などを登録しておくことで、体調を崩すなどの緊急時に、迅速で適切な医療を提供するための情報ネットワーク「とびうめ@おおかわ みずま」への登録を推進中です。

登録するメリット

①緊急時の連絡先が登録できるため、救急搬送等の際、登録した連絡先への通知がされ安心です。
②緊急時に、あなたの医療、介護、健診の情報が、医療機関等にきちんと伝わることにより、適切で迅速な治療につながります。
＊ 福岡県内の救急告示医療機関及び救命救急センターで情報共有されます。

対象者 大川市民の方であれば、年齢制限なく登録できます。
＊高齢者はできるだけ登録していただくようお願いいたします。
＊詳しくは、裏面「登録説明書」をご覧ください。

●登録に関する相談先
1 大川市役所 健康課 健康推進係
電話 86-8450
2 大川三潴医師会
電話 87-2611

医師会配布資料

権利擁護支援と医療・介護は繋がっている

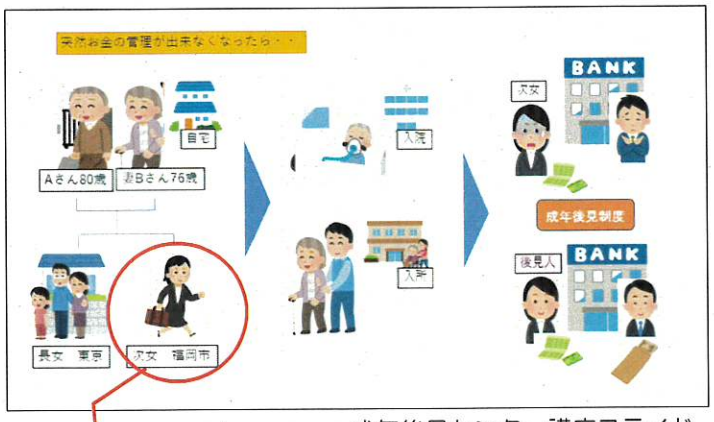

成年後見センター講座スライド

「両親に何かあったらまず比較的近い次女が
駆けつけることにしている」

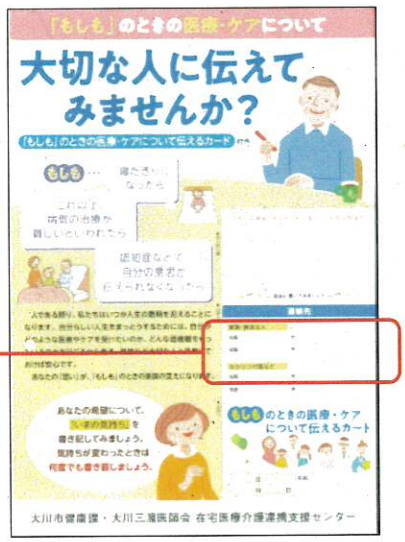

医師会配布資料

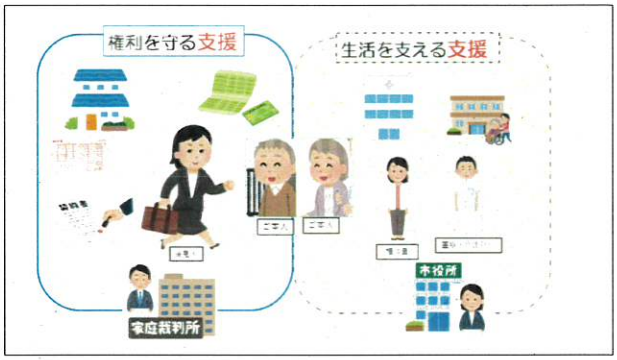

成年後見センター講座スライド

体の機能が低下しても
判断能力が低下しても
＋
支えてくれる
人・サービス・制度
⇒
自分らしく暮らす

「終活」という言葉から連想されるネガティブな感情「怖い」「不安」「あきらめ」により、
エンディングノートを避ける高齢者は多いのですが、最期まで自分らしく生きるために
知ることから始めよう、というメッセージを届けています。

出前講座の実際の様子

資料書式274 / 476 ページ

アンケート結果抜粋（6月-9月開催3講座合計）　回答者数49名/参加者数52名

年代別（計49名）

６０歳未満	0
60　代	2
70　代	11
80　代	31
90代以上	5
計	49

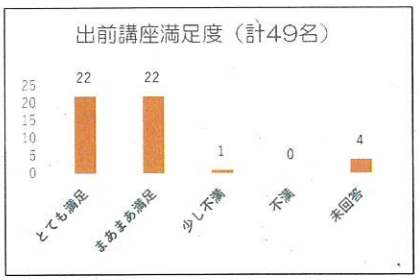

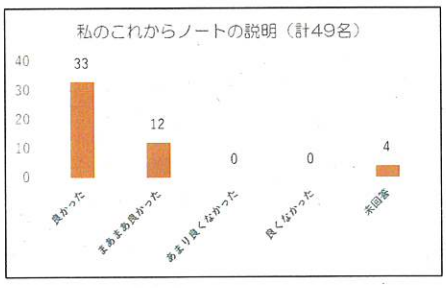

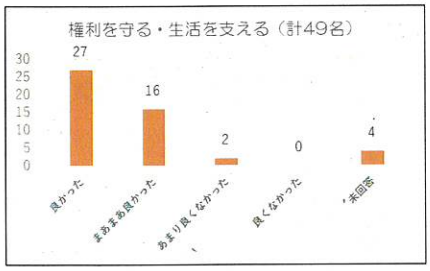

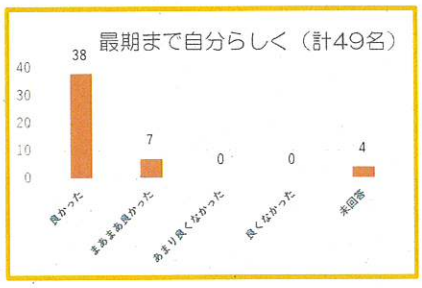

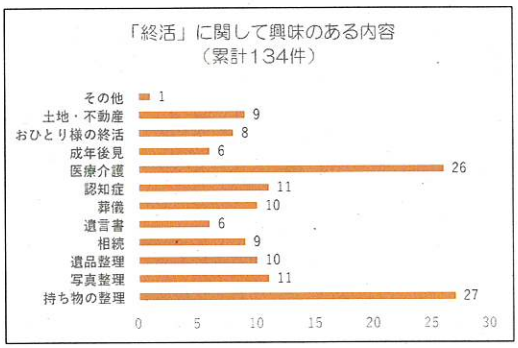

※このアンケート結果は、健康推進係と共有しています。

大川市持続可能な権利擁護支援モデル事業

～大川市おひとりさま支援事業のご紹介～

大川市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度利用促進事業」など、権利擁護支援策の充実に取組んでまいりました。この度、これらに加え“身寄りのない、あるいは身寄りがあっても支援を受けることが出来ない方”を対象とした新しい権利擁護支援モデル事業の試行的運用を開始いたします！新しい事業の名称は「大川市おひとりさま支援事業」です。

おひとりさま支援事業とは・・

対 象 者：大川市に住民票があり、身寄りがない、あるいはいても支援を受けられない方で、判断能力に不確かなところがあるがキャッシュレスサービスを理解・利用できる方

支援内容：①予算管理機能付きカード等を使った日常的金銭管理サービス
②意思決定サポーターによる意思決定支援
③入院・入所費用支払いのための支援

利 用 料：【一般】約 2,000 円/月額（①のサービス（月額）+②の訪問月 2 回利用の場合）

大川市社会福祉協議会

①日常的金銭管理サービス

- 貸金庫　通帳・印鑑などをお預かり
  エンディングノートも保管
- KAERU カード
  1 日毎、1 週間毎など使える金額を設定可能
  記録も残るので安心

意思決定サポーター

②意思決定支援

- 定期的な訪問　月２回
- 行政手続き等へ同行し、窓口でサポート（送迎はしません）
- KAERU カードや PayPay アプリの使い方支援
- ケア会議などへの同席

③入院費用支払いのための支援

- 大川市と大川信用金庫が協定を結び、利用者の入院費等は、本人が入院中で窓口に行けない時でも大川信用金庫の預金口座から医療機関へ振込むことができます。

※本人の大川信用金庫口座が必要です。　※振込み手数料はご本人負担となります。

管理・監督団体

- 大川市役所　全体を管理・監督します。
- 大川市成年後見センター　意思決定サポーターを支援します。
- 専門職チーム　困難なケースへ助言をおこないます。
- 大川市権利擁護ネットワーク会議
  年２回事業内容を検証し、地域の課題を話し合います。

お申込み・お問い合わせ先
大川市社会福祉協議会
担当：田中・竹井
Tel 0944-86-6556

お問い合わせ先
大川市福祉事務所地域福祉係
担当：松本
Tel 0944-85-5537

2024.04

令和7年10月21日(火)
奈良県弁護士会様

大川市における
持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組

大川市
大川市成年後見センター
大川市社会福祉協議会

大川市の取組みの背景

➢ 人口減少、一人暮らし高齢者の増加

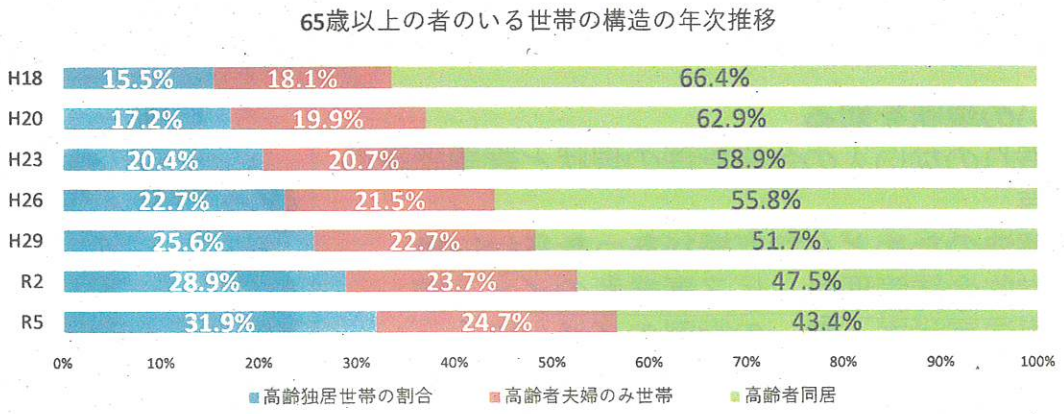

➢地域ケア会議から抽出された地域課題

○親族等の支援者不在で入院や入所ができない。
○お金の管理ができず必要な支払いができない。

- ✓ 金銭管理する人がいないため、預金の引き出しができず、必要な支払いができない
- ✓ 衣類や日用品の買い物ができない、入院時に用意したり届けたりする人がいない
- ✓ 医療の説明を理解し同意する人が本人以外にいない
- ✓ 緊急時の連絡先、身元引受人がいない

大川市の取組内容

【事業の背景・目的】

人口減少、少子高齢化の進行による一人暮らし高齢者の増加や、親族が遠方で支援が困難な市民が増加。これまで家族が担っていた金銭管理や生活支援などを担う人がいないため、日常生活のちょっとした困りごとが解決できないだけでなく、必要な入院や入所手続き、支払いができない高齢者が顕在化。

今後も身寄りのない市民の増加が見込まれる中、現在の成年後見制度や事務管理による支援だけで対応していくことは困難。

身寄りのない人も含め、市民が人生の最期まで安心して暮らし続けられるよう、また、担い手不足は金融機関や医療機関など市民の生活に必要なサービスの現場においても同様のため、できるだけ人的コストをかけない支援の仕組みづくりを行い、持続可能な大川市を目指す。

市、社協、成年後見センターで作戦会議

市のボランティアポイントデジタル化事業で連携していたKAERU（株）の持つKAERUカードの仕組みを活用し、人的コストをできるだけかけない仕組みづくりに取り組むこととなる。

DX、ICT活用

大川市の取組み～身寄りのない人の入院等～

R5年7月6日　権利擁護ネットワーク会議+
持続可能な権利擁護支援モデル事業検討部会

医師会、病院、介護施設、金融機関、民生委員、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、警察、地域包括支援センター、障害者相談センター、社協、行政等が参加

お互いの現状を知る
◆身寄りのない人の金銭管理の現状と課題認識の共有
課題解決のためどんな支援があったらいいか
◆日常的金銭管理サービス事業者のイメージ
◆意思決定サポーターの役割のイメージ

➡【規範的統合】私たちの取組内容

①身寄りのない人の入院・入所対応マニュアルの作成
R6.２月完成「大川市身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル」

②身寄りのない人等の日常的金銭管理支援の仕組みづくり
R6.2開始「大川市おひとりさま支援事業」

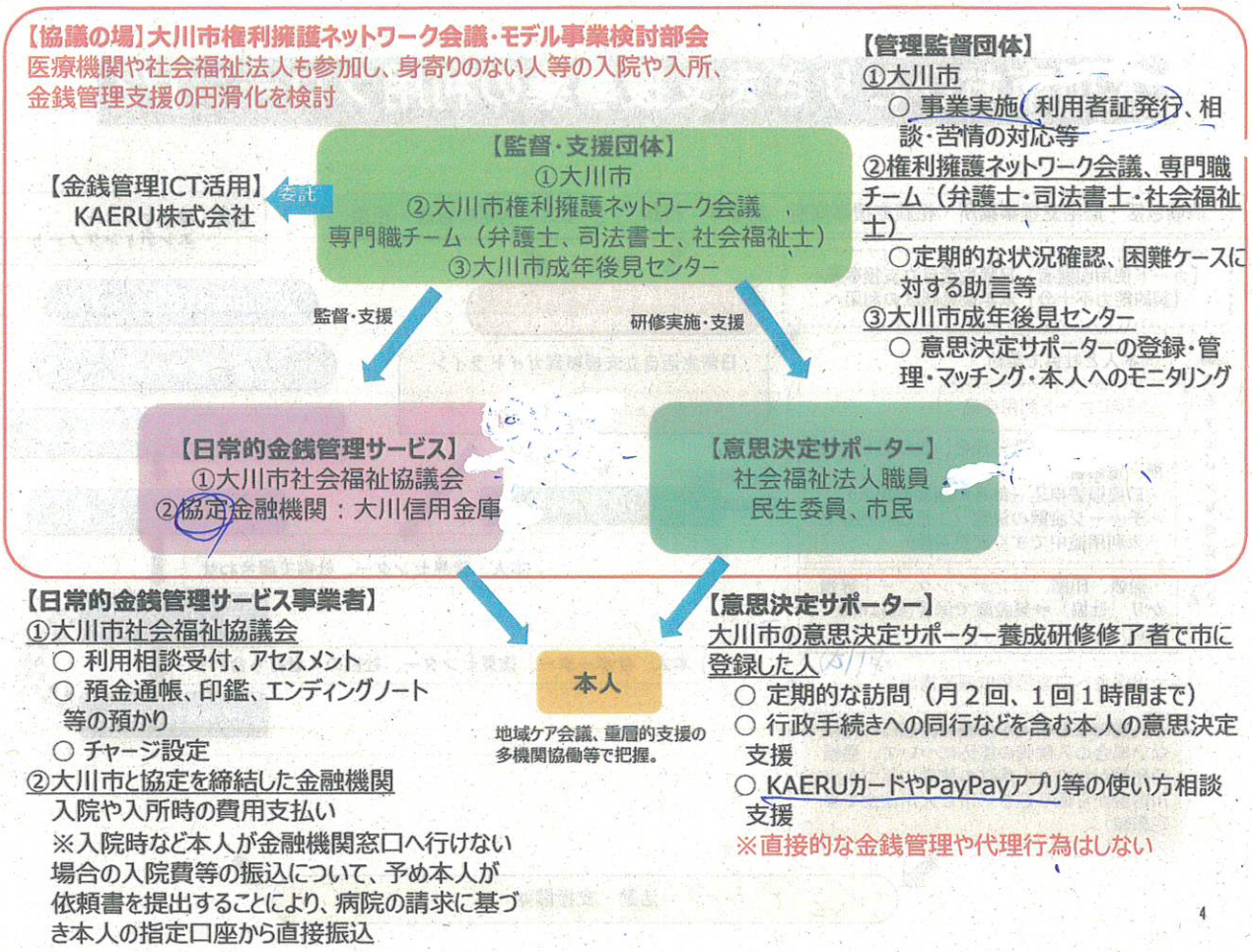

大川市の取組み～簡易な金銭管理・意思決定支援～

大川市おひとりさま支援事業における各主体の役割等

主体	日常的金銭管理サービス事業者	意思決定サポーター	管理監督団体	
担い手	大川市社会福祉協議会及び、大川市と協定を締結した金融機関	大川市の意思決定サポーター養成研修修了者で市に登録した者	大川市成年後見ｾﾝﾀｰ	大川市、権利擁護ﾈｯﾄﾜｰｸ会議
役割等	**大川市社会福祉協議会** ・利用相談受付、アセスメント ・預金通帳、印鑑、エンディングノート等の預かり ・チャージ設定 **金融機関** ・入院や入所時の費用支払い	・定期的な訪問（月２回、１回１時間まで） ・行政手続きへの同行などを含む本人の意思決定支援 ・KAERUカードやPayPayアプリの使い方相談支援 ※直接的な金銭管理や代理行為はしない	・意思決定ｻﾎﾟｰﾀｰの登録・管理・ﾏｯﾁﾝｸﾞ・ ・本人へのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ	**大川市** 利用者証発行、相談・苦情の対応 **専門職チーム** 困難ケースに対する助言、定期的な状況確認
本人負担	**※目安の金額** 【一般】1,846円/月　【生保】1,346円/月 参考：成年後見制度の場合（報酬助成の上限額） 【在宅】28,000円/月　【施設等】18,000円/月	**【利用者の要件】**以下の両方に該当する大川市民 ・事業内容等が一定程度理解でき、KAERUカードを利活用できる者 ・親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から支援が得られない者		

大川市おひとりさま支援事業の利用フロー　1/2

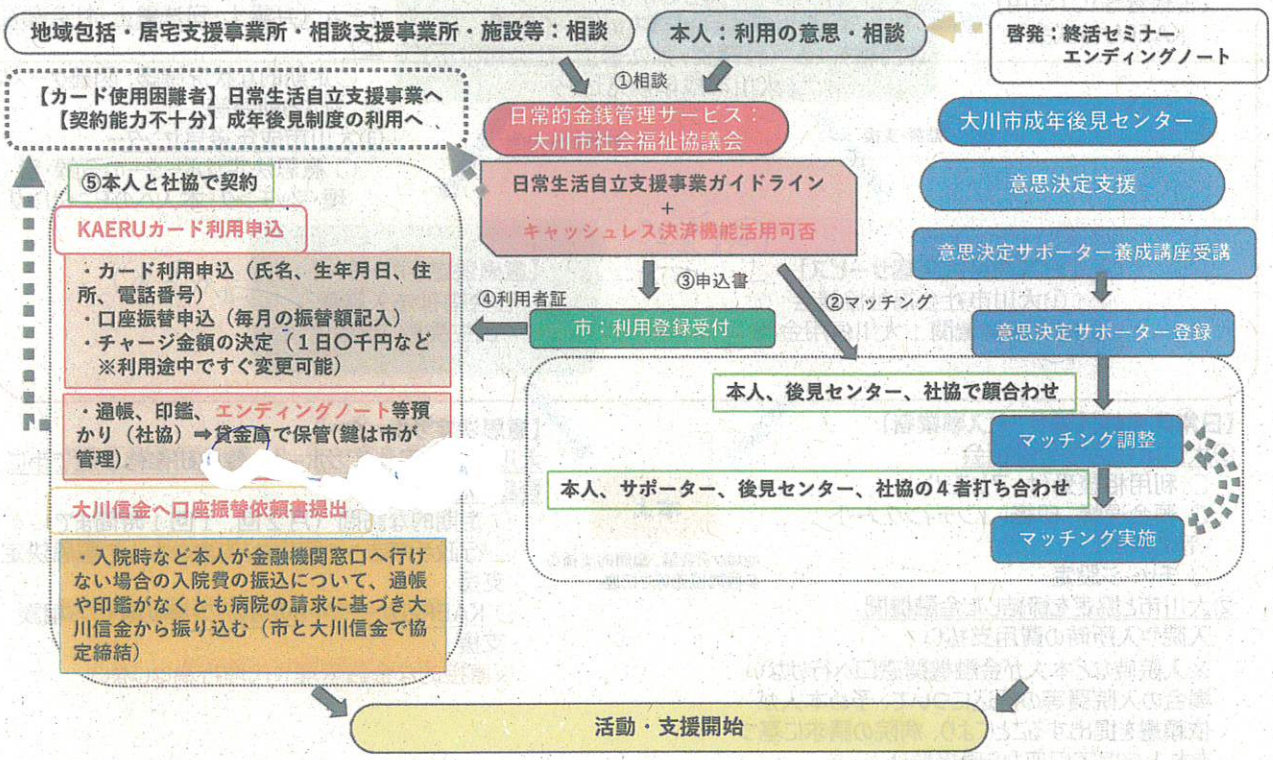

大川市おひとりさま支援事業の利用フロー　2/2

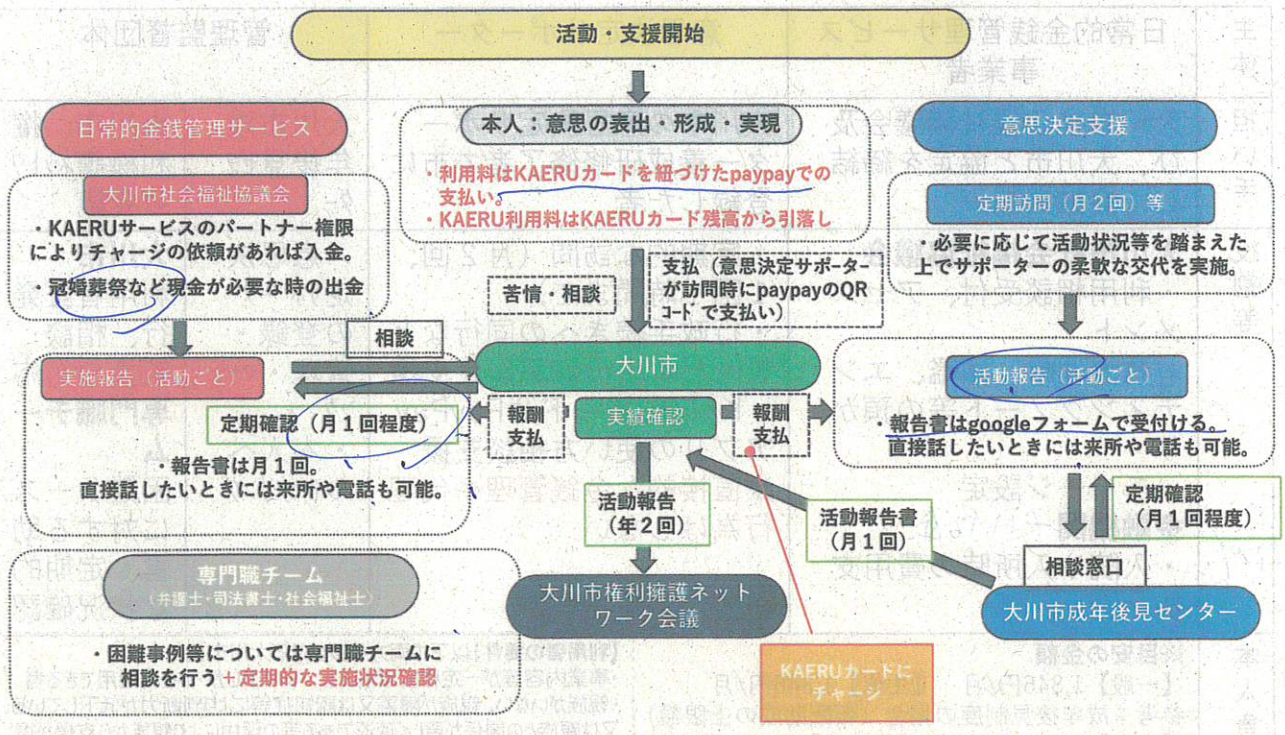

おひとりさま支援事業相談状況（令和５・6年度実績）

○おひとりさま支援事業利用相談者数　８名
うち事業利用開始　３名
（１名は日常生活自立支援事業に移行）

＊参考　成年後見制度利用者　８２名
（後見４０名、保佐３３名、補助９名）
日常生活自立支援事業利用者　６名

○身寄りがない人の入院・入所相談　８名
うちおひとりさま支援事業利用　１名
成年後見制度利用　５名

意思決定サポーターの状況（令和７年8月末現在）

登録者数：９名（社会福祉法人職員６名、元職員１名、市民２名）

令和５年度意思決定サポーター養成講座（対象：社会福祉法人職員）

下記①～③を全て受講

①11月15日 大川市意思決定支援セミナー （120分）	総合的な権利擁護支援や本人の特性に応じた意思決定支援の基本を学ぶ
②12月8日 意思決定サポーター養成講座 （240分）	1.意思決定支援について 2.意思決定サポーターの役割 3.対象者理解・対人援助の基礎（高齢者・精神疾患・知的障がい・発達障がい）
③1月17日 意思決定サポーター養成講座 （210分）	1.大川市権利擁護支援の取組み 2.意思決定サポーター活動の実際 3.KAERUカード説明 4.意思決定サポーターの実務と事務、サポーターへの支援

令和６年度意思決定サポーター養成講座（対象：市民）

①７月３１日 大川市成年後見フォーラム　（90分） ※導入講座	意思決定支援の基本的な考え方　～「私の人生の主人公は、私」～

下記②～③を全て受講

②９月20日午後 意思決定サポーター養成講座 （240分）	1.意思決定支援について（座学+演習） 2.基本的態度・認識（研修パートナー（当事者）と一緒に演習） 3.振り返り
③9月21日午前 意思決定サポーター養成講座 （180分）	1.大川市の現状と権利擁護支援の取組み 2.障がいの理解（社会モデル・人権モデル） 3.意思決定サポーターへの支援体制と活動の実際（当事者、サポーターインタビューあり） 3.KAERUカード説明 4.意思決定サポーターの実務

意思決定サポーター訪問活動の流れ

待合せ	意思決定支援	活動実施記録	モニタリング	サポーター座談会
ご利用者の訪問 利用料支払いを サポート PayPay QRｺｰﾄﾞ を利用	買い物や 手続き支援・ KAERUｶｰﾄﾞの 利用支援 ケア会議参加	訪問活動終了 後Googleﾌｫｰﾑ にて実施記録 を入力、送信	月に１度、後見 センター職員 が電話で活動 についての感 想や意見を聴 き取り	サポーター同士、 日頃の活動に ついての感想 や意見を語り 合う

・意思決定サポーターは２人体制
　　月に１回ずつ訪問
　　都合がつかない時は代わりに訪問するなど安定した訪問を実現
・活動実施記録を入力することで、サポーターの報酬がカウントされます

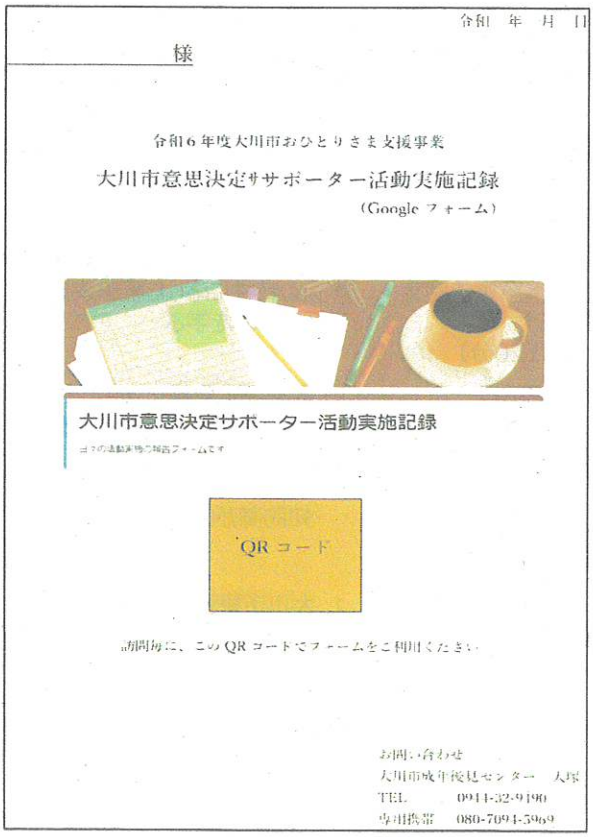

意思決定サポーターのサポート体制

①気になる事・困り事は
後見センターへ（市と共有）

②個別対応ケースは
専門職チームへ

③地域で考えたい事は
ネットワーク会議へ

④チャージ額の変更や
現金の扱いについては
社会福祉協議会へ

⑤フォローアップ研修
の実施

12

KAERUカードとは

Strictly confidential

サービス概要

お買い物や金銭管理などに不安を抱えている方が安心して使えるキャッシュレスサービスです。
マスターカード加盟店でチャージしたカード残高の範囲で利用できるプリペイドカードです。
主要機能として「予算管理」「パートナー設定」があります。

KAERU

予算管理

パートナー設定

特徴1
1日に利用できる金額を
利用者ごとに柔軟に設定可能

特徴2
利用者情報、決済履歴、操作
履歴などの情報にアクセス

特徴3
チャージや一時停止など
ブラウザからすぐにサポート

関係者への説明や調整

①本人の適正と買物状況を調査
キャッシュレス決済サービスに向いているか本人の適性を確認。
また現金の使用状況や利用するお店等を調査。

↓

②支援会議
事業の説明とともにキャッシュレス決済サービスの導入について本人、支援者に説明、ご意見を伺う。

↓

③意思確認
支援者会議前後、何度かに分けて本人へ利用の意思確認を行う。

↓

④支援者へ報告
本人の意思確認後、利用する旨を支援者に報告。改めてカード使用について見守りをお願いする。

↓

⑤カード申込み
社協を通じてKAERUカードの申込を行う。

利用者へのカードの使い方や指導方法

①カード到着後
ペイペイやCokeOnなどのアプリの紐づけを本人と一緒に行う

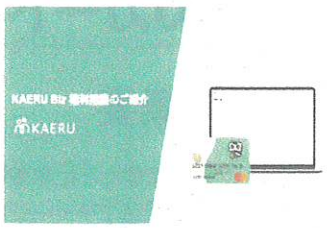

②カード到着後
本人が一番利用されるお店に同行しカードの使い方を直接指導

③利用開始後
本人の利用状況をシステムで確認。
支払いなどで上手くいかなかった場合は原因を調べ解消する。

※KAERU株式会社からいただいた支援者向け説明資料
「KAERU Biz 権利擁護」のご案内を参考に！

不明な場合は遠慮なくサポートセンターへ連絡！！

カードを導入して支援がどのように変わったか（Aさんの場合）

利用前の暮らし	KAERUカードを取り入れた暮らし
【お金の管理】 ・年金振り込み通帳はGHの金庫で預かり。 ・工賃は、就労支援事業所で預かり、毎週決まった金額を手渡ししている。通院費は別途渡している。 【お金の使い方】 ・お小遣いの範囲で自由に買い物をしている。 ・現金＋手帳提示で「割引き」も活用している。 ・財布にはワオンカードやいろいろカード類あり。 ※勧められると断れないのかも 【日用品の用意】 ・自分で好きなものを購入している。 【休日の過ごし方】 ・午前中は自分の昼食（カップ麺など）を持参し自立支援センターへ遊びに行っている。 ・13時～14時頃GHへ帰宅するが、その間に自転車でショッピングモールなどへ寄り買物。	【お金の管理】 ・年金振込通帳は市が借りた貸金庫で保管 ・給与は銀行振り込み→KAERU口座へ定額を振替（無料） ・必要な現金は月に1度社協職員と一緒に銀行で出金 ・いつもより大きな出費の日は社協に連絡チャージ額変更 【お金の使い方】 ・昼食購入や受診時に現金を使用 ・自販機ではKAERUカード（コークオン）を使い購入 ・サポーターと一緒にKAERUカードを使って買い物慣れたら一人でも買い物（チャージ設定は1日ごと） 【日用品の用意】 ・必要なものや気に入ったものを自由に購入 【休日の過ごし方】 お金の使い方を相談できるので、新しいことにも安心して挑戦できる。 ・これまでと変わらず、自由な時間も過ごしている。

大川市おひとりさま支援事業　入院時のフロー

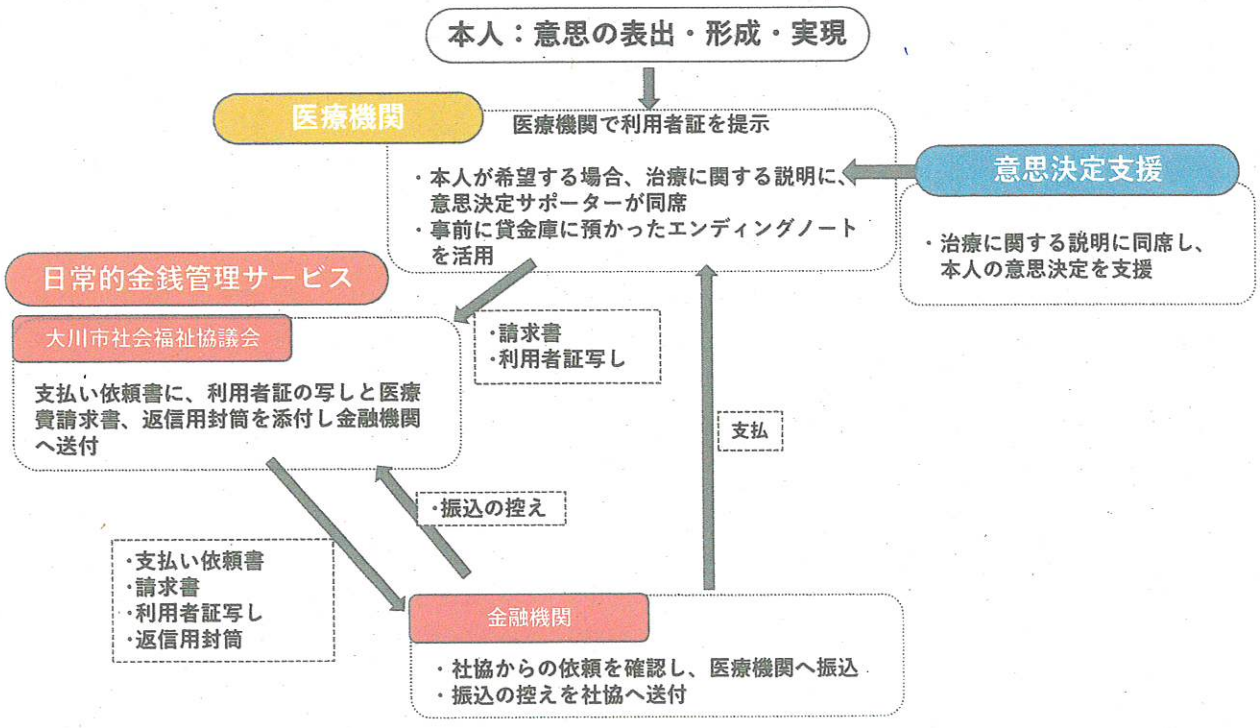

大川市の終活支援　取組の経緯（健康課）

単身高齢者の増加、親族や地域との関係性の希薄化がすすむ中、健康なうちに終活をサポートし、自身の将来について考え、備えることが必要。

令和4年度　株式会社鎌倉新書と終活連携協定を締結

【鎌倉新書の支援】

1．市民へ終活に関する情報発信を行うこと
2．職員への終活に関する研修を行うこと
3．終活について、市民や職員からの相談に対応すること

終活支援の主な取組について

1．市民への情報発信

・私のこれからノート、終活べんり帳の配布
・終活セミナー及び出前講座の開催

2．研修会の開催

・市職員への終活に関する研修会を開催
・医療介護従事者に対してエンディングノートの書き方に関する研修会を開催（多職種連携協議会と連携）

3．市民や職員からの終活に関する相談対応

終活相談ダイヤルを設置

大川市終活セミナーの概要

目的

・一度きりの大切な人生、残りの時間を豊かによりよく生きる
・最後まで自分らしく生きるための整理と備えを考える
・自分が望む医療や介護について考え、身近な人と共有する

実施概要

●市民向けセミナー　年1回
●出前講座　随時（成年後見センター、健康推進係）

関係機関

●大川市成年後見センター
●大川三潴医師会　認知症地域支援推進員、在宅医療介護連携センター相談員
●大川市健康課健康推進係

3

大川市終活セミナーの実施状況

令和4年度終活セミナー
・「終活とは」鎌倉新書提供DVD視聴
・「エンディングノートの書き方」エンディングノートの記入、意見交換
（参加者24名）

令和5年度終活セミナー
・講話「生前整理のすすめ」　福岡県空き家活用サポートセンター講師派遣協力
・意見交換
（参加者45名）

令和6年度終活セミナー
・講話「知っておきたい相続のこと」　福岡県司法書士会講師派遣協力
・個別相談会（司法書士対応）
（参加者31名、個別相談7名）

4

令和４年度終活セミナー
「終活とは　エンディングノートの書き方」

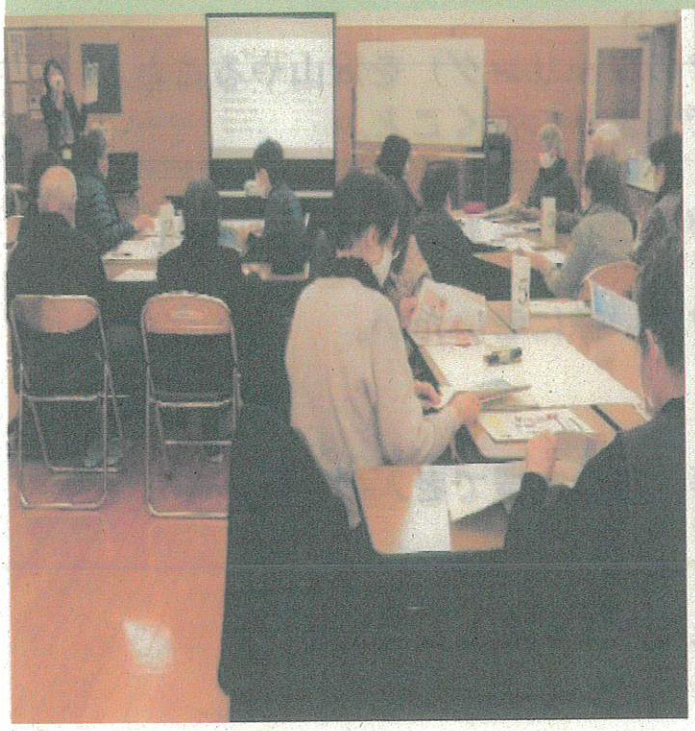

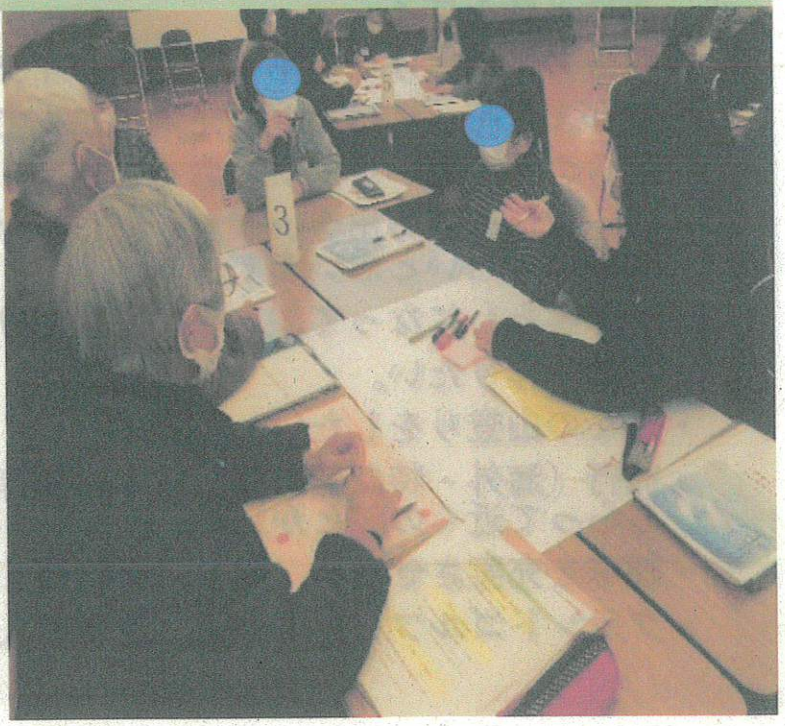

参加者意見（終活に関する気になること）

R4年度

- お墓を建てたいけどいつがいいのか。生きている時か。
- 金、自宅の処分、お寺（自分で決めていいのか、義理兄に従うべきか）
- 土地、財産、お金、個人情報、成年後見人のこと。
- 亡くなった後の家の処分、財産。
- 仏壇をどうするか、樹木葬
- 遺言書の簡単な見本を見てみたい。
- お金の事。子供へ（３人）子供たちが揉めないようにするためには。
- 延命処置をしたくないことを伝えたい。
- 葬儀のことが心配。お金もだし…。写真を準備しておく。
- 家の中の整理、子供たちと話したことない。
- 自分が認知症になったらどうしようか。
- 田んぼがあるのでいつ名義変更すべきか。持ち家の処分。
- ８７歳で免許返納する予定。

参加者意見（これからやってみたいこと）

R4年度

- 家族と話をする。
- 自分の趣味（オートキャンプやバイクのツーリング）を沢山やること。
- 妻がまだ行っていない観光地を二人で泊まりに行くこと。
- 自分の今の思いを書いておくこと。
- いっぱい人との出会いがありましたが、これからも人さまとの出会いを大事にしたいと思います。
- 一人暮らしになって、人様に迷惑かけない様に老いたい。
- 友達を作りたい。
- 近くの山登りをしたい。
- 旅行（海外・特に船の旅、日本縦断等・市の支援で老人の手伝いをしてもらって近くの旅とか）
- 趣味を充実させたい（釣り、小物づくり）
- グランドゴルフ（週に一回、近所の人たち１５名としている。）

令和５年度終活セミナー「生前整理のすすめ」

参加者意見（講話「生前整理」を聞いた感想）

R５年度

●地域では、終活など聞いたことがない。なじみがなく、なんとなく先の事とばかり思っていた。元気な時から、大事にしていた物や、思い出があるものは、一緒に整理しながら大事にしたい。

●妻とエンデイングノートや終活便利帳を見ながら、勉強して自分たちの子供が困らないように一緒に話ながら整理していこうと思った。

●今日の話を聞いて、奥が深いと思った・・いらない物の処分の話と思っていたが、簡単捨てられない現状もあり、後々処分に困る場合もある。親にとっては捨てきれない時があるが、子供と一緒に話ながら、昔のアルバムでも整理しながらたくさん話して、大事な物、いらない物を元気な内から整理したいと思った。

令和６年度終活セミナー「知っておきたい相続のこと」

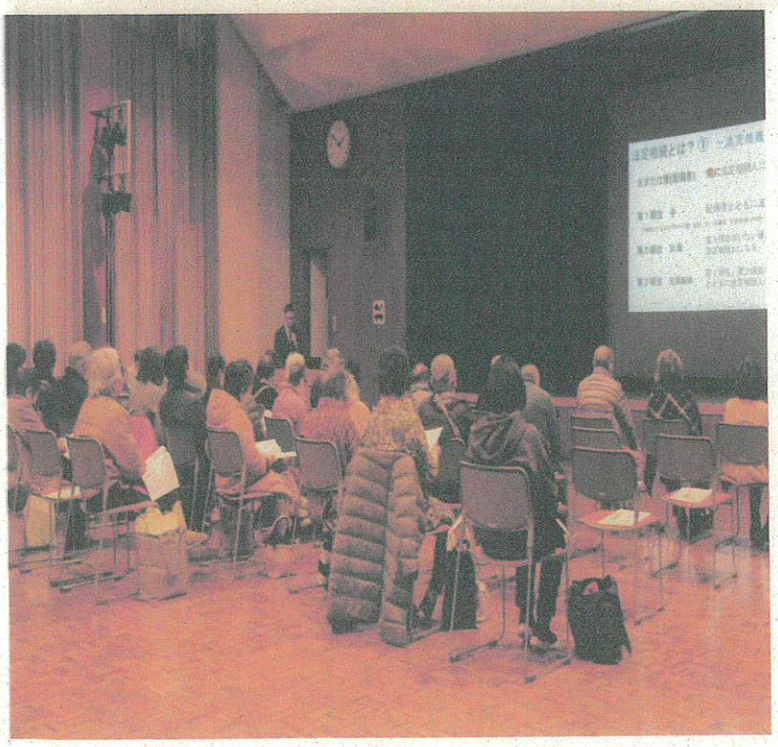

個別相談会場

R６年度

参加者意見（講話「知っておきたい相続のこと」を聞いた感想）

・遺言の大切さがわかりました。
・相続について新たにわかった事もあり、相続する人に伝える事項などがある事がわかって良かった。
・子供が３人いて、孫のこともあるので知れてよかった。
・私の場合、相続する子供は3人いるのですが、それぞれ独立して遠方にいるので、家はいらないと皆言うので、どうしたら良いか悩んでいます。元気なうちに問題を解決したいのですが実際は売却したくても買い手がないと思います。
・わかりやすかったけど実際やってみないとわからないことが多いと思う。

大川市高齢者等の成年後見制度の利用等に係る事務管理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、判断能力が十分でないため、金銭管理等が困難となり、親族等の支援が見込めない高齢者等（６５歳以上又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７条第３項第２号及び同条第４項第２号に規定する４０歳以上６５歳未満の要介護者及び要支援者。以下同じ。）に対し、市が民法（明治２９年法律第８９号）第６９７条及び第６９８条の規定に基づく事務管理を実施するに当たり、当該事務管理の業務の範囲及び取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　事務管理の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、法律等による適切な対応が困難な高齢者等とする。

(1)　市内に住民登録を有すること。

(2)　大川市長を申立人として成年後見制度を利用する予定があること又は社会福祉法人大川市社会福祉協議会等が実施する地域福祉権利擁護事業（以下「地域福祉権利擁護事業」という。）を利用する予定があること。

(3)　認知症その他の理由により判断能力が低下し、自己の財産の管理が困難又は不可能であること。

(4)　４親等内の親族がいない、又は親族による支援が見込めないこと。

(5)　緊急を要することが認められること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、対象者とすることができる。

（事務管理の内容）

第３条　市長は、対象者に対し、必要最小限の範囲において原則として第１号に掲げる事務管理を行うものとする。ただし、特に必要と認める場合は、第１号に掲げる事務管理に加え、第２号又は第３号に掲げる事務管理を行うことができるものとする。

(1)　現金、預金通帳、鍵、印鑑、各種公的保険被保険者証及び関連証書、年金証書、私的契約に係る重要書類（権利証書、保険加入者証書等）等の保管

(2)　日常生活継続に必要となる公共料金、医療費、家賃等の支払及び付帯して必要となる預金の払戻し等に係る手続

(3)　その他市長が特に必要と認めた事務管理

(調査)

第４条　市長は、対象者と思われる者を発見した場合、大川市成年後見センター等の関係機関から通報を受けた場合、又は対象者と思われる者から財産等預かり依頼書（第１号様式）の提出を受けた場合は、関係機関と連携し、協力し、速やかに実態を調査する。

(開始)

第５条　市長は、前条に規定する調査の実施後、福祉事務所長、地域福祉係長、その他の担当職員で構成する事務管理実施検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、事務管理が必要と認めるときは、第３条に規定する事務管理の内容及び期間等を定め、事務管理の開始を決定する。

(財産等の管理)

第６条　市長は、事務管理の開始を決定したときは、管理する財産について大川市高齢者等の成年後見制度の利用等に係る事務管理に係る事務管理開始・変更決定通知書（第２号様式）を対象者に交付する。

第７条　市長は、管理する財産等について財産等預かり台帳（第３号様式）を作成し、第３条第２号又は同条第３号に掲げる事務管理を行うに当たり現金の出納を行う場合は、現金出納簿に記載する。

第８条　市長は、決定した事務管理の内容を変更することが適当であると認める場合は、検討会議を開催し、変更の決定をする。

２　前項の決定により市が管理する財産等に変更が生じた場合、市長は大川市高齢者等の成年後見制度の利用等に係る事務管理に係る開始・変更決定通知書により対象者に通知する。

３　市長は、前２項に規定する決定及び通知について、財産預かり台帳に変更内容を記載する。

(終了)

第９条　市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、事務管理を終了する。

(1)　市長が適当と認める親族等による事務管理が可能になったとき。

(2)　対象者が地域福祉権利擁護事業に係る契約を行うことにより、当該事業による事務管理が可能になったとき。

(3)　成年後見制度に基づき、対象者を代理する後見人等による事務管理が可能となったとき、又は審判前の保全処分による財産管理人が選任され、財産管理人による事務管理が可能になったとき。

(4)　対象者が死亡したとき。

(5)　やむを得ない事情の解消により、対象者が自身で事務管理を行うことができるようになったとき。

(財産の引渡し)

第１０条　市長は、事務管理を終了するときは、新たに事務管理を行う者に財産等預かり台帳に記載された財産等を速やかに引き渡すとともに大川市高齢者等の成年後見制度の利用等に係る事務管理終了決定通知書兼財産等引渡書(第４号様式)を交付する。

２　前項の引渡しを受けた新たな事務管理者は、財産等引渡受領書（第５号様式）を作成し、市長に提出することとする。

(補則)

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和４年１０月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

大川市身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル

令和６年２月

大川市・大川市権利擁護ネットワーク会議
大川市持続可能な権利擁護支援モデル事業検討部会

目次

はじめに 1
1．マニュアルの支援対象者（身寄りのない人の定義） 1
2．身元保証・身元引受等の機能・役割 1
3．本人の意思・意向の確認と尊重 2
4．医療同意に関する対応の原則 2
1）本人の意思の尊重の原則 2
2）本人の意思が確認できない場合 2
3）緊急時の対応 3
4）緊急を要しない場合の対応 3
参考：精神科病院における入院形態と医療同意の特徴 4
5．具体的な対応
1）判断能力がある場合 6
①緊急の連絡先 ②医療同意に係る書類（入院申込書・入院計画書）
③入院中に必要な物品の準備 ④入院費の支払い ⑤退院支援・施設入所支援
⑥死亡時の対応・遺体の引き取り
2）判断能力が不十分・ない場合：成年後見制度の活用あり 8
①緊急の連絡先 ②医療同意に係る書類（入院申込書・入院計画書）
③入院中に必要な物品の準備 ④入院費の支払い ⑤退院支援・施設入所支援
⑥死亡時の対応・遺体の引き取り
3）判断能力が不十分・ない場合：成年後見制度の活用なし 10
①緊急の連絡先 ②医療同意に係る書類（入院申込書・入院計画書）
③入院中に必要な物品の準備 ④入院費の支払い ⑤退院支援・施設入所支援
⑥死亡時の対応・遺体の引き取り
6．大川市担当窓口一覧 13
7．医療機関・施設の相談支援窓口一覧 14
8．意思決定支援・ACP の推進 14
9．用語の定義と解説/参考資料 16

はじめに

大川市では、人口減少、少子高齢化が進行し、身寄りがない、又は親族はいても関係性が希薄で支援が受けられない人が顕在化してきています。そのような人が直面するのが、入院や入所に際して求められる緊急連絡先の問題です。本マニュアルは、緊急連絡先に求められる役割を明らかにし、行政、医療機関、福祉事業所、金融機関等と協議を行い、緊急連絡先の役割を分担することによって、身寄りがない人等が、安心して医療や介護を受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関の連携と協力を円滑に行うために作成しました。

1．マニュアルの支援対象者

身寄りがない人のほか、家族等へ連絡がつかない人、家族等の支援が得られない人（虐待されている疑いのある人、虐待されている人も含む）

※ 本マニュアルにおける「家族等」とは、民法上の親族のほか、本人と共同生活を営む等家族関係にあたる者及び本人と相互の信頼関係にあり身元保証を引受ける意思のある友人・知人を含むものとする。

2．身元保証・身元引受等の機能・役割

医療機関や施設が「身元保証・身元引受等」に求める機能や役割としては、主に次のような事項であると考えられ、本マニュアルではこの事項について本人の判断能力の程度等により場合分けして対応方法を記載する。

① 緊急時の連絡先に関すること
② 同意に関わる書類（入院申込書・計画書等）に関すること
③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
④ 入院費の支払いに関すること
⑤ 退院支援に関すること
⑥ 死亡時の遺体・遺品の引取りに関すること

3．本人の意思・意向の確認と尊重

判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応を行うことが原則である。通常時は判断能力が十分な人であっても、疾病、障害、環境の変化によるストレス等で一時的に意思決定能力が低下することがある。このような場合にも、本人が安心できるような環境づくり等を行い、本人の意思を尊重し、その決定を支援する対応を行うことになる。

【意思決定能力の構成】

1）理解する力　説明の内容を理解できる能力

2）認識する力　受けた説明を自分のこととして認識できる能力

3）論理的に考える力　説明された内容や情報をもとに論理的に考え判断できる能力

4）選択を表明できる力　論理的に考え判断した自分の意思を表明できる能力

4．医療同意に関する対応の原則

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスガイドライン（厚生労働省平成30年3月改定）」に基づく意思決定支援や方針決定を行う。

1）本人の意思の尊重の原則

医療行為の決定は本人の一身専属の権利であり、本人の状況に応じた説明と同意のプロセスを踏むこと。時間の経過、心身の状態の変化等に応じて意思は変化しうるため、医療・ケアチームにより適切な情報提供と説明がなされ、本人の意思表示ができるような支援を行うこと。また、本人が自らの意思を伝えることができない状態になる可能性もあるため、家族等も含めて繰り返し話し合うこと。

話し合った内容は、その都度文書にまとめて共有する。

2）本人の理解が不十分な場合や意思確認ができない場合

次の手順で医療・ケアチームの中で慎重な判断を行い、その経過を本人の診療記録に記載する。

家族等が本人の意思を推定できる	➡ 本人の推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとる	**このプロセスで話し合った内容は、その都度、診療記録に記載する。**
家族等が本人の意思を推定できない	➡ 本人にとっての最善を家族等と医療・ケアチームで、十分話し合う	なお、心身の状態等により医療・ケアの内容決定が困難な場合や、家族等の中で意見がまとまらない場合等については、複数の専門家で構成する話し合いの場を設置し、方針の検討や助言を行うことが必要
家族等がいない	➡ 本人にとって最善の方針を医療・ケアチームで慎重に判断する	

3）緊急時の対応

突然、意識不明の重篤な患者が運び込まれるような救急時における医療は、原則として救命措置が最優先となるが、その後、例えば家族等の到着により病状の経過が明らかになって本人の意思も推定できるようであれば、本人の意思を基本とした医療を行い、その事実と理由を診療記録に記載する。

4）緊急を要しない場合の対応

医療・ケアチームの中で協議するプロセスを踏み、最終的には医療機関において本人にとっての最善を考えた判断を組織として行う。

●治療に関する同意は本人にしかできない（一身専属性）

現行制度では、成年後見人等の役割として医療同意の権限までは含まれていません。このため、成年後見人等に同意書へのサインを強く求めることがないよう注意が必要です。医療機関が成年後見人等に対して説明を行った旨を事実確認として残したい場合には、例えば「説明を受けた」との署名を求める方法もあります。

本人の理解力が不十分な場合、本人の支援者もしくは医療機関の看護師・医療ソーシャルワーカー（以下、MSW という）等本人の支援に関与する職員が同伴できるように、可能な範囲で設定すること。家族以外の支援者の同伴は、本人の意向を必ず確認する。本人の意向が確認できず医療者が必要と判断した場合は、同伴を依頼し、これら一連の経緯を本人の診療記録に記載する。

【書類の対応】

本人が署名できない場合は、署名欄は無記名のままとする。その理由は診療記録に記載する。

例１）本人の家族等が不明なため、本人に支援者Ａの同伴の希望を確認し、希望されたため、本人とＡに○○について説明を行い、その治療について行うことの同意を得た。本人は障害があるため書類に署名できない状況であることを確認した。このため同意書類には無記名のままで対応した。

例２）本人は身寄りがないとの情報を支援者Ａより確認。本人は意思表明できる状況ではないこと、緊急を要する状況のため、医師の判断で本人に最善の治療として○○を実施することとなる。同意書類等には本人が署名できない状態であるため無記名で対応。

●後日家族がみつかった場合
・治療後に家族に説明する際は、家族不在の中で、医療・ケアチームがどのように判断したか経緯を含めて治療内容について説明を行う。

●本人と疎遠な家族との関わり方
・連絡先を把握している家族には本人の状況や治療について説明する必要があるが、家族が本人との関わりを拒否した場合は、医療・ケアチームで本人にとっての最善の決定をしていく旨を伝える。この場合、可能な限り本人が理解できる言葉や説明方法で本人に説明するとともに、家族が拒否した理由及び医療・ケアチームでの話し合いの経緯や経過を記録しておく。

＊参考＊

精神科病院における入院形態と医療同意の特徴

精神科病院においても、医療同意について本人の同意が原則であることは、他科と同様であり、本人の同意に基づいて医療を行うよう努めることが求められている。

しかし、本人が明らかに治療拒否をしていたとしても入院による医療を行う必要が生じるという精神疾患の特性から、精神保健福祉法において、本人の人権に配慮した適切な医療と保護を目的に、入院医療について多くの規定があり、精神症状と医療の必要性から入院形態が以下のとおり定められている。

【精神保健福祉法に定められた入院形態】

任意入院

本人の同意に基づく入院で、人権擁護の観点からも、医療を円滑かつ効果的に行う観点からも、これが原則的な入院形態とされている。

医療保護入院

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、任意入院が行われる状態にないと判定された者について、家族等のうちいずれかの者の同意がある場合は、本人の同意がなくても入院させることができる。

ここでいう「家族等」とは、配偶者、親権者、直系血族、兄弟姉妹、家庭裁判所で選任された扶養義務者、後見人又は保佐人のうちいずれかの者をいう。

家族等の該当者がいない場合や家族等の全員がその意思を表示できない心神喪失などの場合は、居住地を管轄する市町村長が同意の判断を行う。ただし、家族等が反対している場合や、反対はしていないが同意することを拒否している場合は、市町村長同意を行うことはできない。

○家族等のうち同意要件に該当しない者

・行方の知れない者

・本人に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族

・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人

・成年被後見人、被保佐人

・未成年者

令和５年４月から、医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除くこととされた。当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができる。

令和６年４月から、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合には、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

措置入院／緊急措置入院

措置入院とは、都道府県知事の指定した２人以上の精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国もしくは都道府県の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。本人の意思や家族等の同意に関係なく、都道府県知事の命令で行政措置として入院措置をとるもの。

緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、精神保健指定医の診察は１人で足りるが、入院期間は72時間に制限される。

応急入院

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、ただちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、任意入院を行う状態にないと判断された者のうち、急速を要し家族等の同意を得ることができない場合に、72時間に限り都道府県知事が指定する精神病院へ入院させることができる。

医療同意の特徴

任意入院以外は本人の同意に基づかない入院形態であり、本人の同意が取れない場合の入院治療は、精神保健指定医の専門的判断を基に、精神保健福祉法に定められた手順に従い治療を行うという点が精神科病院の入院治療の特徴である。

身寄りのない人で判断能力がない、または不十分な人についても市町村長同意による医療保護入院や応急入院などの手続きが規定されていることで医療を受ける権利が保障されているといえる。

また、医療保護入院では、精神保健指定医の判断のもと、家族等に同意を得て治療契約を結ぶこととなる。成年後見人及び保佐人も入院に関しては同意をすることができるが、治療内容に関しては同意権がないことに注意すること。

5．具体的な対応

1)判断能力がある場合

①緊急の連絡先

本人に家族や親族の連絡先を確認する。または下記のフローチャートを参考に、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認する。

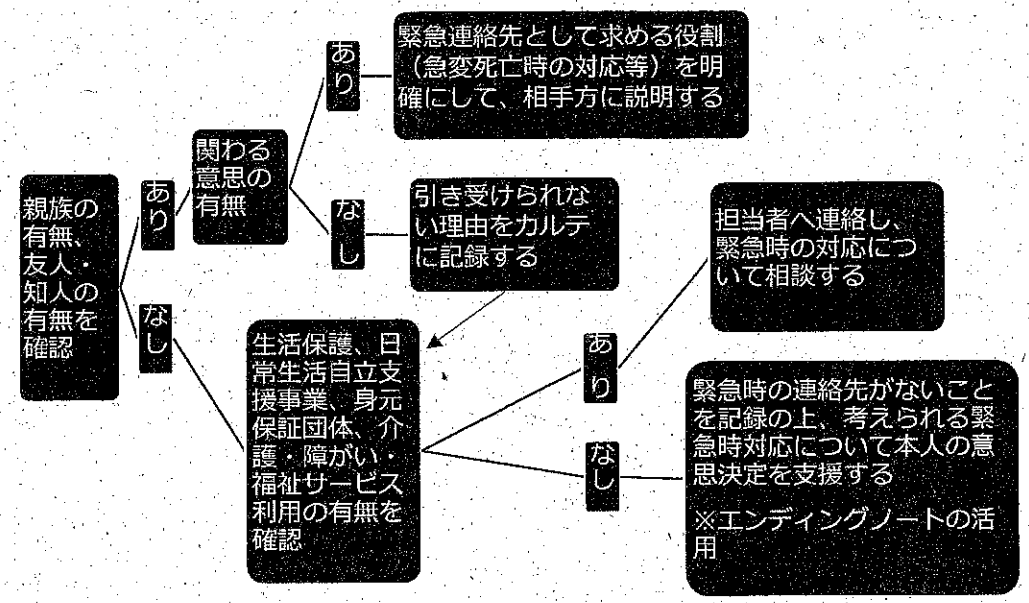

②医療同意に係る書類（入院申込書・計画書）

本人に説明を行い、必要な検査や処置等の同意を得て治療等を行う。

③入院中に必要な物品の準備

医療機関に、病衣やタオル、洗面用具等の入院に必要な物品について購入やレンタルサービスが利用できる環境があることが望ましい。

医療機関にそのような環境がない場合、①の緊急連絡先に物品の準備が可能か確認する。

④入院費の支払い

本人に請求し、支払いしてもらう。

本人が保険証をもっていない場合や生活に困窮していると考えられる場合は、市の生活困窮者の相談窓口（困りごと相談室）へ相談する。

⑤退院支援・施設入所支援

本人に必要な療養環境の情報を提供し、療養先の選択として在宅、転院または入所支援を行う。

身寄りがないことで、身元保証人がいないため施設入所手続きが進まないことが考え

られる。成年後見制度の利用準備を含めた退院支援も念頭に、本人をサポートするチームづくりを行う。

○①で本人が利用しているサービスや支援機関があれば、担当者へ連絡。何も利用がなければ、高齢者：地域包括支援センター、障害者：障害者相談センター、困窮者：困りごと相談室へ相談する。（P13 参照）

⑥死亡時の対応・遺体の引取り

入院・入所中に死亡した場合、相続が生じ、葬儀や残置物の引取りに関し、法的には医療機関等は家族や親族等の相続人との対応を行うことになる。しかしながら、家族等が不在、疎遠、不明の場合には、以下の対応が必要になる。

○あらかじめ本人と打合せができている場合はその対応を行う。

・緊急連絡先へ連絡、「死後事務委任契約」に基づく葬祭業者等へ連絡など

○突然の場合で、本人との打合せもない場合、市の地域福祉係へ相談する。

●遺体等の取扱い

火葬等の実施者がおらず、行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」という。）及び墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）に基づき市町村が対応する場合を記載する。

①身元が判明している人が死亡した場合で、遺体等の引取者がいない時は、死亡地の市町村が遺体の火葬等を行う。（墓埋法第９条）

⇒大川市の担当課：福祉事務所地域福祉係

火葬等の費用は市が肩代わりし、本人の遺留金を充当するが、不足するときは相続人、扶養義務者の順に費用の弁償を求めることとなる。

預貯金については、行旅法第 11 条（墓埋法第９条第２項で行旅法を準用する場合を含む）を根拠として、市町村は相続人に優先して火葬等の費用に充当でき、法律上、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めておらず、意思確認は不要である。

②行旅中の人や身元が不明な人が死亡した場合で、遺体等の引取者がいない時は、死亡地の市町村が遺体の火葬等を行う。（行旅法第７条）（※行旅中とは、生活圏外に旅行中の意味）

⇒大川市の担当課：福祉事務所保護係

2)判断能力が不十分・ない場合:成年後見制度活用あり

①緊急の連絡先

連絡先を把握する。「補助」「保佐」「後見」を確認する。

成年後見人等が選任されていても、緊急連絡先となりうる親族等がいる場合もあり、この場合には誰が緊急連絡先となるか、親族や成年後見人等の間で役割分担等の確認が必要。

また、急変死亡時の対応について相談し、この場合の対応をあらかじめ決めておき、医療機関は現場の医療者と診療記録の中で共有しておくとよい。

・確認事項:「時間帯ごとの連絡先」「遺体の引き取り方法等」

<参 考>

類型	内容	ポイント
補助	判断能力が不十分な人	本人の判断能力はあるため、本人が同意した範囲でのみ援助される
保佐	判断能力が著しく不十分な人	日常の買い物はできるが、不動産取引は一人ではできない等、民法で定められた特定の法律行為についてのみ、保佐人に同意権と取消権が付与
後見	判断能力を欠いている人	本人が判断能力を欠いているため、法律上後見人に同意権はない。本人の日常生活に関する行為以外の代理権と取消権が付与

②医療同意に係る書類(入院申込書・計画書)

本人が理解できるようわかりやすく説明を行うとともに、家族、ケアマネジャー、相談支援専門員や友人・知人、意思決定サポーターなど本人の身の回りの人で本人の入院診療についての説明に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認したうえで情報提供を行う。

未成年後見人や成年後見人(補助・保佐・後見)は、裁判所の選任によるものであり、医療機関における医療同意を行うことはできない。しかし、診療契約の代理権をもつため、診療内容の確認を求めることはできる。また、本人にとっての最善を考えることはできる存在であることを認識し、カンファレンス等を行う場合は、参加してもらうかどうか検討できる。

医療同意にかかわる書類については、上記をふまえて対応し、本人が署名困難な場合は、署名のない書類として、本人の診療記録にその理由を記載する。

「それ以外の書類」は、成年後見人等に代筆をお願いすることができる。

【例】衣類やケア用品のレンタルサービスの申込書類など。

③入院中に必要な物品の準備

成年後見人等とあらかじめ身の回りの物品の購入について打ち合わせを行い、対応す

る。物品を準備する等の事実行為は、成年後見人等の業務として行うものではないが、支払いやレンタルサービス等の契約は成年後見人等が行うことができるため、医療機関で紹介できるサービス等があれば成年後見人等へ伝える。

また、急変死亡時のことをあらかじめ考慮し、死亡時に着用する衣類（寝巻）などの準備の確認をしておくとよい。

④入院費の支払い

成年後見人等へ請求書を渡して支払いを依頼する。なお、成年後見人等が保証人として入院費を負担することはない。

⑤退院支援・施設入所支援

本人の意向を確認し、成年後見人等と相談をしながら、療養先の選択や療養先との契約をお願いする。

福祉施設入所者の急変時の対応に関して、福祉施設職員が医療機関へ同行や院内の付添対応を求められることに施設の人員配置上、対応困難な場合がある。このような場合の付添をする人員の手当は、身寄りのない人の増加が見込まれる日本全体の課題であり、国の制度的な対応が待たれる。現状においては、急変時の受け入れ医療機関と、福祉施設とで最低限やりとりが必要な情報（□基本情報、□日常の様子の記録（食事の内容、摂取状況、バイタルなど、□急変の経緯の記録）等を取り決めておくなど、お互いの事情を理解し合い対応を検討することが望まれる。

急変時の受け入れ医療機関は、診療記録で、緊急で受け入れた場合の対応をあらかじめ記録しておくことで双方の課題を解決できるよう準備しておくとよい。また、大川三潴医師会で推進を図っている「とびうめネット」の活用拡大が望まれる。

療養先が「身元保証団体」を求めてきた場合は、その理由や役割を確認し、それに相当する対応について協議を行うようにする。

⑥死亡時の対応・遺体の引取り

入院・入所中に死亡した場合、相続が生じ、葬儀や残置物の引取りに関し、法的には医療機関等は家族や親族等の相続人との対応を行うことになる。しかしながら、家族等が不在、疎遠、不明の場合には、以下の対応が必要になる。

○成年後見人等と相談しながら、死後の対応を行う。あらかじめ、「緊急の連絡先の確認」のところで打ち合わせができていることが望ましい。

平成 28 年 4 月に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、平成 28 年 10 月より後見人の死後事務について、部分的ではあるが一定の解決がなされているため、成年後見人等による死後の対応を依頼できる場合が多い。

また、補助人、保佐人の場合も、本人の個別の死後事務委任契約を把握している場合があるため、相談すること。なお、死亡届の提出は成年後見人等でも行うことができる。

3)判断能力が不十分・ない場合:成年後見制度活用なし

①緊急の連絡先

本人に家族や親族の連絡先を確認する。下記のフローチャートを参考に、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認する。

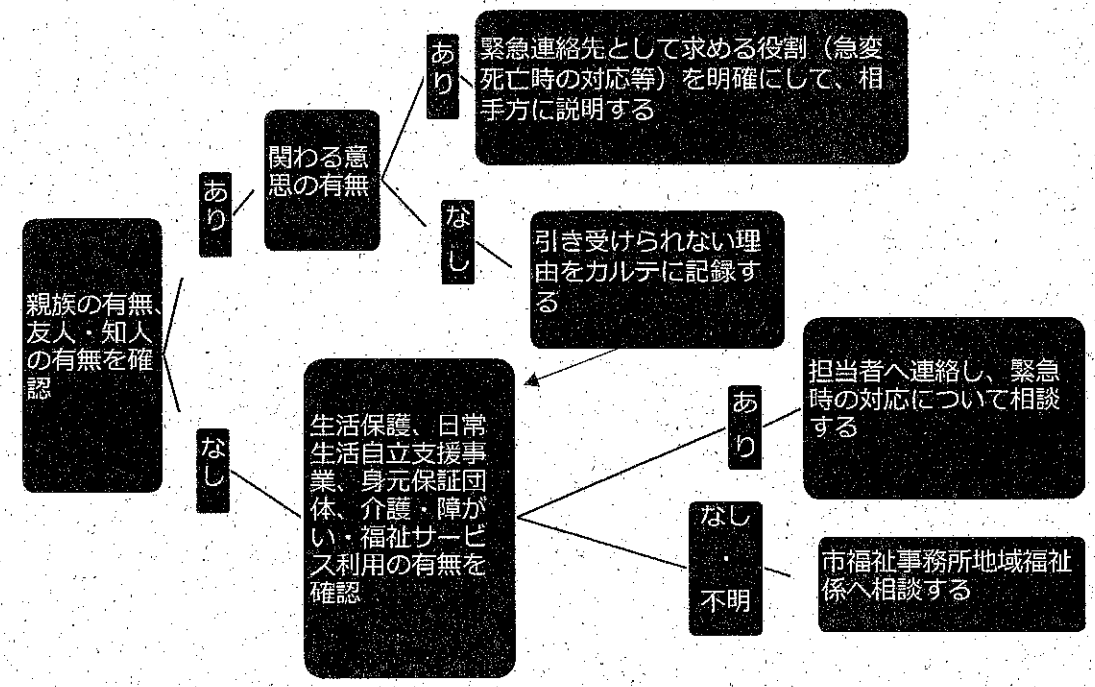

誰もいない場合、市の地域福祉係へ対応可能な家族や親族等がいるかどうかの確認を依頼する。この場合、患者の容態や今後の医療機関の方向性を行政側に伝えて共有する。

家族や親族等がいても対応できないという意向を医療機関が確認した場合は、その意向と親族の情報を行政に報告相談し、成年後見制度の申し立てに関することも検討してもらう。医療機関側と親族の話だけで、進めてしまわないように注意する。(申し立てに関する最終判断は、行政が行うため)

医療機関は、本人の判断能力が不十分もしくはない状態とする原因疾患等にかかわる「診断書」や「本人情報シート」の作成を誰がするのかを決めておき、成年後見制度の手続きに協力する対応も準備しておくとよい。

②医療同意に係る書類（入院申込書・計画書）

今まで本人を支援してきた人達から「本人の考え方」「本人が意思表明したもの」などがあるかどうかを尋ね、ある場合は、その情報を参考にし、「医療・ケアチームでの倫理カンファレンス」を行う際の参考情報にする。

医療同意にかかわる書類は、署名のない書類として、診療記録にその理由を記載する。

それ以外の書類は、代筆が必要なものは行い、空欄でもよいものは無記名で取り扱う。

③入院中に必要な物品の準備

成年後見制度について行政と相談を開始し、支援する。

④のとおり、本人に所持金等がない場合すぐに支払いができないため、後払いになることをふまえたサービス利用体制を整備し活用できるようにすることが望ましい。

【例】

医療機関は、「衣類・ケア用品のレンタルサービス」など業者と契約を行うことで、患者と現場の問題を解決できるので、導入していない場合は検討するとよい。こうした場合の当面の解決につながる。

④入院費の支払い

市の地域福祉係に相談する。生活保護や成年後見制度に関して具体的に検討する。

また、疎遠な家族等がいる場合は、市の地域福祉係を紹介し相談を促すとともに、市の地域福祉係へ情報提供を行う。

市の事務管理要綱に基づき市が本人の金銭等を預かる場合は、市の地域福祉係へ入院費請求書を送付し支払いを受ける。本人が保管する通帳等が不明で市が預かることができない場合は、成年後見人等が選任されるまでの間、支払いは保留となる。

家族及び親族等が見つかった場合で、医療機関側に連絡先を教える同意があった場合は、病状経過の説明に加えて、医療費の支払いや死亡時の対応ができるかどうかを医療機関側は確認するとよい。

⑤退院支援・施設入所支援

福祉施設入所者の急変時の対応に関して、福祉施設職員が医療機関へ同行や院内の付添対応を求められることに施設の人員配置上、対応困難な場合がある。このような場合の付添をする人員の手当は、身寄りのない人の増加が見込まれる日本全体の課題であり、国の制度的な対応が待たれる。現状においては、急変時の受け入れ医療機関と、福祉施設とで最低限やりとりが必要な情報（□基本情報、□日常の様子の記録（食事の内容、摂取状況、バイタルなど、□急変の経緯の記録）等を取り決めておくなど、お互いの事情を理解し合い対応を検討することが望まれる。

急変時の受け入れ医療機関は、診療録等で、緊急で受け入れた場合の対応をあらかじめ記録しておくことで双方の課題を解決できるよう準備しておくとよい。また、大川三潴医師会で推進を図っている「とびうめネット」の活用拡大が望まれる。

成年後見制度について行政と相談を開始し、支援する。

療養先にも身寄りのない人であることを事前に情報提供し、「身元保証団体」を求めてきた場合は、その理由や役割を確認し、それに相当する対応について協議を行うようにする。

支払いや契約行為が行える状態かどうか、急変死亡時の対応をどのようにしていくのか等、本マニュアルに基づく項目について事前に対策を講じた上で、新たな療養環境先に移れるよう支援する。

医療機関及び福祉施設等は、身元保証人がいないことを理由に入院・入所を断ることができないため、対策や支援の方向性を確認し、受け入れを検討できるようにすることが望ましい。

判断能力が不十分・ない場合の方に、本人の資産で身元保証団体にすべてお願いすることを支援機関で決めないようにすることが望ましい。

⑥死亡時の対応・遺体の引取り

入院・入所中に死亡した場合、相続が生じ、葬儀や残置物の引取りに関し、法的には医療機関等は家族や親族等の相続人との対応を行うことになる。しかしながら、家族等が不在、疎遠、不明であった場合には、以下の対応が必要になる。

○市地域福祉係に連絡を取り、遺体の引き取り等について相談を行う。

○遺体の引き取りはできるだけ速やかに行えるよう市と確認を行う。医療機関によっては霊安室がない、または限りがあることを伝え、市が連携する葬祭業者等との対応も相談しておくとよい。

○急変死亡の可能性がある場合は、あらかじめ、市と時間帯での対応を決めておき、診療記録に記載し、医療者と共有しておく。そうすることで、夜間に医療者と市の間での対応をすることが不要になるため。

○家族や親族等が見つかった場合は、遺体の引き取りならびに費用の相談を後日行う。

6．大川市担当窓口一覧

内容	担当係	連絡先・時間等
身寄りの有無、利用サービスの確認	福祉事務所地域福祉係	0944-85-5537 平日 8:30～17:15
生活困窮の相談	困りごと相談室（福祉事務所内）	0944-85-5507 平日 9:00～17:00
成年後見制度利用相談	大川市成年後見センター	0944-32-9490 平日 8:30～17:15
退院支援時の関係支援機関	高齢者：地域包括支援センター 【向島・北酒見・榎津・三又】 大川北地域包括支援センター 【酒見（北酒見以外）・木室・田口】 大川東地域包括支援センター 【小保・川口・大野島】 大川南地域包括支援センター	平日 8:30～17:15 急ぎの場合は夜間、休日も対応。 来所は事前連絡お願いします。 0944-88-1010 0944-88-9231 0944-89-2525
	障害者：障害者相談センター 【向島・酒見・榎津・三又・木室】 大川障害者相談センター 【小保・田口・川口・大野島】 木の香園相談支援センター	 0944-88-1213 月-土 8:30～17:30 0944-32-9490 月-金 8:30～17:00
死亡時の連絡	【共通事項】	連絡時間は原則平日 8:30～17:15 とする。 17:15～翌日 8:30 は医療機関内で遺体安置できるようにする。
	生活保護を受けている場合 福祉事務所保護係	0944-85-5534 平日 8:30～17:15 上記以外：市当直 0944-87-2101 【当直への連絡内容】 ・保護係担当者氏名 ・本人の氏名と状況を伝え、折り返し連絡希望と伝える
	上記以外 福祉事務所地域福祉係	0944-85-5537 平日 8:30～17:15 上記以外：市当直 0944-87-2101 【当直への連絡内容】 ・地域福祉係へ連絡したい ・本人の氏名と状況を伝え、折り返し連絡希望と伝える

○死亡届出人がいない場合

身寄りがない人が医療機関で死亡した場合、死亡届出人にあたる人がいない場合、医療機関は、死亡した場所の家屋管理人の立場で、病院長名で届出人の記載ができる。

医療機関はこうした依頼があった場合の、事務的対応についてルールを決めておくとよい。

7．医療機関の相談支援窓口一覧

医療機関・施設名	相談支援窓口	電話番号・対応時間
在宅医療介護連携センター	大川三潴医師会	0944-87-2611（代表） 月-金 9:00～17:00
高木病院	地域医療連携室	0944-87-0207（直通） 月-土 9:00～17:00
福田病院	地域連携室	0944-87-5757（代表） 月-金 8:30～17:30

8．意思決定支援・ACP の推進

本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、関わりのなかでその意思を尊重して支えていくことが求められている。本人が意思を決定するためには、その内容について理解できるように情報が提供され、適切な環境で、安心して自分の意思が表明できるような環境づくりが必要である。

また、そのプロセスと意思決定の結果は、支援機関が変わっても引き継がれていくような情報連携も重要である。情報提供の様式に、本人の意向を表明したものや、意思決定支援の経過などを共有することも考えられる。ただし、一度決定した意思は不変ではないため、その後本人の意思に変化がないか、確認する機会が必要である。

ひとり暮らしの人や家族がいない又は疎遠な人は、判断能力が低下する前に、自分にもしものことがあった時にどのように対応してほしいのか、あらかじめ考え、ノートなどに書き記しておき、支援者に伝えておくことにより、自分の考えを反映した対応をしてもらうことが可能となる。市では、「わたしのこれからノート」の無償配布や、終活セミナーの開催により、自分の考えや思いを整理し書き記すことを推進している。

また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）は、もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことであり、自分では意思決定できない事態において、代わりに意思決定してくれる信頼できる人を選び、準備することが含まれる。大川三潴医師会では、在宅医療介護連携推進事業における多職種連携の取組と合わせて ACP の推進を図っている。

もしもの時に自分の考えを反映した対応をとってもらうためには、その考えを書き記したものを自分以外の誰かと共有する必要がある。支援者は、作成を支援するだけでなくその保管場所も信頼する人に伝えておくよう助言することがのぞましい。

自分の意思をあらかじめ書き記しておく方法として、事前指示書、エンディングノート、公正証書遺言、死後事務委任契約といったものがある。

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較　　厚生労働省ホームページより

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1.策定時期	2017年3月	2018年6月	2007年 2018年3月改訂	2019年5月	2020年10月	
2.誰の支援か	障害者	認知症の人	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る意思決定が困難な人	成年後見人等	
3.ガイドラインの趣旨	事業者や成年後見の担い手を含めた関係者で共有することで障害者の意思を尊重した質の高いサービス提供に資する	認知種の人を支える周囲の人の行う意思決定支援の基本を整理し、認知症の人が自らの意思で生活を送ることを目指す	本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示す	判断力が不十分であっても適切な医療を受けることができるよう、伊医療機関の対応を示し、成年後見人等の役割を整理	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行えるよう整理	本人への支援は、本人の意思の尊重に基づいて行うことが基本的考え方
4.対象とする主な場面	①日常生活 ②社会生活	①日常生活 ②社会生活	人生の最終段階における医療・ケアの場面	医療に係る意思決定の場面	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面	A・B は日常的場面 C・D は非日常的場面
5.意思決定支援等のプロセス	①意思決定支援責任者配置 ②意思決定支援会議開催 ③意思決定結果を反映したサービス利用計画等作成 ④サービス提供 ⑤モニタリング評価・見直し	①人的・物的環境の整備 ②意思形成支援、意思表明支援、医師実現支援 チーム会議も併用・活用	本人の意思が確認できる場合 ①医療従事者からの適切な情報提供と説明 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い ③時間の経過や心身の状態変化等に応じ本人の意思は変化しうるため、家族等も含めて繰り返し話し合う		①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティング準備等 ②本人を交えたミーティング開催 ③本人の意思決定に沿った支援を展開	本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等は共通
6.代行決定	①本人の意思・選好を推定 ②本人にとっての最善の利益を判断	本人の意思は、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響がある場合を除き、尊重される	本人の意思が確認できない場合 ①推定意思を尊重 ②本人にとって何が最善であるか、家族等と十分話し合う ③家族等がいない場合、医療・ケアチームは本人にとっての最善の方針をとる		①意思推定に基づく代行決定 ②本人にとっての最善の利益に基づく代行決定	B は、代理代行決定は対象外 B 以外は、意思推定プロセスや最終手段としての代行決定プロセスを記述
7.成年後見人等の役割	①第三者として多様な視点から支援 ②意思決定のプロセスに参加	関係者とともにチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う	記述なし	①契約締結等 ②チームの一員として意思決定の場に参加 ※成年後見人等の権限に、医療同意兼が含まれないと明記	①チームメンバー選定・開催方法等含めて主体性を持って関与 ②本人のペースに合わせた進行を主催者等に促す	

9．用語の定義と解説/参考資料

本マニュアルで使用する用語の定義は下記のとおりとします。

家族

配偶者、親権者、直系血族、兄弟姉妹、家庭裁判所で選任された扶養義務者

親族

民法 725 条に定める 6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族

家族等

民法上の親族のほか、本人と共同生活を営む等家族関係にあたる者及び本人と相互の信頼関係にあり身元保証を引受ける意思のある友人・知人を含む

事前指示書

自身が医療・ケアの選択について判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか（受けたくないか）について、自分の代わりに誰に判断してもらいたいかを予め記載しておく書面

エンディングノート

自身に万が一のことが起こった時に備え、医療や介護、財産情報等あらかじめ家族や周りの人に伝えたいことを書き留めておくノート

公正証書遺言

遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が筆記し作成する遺言。様式不備の理由で無効が防止でき、紛失・隠匿・偽造のおそれがない、相続開始時に検認手続きを経る必要がない等の利点がある。

死後事務委任契約

委任者（本人）が第三者（個人、法人を含む）に対して、自身が亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等に関する代理権を付与して、死後事務を委任する契約。ただし、相続や遺産の処分については、遺言で定める必要がある。

○参照資料

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」　平成 30 年 3 月改訂 厚生労働省

・「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」及び同事例集　令和 3 年度厚生労働科学研究費補助金「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」班

・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」　平成 29 年 4 月 14 日（令和 5 年 3 月一部改正）個人情報保護委員会 厚生労働省

・「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き」令和 3 年 3 月（令和 5 年 7 月改訂）厚生労働省・法務省

・「身寄りがない人で意思決定が困難な人への支援に関する地域医療機関ガイドライン」　令和 3 年 7 月 JA 愛知厚生連　江南厚生病院　病病連携会議

おおかわしせいねんこうけんせんたー

大川市成年後見センター

ごあんない

ご案内

せいねんこうけんせいど りよう かん そうだん
成年後見制度の利用に関する相談

せいねんこうけんせいど りよう ひつよう ひと
成年後見制度の利用を必要とする人やその
かぞく しえんしゃ かんけいきかん そうだん おう
家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。

そうだんいん そうだん
相談員による相談

げつ きんようび
月～金曜日　8:30～17:00

0944-32-9490

（木の香園相談支援センター内）

でんわ らいしょ ほうもん
電話や来所、訪問による
そうだん う
相談をお受けします。

こうほう けいはつ
広報・啓発

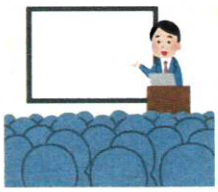

せいねんこうけんせいど かん じょうほうはっしん こうえんかい
成年後見制度に関する情報発信、講演会や
けんしゅうかい かいさい しみん かんけいきかん かたがた
研修会の開催など市民や関係機関の方々に
ひろ こうほう けいはつ おこな
広く広報・啓発を行います。

しゃかいふくしほうじん おおかわしふくしかい
社会福祉法人大川市福祉会
木の香園 https://www.

社会福祉法人 大川市社会福祉協議会 TEL 0944-86-6556

日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある高齢者や、知的障がい・精神障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう次のようなサービスのお手伝いをします

援助の内容

1.福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝いをします

×【出来ないこと】買物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き
死後事務

2.日常的な金銭管理

- 日常生活に必要なお金の出し入れや公共料金等の支払いをお手伝いします

×【出来ないこと】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き

3.書類等のお預かり

- 預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等をお預かりします

×【保管出来ないもの】宝石、書画、骨董品、貴金属類、家の鍵

費用

・相談・訪問調査・書類の作成は無料ですが、契約後の援助は利用料が必要です。
1回1時間以内は1,200円、1時間を超えた場合は、以降30分ごとに600円を頂きます。
・預かり料は社協でお預かりする場合は月350円、銀行の貸金庫でお預かりする場合（普段取り扱わないもの）は月250円必要です。
・生活保護を受けている方は利用料の負担はありません。

対象者

・認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある方で判断能力が不十分な方。
・本人だけでは、生活するうえで必要なサービスを利用するための判断が困難な方。
・事業の契約内容について判断できる能力を有していると認められる方。

場所

大川市大字上巻405-1 健康福祉センター内

開所日時

月～金（土日・祝、12/29～1/3は除く）/ 8：30～17：15

相談受付窓口は、お住まいの市町村の社会福祉協議会です。お気軽にご相談ください。

●大牟田市社会福祉協議会	☎0944−57−2531	●志免町社会福祉協議会	☎092−937−3011
●久留米市社会福祉協議会	☎0942−34−3077	●須恵町社会福祉協議会	☎092−933−2160
●直方市社会福祉協議会	☎0949−23−2551	●新宮町社会福祉協議会	☎092−963−0921
●飯塚市社会福祉協議会	☎0948−24−4500	●久山町社会福祉協議会	☎092−976−3420
●田川市社会福祉協議会	☎0947−44−5757	●粕屋町社会福祉協議会	☎092−938−6844
●柳川市社会福祉協議会	☎0944−72−5347	●芦屋町社会福祉協議会	☎093−222−2866
●八女市社会福祉協議会	☎0943−23−0294	●水巻町社会福祉協議会	☎093−202−3700
●筑後市社会福祉協議会	☎0942−52−3969	●岡垣町社会福祉協議会	☎093−283−2940
●大川市社会福祉協議会	☎0944−86−6556	●遠賀町社会福祉協議会	☎093−293−0430
●行橋市社会福祉協議会	☎0930−23−1111	●小竹町社会福祉協議会	☎0949−62−2028
●豊前市社会福祉協議会	☎0979−82−3391	●鞍手町社会福祉協議会	☎0949−42−7800
●中間市社会福祉協議会	☎093−244−1310	●桂川町社会福祉協議会	☎0948−65−2271
●小郡市社会福祉協議会	☎0942−73−1120	●筑前町社会福祉協議会	☎0946−42−4555
●筑紫野市社会福祉協議会	☎092−920−8008	●東峰村社会福祉協議会	☎0946−74−2012
●春日市社会福祉協議会	☎092−581−7225	●大刀洗町社会福祉協議会	☎0942−77−4877
●大野城市社会福祉協議会	☎092−572−7700	●大木町社会福祉協議会	☎0944−32−2423
●宗像市社会福祉協議会	☎0940−37−1300	●広川町社会福祉協議会	☎0943−32−3768
●太宰府市社会福祉協議会	☎092−923−3230	●香春町社会福祉協議会	☎0947−32−4616
●古賀市社会福祉協議会	☎092−944−2941	●添田町社会福祉協議会	☎0947−88−2511
●福津市社会福祉協議会	☎0940−34−3341	●糸田町社会福祉協議会	☎0947−26−4540
●うきは市社会福祉協議会	☎0943−76−3977	●川崎町社会福祉協議会	☎0947−72−5244
●宮若市社会福祉協議会	☎0949−32−0335	●大任町社会福祉協議会	☎0947−63−4828
●嘉麻市社会福祉協議会	☎0948−43−3511	●赤村社会福祉協議会	☎0947−62−3004
●朝倉市社会福祉協議会	☎0946−22−7834	●福智町社会福祉協議会	☎0947−22−3778
●みやま市社会福祉協議会	☎0944−22−5000	●苅田町社会福祉協議会	☎093−434−3641
●糸島市社会福祉協議会	☎092−324−1660	●みやこ町社会福祉協議会	☎0930−42−1000
●那珂川市社会福祉協議会	☎092−952−4565	●吉富町社会福祉協議会	☎0979−23−5400
●宇美町社会福祉協議会	☎092−931−1008	●上毛町社会福祉協議会	☎0979−72−2900
●篠栗町社会福祉協議会	☎092−947−7581	●築上町社会福祉協議会	☎0930−56−2223

※市町村によっては、事業の名前や利用できる人、利用料などがパンフレットの内容と異なる場合があります。

※この事業は、北九州市社会福祉協議会、福岡市社会福祉協議会も取り組んでいます。

北九州市社会福祉協議会（権利擁護・市民後見センター「らいと」）　☎093−882−4914

福岡市社会福祉協議会（あんしん生活支援センター）　☎092−751−4338

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。

「日常生活自立支援事業」のご案内

- ☑ 福祉サービスの利用援助
- ☑ 日常的な金銭の管理
- ☑ 書類等のお預かり

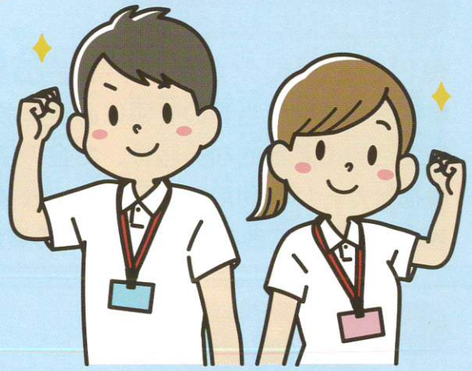

社会福祉協議会（専門員・生活支援員）

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

資料番号3-1-4 76ページ

Q どんな人が利用できますか？

A **認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。**

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。
※どのくらい判断能力があるかは、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。
※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。
※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。

Q どんなサービスがありますか？

A **「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類等のお預かり」を行います。**

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

- 福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き。
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。

× 【お手伝いできないこと】買い物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き、死後事務。

日常的な金銭管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い。
- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。
- 福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い。

× 【お手伝いできないこと】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。

書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

- 保管できるもの
  年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

× 【保管できないもの】 宝石、書画、骨董品、貴金属類、家の鍵など

Q 費用はかかりますか？

A **相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。**

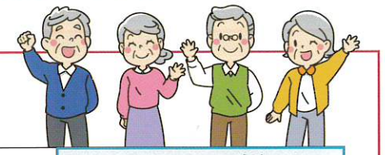

利用料

令和７年４月１日から

1時間まで		1,200円
1時間を超えて	1時間30分まで	1,800円
1時間30分を超えて	2時間まで	2,400円
2時間を超えて	2時間30分まで	3,000円
2時間30分を超えて	3時間まで	3,600円
3時間を超えた場合		4,200円

預かり料

お住まいの市町村の社会福祉協議会でお預かりする場合

日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。
（預貯金通帳、通帳印など）

※ 50万円以内の預貯金通帳に限ります。

月 350円
（年 4,200円）

銀行の貸金庫等でお預かりする場合

普段取り扱わないその他の書類等を預かります。
（年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、実印、キャッシュカードなど）

※ 500万円以内の預貯金通帳に限ります。

月 250円
（年 3,000円）

資料書式318 / 476 ページ

Q どうすれば利用できますか？

A まずはお住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

利用（支援）開始までの流れ

相談受付 → 訪問調査 → 支援計画作成 → 契約 → 支援開始

お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください

○本人以外でも、家族など身近な方、福祉サービス事業者、民生委員など、どなたでも構いません。
○プライバシーに配慮し、相談内容の秘密は守ります。

専門員が自宅・病院・施設を訪問し、相談にのります

○本人の困りごとや契約意思、契約能力の確認をします。
○契約能力の確認が難しい場合は、「契約締結審査会」で審査します。

本人の希望を聞き、話し合って支援計画をつくります

○困っていることや希望を確かめながら、話し合って支援計画をつくります。

利用契約を締結します

○契約は、内容に間違いがなければ、本人と社会福祉協議会とで行います。

サービスを開始します

○支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

※ここから利用料・預かり料が発生します。

専門員の役割

困りごとや悩みについて相談を受けます。そして本人の希望をもとに適切な支援計画を作り、契約をします。サービスの利用を始めてからも、心配な点があればいつでも相談を受けます。

生活支援員の役割

支援計画に沿って、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや、預貯金の出し入れをお手伝いします。

契約締結審査会とは

弁護士、医師、社会福祉士などの専門家で構成され、本人の契約能力や判断能力の確認が必要な場合、専門的な立場で契約可否等を審査します。
また、よりよい支援のため、専門員や生活支援員への助言も行います。

資料書式319 / 476 ページ

安心してご利用いただくために

福岡県運営適正化委員会（☎ 092-915-3511）

この事業の適切な運営を確保するため、法律・医療・福祉の専門家が事業全般の監視を行っています。また、利用者からの苦情相談を受け付ける窓口も設置しています。

このお手伝いに不満等があるときは、まずは社会福祉協議会に連絡ください。

成年後見制度について

日常生活自立支援事業は、本人にこのサービスを利用する意思があり、契約内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。理解力の低下などにより、社会福祉協議会との契約可能な判断能力がなくなった場合には「成年後見制度」が利用できます。

成年後見制度とは、判断能力が著しく不十分になられた方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を保護し、支えるための制度です。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

また、判断能力が不十分になったときに、あらかじめ契約を結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」もあります。

成年後見制度に関するお問合せ先

●福岡家庭裁判所後見センター	☎ 092-981-9606
●公益社団法人　成年後見センター・リーガルサポート福岡支部（福岡県司法書士会）	☎ 092-738-1666
●高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」（福岡県弁護士会）	☎ 092-724-7709
●ぱあとなあ福岡（公益社団法人　福岡県社会福祉士会）	☎ 092-483-2941
●一般社団法人　社労士成年後見センター福岡	☎ 092-414-8775
●成年後見支援センター（九州北部税理士会）	☎ 092-433-2366
●公益社団法人　コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部（福岡県行政書士会 ）	☎ 092-641-2501

事例

80 歳の女性Aさんは、年金を受給しながら、一人で在宅生活をしています。

訪問販売業者が何度も家に来ているのを見かけた近所の方が、状況を確認すると、家の中に開封していない段ボールが多くあり、不要なものを買わされているようでした。本人は、だまされたことを理解できていないため、今後、安心して生活できるように、社会福祉協議会に相談がありました。

援助内容

生活について

料理や掃除が十分にできていなかったため、ホームヘルプサービスなどの利用について話し合い、介護保険の申請のことも含めて、ケアマネジャーを調整することとしました。

「ひとり暮らしで話し相手がいない」というAさんの訴えにより、近所で行われているふれあいいきいきサロンの紹介や、社協ボランティアセンターに登録している傾聴ボランティアの調整も行いました。

悪質な訪問販売から守るため、民生委員・児童委員や近所の方に見守りをお願いしました。

日常的なお金の管理について

公共料金の支払いを忘れ、滞納することがあるため、引き落としの手続きを行いました。食費等の必要経費を考えながらお金を使うことが難しくなったため、毎月定期的に生活費を届けることとしました。

書類等預かりサービスについて

物忘れも多くなり、通帳や印鑑の保管場所が分からなくなることがあるため、預かりサービスを利用することとしました。

福祉事務所地域福祉係における身寄りのない方がなくなったときの事務マニュアル

身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き（令和５年７月改訂版）（以下、「手引き」という）より作成

1．身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ

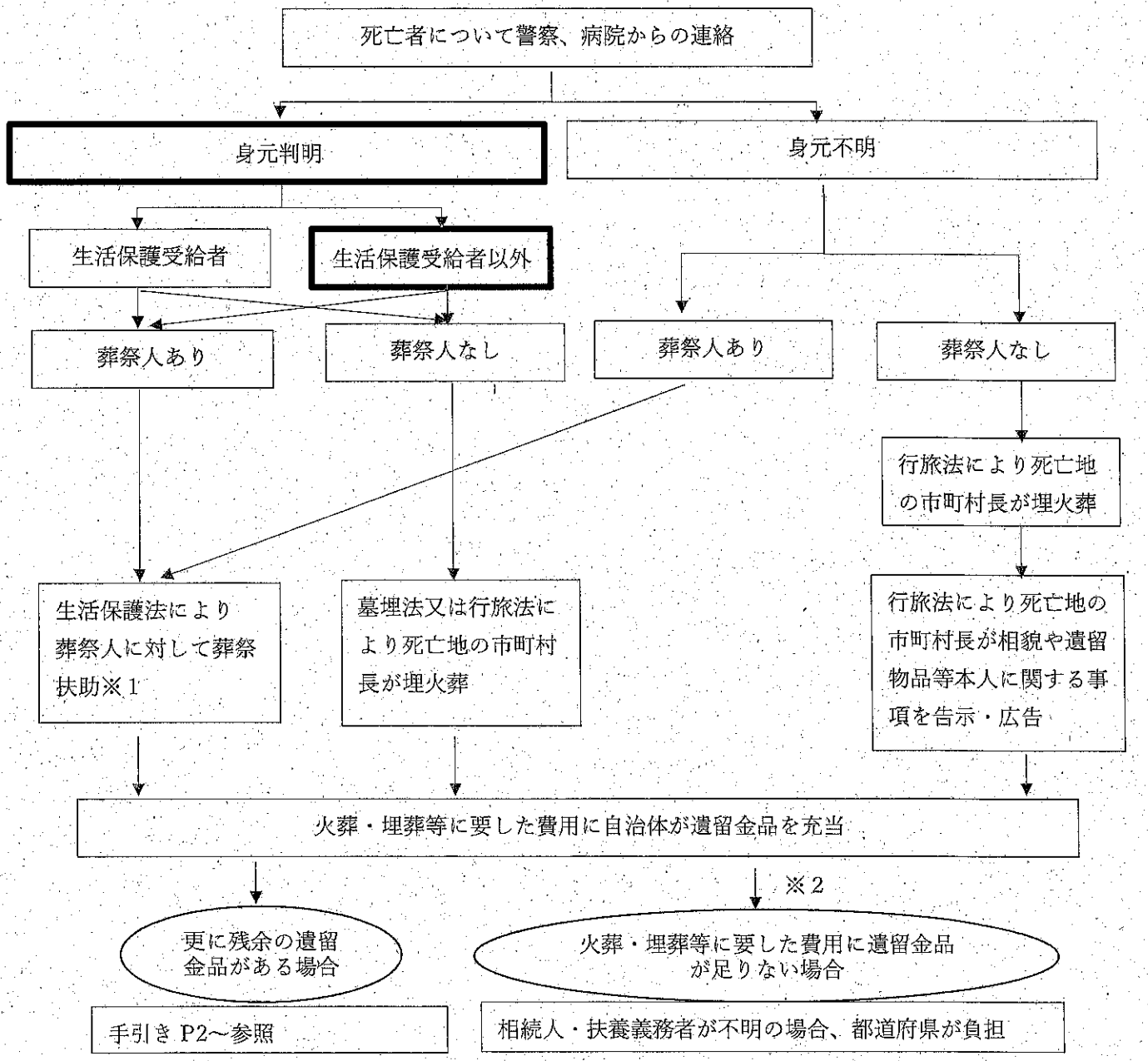

※１　生活保護法第 18 条第２項により以下の場合に行った葬祭扶助に限り、遺留金品を充当することができます。

・ 生活保護受給者が亡くなった場合で、その葬祭を行う扶養義務者がいないとき。

・ 亡くなった方の葬祭を行う扶養義務者がいない場合で、当該亡くなった方の遺留金品で葬祭に必要な費 用を満たすことができないとき。

※２　墓埋法又は行旅法により埋火葬した場合に限ります。

2．火葬等の実施者がいない場合（墓埋法又は行旅法が適用される場合）

○ 扶養義務者等のいない方（身元不明の方を含む。）が亡くなった場合で、扶養義務者以外にも火葬等を行う方がいないときは、その方の死亡地の市町村が火葬等を行い、その費用を肩代わりすることになります。火葬等の費用を肩代わりしたときは、亡くなった方の遺留金を火葬等に要した費用に充当することになります（行旅法第７条、第 11 条。墓埋法第９条第２項において行旅法を準用する場合を含む。）。

○ 遺留金を充当しても、十分に費用の弁償を得ることができないときは、亡くなった方の相続人、扶養義務者の順に費用の弁償を求める（※）ことになります（行旅法第 11 条。墓埋法第９ 7 条第２項において行旅法を準用する場合を含む。）。

（※）墓埋法及び行旅法に基づく事務は自治事務であることから、当該事務を行う市町村や当該市町村を管轄する都道府県の判断として、以下のような場合は、費用弁償請求先としてふさわしくない又は費用弁償が期待できない相続人又は扶養義務者であるとして、当該相続人又は扶養義務者を費用弁償請求先から除外し、後述のとおり、市町村から都道府県に当該費用の負担を求めることも可能です。

【費用弁償請求先としてふさわしくないと思われる相続人・扶養義務者の例】

・収入等の状況に鑑みて費用弁償が期待できない
・亡くなった方から DV や虐待等の被害を受けていた
・亡くなった方から縁を切られている
・一定期間（例えば 10 年程度）音信不通である等亡くなった方との交流が断絶している
・その他費用弁償を請求する先として不適当であると認められる場合

○ なお、亡くなった方が身元不明人の場合には、並行して相貌や遺留物品等の本人の認識に必要な事項を市町村の掲示板等へ告示し、官報等による公告を行うことになります。これにより、亡くなった方の身元が明らかになったときは、相続人（相続人が不明の場合は扶養義務者又は同居する親族）又は都道府県（一般市及び町村の場合に限る。）に対して通知することになります（行旅法第９条、第 10 条）。

○ また、官報等による公告後 60 日を経過しても費用の弁償を得ることができない場合（※１）は、遺留物品を売却して火葬等に要した費用に充当することができます（※２）（行旅法第 13 条。墓埋法第９条第２項において行旅法を準用する場合を含む。）。

（※１）身元が判明しており公告を行わなかった方や、公告により相続人や扶養義務者が明らかになった方の場合で、相続人や扶養義務者から費用の弁償を得ることができなかったときは、直ちにその遺留物品を売却することができます。

（※２）預貯金の取扱いについては、（１）と同様に、市町村は、行旅法第 11 条（墓埋法

第９条第２項において行旅法を準用する場合を含む。）を根拠として相続人に優先して遺留金を火葬等の費用に充当することができます。また、行旅法及び墓埋法において、亡くなった方の預貯金の引き出しの手続に関しては何ら特別な定めがなく、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、引き出しに当たって相続人への意思確認は不要です。

○ それでもなお、十分に費用の弁償を得ることができない場合は、当該市町村が繰替支弁し、都道府県に不足分の負担を求める（指定都市・中核市については、自市で負担する）ことになります（行旅法第 15 条。墓埋法第９条第２項において行旅法を準用する場合を含む。）。

この場合、一般市及び町村については、当該管轄の都道府県との協議や予め行った取決めに従うことが必要です。

【死亡届の届出人がいない場合又は届出人からの届出を期待することのできない場合における死亡届の手続 】

○ 死亡届は、原則として、法定の届出義務者又は届出資格者から行う必要があります（戸籍法第 87 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条、第 93 条）。

○ ただし、死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合において、福祉事務所の長及びこれに準ずる者からの職権記載を促す申出であって、届出事件本人と死亡者との同一性に疑義がないものについては、市区町村長に対し、あらかじめ戸籍法第 44 条第３項及び第 24 条第２項に規定する管轄法務局又は地方法務局の長の許可を包括的に与えることとし、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えない取扱いとされています（平成 25 年３月 21 日付け法務省民一第 285 号法務省民事局民 事第一課長通知）

３．金融機関に対し本人の預貯金からの費用弁償を求める場合の必要書類等

【大川信用金庫の場合】

・払戻依頼書（市長名、公印あり。内容に預金者本人の住所・氏名・生年月日、把握している口座の情報を記載する）
・死亡事実証明する書類・原本（除籍謄本など）
・葬祭費用支出の証拠書類
・市職員の個人の身分証明書（顔写真付き）、市職員であることの証明書
・振込先の市会計管理者の口座がわかるもの

上記を持参すると、葬祭費用分を出金し市会計管理者の口座に振込処理となる。

4．基本的な手順☆

①警察、病院から連絡

②住民票、戸籍調査、健康課、地域包括支援センター、障害者相談センター、社協等の関係機関に親族情報の聞き取り

③親族がいない、いても関わりを拒否された場合、地域福祉係で墓埋法を根拠に火葬等を行うため、葬儀社へ連絡

④先祖の墓や納骨堂が分かればそちらへ納骨、ない又は不明な場合、大川市斎場の横の無縁仏納骨堂に納骨

⑤葬儀社への支払いは一般会計 3.1.1 社会福祉総務費の委託料から支出。本人の資産から火葬等にかかった費用を弁償してもらうため、口座調査（Acrocity 等で調べる）し、金融機関と協議

⑥本人の資産から弁償できなかった場合、福岡県から支給してもらうため県の保護・援護（092-643-3294）と協議

KAERU Biz 権利擁護 のご案内

KAERU

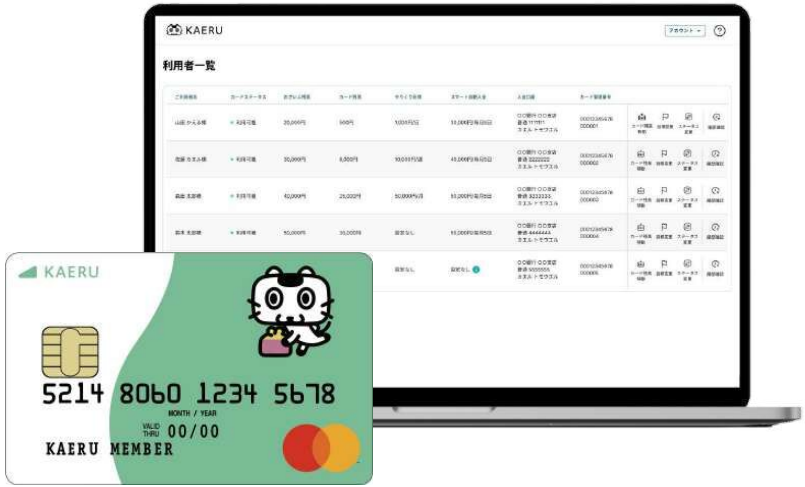

資料書式325 / 476 ページ

会社概要

会社名　：　KAERU株式会社

代表者　：　岡田知拓

会社設立：　2020年10月9日

資本金　：　10,000,000円

事業内容：　みまもり機能付き決済サービスの
開発・運営

受賞歴

東京金融賞 TOKYO FINANCIAL AWARD

PLUG AND PLAY JAPAN
JAPAN SUMMIT
Winter/Spring 2022 Batch

JA ACCELERATOR 第3期
Supported by Ｏ-Booster
優秀賞受賞

Copyright 2022 KAERU, Inc. All rights reserved.

資料書式326 / 476 ページ

はじめに：金銭管理支援業務の課題

毎月、毎週当たり前に行っている金銭管理支援業務は、今後も継続が可能ですか？支援を受ける本人にとっても最適な形になっていますか？

お金の手渡しで頻回に訪問したり、都度銀行にお金をおろすのが大変で支援を待っている方にまで手が回らない

何に使っているか分からないけど、急にお金がなくなったと言われ家計改善のサポートができない

1日ごとの細かい予算を設定するなど、日々のやりくりを細かく支援できるようにしたい

今、手元にいくら残っているのか分からず、きめ細かやかサポートができない

キャリア決済や、通販の後払いで、意図していない支払いをしてしまう

金銭管理支援のDXなら**KAERU Biz 権利擁護**

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式327 / 476 ページ

KAERU Biz 権利擁護 について

金銭管理支援を受けているご利用者さまにプリペイドカードを持っていただき、普段のお買いものをカードで行っていただきます。支援者には、専用の支援画面よりご利用状況や残高などはいつでもご確認、遠隔でのチャージ、設定変更なども可能です。

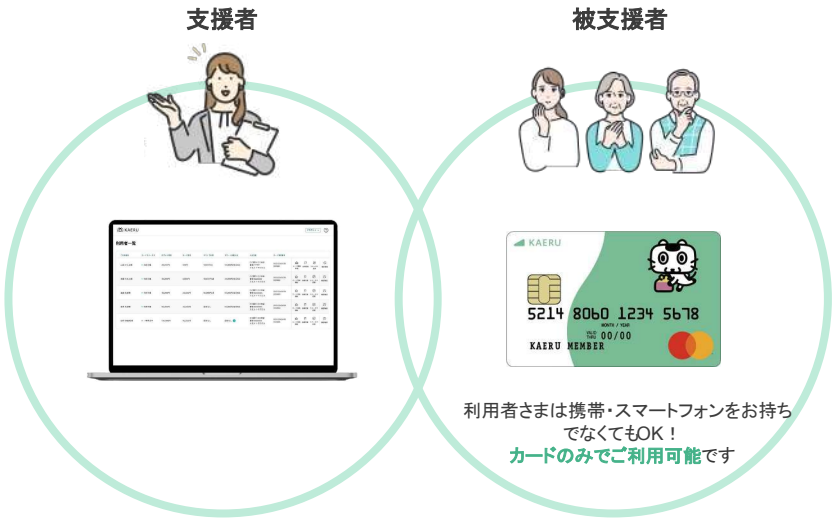

Point 1

後見人/補助人が遠隔で入金・残金確認の支援ができるプリペイドカードを被後見人/被補助人に持ってもらいます。Mastercardブランド付なのでコンビニ・スーパーなど幅広いお店で使え、明細も確認可能です

Point 2

PC・スマホの操作で、簡単に離れた場所からカードにチャージ可能です。緊急でお金が必要な際にも、銀行の窓口での手続き不要で、遠隔から支援ができます

Point 3

1日／1週間／1ヶ月といった期間ごとに、使える金額を設定可能。計画的なお金の利用をアシストします

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式328 / 476 ページ

KAERU Biz 権利擁護のご活用メリット

「KAERU Biz 権利擁護」の活用による日自支援者や成年後見人、その他福祉支援者に向けたメリットをまとめました。

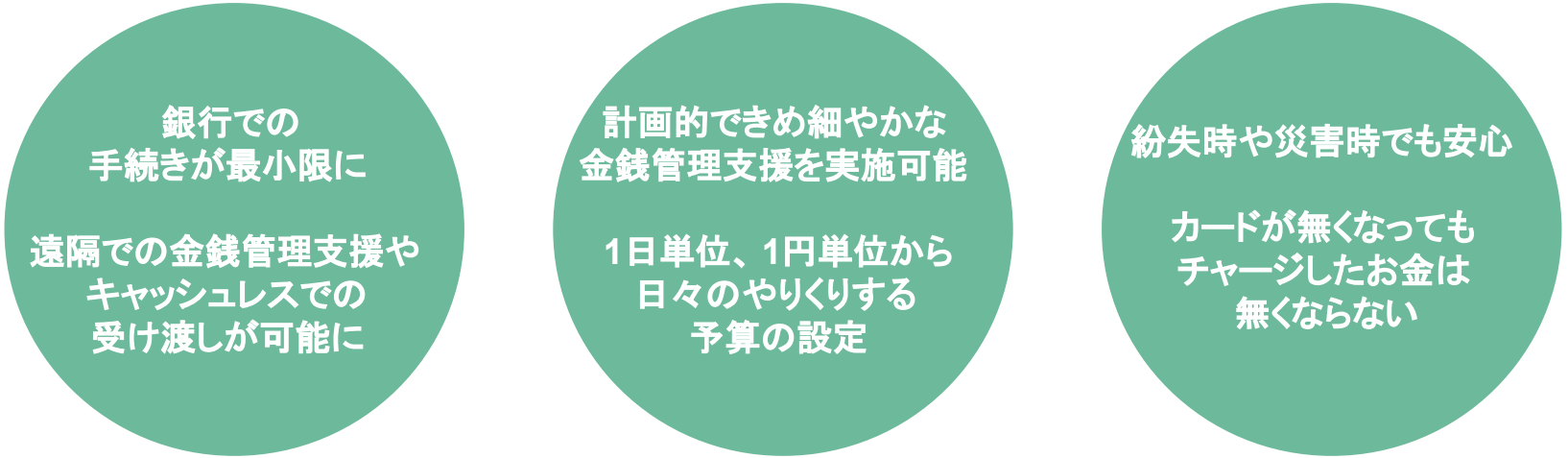

	該当機能	
- 遠隔チャージ - スマート自動入金	- 残高管理（支援者・利用者） - やりくりアシスト機能 - 利用履歴管理	- 緊急カード停止 - カード再発行の際の引き継ぎ

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式329 / 476 ページ

KAERUカード(プリペイドカード)について

お買い物や金銭管理などに不安を抱えている方向けのあらかじめチャージをして利用するプリペイドカードです。Mastercard加盟店で、あらかじめ設定したやりくりする予算の範囲内で利用できます。主要機能として **「やりくり目標（予算管理）」「パートナー設定」** があります。

KAERU

お店やネットショッピングで利用

セルフレジや自分で端末を操作するお店ではICチップ付きカードの差し込み口に差し込んでお支払いください。4桁の暗証番号を求められた場合は入力するか、忘れた場合はその旨を店員さんに伝えていただければサインでの対応が可能です。

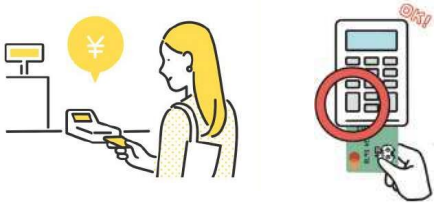

＜利用店舗一例＞

※弊社調べ。店舗によっては使えないケースもございます

買物代行や施設の預かり金に

ご本人の生活を支える介護サービスにおいても、カードをそのまま介護スタッフに渡して、ご利用いただけます。

QR決済や交通系アプリに

＜連携可能アプリ例＞

カードとQRコードを紐付けたり、アプリにチャージしご利用いただけます。

※2023年8月時点の情報です。各決済会社の都合でカードの登録や、チャージができなくなる可能性もございます。ご了承ください。

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式330 / 476 ページ

入金・チャージの流れ（やりくり目標の仕組み）

KAERUは安心してお使いいただくために 2つの残高を設けています。1つは**おさいふ残高** で、利用者さまの入金したお金がプールされている場所です。もう 1つは**カード残高** で、実際にカードで決済可能な残高です。おさいふ→カードに自動チャージすることで、**計画的な支出をサポート** しています。

利用者の銀行口座から
おさいふ残高に入金

入金されたお金は
おさいふ残高にプールされます

やりくり目標設定に従い
カード残高に自動チャージ

カード残高の範囲で
お店で利用できます

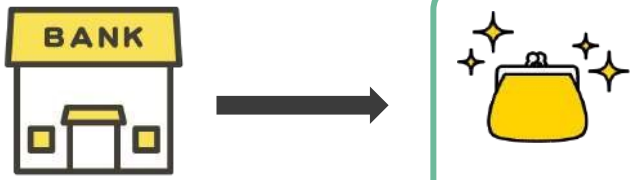

入金

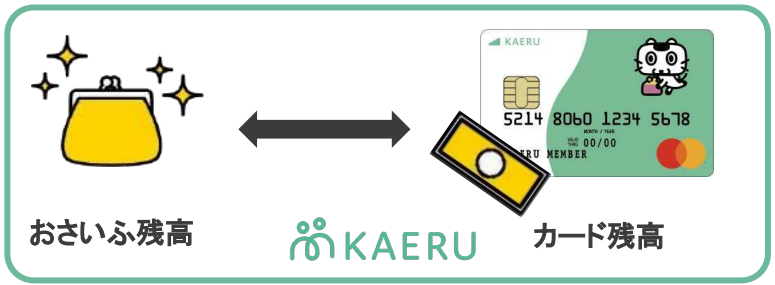

おさいふ残高　KAERU　カード残高

お店での利用

・振込（ATMやインターネットバンキング）※振込手数料がかかります
・口座振替による自動入金　※振替のため振込手数料がかかりません

※利用制限（2023年3月時点）
- 残高上限　：50万円以下（おさいふ残高＋カード残高 ）
- カード残高　：5万円以下
- 決済上限　：1回あたり5万円以下
- チャージ上限　：カードへの月間のチャージ額は 5万円まで

※利用例
一日のカード残高の上限金額を設定することで、使いすぎを予防できます。例えば上限金額を 1,000円にして、300円を使うと、翌日に300円が自動チャージされます。

※利用上限金額の引き上げ
利用者がスマホをお持ちの場合、SMS認証をすることで、カード残高の上限を 5万円から10万円に、決済の上限を 1回あたり10万円に引き上げることが可能です

Copyright 202 All Rights Reserved

スマート自動入金（口座振替による自動入金）

毎月指定の銀行口座から指定金額を KAERUのおさいふ残高に自動入金します。通帳に触る必要がなくなり、ATMからの入金作業が必要なくなります

通帳記帳内容

入出金内容
SMBC（KAERU

KAERU

おさいふ残高

お引落し日

毎月23日

ご入金日

当月末日まで

スマート自動入金の規定及び申込書

※お申し込みには指定の用紙に必要事項を記載していただく必要があり、お申込みから初回の振替えまでに最大2か月程度かかります
※毎月10日時点でKAERU全体の残高が毎月の振替金額の2倍を越えている場合、その月は引落しが中止されます
例）毎月の振替金額が1万円で、7/10の全体の残高3万円場合、7/23日は引き落とされません
※口座振替サービスの停止、金額の変更の場合は申請が必要となりますので、変更したい月の10日までに、支援者経由でKAERU株式会社までご連絡ください
※2月など、営業日数が少ない場合には金融機関からのデータ連携が間に合わない場合があり、例外的に当月末ではなく翌月にかかる可能性があります

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式332 / 476 ページ

支援者向け画面イメージ（リンク）

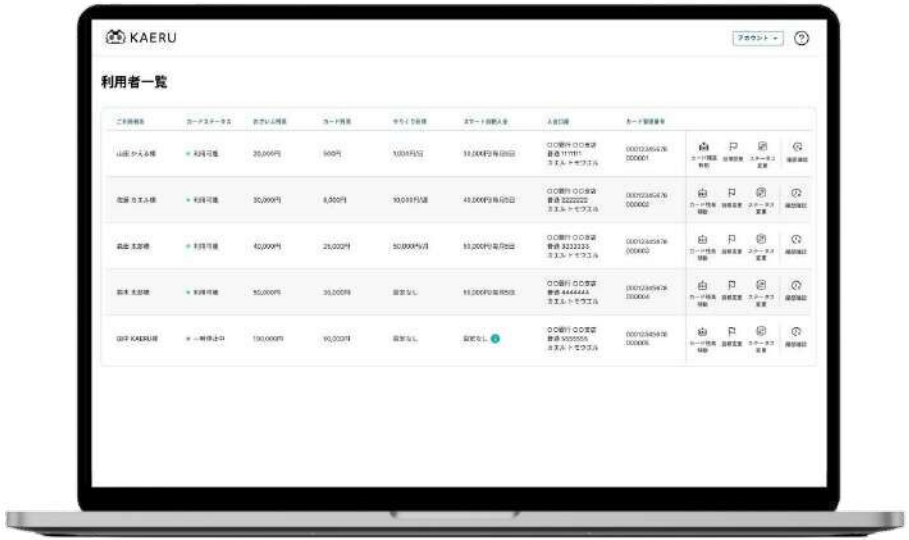

特徴1

1日、1週間、1ヶ月ごとに
利用できる金額を利用者ごとに
柔軟に設定可能

特徴2

利用者情報、決済履歴、操作履歴
などの情報にアクセス

特徴3

チャージや一時停止など
ブラウザからすぐにサポート

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式333 / 476 ページ

法人アカウント管理機能

法人アカウント管理機能で、職員ごとの権限設定と操作ログの確認が可能になります。これにより、セキュリティ強化と運用の透明性が向上します。

いつ、誰が、いくら手動でチャージしたのか
どんな操作をしたのか確認できます

①アカウントごとの権限管理機能

・一つの法人アカウントに対して、職員一人ひとり独自のアカウントを発行することができます
・管理権限、一般権限、参照権限といった権限設定をアカウントごとに行うことができます

②操作ログ閲覧機能

・お金のチャージや設定変更といった操作を行う際に、誰がどの操作を行ったかという操作ログを確認することができます

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式334 / 476 ページ

導入事例等

金銭管理支援をしている社会福祉協議会や成年後見だけでなく、障害者施設や介護施設での導入も広がっています

導入先（一部抜粋）

- 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 高石市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 大川市社会福祉協議会
- 蒲郡市社会福祉協議会
- つなげる、つながる、人と人 WE ARE 本別町社会福祉協議会
- 社会福祉法人 合志市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会
- 成年後見普及協会
- 社会福祉法人 五倫会 Gorinkai
- SACSW

都道府県単位での業務提携

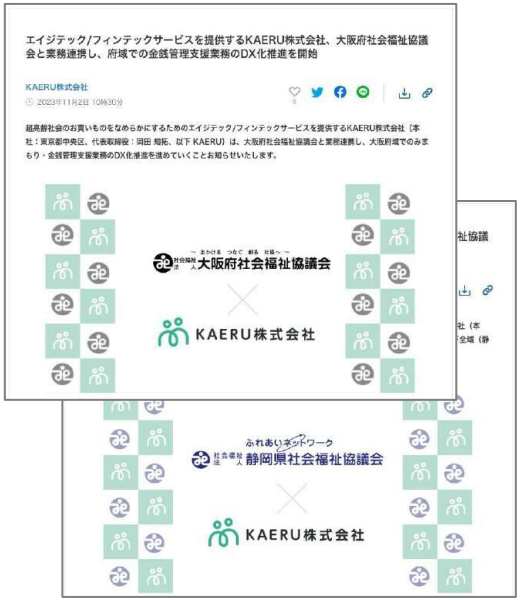

その他の事例

福岡県大川市にて持続可能な権利擁護支援モデル事業での活用

社会福祉協議会向け業務支援ソフトベンダーヴィンテージとの提携

東京金融賞 金融イノベーション部門 1位

株式会社ヴィンテージ VINTAGE INC.

東京金融賞 TOKYO FINANCIAL AWARD

Copyright 2023 KAERU, Inc. All Rights Reserved.

資料書式335 / 476 ページ

活用事例

ヘルパーによる買い物代行や病院への通院時など、KAERUは幅広いシーンでご活用いただけます

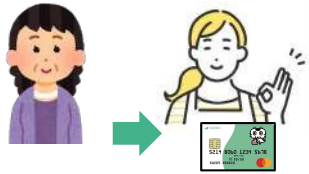

【どんな方】 80代・認知症

【普段の生活】 ご自身では買い物に行かず、ヘルパーさんが買い物代行。

【利用シーン】 買い物代行時にヘルパーさんがカード利用。キャッシュレスでお互いに便利に。

KAERUならヘルパーさんによる代理利用もできます

【どんな方】 70代・認知症

【普段の生活】 買い物はご自身で。定期的に病院にも通院。

【利用シーン】 病院の支払いもKAERUで一本化。病院に行く日だけ追加チャージで対応。

キャッシュレス可能な病院が増えてきています！

【どんな方】 30代・知的障害

【普段の生活】 障害者グループホームに入居。仕事もしながら買い物もご自身で。

【利用シーン】 やりくり目標の設定により計画的な利用が習慣化

普段の買い物が多い人ほどやりくり設定がフィット

【どんな方】 50代・精神障害

【普段の生活】 ゲーム課金でキャリア決済の使いすぎに苦慮。

【利用シーン】 KAERUをネットでのメイン決済にすることで、使いすぎを防止

ネット/ゲームでの決済も KAERUなら使い過ぎ防止

Copyright 2021 [redacted] All rights reserved

資料書式336 / 476 ページ

利用者分布_231128

利用者の7割が60代以上。日常生活自立支援事業の利用者層とほぼ同様の年齢分布。

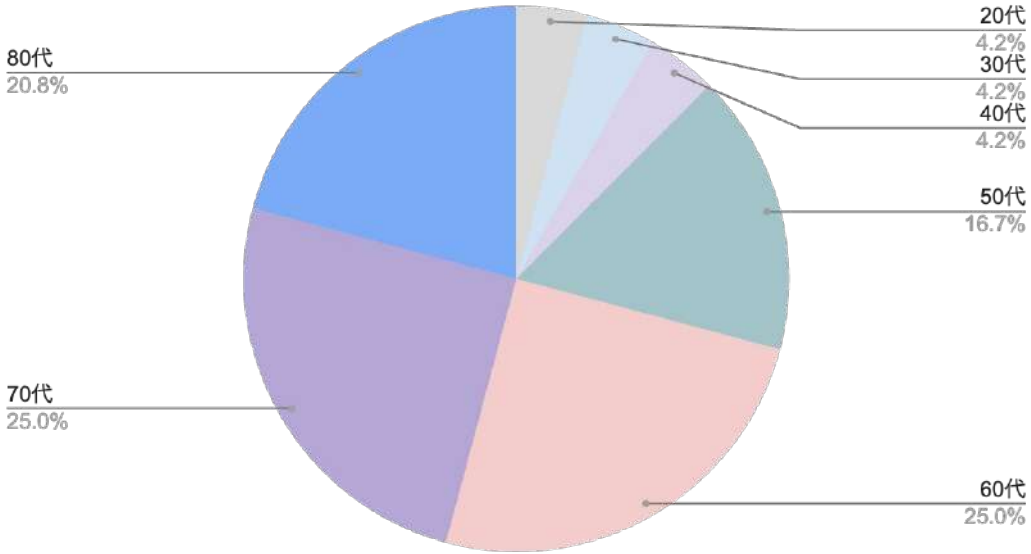

参考：日常生活自立支援事業の概要と　支援の現状
https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000769824.pdf

Copyright 2023 [illegible] All Rights Reserved

資料書式337 / 476 ページ

利用者1名当たりの効率化の効果

ご利用者とのやりとり

銀行への訪問

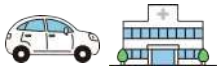

支払代行

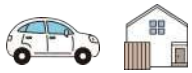

ご利用者宅への訪問

月当たりの合計時間

KAERU導入前

15分 ×4回 | (往復50分＋手続15分) ×4回 | (往復75分＋手続15分) ×1回 | (往復60分＋やり取り30分) ×2回

590分

お金が必要という臨時の連絡が減った

必要なお金はKAERUでチャージ
おさいふ残高への入金は銀行で実施

KAERU導入後

15分 ×2回 | (往復50分＋手続15分) ×1回 | 手続15分 ×1回 | (往復60分＋やり取り30分) ×1回

およそ1/3に減少

200分

通院時にヘルパーさんがKAERUで支払

お金を渡すための訪問がなくなった

さらに

スマート自動入金導入後

15分 ×2回 | 手続15分 ×1回 | (往復60分＋やり取り30分) ×1回

およそ1/4に減少

135分

おさいふ残高に自動的に振り込まれるので銀行に行く必要がなくなった

利用者1名当たり
約90時間/年※
の効率化が見込めます

※銀行、訪問者宅等との距離や現状のやり取り頻度などにより上下します。

その他の効果
- 施設がお金を預からなくてもよくなったので、管理の負担が減った
- 利用者の手元にある金額（カード残高）がすぐ分かるようになった　他

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式338 / 476 ページ

サービス・契約・費用の関係図

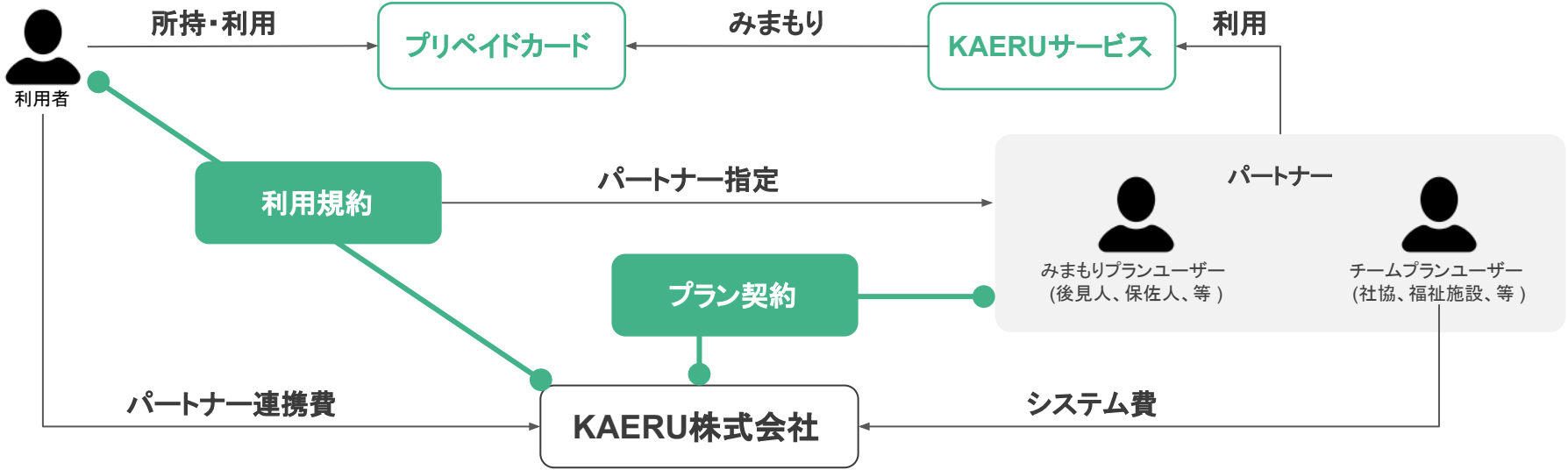

契約種類	契約者	内容
KAERU利用規約	利用者とKAERU間の契約	• カードや自動チャージなどのKAERU機能の利用 • みまもりを許可するパートナーの指定
プラン契約	パートナーとKAERU間の契約	• チームプラン・みまもりプラン機能の利用 • 利用者へのサービス説明や契約の仲介

Copyright 202 All Rights Reserved

利用者への案内の流れ

利用者向けの案内チラシを用意しているので、ご案内いただき、紙の申込書・重要事項説明書を記載いただきます。その後、KAERUにPDFデータでお送りいただくと、1週間ほどで社協さまにカードが届くので、入金・チャージし利用者にお渡しください

案内チラシ

カード申込書

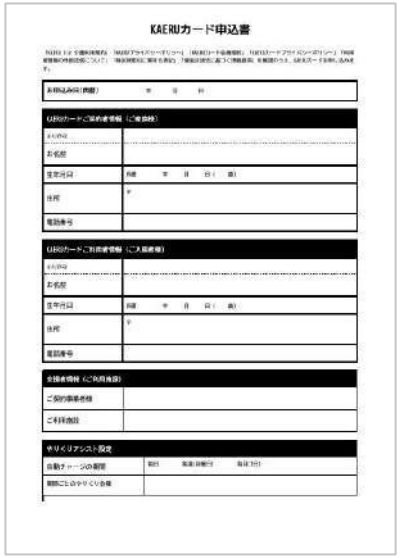

重要事項説明書

資料書式340 / 476 ページ

Copyright 2021 [redacted] All Rights Reserved

利用料金：社協さま向け特別Aプラン_241029

主に社会福祉協議会にてご活用いただくプランになっています

	プレミアムプラン	スタータープラン	ライトプラン	フリープラン
アカウント				
利用者数(被支援者数)	31~60人まで	11~30人まで	4~10人まで	3人まで
サポート				
WEB マニュアル	○	○	○	○
メール	○	○	○	-
電話	○	○	-	-
利用者案内用チラシ等	○	○	○	○
料金(支援者)				
初期費用		~~50,000円(税込55,000円)~~いまなら無料		
月額費用	30,000円(税込33,000円)	15,000円(税込16,500円)	5,000円(税込5,500円)	0円
料金(利用者)				
月額費用	480円(税込528円) / 月			

※1人以上の利用者がいた時のみ、支援者の月額費用が発生します
※支援者の利用料は、月末締めの翌月払いで、利用者数が増えたら、その増加分に応じた料金テーブルで翌月請求します
※利用者の月額利用料はおさいふ残高から引き落とします
※一部の利用者について、利用者の費用を支援者側で負担したいというケースがあればご相談ください
※61人以上は要相談
※都道府県社協様用の都道府県下全体に導入するプランもあります

Copyright 202 All Rights Reserved

利用料金：Bプラン_241029(利用者負担型）

主に成年後見業務をされる方にてご活用いただくプランになっています

	プラン
アカウント	
利用者数(被支援者数)	~30人まで
サポート	
WEB マニュアル	○
メール	○
電話	-
利用者案内用チラシ等	○
料金(支援者)	
初期費用	~~10,000円(税込11,000円)~~いまなら無料
月額費用	0円
料金(利用者)	
月額費用	960円(税込1,056円) / 月
基本利用料	480円(税込528円) / 月
成年後見パートナーオプション	480円(税込528円) / 月

※利用者の月額利用料はおさいふ残高から引き落とします
※31人以上は要相談

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式342 / 476 ページ

法人請求、及びカード利用者さまへの月額課金のタイムライン

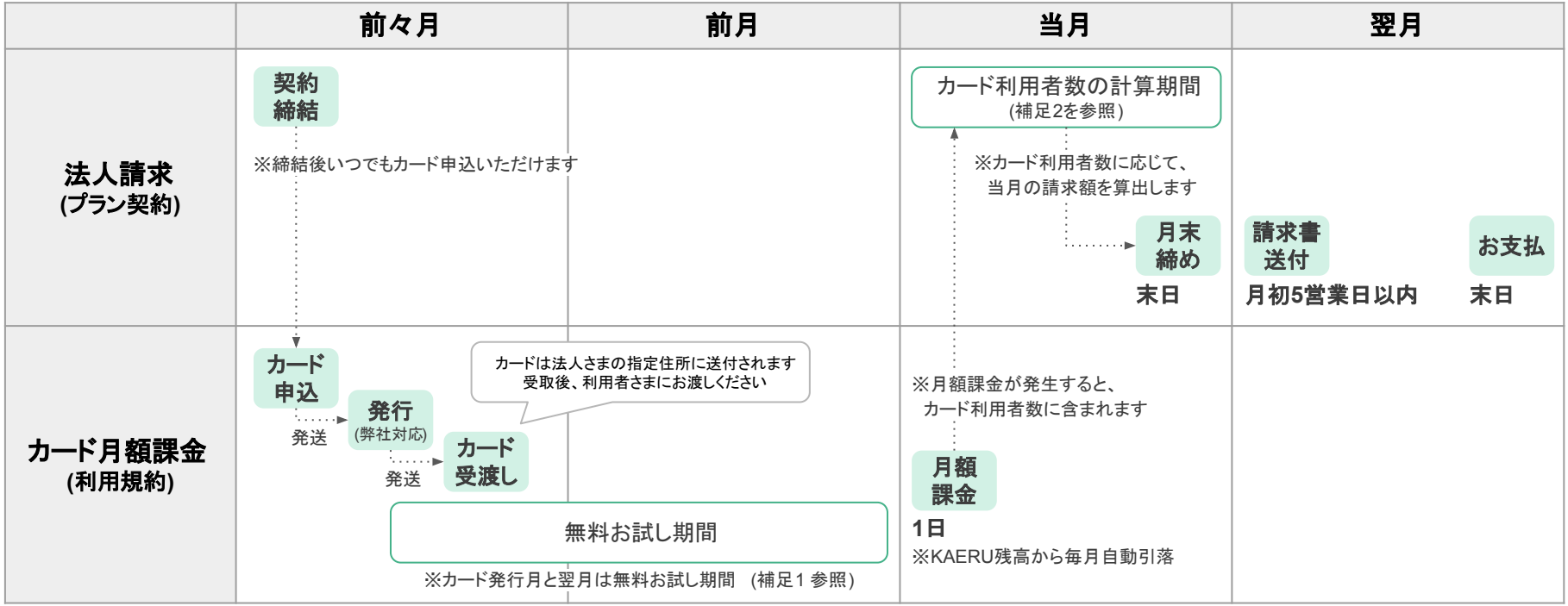

(補足1)
無料お試し期間は、弊社が申込書の受領後に行う「KAERUカード発行」の処理日から翌月末までとなります。
※例1：8月5日に申込書を郵送、8月8日に弊社でカード発行および発送
→ 8月中と9月中が無料お試し期間、10月から月額課金開始
※例2：8月30日に申込書を郵送、9月2日に弊社でカード発行および発送
→ 9月中と10月中が無料お試し期間、11月から月額課金開始

(補足2)
毎月1日から月末までの期間で、以下に該当する利用者が「カード利用者数」に含まれます。
1. 月額課金中(月額課金が失敗している場合も含みます)

※補足：以下に該当する利用者は「カード利用者数」に含まれません。
・無料お試し期間中
・月額課金が停止中(個別事由による停止を受け付けています)
・退会申請から手続完了までの退会処理期間はカード利用者数に含まれます

ご利用まで流れ

「事業規模・組織体制」「利用開始時期」「異なる利用の検討」等のご懸念がある場合、
ご希望に添えるよう対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

1. サービス導入の同意書の取り交わし

2. システム導入とアカウント作成

申込みから3~4営業日程度

3. 利用者さまへの案内とカード発行

名前/住所/生年月日/電話番号を記入
申込みから1週間程度でカード到着

4. 利用開始

ステップごとの個別サポートを実施

利用開始までのサポートや、不安解消やカスタマイズなど、貴団体に合わせた導入を推進します

利用者向けへの案内チラシの提供

トライアルや利用者キャンペーンの案内

必要に応じてトライアルを実施しての実導入もご相談可能です
またあまりカードに馴染みのない方でも、使い始めるきっかけをつくる施策などもご用意しています

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式344 / 476 ページ

利用者案内前のサンプルカードのご提供

利用者に案内するにあたって、事前に支援者側でカードの機能や利便性をご理解いただくため、 3,000円の残高がプリセットされたサンプルカードをご提供させていただきます。貴社の職員さまには、店舗でのご利用やQR決済アプリへの紐付けなどを通じて、試験的にご使用いただき、当カードの実用性をご体感いただけます。

Copyright 2024 All Rights Reserved

資料書式345 / 476 ページ

KAERU Biz 権利擁護 紹介ページ

社内や現場への説明用・マニュアルの資料・動画がストックされているクローズドな WEBページを用意しています。利用者向けへの案内動画も用意しております。ご検討が進んだタイミングでこちらの紹介ページも登録ください。

URL：https://x.gd/9wViq

KAERU Biz 権利擁護 紹介ページの閲覧者登録のフォームのURLはこちらです。 5~7営業日ほどで本ページが閲覧可能になります。
https://share.hsforms.com/1ZNqwaMBwQaKQRzYXUTXAjAqm6cn

Copyright 2021 All Rights Reserved

資料書式346 / 476 ページ

各種書類や流れについて

ご案内の流れや必要な資料については全て、社協さまに提供する管理画面のヘルプページから確認・ダウンロードが可能です

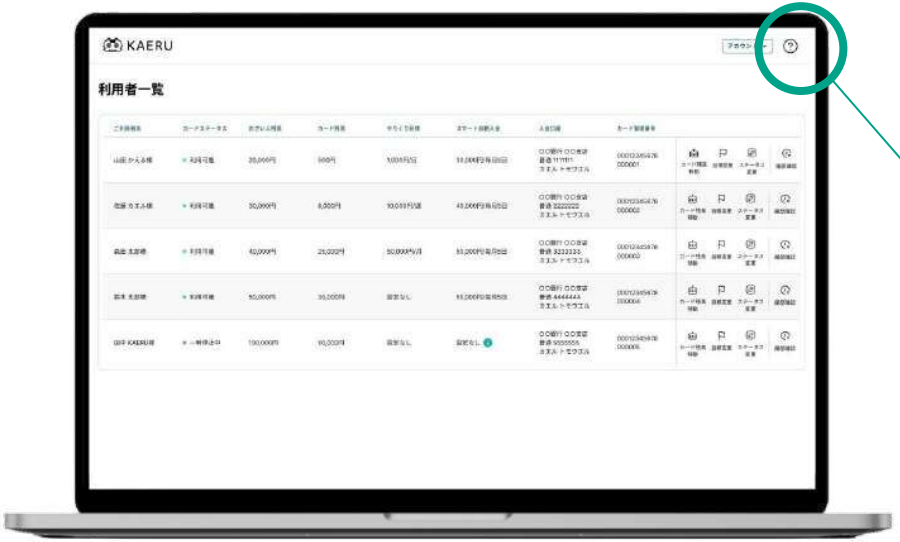

資料書式347 / 476 ページ

Copyright 2021 KAERU. All Rights Reserved.

利用者向けカード利用促進オプション

利用者向け
カード利用促進オプション

要見積もり

**2,000円チャージ済みのカードで
お試し利用**

定例Mtgによるサポート

キャンペーンを通して、支援者側でカードを持っていただけない思っていただけた方にも、使っていただけました。

周りでカードの使う場所がない方は辞めてしまいましたが、カードを手に取った8割以上の方が継続して使ってくれています。

社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式348 / 476 ページ

カード決済端末の紹介

パートナー企業のネットスターズと連携し、病院や介護施設、商店街など従来カードが使えなかったお店でも
キャッシュレス端末の設置のご案内が可能となります。

NETSTARS Co.,Ltd. × KAERU

クレジットカード

VISA mastercard JCB AMERICAN EXPRESS Diners Club INTERNATIONAL DISCOVER

電子マネー

iD nanaco QUICPay Edy WAON

※交通系電子マネー以外は2023年11月以降提供予定

R Pay d払い m Pay au PAY ゆうちょPay QUO Pay BP Bank Pay LINE Pay AEON Pay

Copyright 2023 [redacted] All Rights Reserved

よくあるご質問

Q1. 利用者が社会福祉協議会と契約終了する場合、残高はどうなりますか？

資金決済法では、前払式支払手段の払戻しは原則として認められていません。そのため、利用者への残高の払戻し、及び別口座への移動はできません。また契約終了した利用者情報も閲覧できなくなります。

Q2. 法人希望でプラン契約を解消する場合、残高はどうなりますか？

Q1と同様となり、利用者への残高の払戻し、及び別口座への移動はできません。

Q3. 入金した資金は安全ですか？

資金決済法に基づき、内閣総理大臣への届出、及び法務局への発行保証金の供託により、利用者の保護を図っています。
なお本カードは共同印刷グループであるTOMOWEL Payment Service株式会社との提携カードとして発行しております。

Q4. ご利用者がお亡くなりになった場合の相続について

相続手続きが可能です

Q5. 銀行ATM等からKAERUに振込する際の依頼人名はどうしたらいいのか

「利用者のお名前」でお願いします。

Q6. カードが利用できるお店について

国内のマスターカード加盟店であればご利用いただけます。
※ガソリンスタンドやホテル、毎月の料金支払いなどで一部ご利用いただけないケースがございます。

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式350 / 476 ページ

お問い合わせ先

本資料に関するお問い合わせは、下記の窓口までお願いいたします。

担当者：岡田

連絡先：sales@kaeru-inc.co.jp

–

コーポレートサイト：https://kaeru-inc.co.jp/

Copyright 202 All Rights Reserved

Appendix

資料書式352 / 476 ページ

スタートダッシュキャンペーン

利用者向け
カード利用促進オプション

要見積もり

2,000円チャージ済みのカードで
お試し利用

定例Mtgによるサポート

2025年⚫月末までの
利用者申し込みについて
キャンペーン無料提供

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式353 / 476 ページ

お試し期間中に体験していただけます

契約は通常通り行なっていただきますが、無料お試し期間中に、 2000円残高が入ったカードで普段買い物するお店で、カード決済の使い勝手等をご確認いただけます。月額課金発生日より手前で解約いただければ利用料は特にかかりません。

	前々月	前月	当月	翌月
法人契約	契約締結			
カード月額課金 (利用規約)	カード申込 発送 発行 (弊社対応) 発送 カード受渡し カードは法人さまの指定住所に送付されます 受取後、利用者さまにお渡しください ※カード発行月と翌月は無料お試し期間 （補足１参照） 無料お試し期間		※月額課金が発生すると、 カード利用者数に含まれます 月額課金 1日 ※KAERU残高から毎月自動引落	

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式354 / 476 ページ

ご活用のステップ（詳細）

より多くの方に案内するにあたり、お試しで使っていただけるキャンペーンです

1~2週間		2週間~1か月	順次
1.利用者一覧の作成	**2. キャンペーン利用スケジュールの確認**	**3.利用者へのご案内**	**4. チャージ済みカードの送付**
利用者の一覧を作成いただき、KAERUの利用可否についてご検討いただきます。	作成した一覧を基に、キャンペーンの対象となる期間等を決定します。	スケジュールに沿って、利用者へのご案内を行っていただきます。	申込書を頂いたら順次、チャージ済みのカードを発送いたします。

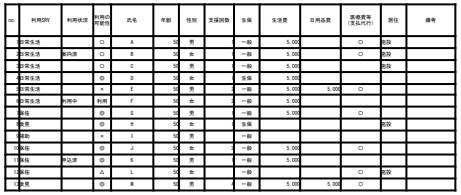

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式355 / 476 ページ

大阪府社協 日常生活自立支援事業 担当者会議にて

令和5年9月14日「キャッシュレス決済等の課題に対する新しい取り組み」というテーマで、豊中市社会福祉協議会 専門員 三木様（権利擁護・後見サポートセンター　センター長）と、弊社の岡田が実際に KAERUを活用した金銭管理支援の事例を報告し、今後の課題や対応策について意見交換を行いました。以下は意見交換会後のアンケート結果 (n:42)です。85%の社協がキャッシュレスの必要性を感じており、75%の社協がKAERUサービスについて前向きに検討したいという結果でした。

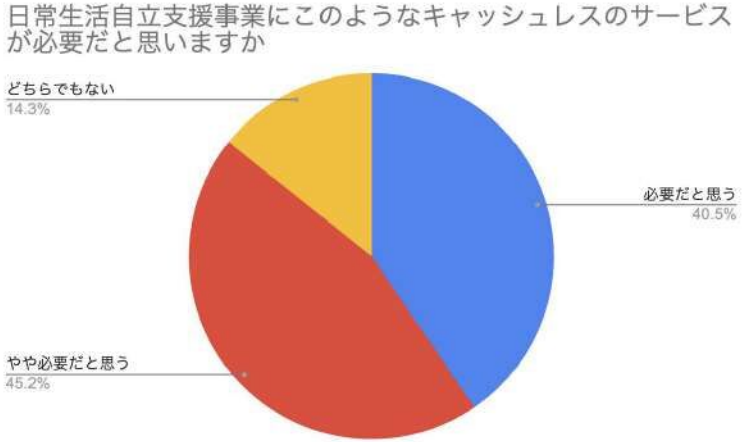

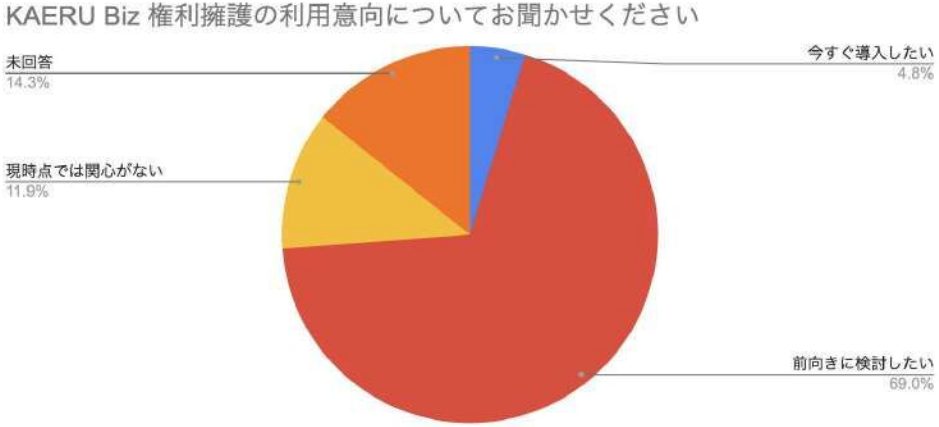

Copyright 2023 KAERU Inc. All Rights Reserved.

資料書式356 / 476 ページ

都道府県社協との取り組み

大阪府、静岡県とは業務提携を行い、都道府県下の社協の金銭管理支援業務の DX化を推進する取り組みを発表し、勉強会や利用者への案内などを連携し行っております。

参考：https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000019.000084783.html

参考：https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000021.000084783.html

Copyright 2023 KAERU, Inc. All Rights Reserved.

資料書式357 / 476 ページ

スマート自動入金

毎月決められた日に、ご指定の銀行口座から自動で口座振替を行い、手間なく KAERUの残高へ入金できる機能です。お申込み時に設定する「毎月の入金金額」はオンラインで変更申請できるので、日々のやりくり状況に合うように設定できます。別途用紙の記載・送付が必要です。

スマート自動入金の規定及び申込書

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式358 / 476 ページ

Strictly confidential

スマート自動入金のタイムライン

	前月	当月	翌月
スマート自動入金申込	申込書受取 約18日まで	振替（銀行引落） 23日 入金（おさいふ） 末日	振替（銀行引落） 23日 入金（おさいふ） 末日 ※2月など、営業日数が少ない場合には金融機関からのデータ連携が間に合わない場合があり、例外的に当月末ではなく翌月にかかる可能性があります
スマート自動入金金額変更 （問い合わせフォームから）	金額変更 約10日まで 金額変更 約11日以降	振替（変更後） 23日 振替（変更前） 23日	振替（変更後） 23日
スマート自動入金停止 （問い合わせフォームから）	停止 約10日まで 停止 約11日以降	振替なし 振替 23日	振替なし

資料書式359 / 476 ページ

退会の流れ

利用者さまから退会意向を確認しましたら、以下の点にご留意いただいたうえで退会時期をご検討ください。申請書受理後、翌月1日の利用料から引落しが止まります

【注意事項】
・KAERUカードの残高は、原則払い戻しができません。残高をお使いになったうえでの退会申請をご検討ください。
・スマート自動入金（口座振替）を利用中、かつ翌月の口座振替手続きがすでに始まっている状態ですと KAERU カードの退会ができません。
事前にスマート自動入金（口座振替）の停止申請を行ってください。翌月から、再び退会申請ができます。

退会申請書

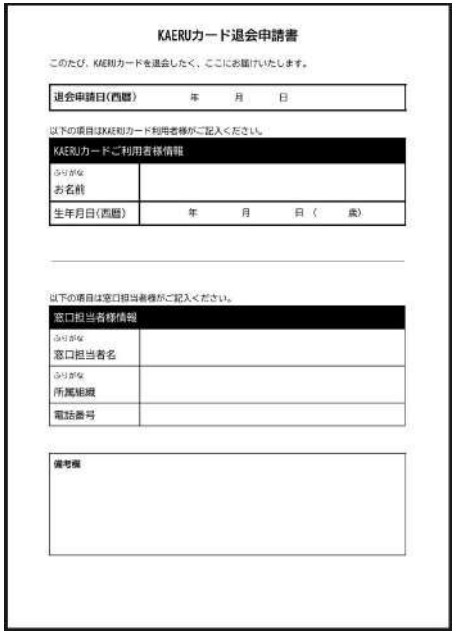

KAERUカード退会申請書

このたび、KAERUカードを退会したく、ここにお届けいたします。

退会申請日(西暦)	年　月　日

以下の項目はKAERUカード利用者様がご記入ください。

KAERUカードご利用者様情報	
ふりがな お名前	
生年月日(西暦)	年　月　日（　歳）

以下の項目は窓口担当者様がご記入ください。

窓口担当者様情報	
ふりがな 窓口担当者名	
ふりがな 所属組織	
電話番号	

備考欄

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式360 / 476 ページ

利用者側での残高確認について

ご利用者さまで、スマホ等のインターネットにアクセスできる端末をお持ちの方であれば、残高を確認できるようになりました。残高確認を自分でも確認したいというご利用者さまごとに **カード残高・おさいふ残高を確認できるURL発行**します。URLをブックマークをし、ホーム画面に設置するとスマホからワンタップで確認できます。

Copyright 2023 [redacted] All Rights Reserved

資料書式361 / 476 ページ

Appendix：各種QR決済の連携まとめ

各種QR決済アプリや交通系電子マネーアプリにカードを紐づけて利用、またはチャージが可能です

カードから直接支払い

PayPay　R Pay

d払い　Coke ON

カードからチャージし支払い

モバイルSuica　モバイルPASMO

au PAY

利用できない
直接は利用できない

LINE Pay　m Pay

※cokeonはカードで直接決済はできませんが、他のPayを迂回するとできます

2023年8月時点の情報です。各決済会社の都合でカードの登録や、チャージができなくなる可能性もございます。ご了承ください。

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式362 / 476 ページ

Appendix：PayPayでの利用の仕方

直接決済型

使い方

PayPayは、チャージをしなくてもカードを紐付けることで使えます。PayPayでQR決済をすると、その都度、KAERUでカード決済がされます。
利用履歴はKAERUでまとめて確認できます。

紐付け

PayPayアプリにKAERU登録方法

①ホーム画面の[その他]を選択

②[カード追加]を選択

③[カード番号を直接入力する]を選択

④クレジットカード情報を入力し[追加する]を選択

⑤クレジットカードが登録されました

お買い物すると？

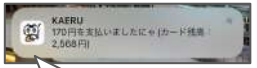

通知が来るにゃ！

Copyright 2021 [redacted] All Rights Reserved

資料書式363 / 476 ページ

PayPayでの利用の仕方

直接決済型

使い方

PayPayは、チャージをしなくてもカードを紐付けることで使えます。PayPayでQR決済をすると、その都度、KAERUでカード決済がされます。
利用履歴はKAERUでまとめて確認できます。

PayPayアプリにKAERU登録方法

①ホーム画面の[その他]を選択

②[カード追加]を選択

③[カード番号を直接入力する]を選択

④クレジットカード情報を入力し[追加する]を選択

⑤クレジットカードが登録されました

お買い物すると？

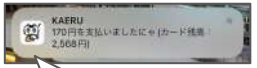

通知が来るにゃ！

Copyright 2021 [illegible] All Rights Reserved

資料書式364 / 476 ページ

楽天payでの利用の仕方

直接決済型

使い方

楽天payは、チャージをしなくてもカードを紐付けることで使えます。楽天payでQR決済をすると、その都度、KAERUでカード決済がされます。
利用履歴はKAERUでまとめて確認できます。

お買い物すると？

楽天payアプリにKAERU登録方法

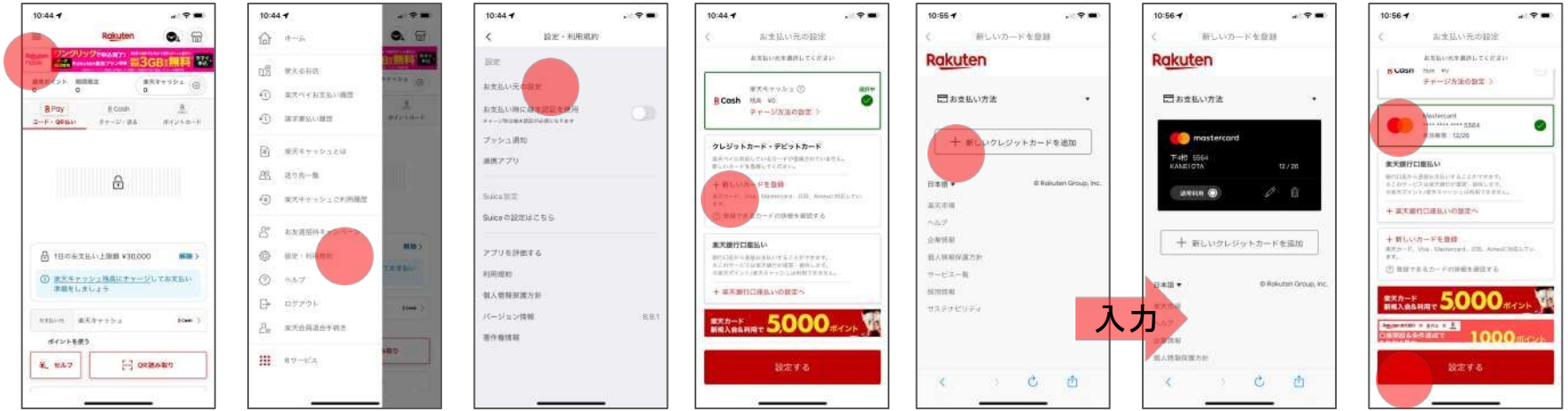

Copyright 2023 [redacted] All Rights Reserved

資料書式365 / 476 ページ

直接決済型

d払いでの利用の仕方

使い方

d払いは、チャージをしなくてもカードを紐付けることで使えます。d払いでバーコード決済をすると、その都度、KAERUでカード決済がされます。
利用履歴はKAERUでまとめて確認できます。

d払いアプリに KAERU登録方法

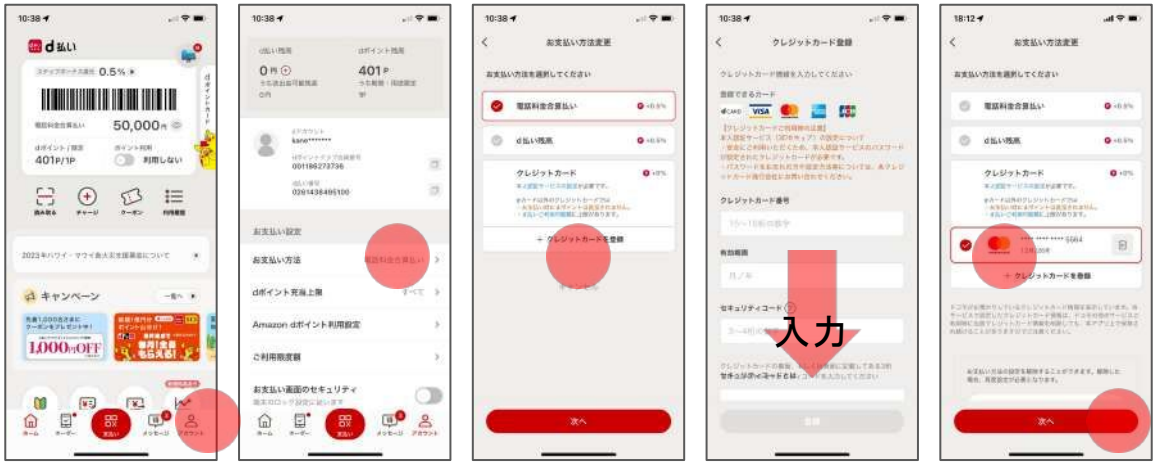

お買い物すると？

Copyright 2023 [redacted] All Rights Reserved

資料書式366 / 476 ページ

チャージ型

auPAYでの利用の仕方

使い方

aupayは、KAERUカードを紐付けることができ、aupayの残高をチャージすることができます。そのため決済時は、直接KAERUカードから決済されるわけではなく、aupayの残高からの決済になります。

チャージ成功すると
通知が来るにゃ！

auPayアプリにKAERU登録方法

チャージ方法

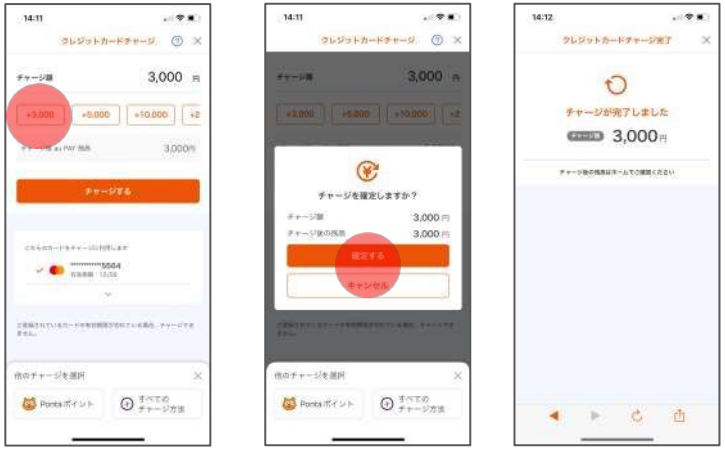

Copyright 2021 [redacted] All Rights Reserved

資料書式367 / 476 ページ

チャージ型

モバイルsuicaでの利用の仕方

使い方

モバイルsuicaは、KAERUカードを紐付けることができ、モバイルsuicaの残高をチャージすることができます。そのため決済時は、直接KAERUカードから決済されるわけではなく、モバイルsuicaの残高からの決済になります。

チャージ成功すると
通知が来るにゃ！

モバイル suicaにKAERU登録方法

チャージ方法

Copyright 2021 [redacted] All Rights Reserved

資料書式368 / 476 ページ

チャージ型

PASMOでの利用の仕方

使い方

PASMOは、KAERUカードを紐付けることができ、PASMOの残高をチャージすることができます。そのため決済時は、直接KAERUカードから決済されるわけではなく、PASMOの残高からの決済になります。

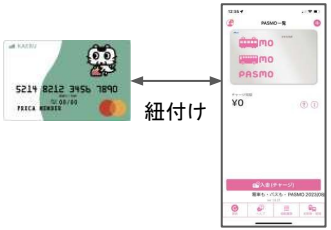

チャージ成功すると
通知が来るにゃ！

PASMOにKAERU登録方法

チャージ方法

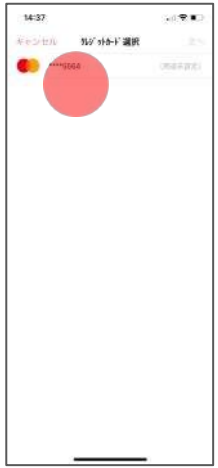

Copyright 2023 [redacted] All Rights Reserved

資料書式369 / 476 ページ

cokeonで各種アプリを連携する方法

※QR決済に対応した自動販売機にはアプリから直接決済可能です。

使い方

cokeonは、KAERUカードを紐付けることができませんが、KAERUカードを紐付けた各種アプリを紐付けることで、関節的にKAERUカードでcokeonで決済することができます。

連携できるアプリ	留意点
PayPay	残高での決済が優先されます
楽天PAY	直接決済型
d払い	直接決済み型
auPAY	チャージ型

cokeonに各種アプリの登録方法

Copyright 2023 Coke-On. All rights reserved.

資料書式370 / 476 ページ

Apple storeとは

使い方

Apple storeは、KAERUカードを紐付けることができ、Apple storeの残高をチャージすることができます。そのため決済時は、直接KAERUカードから決済されるわけではなく、Apple storeの残高からの決済になります。

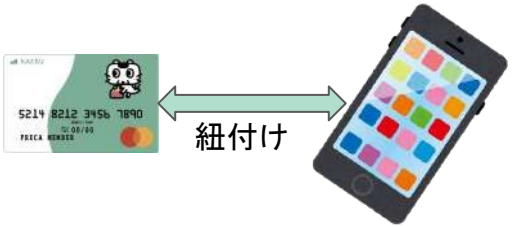

Apple storeとは

App Store（アップストア）とは、Apple社が運営する、iPhone／iPod touch／iPad 向けアプリケーションのダウンロードサービスです。
KAERUカードを紐付けることで、課金ができるようになります。

App Store

Apple payとの違い

Apple Payとは、iPhoneをはじめとしたiOS端末で決済ができる電子ウォレットサービスです。すでにお持ちのクレジットカードの情報をご自身のiPhoneに登録することで、iPhoneを決済端末にかざすだけでクレジットカード決済ができます。
※KAERUカードは対応しておりません。

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式371 / 476 ページ

チャージ型

Apple storeでの利用方法

Apple storeにKAERU登録方法

チャージ方法

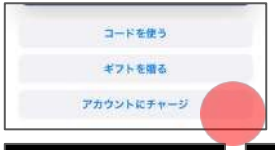

チャージ成功すると
通知が来るにゃ！

Copyright 2021 [redacted] All Rights Reserved

資料書式372 / 476 ページ

利用者の声（法人後見のケース）

利用者（被後見人）

小銭がなくなって便利になりました。計画的に使えるようになって良かったです。

急にお金が必要になると、届けるのにどうしても時間がかかり、待たせてしまったり、その分の交通費を負担していただいていたのですが、KAERUだと遠隔でサポートできるのでよいと思います。本人と相談しながら必要なタイミングでやりくりアシスト機能を使ったり、外したりできるのも適度なサポートができて便利です。

後見人

一般社団法人 成年後見普及協会 Since 2012

■利用者（被後見人）について
・療育手帳
・50代女性　就業　グループホーム入居

■KAERUの利用前後の金銭管理支援の方法
・利用開始月：2023/6～
・KAERU 利用前：現金で月に1回、5万円手渡し
・KAERU 利用後：KAERUに3万円チャージ2万円現金（うち1万円は交通系電子マネーにチャージ）

■利用実態
・スマート自動入金対応

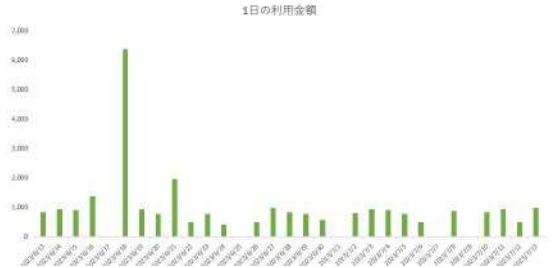

Copyright 2023 KAERU, Inc. All rights reserved.

資料書式373 / 476 ページ

利用者の声（社会福祉士会のケース）

利用者

お金を使いすぎて、なくなったら後見人に連絡していた。お金の管理が苦手だったが、KAERUカードを使い始めて毎日タバコや食料品を購入でき、使いすぎることもないため助かっている。毎日買い物に歩いていくのでいい運動にもなっている。

これまでは毎週現金を渡していたが、使いすぎると他者に借りたり、追加でお金を渡すこともしばしばあった。KAERUカードを使用するようになり、上限額の範囲内で考えて買い物できていることが本人の楽しみにもなっている様子です。また頻繁に訪問する必要がなくなり、後見人の負担も軽減されました。

支援者

社会福祉士会

■利用者について
・精神保健福祉手帳所持
・50代前半女性 就労 障がい者グループホーム

■KAERUの利用前後の金銭管理支援の方法
・利用開始月：2023/11～
・KAERU 利用前：現金 7,000円×週1回
・KAERU 利用後：KAERUで毎日 1000円のチャージ + 必要に応じて現金受け渡し

■利用実態
・毎日、1,000円以内利用

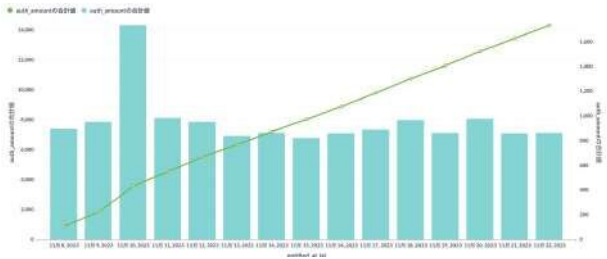

Copyright 202 All Rights Reserved

資料書式374 / 476 ページ

利用者の声（日常生活自立支援事業のケース）

利用者

カード支払いという、新たな生活スタイルが楽しい

お金を持ちすぎたり、逆に手持ちがなさすぎたりすると、利用者、支援者にとって好ましくない行動をとってしまう事がありました。
KAERUカードでの支援をはじめ、計画的にやりくりすることができ、お金がなくなってしまってもすぐにサポートできるのでよい支援ができています

支援者

社会福祉法人
豊中市社会福祉協議会

■利用者について
・統合失調症、精神 3級
・40代後半男性 生保 独居

■KAERUの利用前後の金銭管理支援の方法
・利用開始月：2023/8～
・KAERU 利用前：現金 15,000円×月3回
・KAERU 利用後：現金 20,000円 とKAERUに毎週 7,500円チャージ

■利用実態
・ほぼ毎日利用。チャージされた日や、その前日などに多めに使うなど、日によってやりくりしている

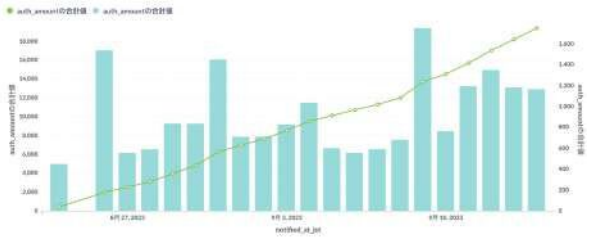

Copyright 2023 [redacted] All rights reserved

資料書式375 / 476 ページ

利用者の声（日常生活自立支援事業のケース）

利用者

お金を使いすぎないようにしたいとは思っているけれども、なかなか自分の意思だけでは難しく、もどかしい気持ちがありました。カードで毎日の ”やりくり目標”が設定されているので、計画的に使う事ができています

これまでは日中働かれているので、どうしてもお金を手渡しすることが難しかったので、キャッシュレスによるサポートは助かっています。
また、本人にも了解を得て、カードの利用履歴を支援者が確認しています。深夜の利用が多かったことや、日中でもコンビニ利用が多いことが分かったので、生活リズム面や、もっとスーパー等を活用するようにといった助言ができています。

支援者

社会福祉法人
豊中市社会福祉協議会

■利用者について
・統合失調症、精神 2級
・40代後半男性 就労 独居

■KAERUの利用前後の金銭管理支援の方法
・利用開始月：2023/8～
・KAERU 利用前：現金 7,000円×週1回
・KAERU 利用後：KAERUで毎日 1,500円のチャージ ＋ 必要に応じて現金受け渡し

■利用実態
・ほぼ毎日、1,300-1,400円程度利用

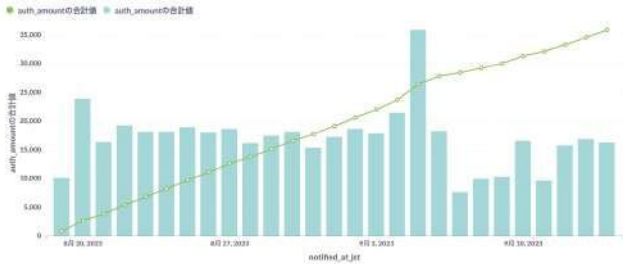

Copyright 2023 [illegible] All rights reserved

資料書式376 / 476 ページ

大川市意思決定サポーター養成講座
KAERUカードの使い方

KAERU

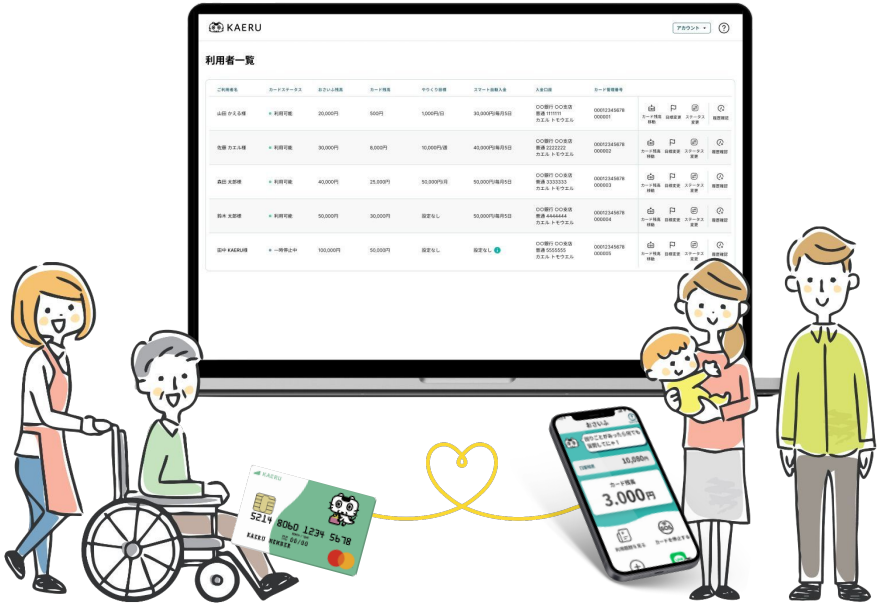

資料書式377 / 476 ページ

会社・サービス概要

資料書式378 / 476 ページ

Company

KAERU

会社概要

VISION

誰もがお買いものを楽しみ続けられる世の中にする

認知力が弱っても本人がやりたい生活を続けられる、そんな世界を目指して私たちはサービスを展開しています。

会社概要

会社名: KAERU株式会社
設立: 2020年10月9日
事業内容: みまもり機能付き決済サービスの開発・運営

本人/家族向けアプリ

社協・後見人向け WEB

介護・障害福祉施設向け

受賞歴・メディア実績

東京都主催
東京金融賞 TOKYO FINANCIAL AWARD
第1位

経済産業省
ORANGE INNOVATION AWARD
優秀賞

NHK、日本経済新聞、雑誌 等
メディア掲載事例多数

NHK 日本経済新聞
朝日新聞社 読売新聞
Forbes JAPAN TRENDY

資料書式379 / 476 ページ

KAERU

Profile

自己紹介

KAERU株式会社
代表取締役 CEO
岡田　知拓　Okada Tomohiro

東京農工大学応用生命化学修士卒。
新卒で決済ベンチャーの法人営業・事業開発を担当。海外に拠点を移し、東南アジアのスタートアップにジョイン。その後、日本に戻りLINE株式会社に入社。
LINE Payサービスの立ち上げ初期から、戦略立案から個別のプロダクト企画など、広範にグロースに携わる。
利用者にとって、より付加価値のあるペイメントサービスを創りたいと考え、2020年の10月にKAERU株式会社を創業。
一般社団法人 認知症予防協会 MCI専門士、終活アドバイザー、認知症サポーター、訪問介護の資格を有している。

Net Protections　LINE　LINE Pay　ニチイ

資料書式380 / 476 ページ

福岡県との連携実績

福岡市 FUKUOKA CITY

福岡市認知症フレンドリーセンター
サービス展示

福岡県 Fukuoka Prefecture

「認知症の方の未払い行動を考える」
シンポジウムに登壇

福岡から日本の社会課題を解決する
福岡市社会福祉協議会

KAERU Biz 権利擁護サービスの導入

福岡から日本の社会課題を解決する
福岡市社会福祉協議会
×
KAERU株式会社

資料書式381 / 476 ページ

大川市での取り組み

資料書式382 / 476 ページ

Service

KAERU

KAERUカードでできること

KAERUカードは、**事前にチャージした範囲でのみお支払いができる、事前チャージ式のカード**　です。支援者（大川市社会福祉協議会）が、管理画面で各種設定をすることで、**一日に使える金額をコントロールできたり、紛失時に遠隔で停止できたり**　と、さらに安心・便利に利用できます。

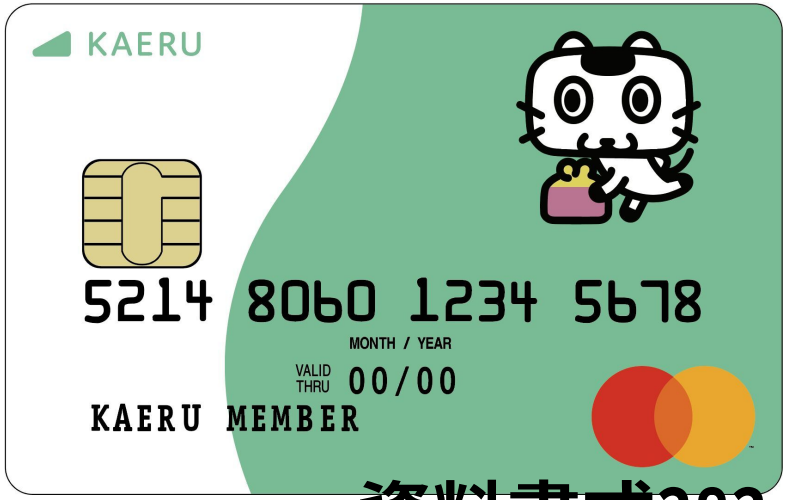

KAERU

使えるお店（一部店舗）

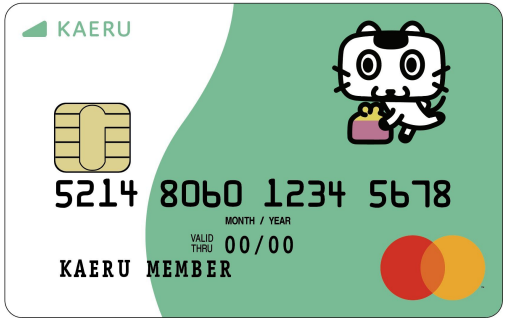

セブンイレブン / ファミリーマート / ローソン / マツモトキヨシ / ばんばす / welcia / 薬HAC / ツルハドラッグ / 薬サンドラッグ / 薬セイジョー / ミニストップ / デイリーヤマザキ / ポプラ / ココカラファイン / くすりの福太郎 / くすり / 薬ダイコクドラッグ / イオン / Tomod's / ビックドラッグ / ベルクス / SEIYU / MEGAドン・キホーテ / TOBU STORE / YAOKO MARKETPLACE / daiei / ライフ / Santoku / サミット / Tokyu Store

資料書式384 / 476ページ

※弊社調べ。一部店舗によっては使えないお店あり

Service

KAERU

使えるお店（一部店舗）

資料書式385 / 476 ページ

お支払い時の流れ

一般的なクレジットカードと同じ操作方法　でお支払いができます。
タッチ決済は非対応なので、**端末に差し込んで利用**してください。

ほとんどの場合、**暗証番号を求められることは少ない**　ですが、求められた場合は**カード送付時の台紙に記載のある暗証番号を入力**して下さい。

資料書式386 / 476 ページ

お支払い時の流れ

レジでは、支払い方法を聞かれたら、カードを提示しながら**「カードで」**とお伝えください。
セルフレジや、支払い方法を自ら選択するレジでは**「クレジットカード」、「カード」** と書いてあることがあるので、そちらをタップしてください

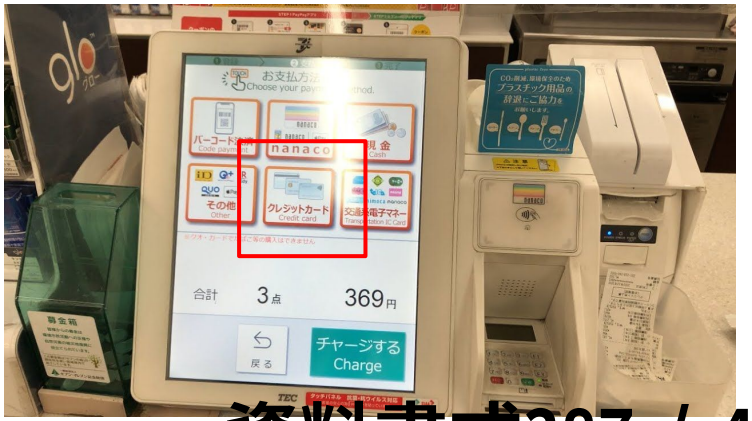

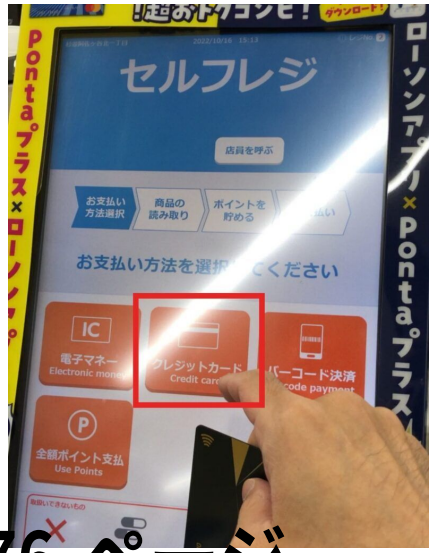

資料書式387 / 476 ページ

チャージの仕方

チャージの方法

・振込（ATMやインターネットバンキング）
・口座振替による自動入金

※利用制限（2023年3月時点）
- 残高上限　　：50万円以下（おさいふ残高＋カード残高）
- カード残高　　：5万円以下
- 決済上限　　：1回あたり5万円以下
- チャージ上限　：カードへの月間のチャージ額は 5万円まで

※利用例
一日のカード残高の上限金額を設定することで、使いすぎを予防できます。例えば上限金額を 1,000円にして、300円を使うと、翌日に300円が自動チャージされます。

※スマホをお持ちでない場合
ご家族による「みまもり」、またはチームプランによる「みまもり」を受けている利用者の場合は、プリペイドカードだけの利用ができます。

資料書式388 / 476 ページ

Service

KAERU

キャッシュレスによる支援

カードのチャージ操作/利用履歴の確認

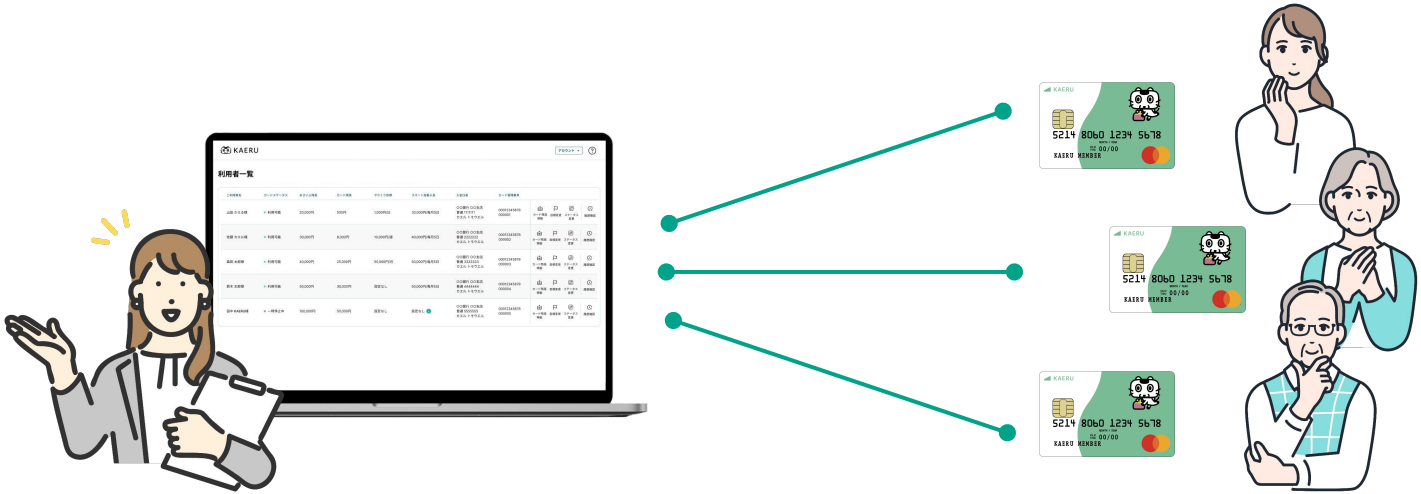

社会福祉法人
大川市社会福祉協議会

資料書式389 / 476 ページ

現金とキャッシュレス運用の違い

	お金の受け渡し	支払い
現金		
キャッシュレス	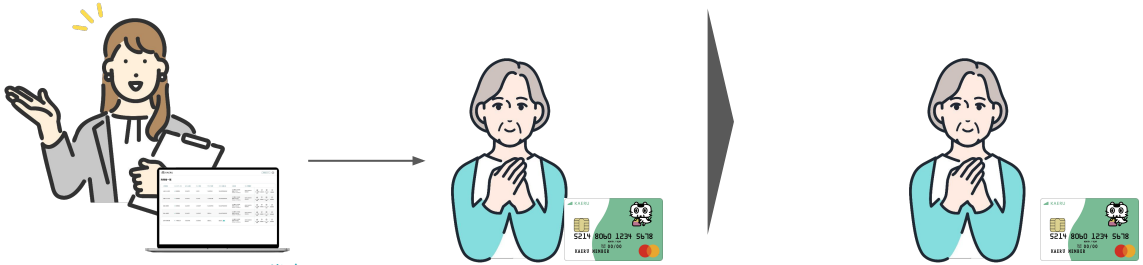	

リンク

資料書式390 / 476 ページ

KAERU

Product

QR決済や交通系電子マネーアプリとの紐付け

カードから直接支払い

PayPay

R Pay

d払い

Coke ON

カードからチャージし支払い

モバイル Suica

モバイル PASMO

au PAY

利用できない
直接は利用できない

LINE Pay

m Pay

資料書式391 / 476 ページ

KAERU

PayPayでの利用方法

使い方

モバイルsuicaは、KAERUカードを紐付けることができ、モバイルsuicaの残高をチャージすることができます。そのため決済時は、直接KAERUカードから決済されるわけではなく、モバイルsuicaの残高からの決済になります。

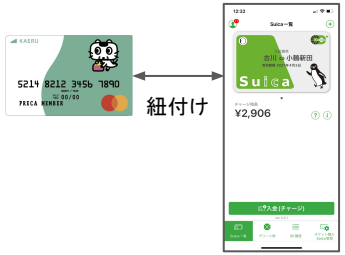

チャージ成功すると
通知が来るにゃ！

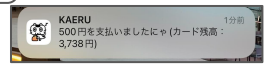

モバイル suicaにKAERU登録方法

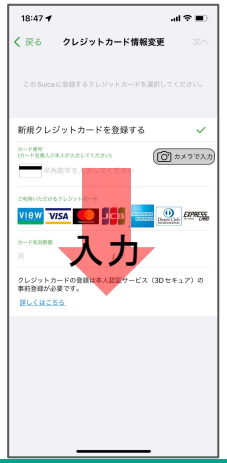

チャージ方法

KAERU

モバイルsuicaでの利用方法

使い方

PayPayは、チャージをしなくてもカードを紐付けることで使えます。PayPayでQR決済をすると、その都度、KAERUでカード決済がされます。
利用履歴はKAERUでまとめて確認できます。

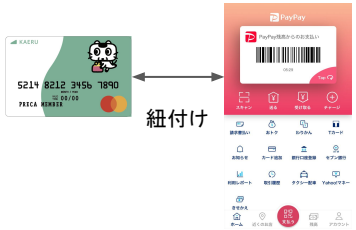

PayPayアプリにKAERU登録方法

①ホーム画面の[その他]を選択

②[カード追加]を選択

③[カード番号を直接入力する]を選択

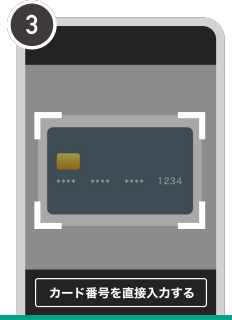

④クレジットカード情報を入力し[追加する]を選択

⑤クレジットカードが登録されました

お買い物すると？

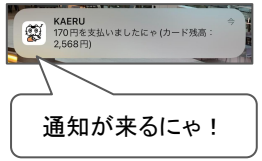

strictly confidential

KAERU

Amazonでの利用

使い方

Amazonは、カードを紐付けることができ、
Amazonにある商品を購入することができます。
Amazonでお買い物すると、その都度、KAERU
でカード決済がされます。
利用履歴はKAERUでまとめて確認できます。

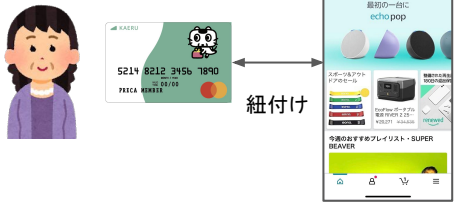

Amazonアプリに KAERU登録方法

①[アカウントアイコン①]をタップしたら[アカウントサービス②]を選択

②[クレジットまたはデビットカードを追加]を選択

③[お支払い方法を追加]を選択

④クレジットカード情報を入力し[カードを追加]を選択

⑤[保存]を選択

⑥お支払い方法が登録されました

お買い物すると？

Amazonで商品を購入すると、**利用履歴は購入時ではなく商品配送時に表示**されます（時間差があります）。

資料書式394 / 476 ページ

利用者事例

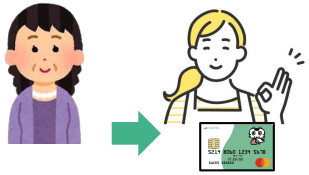

【どんな方】 80代・認知症

【普段の生活】 ご自身では買い物に行かず、ヘルパーさんが買い物代行。

【利用シーン】 買い物代行時にヘルパーさんがカード利用。キャッシュレスでお互いに便利に。

KAERUならヘルパーさんによる代理利用もできます

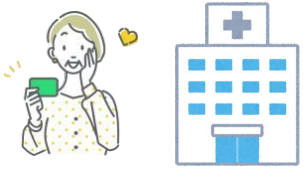

【どんな方】 70代・認知症

【普段の生活】 買い物はご自身で。定期的に病院にも通院。

【利用シーン】 病院の支払いもKAERUで一本化。病院に行く日だけ追加チャージで対応。

キャッシュレス可能な病院が増えてきています！

【どんな方】 30代・知的障害

【普段の生活】 障害者グループホームに入居。仕事もしながら買い物もご自身で。

【利用シーン】 やりくり目標の設定により計画的な利用が習慣化

普段の買い物が多い人ほどやりくり設定がフィット

【どんな方】 50代・精神障害

【普段の生活】 ゲーム課金でキャリア決済の使いすぎに苦慮。

【利用シーン】 KAERUをネットでのメイン決済にすることで、使いすぎを防止

ネット/ゲームでの決済も KAERUなら使い過ぎ防止

資料書式395 / 476 ページ

User

利用者の7割が60代以上

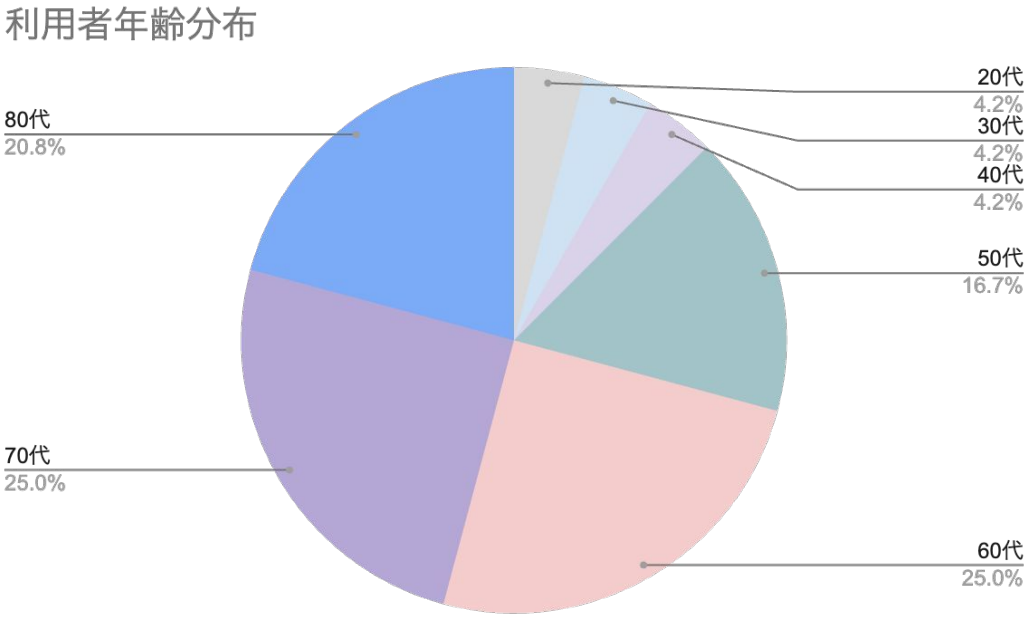

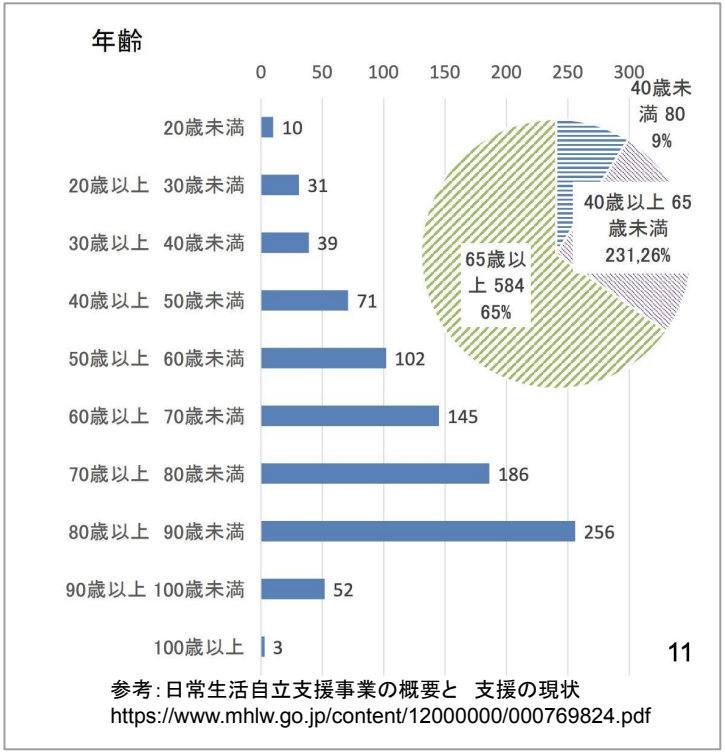

資料書式396 / 476 ページ

よくある質問

・誰でもカードをつくれるの？
⇒お名前・住所・生年月日・お電話番号をいただければ、基本的にどなたでもカードを作れます

・カードをなくした場合はどうするの？
⇒無料で再発行が可能です。再発行した場合でも入金したお金はそのまま使っていただけます

・残高は利用者はどうやって確認するの？
⇒ご利用者さまごとに専用のWebページを発行します。初期設定さえしてしまえば、2回目以降は
簡単に確認することができます。

・入金したお金は、現金に戻せるの？
⇒一度チャージしたお金は、資金決済法という法律に則り、原則として払い戻しできません。
長期で入院するため現実的に今後カードを利用することができない、といった場合などは
特例として払い戻しさせていただく可能性があります。

Appendix

資料書式398 / 476 ページ

KAERU

口座振替による入金方法

通帳記帳内容

入出金内容
SMBC（KAERU

お引落し日

毎月23日

KAERU

おさいふ残高

ご入金日

当月末日まで

スマート自動入金の規定及び申込書

※お申し込みには指定の用紙に必要事項を記載していただく必要があり、お申込みから初回の振替えまでに最大2か月程度かかります
※毎月10日時点でKAERU全体の残高が毎月の振替金額の2倍を越えている場合、その月は引落しが中止されます
例）毎月の振替金額が1万円で、7/10の全体の残高3万円場合、7/23日は引き落とされません
※口座振替サービスの停止、金額の変更の場合は申請が必要となりますので、変更したい月の10日までに、支援者経由でKAERU株式会社までご連絡ください
※2月など、営業日数が少ない場合には金融機関からのデータ連携が間に合わない場合があり、例外的に当月末ではなく翌月にかかる可能性があります

資料書式399 / 476 ページ

利用者側での残高確認について

ご利用者さまで、スマホ等のインターネットにアクセスできる端末をお持ちの方であれば、残高を確認できるようになりました。残高確認を自分でも確認したいというご利用者さまごとに **カード残高・おさいふ残高を確認できるURL発行**します。URLをブックマークをし、ホーム画面に設置するとスマホからワンタップで確認できます。

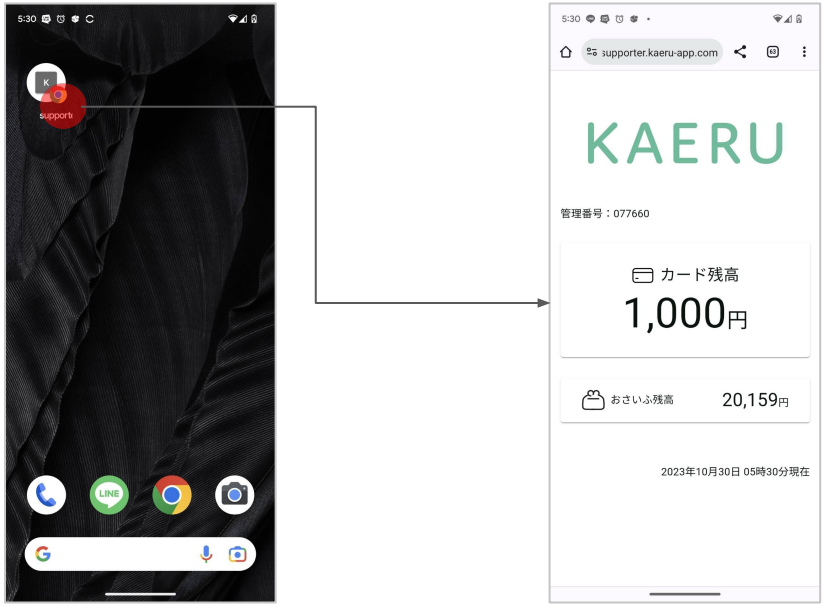

Copyright 2023 [redacted] All Rights Reserved

資料書式400 / 476 ページ

大川市おひとりさま支援事業の試行的運用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大川市持続可能な権利擁護支援モデル事業において実施する大川市おひとりさま支援事業の試行的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　実施主体は市及び各号に定める者とする。ただし、市は事業の一部を社会福祉法人大川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）及び適切と認められる社会福祉法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

（１）日常的金銭管理サービス事業者

市から委託を受けた社協

（２）意思決定サポーター

市が実施する意思決定サポーター養成研修の修了者で、市に登録した者（以下「サポーター」という。）

（３）監督機関

市及び大川市権利擁護ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）

なお、ネットワーク会議委員のうち、成年後見制度や意思決定支援に専門的知見をもった学識経験者及び法律や福祉の専門職３名程度を、個別ケースの対応に助言又は支援を行う専門職チームとする。

２　市長は、前項第２号のサポーターに意思決定サポーター登録証（様式第１号）を交付し、サポーターは、活動の際に本証を必ず携帯し、利用者若しくはその家族又は支援関係先から求められた場合は、これを提示しなければならない。

（対象者）

第３条　この事業の利用対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

（１）判断能力の低下が比較的軽度で、事業内容等が一定程度理解でき、お買いものアシスタント機能付きプリペイドカードサービス KAERU（かえる）を利用できる者

（２）親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から支援が得られない者

（事業内容）

第４条　各事業主体が行う事業内容は、次の各号に定める事項とし、各事業主体が連携し、本人の意思決定に基づく生活が送れるよう支援するものとする。

（１）日常的金銭管理サービス

社協が、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制のもと、次に掲げるサービスを実施する。

（ア）本人、サポーター、相談支援機関等からの事業に関する相談、申請受付

（イ）本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り及び預金通帳等の預かり

（ウ）医療費や福祉サービスの利用料、税金、社会保険料、公共料金などの支払いと関連する手続き（自動振替手続きや KAERU カードへのチャージ操作を含む。）

社協は、サービスの実施状況について、翌月１０日までに市に報告しなければならない。

（２）意思決定サポート

受託者は、サポーターの登録及びマッチングを行い、サポーターからの報告や相談に対応する。

サポーターは、利用者を原則月２回程度定期的に訪問し関係性の構築を行い、日常生活に必要な金銭管理や手続き等が適切に行われているか見守り、本人による意思の形成及び表明ができるよう支援する。ただし、サポーターは、直接的な金銭管理や契約行為の代行、介助等は行わない。また、活動の都度、活動の状況を市が別に定める方式で受託者に報告しなければならない。

受託者は、サポーターからの報告をとりまとめ、翌月１０日までに市に報告しなければならない。

（３）監督機関

ネットワーク会議は、市から提出された本人、サポーター、社協及び受託者からの相談及び報告内容等に関して、第三者の立場から監督・助言・調査を行う。また、権利侵害や法的課題が発見された場合は、成年後見制度等へのつなぎの必要性についても検討・提言する。

市は、本人、サポーター、社協及び受託者からの事業に関する相談対応、申請書類の審査や報告書等の受付、ネットワーク会議への現況報告等を行う。また、日々の相談対応の中で専門的見地からの判断が必要な場合は、専門職チームへ対応方針等について、助言を求めることができる。なお、市と受託者は常に情報共有を図る。

（申請等）

第５条　前条第１号及び第２号の支援は、本人からの申請に基づき実施するものとする。

２　社協は、本人との面接により、事業の利用対象者に該当するかどうか確認を行う。

３　前項による確認の結果、本事業の対象者と認められた場合、受託者とともに、本人と意思決定サポーターのマッチングを行い、その結果を申請書（様式第２号）と共に市長に送達しなければならない。

４　市長は、前項の申請書等を確認し、事業の利用の承認又は不承認を決定し、大川市おひとりさま支援事業利用　承認／不承認　通知書（様式第３号）（以下「通知書」という。）により通知するものとし、利用を承認する場合は大川市おひとりさま支援事業利用者証（様式第４号）（以下「利用者証」という。）を発行し、通知書と合わせて社協へ送付するものとする。

５　社協は、前項の利用者証の送付を受け、本人と大川市おひとりさま支援事業日常的金銭管理サービス利用契約書（様式第５号）（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（費用の負担）

第６条　１月あたりのサービスにかかる費用及び利用料は別表のとおりとする。

２　利用者は、利用料を市へ支払うものとする。

３　利用料の支払いは、原則として KAERU カードを使用して行うものとする。

４　市長は、日常的金銭管理サービスの委託料について、社協からの請求に基づき支払うものとする。

５　市長は、サポーターに対し費用弁償として、１回の活動につき１，０００円を支払う。費用弁償の受取方法は、原則として、KAERU カードへの電子マネーのチャージによるものとする。

６　利用者が入院等により金融機関の窓口に行くことができない場合、大川市と協定を締結している金融機関に開設している口座を予め指定することにより、金融機関へ行かずとも入院や入所費用を医療機関等へ振込むことができるものとする。この対応にかかる振込手数料は、利用者が負担するものとする。

（利用の取消し）

第７条　市長は、本事業の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を取り消すことができる。

（１）第３条に定める利用対象者に該当しなくなったと認めるとき。

（２）利用者が事業の利用をする意思がなくなり、大川市おひとりさま支援事業解約申出書（様式第６号）により利用の取消しを希望するとき。

２　取消しの効力は、市が取消決定した日から生じるものとする。

（保管物品の返還）

第８条　前条により、利用の取消しとなった場合は、社協が本人から預かっている通帳等は、契約書に基づき返還するものとする。ただし、前条第１項第１号に基づく取消しの場合、本人のほか、相続人又は法定代理人など正当な受領権限のある者に返還するものとする。

（守秘義務）

第９条　事業に関わる者は、その業務を行うに当たっては、利用者の人格を尊重し、職務上知り得た利用者及びその家庭に係る情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、本人の状態により他の支援が必要となる場合は、本人の同意をもって関係者に対し個人情報を共有できるものとする。

２　受託者は、本人に関する個人情報が記載された書類等を適正な方法により保管し、この情報が他に漏れないようにしなければならない。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、本事業の試行的運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。

別表

種類	費用の額		利用料	
			一般	生活保護
日常的金銭管理サービス	２，０００円／月		４５０円	４５０円
意思決定サポート	定期訪問（月２回）	１，０００円／回	５００円／回	２５０円／回
	上記以外の訪問支援	１，０００円／回	５００円／回	２５０円／回

様式第１号（第２条関係）

（表）

大川市おひとりさま支援事業　　No.

大川市意思決定サポーター登録証

写真

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、意思決定サポーターであることを証明する。

年　月　日発行

大川市長　倉重　良一　　印

（裏）

大川市おひとりさま支援事業

【意思決定サポーターの役割】

✧ 本人の思いが出しやすいよう、環境づくりをします。

✧ 誰も本人の代わりに決めることはできません。本人が決めることができるよう、関係者とともに支援します。

✧ お金を預かったり、代わりに支払うことはできません。

【困ったときの連絡先】

大川市役所福祉事務所　　0944-85-5537

大川市成年後見センター　0944-32-9490

大川市社会福祉協議会　　0944-86-6556

様式第２号（第５条関係）

大川市おひとりさま支援事業利用申請書

年　　月　　日

大川市長　　様

大川市おひとりさま支援事業の利用を申請します。

ふりがな		男
氏　　名		女
住　　所	〒　　― 大川市大字	
電話番号		
生年月日	□ 大正　　年　　月　　日生 □ 昭和 □ 平成	
申請理由		

【要　　件】（該当する事項の全てにチェック☑）

□ 大川市に居住し、判断能力の低下が比較的軽度で、事業内容等が一定程度理解でき、お買いものアシスタント機能付きプリペイドカードサービス KAERU（かえる）を利用できる

□ 親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は、親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から支援が得られない

【情報取得及び提供の同意】

私は、大川市が本事業の利用に必要な範囲内で、申請書の記入内容、要支援・要介護認定又は障がい福祉サービス支給決定等の情報について、関係機関・部署から取得するとともに、意思決定サポーター、日常的金銭管理サービス事業者その他の支援関係者に提供することに同意します。

本人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　本人との関係＿＿＿＿＿＿

様式第３号（第５条関係）

承認

大川市おひとりさま支援事業利用　　通知書

不承認

年　　月　　日

様

大川市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった大川市おひとりさま支援事業の利用について、

承認する

次のとおり　　ので通知します。

承認しない

番　　号			
氏　　名		電話番号	
生年月日	年　　月　　日	性　　別	男・女
住　　所	大川市大字		
事業者名			
利　用　料	日常的金銭管理サービス　１か月につき 450 円 意思決定サポート　１回につき 500 円（原則月２回。３回目からも１回につき 500 円）		

１　利用にあたっての条件

利用にあたっては、事業者と契約を締結すること。 日常的金銭管理サービス利用料は、KAERU カードを使用して毎月月初めに支払うこと。 意思決定サポート利用料は、利用の都度 KAERU カードを使用して支払うこと。

２　不承認の理由

様式第４号（第５条関係）

（表紙）

大川市おひとりさま支援事業　利用者証		
利用者（本人）	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用決定年月日		
市町村名及び印		大川市長　印

（中面上）

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所の名称	
意思決定サポーターに関する事項	
サポーター氏名	
サポーター氏名	
予備欄	
注意事項	

（中面下）

日常的金銭管理サービス事業者記載欄		
事業者名		
契約日		
サービス内容	利用者の金銭管理や各種支払いに対する見守り及び預金通帳等の預かり、支払い関連手続きの支援	
預かり品	□通帳	
	□印鑑	
	□その他（　　）	
金銭管理サービス担当者署名		本人確認印又は署名

様式第５号（第５条関係）

大川市おひとりさま支援事業日常的金銭管理サービス利用契約書

○○○○様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人大川市社会福祉協議会 会長　○○○○（以下「社協」という。）は、社協が提供する大川市おひとりさま支援事業における日常的金銭管理サービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有します。

（目的）
第１条　社協は、大川市おひとりさま支援事業の試行的運用に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日常的金銭管理サービスとして、次のサービスを提供します。
（１）本人、意思決定サポーター、相談支援機関等からの事業に関する相談、申請受付
（２）本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り及び預金通帳等の預かり
（３）医療費や福祉サービスの利用料、税金、社会保険料、公共料金などの支払いと関連する手続き（自動振替手続きやＫＡＥＲＵカードへのチャージ操作を含む　）
（契約期間）
第２条　この契約の期間は、以下の通りとします。
　　年　　月　　日 から 　　年　　月　　日 まで
２　上記契約期間満了日までに利用者から契約更新の申し出があり、要綱に定める要件を満たしている場合に、本契約と同一の要件でさらに３か月間更新されるものとし、その後も同様とします。
３　本契約期間中であっても、要綱第７条により利用の取消しがあったときは、本契約を終了します。
（保管）
第３条 利用者は、社協に対し、次の書類及び印鑑を預けることができます。この場合、社協は利用者に預り書を交付してこれを保管するものとします。
（１）預貯金通帳、証書
（２）銀行印
（３）現金
（４）エンディングノート
（５）その他、社協が適当と認めたもの
２　本契約が終了した場合は、上記保管を終了するものとします。ただし、受取人がいない等の理由により、やむを得ず書類及び印鑑を預かり続けることとなった場合は、契約終了後 10 年を経過した後、廃棄することができるものとします。
３　本契約が終了した後も返却の申出がないためやむを得ず保管している書類及び印鑑については、関係公的機関に随時引き渡すことができるものとします。
（入院時等の支払い）

第４条　要綱第６条第６号に基づき、利用者が入院等により金融機関の窓口に行くことができない場合、大川市と協定を締結している金融機関に開設している口座を予め指定することにより、金融機関へ行かずとも入院や入所費用を医療機関等へ振込むことができるものとします。この対応にかかる振込手数料は、利用者が負担するものとします。

（損害の賠償）

第５条　社協が、本契約の履行に当たり、利用者に損害を与えたときは、社協は、その損害を賠償します。ただし、社協が十分に注意したにも関わらず生じた損害については、賠償を免除するものとします。

（守秘義務）

第６条 社協及び事業者は、本契約に関して知りえた利用者の情報や秘密を正当な理由なく第三者に洩らしてはならないものとし、本契約終了後も同様に扱います。

（情報提供の同意）

第７条 利用者は、社協がサービスを提供するに当たり、利用者の情報を事業者に提供することに同意したものとします。

（契約に定めのない事項）

第８条　この契約に定めのない事項については、利用者と社協が協議の上、定めるものとします。

年　　月　　日

（利用者）私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解しました。

住　所　大川市大字

氏　名　　㊞

（社協）　社協は、サービス規定に基づき、この契約に定める日常的金銭管理サービスを、責任をもって行います。

住　所　　大川市大字
　　社会福祉法人大川市社会福祉協議会

氏　名　　会 長　　印

様式第６号（第７条関係）

大川市おひとりさま支援事業解約申出書

年　　月　　日

大川市長　　様

標記事業のサービスについて、解約を申し出ます。
なお、今後の金銭管理は、私の責任において行い、貴職には一切責任を問いません。

氏　　名		男 女
住　　所	〒　　― 大川市大字	
電話番号		
生年月日	□ 大正　　年　　月　　日生 □ 昭和 □ 平成	
解約理由	□ 自己管理又は親族が管理するため □ 入所施設又は病院において管理するため □ 市外に転出するため □ その他（　　）	
特記事項		

大川市おひとりさま支援事業に関する協定書

大川市（以下「甲」という。）及び大川信用金庫（以下「乙」という。）とは、大川市おひとりさま支援事業（以下「事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲が実施する大川市おひとりさま支援事業において、乙に口座を開設している事業の利用者（以下「利用者」という。）に対し、第２条に定める支援等を行うことで、身寄りのない市民等の安全安心な日常生活の継続を支援することを目的とする。

（内容）

第２条　甲及び乙は、以下の内容の支援等を行う。

支援内容	(1) 乙は、利用者にかかる入院や入所時の費用について、甲が委託する社会福祉法人大川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）から請求があった場合、利用者から提出された口座振替依頼書に基づき、当該口座から請求相当額及び振込手数料額を払い出し、直接医療機関や入所施設へ振込みし、振込依頼書の控えを社協へ返送する。不能の場合は社協より送付された支払い依頼書の不能欄に理由を記入のうえ社協へ返送する。 (2) 前号の振込手数料は利用者負担とし、返送にかかる費用は社協が負担する。 (3) 甲は、利用者が入所する場合の入所費用など反復継続して支払いが必要となる費用について、利用者に口座振替の利用を勧奨する。
情報共有	(1) 甲は、利用者から利用開始時に乙に対する口座振替依頼書を徴収し、乙へ郵送することにより、本事業の利用開始を通知する。また、利用者が本事業の利用を終了した場合も、書面で乙に通知する。 (2) 甲は、利用者が乙に開設している口座の通帳等を預かった場合、当該口座の番号等を書面で乙に通知する。 (3) 乙は、利用者の財産が不当に侵害されないよう、甲と連携し利用者保護の観点から窓口対応等を行う。
秘密保持義務	(1) 甲乙いずれも本協定の実施に際し知り得た相手方の機密情報について、本協定の有効期間中、有効期間終了後を問わず、相手方の同意なく第三者に対して開示又は漏洩してはならない。 (2) 個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を遵守し、対応するものとする。

（有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、締結日から令和６年３月31日までとする。ただし、終了日の１か月前までに甲乙いずれからも申出がなければ同条件で本協定は１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他の事項）

第４条　この協定に定めのない事項で協議する必要が生じたとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議して決定するものとする。

この協定を証するものとして、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自１通を保有する。

令和６年２月１日

甲　福岡県大川市大字酒見 256 番地 1
大川市長

乙　福岡県大川市大字榎津 305 番地 1
大川信用金庫
理事長

令和　　年　　月　　日

大川市福祉事務所
地域福祉係　　御中

大川市成年後見センター
相談員

大川市おひとりさま支援事業

本人と意思決定サポーターのマッチング報告書

本人の氏名	
サポーターの氏名	①　　（登録番号　　）
サポーターの氏名	②　　（登録番号　　）
同席者（支援者）	
同席者（事務局）	
マッチングの状況	実施場所（　　） ①本人にとって対話しゃすい環境への配慮 ②本人に対する事業の説明内容・方法・本人の反応 ③本人とフォロワーとの対話状況（可能な限り関係者は席を外すこと）
マッチング結果	①本人について　　□希望する　　□希望しない マッチング時の気づき・様子など ②サポーターについて　　□希望する　　□辞退する マッチング時の気づき・様子など
申合せ事項	
初回訪問日時	令和　　年　　月　　日（　）　　～
備　　考	

令和　　年　　月　　日

大川市おひとりさま支援事業

利用者本人用　マッチング　同意　・辞退　書

大川市社会福祉協議会
大川市成年後見センター　御中

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、令和　　年　　月　　日のマッチングでお会いした候補者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に、私の意思決定サポーターをお願いすることについて、　希望します　・　希望しません。

人生あんしん事業
～あなたらしい将来を迎えるために～

社会福祉法人　久留米市社会福祉協議会

1　事業の目標

- 誰もが安心して地域で長く住み続けるために、一人一人を支える仕組づくりを行う。
- 不安を抱えている方などを対象に、死後事務を行うことで「自分らしく人生を終えられる」お手伝いをする。

2　現状把握

【現　　状】

高齢社会に加え、単身高齢者の増加、家族関係の希薄化等も進み、従来のような家族が支える仕組みは変わりつつある。特に、葬儀や死後の手続き、財産の処分などを頼る親族がいない人が増加している。民間業者やNPO等が同様の事業を行っているが、様々な理由から利用されない方がいる。

昨年度から本事業を始めたことにより、本会に死後事務に関する様々な質問が寄せられている。本事業を推進するとともに、地域とのつながりづくりという社協の強みを活かし、契約者が孤立しないように地域の居場所につなげるなどの取組みが今後求められている。

【地域資源】

- 弁護士会
- 司法書士会
- 行政書士会
- 社会福祉士会
- 葬儀会社
- 家財処分会社
- 行政
- 民間業者
- 寺院、教会等

3　具体的な活動内容・活動効果

(1) 相談件数及び相談者内訳等

ア　相談件数　　６８件
イ　契約済件数　　２件（うち１件は未入金）
ウ　契約見込件数　５件
エ　相談者内訳

相談者の男女比

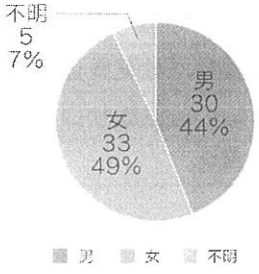

相談者の年代別内訳

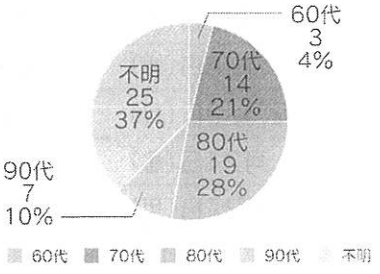

資料書式417 / 476 ページ

オ　主な相談ケース・相談者の声

- 配偶者が他界し、子がいない。他に頼れる親族もいない。
- 未婚で、きょうだいも他界、もしくは元々いない。
- 子がいるが、長年、連絡をとっていない。
- 社協なら安心できる。
- 民間サービスは高額で、申し込みできなかった。

カ　相談者への対応

- 葬儀見積及び家財処分見積同席
- 親族への説明
- 緊急通報システムの登録促し
- 関係機関との情報共有
- 弁護士相談同席（初回のみ）

※ 検索 「くるめ福祉7月号No.191」（P4～5参照）

(2) 関係機関や地域住民への事業説明（計１８回）

目　的／当事業の内容の周知及びリーフレット配架の依頼
リーフレット… 資料①(P19～20)参照

内　容／ 資料②(P21～22)参照

【実施状況】

	実施日	対象	参加者数
1	令和6年４月15日(月)	介護福祉サービス事業者協議会	約20人
2	令和6年４月18日(木)	市健康福祉部	約15人
3	令和6年５月１日(水)	民児協役員会	約15人
4	令和6年５月８日(水)	民児協会長会	約42人
5	令和6年５月８日(水)	まちづくり連絡協議会会長会	約46人
6	令和6年５月15日(水)	まちづくり連絡協議会事務局長会	約46人
7	令和6年５月17日(金)	地域包括支援センター職員研修会	約25人
8	令和6年６月５日(水)	市広聴相談課	２人
9	令和6年７月22日(月)	メゾンマリアサロン	約20人
10	令和6年７月23日(火)	ろうきん	約20人
11	令和6年10月10日(木)	三潴校区　田川西サロン	約25人
12	令和6年10月27日(日)	犬塚校区　学習会	約30人
13	令和6年11月８日(金)	行政書士会	約20人
14	令和6年11月22日(金)	楠の会(ひきこもりの親の会)	約10人
15	令和6年11月28日(木)	福岡地区地域福祉活動職員連絡会	約20人
16	令和6年12月23日(月)	大善寺校区　山の町健康サロン	約10人
17	令和7年１月24日(金)	安武校区　食事会	約50人
18	令和7年１月27日(月)	朝日寺	１人

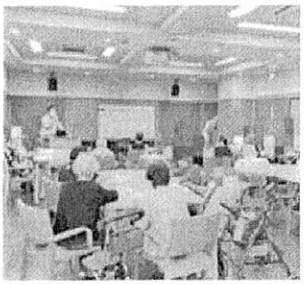
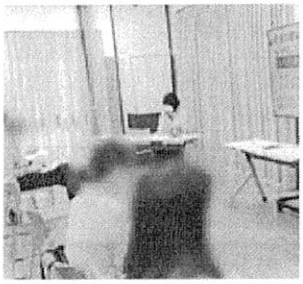

サロンでの説明の様子

福岡地区地域福祉活動職員連絡会での様子

【活動効果】

- 友人や利用者に紹介したいという声から、包括やケアマネへの相談につながった。
- 入院時の身元保証で困っているという声や、親が亡くなったとき、ひきこもりである子どもが死後事務をできるのか、子ども自身の死後事務をどうするのか心配という声があり、課題の把握ができた。
- 行政書士も公正証書遺言作成支援ができると学んだ。

(3) 運営審査会の開催（４回）

役　　割／・契約に係る適否審査
・人生あんしん事業に対する指導・助言
・契約解除に関する適否審査
・その他本会及び審査会が必要と認める事項
※弁護士・司法書士・社会福祉士で構成

【開催状況】

	開催日	協議内容
第1回	令和6年４月25日(木)	・実施要綱、契約書及び重要事項説明書、運営審査会設置要綱について ・委員長及び副委員長の選出について
第2回	令和6年５月31日(金)	・実施要綱、契約書及び重要事項説明書、運営審査会設置要綱について ・公正証書遺言書作成について ・当事業申込ケースについて
第3回	令和6年10月28日(月)	・契約予定者について ・申込者（未定）について
第4回	令和7年３月７日(金)	・契約予定者について ・申込者（見込み）に対する相談 ・要綱等の一部修正について

【活動効果】

- 審査会で協議することで、契約時の疑問点（契約書に記入するべき内容や資産の問題など）を整理することができた。
- 内部では気づかなかった問題点（引渡人が適切かどうか、公正証書遺言が必要かなど）を指摘していただくことができた。

(4) 先進地視察

視 察 先／福岡市社会福祉協議会
日　　時／令和６年１１月２９日（金）
場　　所／福岡市市民福祉プラザ
人　　数／（福岡市社協）３人（久留米市社協）４人
目　　的／先進社協である福岡市社協を訪問し、事業を開始してでてきた疑問点の解決に向けた確認を行った。
視察内容／福岡市社協の終活事業における契約者の具体例について
・葬儀会社や寺院への連絡
・火葬後の収骨
・納骨までの流れ
・引渡人とのやりとり
・公共料金や携帯電話の解約　など

【活動効果】

福岡市社協での実際のケースにもとづき、どのように対応しているかを教えていただいたことで、ケースの流れについてイメージすることができた。

4 地域等の変化

- サロン等の参加者からは「友人に親族が近くにいない人がいるから勧めたい」などの意見があった。
- マンションの自治会長が「マンションに単身高齢者が多く住んでいて、ぜひこの事業を知ってほしいのでリーフレットがほしい」と来所され、本事業が「地域で暮らす気がかりな人」に声をかけるきっかけになっていると感じた。
- 福岡市社協への視察を通して、本事業はケースバイケースの部分が多く、その都度対応することで経験を重ねていくしかないと感じた。
- 審査会委員は弁護士や司法書士などの法律の専門職であるため、審査会で協議することで社協とは違った視点からの意見をいただくことができた。
- 契約者からは「契約ができたことで安心した」という声があった。
- 契約には至らなかった相談者の中には、社協に相談したことをきっかけに親族と話すことができたという人もいた。

5 今後の展望

- 地域のサロンやケアマネ等の専門職の研修会などで周知啓発を図る。
- 契約者を増やし、いずれは利用料で事業を運営できるようにする。
- 今後、頼れる親族がいない人は増加すると見込まれるため、そのような人が住み慣れた地域でできるだけ長く暮らせるように、制度・サービスの利用だけではなく、地域住民同士の支え合いにもつなげられるように、地域の居場所等へのつなぎを行っていく。

担当者の声

久留米市社会福祉協議会
田中　亜依　（社協歴６年）

今年度から開始した事業でしたが、予想以上の問い合わせがあり、本事業に対する関心の高さを感じました。

相談者の状況は「未婚できょうだいもいない人」、「子はいるが長年連絡をとっていない人」、「家や土地があり、相続に困っている人」など様々です。引渡人となる人がいなかったり、経済的に余裕がなかったりする人もいて、対応に悩むことも多々ありました。

その都度、職場内で相談したり、審査会で委員に意見を聞いたりして対応しました。準備期間中に審査会を開催していたことで、委員との関係性が出来ていたので、些細な疑問点も聞くことができました。

また、１年間の準備期間で要綱や契約書等を作成しましたが、事業を開始すると修正すべき点も出てきました。それについても審査会で意見を聞いて、修正点を反映しました。

不慣れな点が多々ありますが、様々なケースに対応する中で、知識と経験を深めていきたいと思っています。

今年度の契約者は２人でしたが、来年度の早い段階で契約を予定している人もいます。契約者が地域で孤立することがないよう、地域住民や必要に応じた制度・サービスにつなげられるように取り組んでいきたいです。

社協データ

社会福祉法人　久留米市社会福祉協議会
住　所　久留米市長門石１－１－34
TEL　0942－34－3035
FAX　0942－34－3090
mail／ s-syakyo@heartful-volunteer.net
HP／ https://www.heartful-volunteer.net/

○市データ（令和6年4月1日時点）
人　口　300,516人
世帯数　142,025世帯
高齢化率（65歳以上）　28.0%

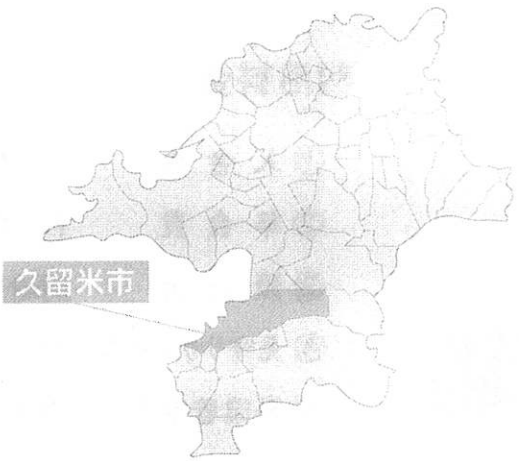

資料書式421 / 476 ページ

資料 ①

ん事業

超高齢社会を迎え、支える家族もいない、
自分が死亡した後はどうなるだろう…など
不安を抱えている方などを対象に、死後事務を
行うことで「自分らしく人生を終えられる」
そんなお手伝いをします。

下記の条件を満たす方が事業の対象となります。

① 久留米市内に居住する 75 歳以上の方、または慢性疾患等がある 65 歳以上の方
② 契約能力を有している方
③ 支援できる親族がいない方
④ 生活保護を受給していない方

※原則すべての条件を満たす方とします。

実施するサービス

① 預託金によるサービス
　事前に預託金をお預かりし、家財処分、葬儀などを実施します。
② 見守りサービス
　2週間に1回の電話、3か月に1回の訪問による見守りを行います。
③ その他
　官公庁などの手続き、公共サービスの手続きなどを行います。

利用料金

① 入 会 金	15,000円（初回のみ）
② 年 会 費	10,000円／年
③ 預 託 金	別途見積り（家財処分費・葬儀費用など）
④ 見守りサービス	無　料
⑤ 事業着手金	預託金の 1 割

契約までの流れ

相談受付

＊ 久留米市社会福祉協議会 0942−34−3035 にご連絡ください。
面談の日程を調整します。

面談

＊ 久留米市社会福祉協議会、もしくはご自宅で面談します。
相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

＊ 困っていることやご希望を伺い、一緒に考えます。
例えば…
・家財処分
・葬儀・納骨に関わる相談など

（納骨・永代供養の契約などにかかる費用は相談者の自己負担です。）

引渡人の指定

※ 引渡人とは…
利用者の死亡時に預託金の精算など必要な手続きを行う人のことです。

引渡人がいない場合 → 公正証書による遺言の作成
（公正証書の作成にかかる費用は相談者の自己負担です。）

契約

＊ 相談者と久留米市社会福祉協議会が契約を結びます。

契約後の支援

＊ 2週間に1回の電話や、3か月に1回の訪問による
見守りを行います。

資料 ②

令和　年　月　日（）
○○○○

あなたらしい将来を迎えるために
～人生あんしん事業～

久留米市社会福祉協議会

終活の種類

終活に関心が高まっている背景①

少子化

	国（R4）	県（R4）	市（R4）
出生数	77万759人 ※初めて80万人を下回る		
出生率	1.26	1.33	1.42

人口維持には2.07必要

★令和3年度出生数→81万1622人　※4万863人減少

★令和4年度死者数→156万9050人（前年度143万9856人）
※12万9194人増加

終活に関心が高まっている背景②

核家族化・高齢化

	市	○○校区
一人暮らし高齢者	6,628人（R3在宅高齢者基礎調査）	人（R3在宅高齢者基礎調査）
高齢者のみ世帯	7,390人（R3在宅高齢者基礎調査）	人（R3在宅高齢者基礎調査）
高齢化率	28.1%（R6.10.1）	%（R6.4.1）

国の高齢化率 29%

死後のことを親族に頼めない・頼む親族がいない人が増加

令和4年12月30日朝日新聞朝刊

終活ビジネス

NPO、一般社団法人、銀行、郵便局、葬儀業者など様々な業者が参入

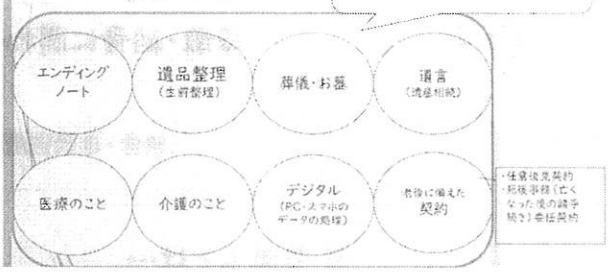

なぜ社協が終活を？①

・民間組織が実施している終活事業は「金額が高い」、「運営母体に不安がある」という声がある

（久留米市内終活事業実施団体）

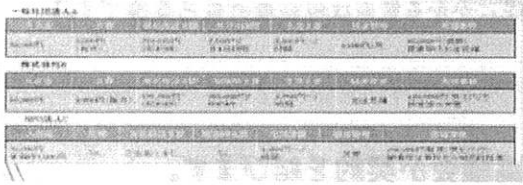

なぜ社協が終活を？②

制度・サービスだけではなく、地域につなげることができる

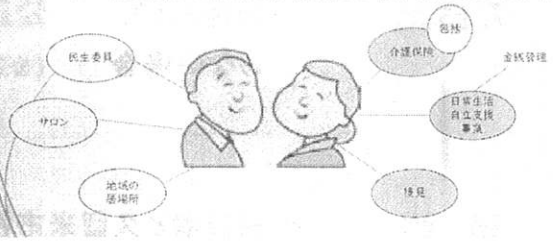

社協が実施する終活事業「人生あんしん事業」って？

対象者

①久留米市内に居住する75歳以上の方
　または慢性疾患等がある65歳以上の方

②契約能力を有していること

③支援できる親族が不在（親族が遠方、疎遠など）

④生活保護を受給していない方

資料書式424 / 476 ページ

実施するサービス

① 預託金によるサービス
事前に預託金を預かり、葬儀・家財処分等を実施

② 見守りサービス
2週間に1回の電話、3か月に1回の定期訪問

利用料金

	項目	金額
①	入会金	15,000円（初回のみ）
②	年会費	10,000円／毎年
③	預託金	別途見積もり（葬儀・家財処分等）
④	見守りサービス	無料
⑤	事業者手金	預託金の1割

契約時に①～⑤の合計額を支払い、以降は毎年②10,000円を支払う

契約までの流れ

相談受付
- 社協にご連絡ください
- 面談の日程を調整します

面談
- 社協もしくはご自宅でお話を伺います
- 個人情報は必ず守ります

葬儀・納骨先の決定
- ご希望の葬儀の形式や納骨先について一緒に考えます
- 葬儀会社から見積もりをとります

業者のリストの提供が可能です（市内に本社がある業者）

家財処分見積り
- 社協と業者が訪問し、家財処分の見積もりを行います

引渡人について

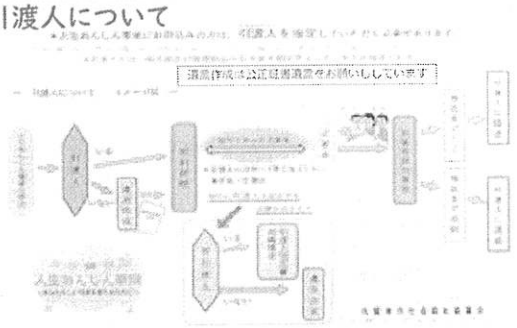

結局、預託金によるサービスって何するの？

【葬儀・火葬・埋葬等】

	内容
①	病院等から緊急連絡を受けること
②	病院の引き払い、片付け
③	葬儀会社へのご遺体引取りの手配
④	葬儀会社との葬儀打ち合わせ
⑤	引き渡し等関係者への連絡
⑥	葬儀の実施、火葬・葬儀費用の支払い
⑦	埋葬（納骨・散骨）等の実施
⑧	上記サービス遂行に必要な手続き

結局、預託金によるサービスって何するの？

【その他】

	項目	内容
①	官公庁等への手続き	・マイナンバーカードの返却 ・印鑑登録証の返却 ・健康保険証の返却 ・介護保険証の返却 ・障害者手帳の返却 ・各種年金等の資格抹消手続き ・運転免許証の返却 ・上記サービス遂行に必要な手続き
②	公共料金に関する手続き	・電気、ガス、水道の解約・精算 ・固定電話、携帯電話、新聞、NHK、インターネットの解約、精算 ・上記サービス遂行に必要な手続き

結局、預託金によるサービスって何するの？

【その他】

	項目	内容
③	家財処分に関する手続き	・家財処分の手配 ・家財処分の際に出た貴重品、金品の受け取り ・上記サービス遂行に必要な手続き
④	賃貸住宅（入所施設を含む）に関する手続き	・住宅管理会社（施設管理会社）への退去の連絡及び手続き ・鍵の返却、住宅の引渡し ・敷金等の精算 ・上記サービス遂行に必要な手続き
⑤	その他必要な事務	・火災保険、傷害保険等の死亡通知（解約手続きは除く） ・入院費の精算（死亡時の入院先のみ） ・死後事務に必要な郵便物の受取 ・保管物品の管理のほか必要な事務手続き

実際の相談例①

- 90代 男性
- 妻が他界し、一人暮らし
- 元々、子どもはいない
- 自身のきょうだい、甥姪とは疎遠
- 妻側の親族が近くにいるが、あまり頼りたくない

引渡人を妻側の親族にお願いし、契約に至った

実際の相談例②

- 90代 女性
- 施設で生活（認知面は問題なし）
- 元々、独身
- 甥はいるが、疎遠

引渡人を甥にお願いし、契約に至った

実際の相談例③

- 70代 男性
- 一人暮らし
- 元々、独身
- いとこなどはいるが、疎遠

葬儀の形態や、自宅の処分などについて考え、公正証書遺言作成中

資料書式425 / 476 ページ

支え合うこころあふれるまち くるめ

くるめ福祉

2024 7

No.191

発行　社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

しゅうかつはじめました

（関連4ページ）

DREAMS FM 76.5 MHz　毎週水曜 12:30～　みんな♥つながるラジオ

市社協ホームページ

INDEX

- 令和５年度事業報告・決算報告…2ページ
- 人生あんしん事業始めました…4ページ
- 災害を考える…6ページ
- 中高生ボランティア体験講座案内…8ページ

のぞいてみよう！

資料書式427 / 476 ページ

令和5年度

久留米市社会福祉協議会 事業報告

主な取組みと決算状況をお知らせします。

1 地域福祉活動の推進支援

❶「くるめ支え合うプラン」の地域展開

地域の各種会議や学習会の場を活用し、計画策定を働きかけました。また、策定した計画に基づき、具体的な取組みの実践、進捗確認を行いながら、地域福祉活動を進めました。

❷見守りや支援の対象者を広げる

校区社会福祉協議会やふれあいの会などが行う地域福祉活動について、校区の実情に添った助言・支援を行いました。また、コロナ禍や7月の水害を契機に顕在化した生活困窮世帯に対し、課題解決に向けて寄り添いつつ、食糧支援の実施などに取り組みました。

❸コミュニティ組織との新たなネットワーク

すべての校区に支え合い推進会議が設置されたことを受け、改めて支え合い推進会議の意義等についての説明を行いました。

各校区の取組みを周知するため、校区広報紙掲載の促進や、各校区の支え合い推進会議の取組み等を紹介する情報誌「つながるスイッチ!!」を活用し、多くの地域住民に地域での福祉活動を伝えられるよう努めました。

❹興味や関心事を軸として集う市民グループとの連携

世代を超えて人と人、人と社会資源が分野を超えて緩やかにつながりながら、誰も取りこぼさない社会づくりに取り組んでいる市民グループと連携し、居場所づくりと当事者同士の繋がりづくりを進めました。

❺地域福祉を担う人材の育成

校区社会福祉協議会役員基礎セミナーを実施。また、社会福祉大会では、災害対応により、実施時期を2月に延期し、ボランティアフェスティバルと同日開催。「『災害』から私たちの地域福祉活動を考える」をテーマに、災害時に求められる地域福祉活動について議論を深めました。

2 相談・支援

❶組織内の情報を支援活動に生かす

新型コロナによる特例貸付の借受人に対し、相談員を増員し支援を行うとともに、福祉課題を抱えた世帯の情報を組織内で共有し、解決に向けた支援を行いました。また、7月の豪雨災害では、災害ボランティアセンターの活動の一環として被災者の福祉課題の発見とその解決支援に努め、災害ボランティアセンター閉所後も引き続き寄り添った支援を行いました。

❷継続的で柔軟な対応を行っていく

「複合・狭間」の課題解決に向け、関係機関、地域住民、当事者等が協議する場(重層的支援会議等)を開き、ケースの情報共有や支援体制の構築に努めました。また、生活困窮世帯やひきこもりの当事者・家族で、自ら支援を求めることができない潜在的な相談者へのアウトリーチを行い、支援関係機関等へ繋げつつ当事者団体と協議して、生活に思い悩む人のつながる場づくりに努めました。

❸地域へのきめ細かな働きかけ

担当コーディネーターが、小学校区ごとに開催されている地域福祉の推進に関する住民同士の話し合いの場に参加し、住民間の情報共有、支え合う関係づくりの促進、課題解決に向けての支援を行いました。

❹要支援者の情報を速やかに把握する

年間を通じて、担当コーディネーターが地域や個別の世帯等の困りごとや課題の把握に努めました。

❺被災者相談支援事業の受託

被災者支援活動の中で、被災された人が普段から生活課題、福祉課題を抱えていることが明らかになったため、そうした課題を抱えた人を発見し、寄り添った支援を展開することを目的とする「被災者相談支援事業」を1月から3月まで受託しました。

3 権利擁護

❶法人後見事業

面会や訪問が制限されているなか、本人に不利益が生じないよう関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図りました。

❷市民後見人の育成

市民後見人養成講座修了生に対して、必要な知識及び技術などの習得を目的に

資料書式428 / 476 ページ

フォローアップ研修を実施するとともに、市民後見人の単独受任を目指し、市とともに家庭裁判所と協議を行いました。

③中核機関業務の受託

中核機関の一部機能を引き続き受託し、成年後見人等の相談支援などに取り組みました。

④日常生活自立支援事業

利用契約者に対して、専門員4名で適正かつ適切な事業運営に努めました。また、適切な事業利用及び支援ができるよう関係機関との連携強化に努めました。

4 在宅福祉サービス

①要介護認定調査業務

心身の状況に変化があった人の区分変更申請を中心に、要介護認定調査業務を実施しました。

②介護保険事業等の廃止

事業の方向性について理事会等で協議。事業廃止で調整することとし、利用者の他事業所への移行調整等のうえ、年度末に廃止しました。

5 災害への対応

①災害ボランティアセンター運営

7月の豪雨災害では、久留米市災害ボランティアセンターを開設し、被災者支援活動を行いました。閉所後も、支援ニーズへの対応や体制の見直し等に取り組みました。

②非常時の支え合い

避難行動要支援者に対して、地域住民等を含む関係機関とともに災害時マイプランの作成支援・共有を行い、見守りや支え合いを促しました。

6 情報の発信・広報

①計画的、効果的な広報

本会への理解を深めてもらうために、広報紙「くるめ福祉」を計画的に年4回発行。また、市民向け情報等のお知らせについては、広報紙やホームページ、ドリームスFM「みんな♡つながるラジオ」等を通じて広報活動に努めました。

令和5年度 決算報告

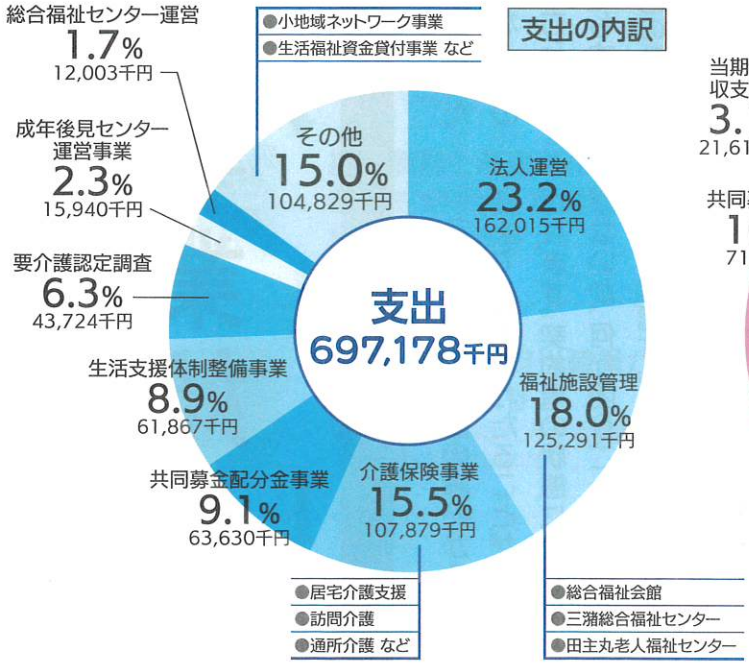

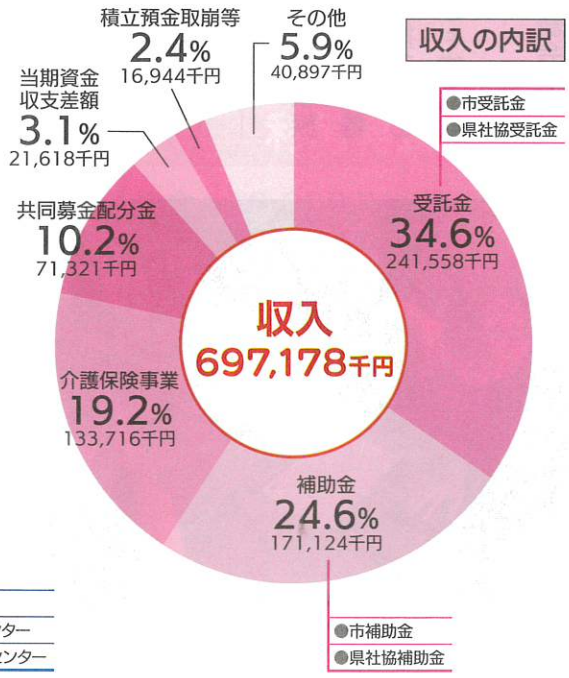

日本赤十字社 久留米市地区 令和5年度赤十字活動資金について ～報告とお礼～

令和5年度実績額 **37,329,655円**

昨年度の久留米市内で集まりました赤十字活動資金の金額です。ご協力いただきました多くの皆様へ深く感謝申し上げます。

この資金は、日本赤十字社が行う『いのちを救う』『ひとを育む』『せいかつを支える』といった3つの活動領域で活用されます。

問合わせ
日本赤十字社久留米市地区
(市社会福祉協議会内)
TEL0942・34・3035
FAX0942・34・3090

資料書式429 / 476 ページ

人生あんしん事業始めました

終活とは？

終活とは、人生の最期に向けて行う事前準備のことです。

例えば、財産や身のまわりの整理、葬儀やお墓の準備などがあります。そのほか、死後の手続きのために必要な情報や家族などへのメッセージを書き残す「エンディングノート」の作成は、誰でもすぐに取り組める代表的な終活のひとつと言われており、具体的な内容は人によって異なります。

人生あんしん事業

亡くなった後の手続き等は親族が行うのが一般的ですが、一人暮らしの高齢者が増え、支援できる親族が身近にいないことも増えています。

そこで、市社会福祉協議会では、令和6年4月から終活事業「人生あんしん事業」を始めました。

この事業は、契約の締結から終結まで、長期にわたることが想定されます。契約者の状態に変わりがないか、何か困りごとがないかなどを確認することも重要となるため、死後事務だけでなく、見守りも行います。

また、地域での生活について一緒に考えながら、意向に応じて地域の集まりや活躍できる場などにつなげ、孤立することがないよう支援します。

さらに、認知症などによりご自身での生活が難しくなっても、関係機関と連携し介護保険サービスにつないだり、市社会福祉協議会が実施する他の事業によって、安心して生活を続けていけるようお手伝いします。

本事業は、契約者が亡くなった後の手続きに関する重要な事業のため、相談に来られた人と一緒に時間をかけて考えながら進めていきます。関心がある人はまずは市社会福祉協議会にご相談ください。

自宅で説明を行っている様子

資料書式430 / 476 ページ

契約までの流れ

めやす

1週間～1カ月

相談受付
市社会福祉協議会にご連絡ください。
面談の日程を調整します。

↓

面　談
市社会福祉協議会にお越しください。
担当職員が相談を受け付けます。
相談にあたってはプライバシーに配慮し秘密は必ず守ります。

↓

3カ月～6カ月

葬儀・納骨先の決定
困っていることや希望をお聞きし、相談者に合った葬儀の形式や納骨先について一緒に考えます。

↓

家財処分の見積り
担当職員と業者が相談者の自宅を訪問し、家財処分の見積りをします。

↓

遺言作成〔公正証書〕
必要に応じて担当職員が相談に応じます。
※公正証書の作成にかかる費用は相談者の自己負担です。

↓

契　約
相談者と市社会福祉協議会が契約を結びます。

↓

契約後の支援
2週間に1回の電話、3カ月に1回の定期訪問による見守りをします。

問合わせ
市社会福祉協議会　地域福祉課
TEL0942・34・3035　FAX0942・34・3090
メール:heartful@heartful-volunteer.net

下記の条件を満たす人が事業の対象となります。

1. 久留米市内に居住する75歳以上の人、または慢性疾患等がある65歳以上の人
2. 契約能力を有している人
3. 支援できる親族がいない人
4. 生活保護を受給していない人

※原則すべての条件を満たす人

実施するサービス

1. **預託金によるサービス**
   事前に預託金をお預かりし、葬儀・家財処分などを実施します。
2. **見守りサービス**
   2週間に1回の電話、3カ月に1回の定期訪問による見守りをします。

利用料金

1. **入会金**…15,000円（初回のみ）
2. **年会費**…10,000円／年
3. **預託金**…別途見積り（葬儀・家財処分等）
4. **見守りサービス**…無料
5. **事業着手金**…預託金の1割相当額

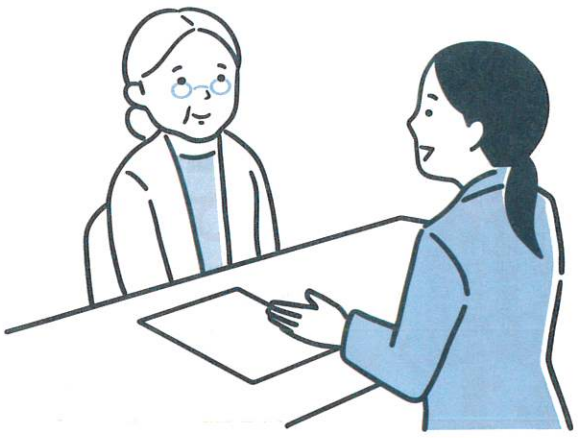

資料書式431 / 476 ページ

災害を考える

～能登半島派遣職員より～

昨年久留米市で起きた豪雨災害では、全国からボランティアの皆さんが駆けつけてくれました。また、災害ボランティアセンターの運営においては、企業、団体、NPO法人や、他市町村の社会福祉協議会の職員など、たくさんのご支援をいただきました。

今年の元日、最大震度7を観測した石川県能登半島の大地震。遠く離れた私たちにも、大きな衝撃をもたらしました。微力でも被災地の力になるべく、市社会福祉協議会からも応援職員を派遣しました。

地域福祉課
藤岡 誠

私は、令和6年5月2日～8日にかけて、奥能登地方の石川県珠洲市に支援に入りました。発災から4か月近く経っているにも関わらず、ようやく水道が通った地区や、地震により倒壊したままの家屋が多く存在する地区もあり、以前の暮らしに戻るにはかなりの時間が必要という印象でした。

珠洲市の災害ボランティアセンターでは、ボランティアの依頼先と派遣するボランティアを調整するマッチング業務を行いました。

車内からみた被災地の様子

依頼される作業の多くは、がれきや家財の撤去、室内清掃が多く、倒壊家屋への支援については、二次被害が懸念されるため、一般のボランティアは派遣せず、専門的な技術を持ったボランティアが支援をされていました。

災害ボランティアセンターを運営する職員の中には家族や仲間を亡くされたり、仮設住宅へ避難している人もおられ、当事者でありながらも復旧に向けて懸命に取り組まれているのがとても印象的でした。

市社会福祉協議会の取組み

久留米市も、いつどのような災害が起こるかわかりません。市社会福祉協議会では、一定規模以上の災害が発生した際に、市との協定に基づいて、災害ボランティアセンターを開設します。そこでは、ボランティアの皆さんの協力を得て、自力では生活復旧が困難な被災者のお手伝いを行います。開設が決まったら、チラシ配布や市社会福祉協議会等のホームページでご案内します。

また、日常の中でできる防災の取組みとしては、地域の人とのあいさつや地域行事への参加といった普段からのつながりづくりがあります。市社会福祉協議会では、つながりづくりについて地域の皆さんと一緒に考えています。

災害ボランティアに関すること、地域福祉活動に関することなどは、お気軽にご相談ください。

【問合わせ】
市社会福祉協議会
地域福祉課
TEL0942・34・3035
FAX0942・34・3090

資料書式432 / 476 ページ

ご芳志ありがとうございました

令和6年2月16日から5月31日まで

寄付者一覧（敬称略）

正会員

荘島校区社会福祉協議会
京町校区社会福祉協議会
南薫校区社会福祉協議会
鳥飼校区社会福祉協議会
長門石校区社会福祉協議会
小森野校区社会福祉協議会
御井校区社会福祉協議会
南校区社会福祉協議会
合川校区社会福祉協議会
山川校区社会福祉協議会
上津校区社会福祉協議会
宮ノ陣校区社会福祉協議会
安武校区社会福祉協議会
荒木校区社会福祉協議会
大善寺校区社会福祉協議会
大橋校区社会福祉協議会
青峰校区社会福祉協議会
水分校区社会福祉協議会
水縄校区社会福祉協議会
田主丸校区社会福祉協議会
北野校区社会福祉協議会
城島校区社会福祉協議会
青木校区社会福祉協議会
浮島校区社会福祉協議会

賛助会員

《個人会員》
名嶋　治（東櫛原町）
執行　初雪（長門石町）
髙田　忠章（高野）
尋木　洋子（津福本町）
大石マサ子（太郎原町）
田中　常隆（田主丸町）

《法人会員》
株式会社ヒサシ通商（荒木町）

社会福祉事業寄付金

ウエダ株式会社
植田　由美（中央町）
野上　恒夫（田主丸町）
日産自動車九州株式会社（京都郡苅田町）

香典返し寄付金

原　篤信（故ノブ子）（田主丸町）
酒見　克弘（故トシヱ）（三潴町）

Web回答

「くるめ福祉」アンケート

●地域や福祉の情報がわかりやすく伝わる
●目をひく紙面、読みやすい記事

そんな「くるめ福祉」とするため、皆さんの声を聞かせてください。

【質問】①どの記事が一番印象に残りましたか？
②内容やデザインなど、本紙を読んでお気づきの点があればお寄せください。

アンケートをお寄せいただいた人の中から抽選で5名様に500円分のクオカードを差し上げます。なお、当選者の発表は、クオカードの発送をもって代えさせていただきます。

【送付締切】7月31日（水）必着
【送付方法】住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、郵便又はメールでお寄せください。

【送付先】
（郵　送）〒830-0027 久留米市長門石1丁目1番34号
久留米市社会福祉協議会「くるめ福祉広報係」宛
（メール）題名に「くるめ福祉広報係」と記載
heartful@heartful-volunteer.net

ご寄付ありがとうございました

日産自動車九州株式会社様から、災害ボランティアセンターの運営資金としてご寄付をいただきました。あたたかいお気持ち誠にありがとうございました。

左：日産自動車九州株式会社様

資料書式433 / 476 ページ

くるめ福祉 No.191 2024.7.1 発行 久留米市社会福祉協議会 久留米市長門石1丁目1-34 ☎0942・34・3035 ホームページ https://www.heartful-volunteer.net メール heartful@heartful-volunteer.net 印刷 ミフデ印刷紙器有限会社

福祉のしごと就職フェア2024 in筑後

【日時】9月21日(土)13時～15時30分
(受付12時30分～15時)
【申込】参加費無料・事前申込不要
【内容】筑後エリアに就業場所を持つ福祉事業所20社が参加予定
○福祉の職場との面談コーナー
○福祉の資格相談コーナー
○求職相談(登録)コーナー
【会場】久留米シティプラザ 2F展示室

フェア会場内の様子

市社協ホームページ

問合わせ
市社会福祉協議会・生活支援課
TEL0942・34・3035 FAX0942・34・3090

中高生ボランティア体験講座 参加者募集

いつもできないボランティア体験をしてみよう!!
【日　　時】8月8日(木)、17日(土)10時～16時
【集合場所】市総合福祉センター
(長門石1丁目1番34号)
【会　　場】高良内ふれあい2000(高良内町592)他
【内　　容】
フードバンク・フードドライブ活動や子ども食堂について学びます。その後、実際のボランティア活動として子どもたちとの遊びや、昼食作りのお手伝いボランティアをしてもらいます。
【対　　象】
●市内居住または市内の学校に通っている中学生・高校生
●講座後、難病者・障害者のイベント支援や街頭募金等のボランティア活動に参加することが可能な人
【定　　員】15名(応募多数の場合は抽選)
【参 加 費】無料
【申　　込】市社会福祉協議会・ボランティアセンター
TEL0942・34・3035 FAX0942・34・3090
【締　　切】7月19日(金)12時まで

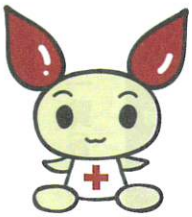

けんけつちゃんコラム

年齢制限

献血には年齢制限があります。献血方法によって基準は違いますが、久留米市内で行われている献血バスでは400mlの全血献血をお願いしており、年齢制限は男性17～69歳、女性は18～69歳となっています。ただし、65～69歳の人は、60歳に達した日から65歳に達する日の前日までの間に献血経験がある方に限る、となっています。

また、献血していただくみなさんの健康を守るため、年間の献血回数を男性3回以内、女性2回以内と回数にも制限を設けています。

血液は、人工的につくることも長い間保存することもできません。そのため、毎日多くの人の協力が必要です。献血への定期的なご協力をお願いします。

問合わせ
市献血推進協議会(市社会福祉協議会内)
TEL0942・34・3035 FAX0942・34・3090
メール:k-syakyo@heartful-volunteer.net

8～10月校区別献血日程予定表

月	校区・地域	日程	場所	受付時間
8	田主丸地域	16日(金)	(株)野口機工	10:00～12:00
			JAにじ　田主丸支店	14:00～16:00
		19日(月)	田主丸総合支所	10:00～13:00 14:00～15:30
	城島地域	20日(火)	城島保健センター	10:00～12:30 13:30～15:30
	篠山	21日(水) 22日(木)	篠山コミュニティセンター	9:30～11:30 12:30～16:00
9	合川	6日(金)	ゆめタウン久留米	10:00～12:00 13:15～16:00
	青峰	6日(金)	青峰校区コミュニティセンター	10:00～12:00
	山川	10日(火)	山川校区コミュニティセンター	10:00～12:30 13:30～15:00
	長門石	20日(金)	総合福祉会館	10:00～12:30
10	弓削	9日(水)	弓削コスモス館	10:00～12:00
	大城	10日(木)	大城ますかげセンター	10:00～12:00
	金島	10日(木)	神代病院	14:00～16:00
	高良内	10日(木)	コミュニティセンター高良内会館	10:00～12:00
	小森野	10日(木)	小森野校区コミュニティセンター	14:00～16:00
	上津	11日(金)	コミュニティセンター上津校区会館	10:00～12:30
	大善寺	15日(火)	大善寺校区コミュニティセンター	10:00～12:30 13:30～15:00

※8月1日～10月15日までの予定を掲載しています。
※掲載している日程は変更となる場合があります。詳しくは市社会福祉協議会ホームページ等をご確認ください。

この広報紙は、共同募金の配分等を受けて作成したものです。

資料書式434 / 476 ページ

（様式４）

支　援　計　画

年　　月　　日

甲と乙は、人生あんしん事業の詳しいサービス内容を以下のとおり決定します

（甲）
住所

氏名　　印

（乙）
住所　久留米市長門石１丁目１番３４号
名称　社会福祉法人　久留米市社会福祉協議会
会　　長　　中　　島　　年　　隆　　印

<table>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年
月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>公正
証書
遺言</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">引
渡
人
事
項</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td><td>続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">見守りサービス</td><td>電話</td><td colspan="2">回／</td><td>訪問</td><td colspan="2">回／</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="15">預託金によるサービス</td><td colspan="2" rowspan="2">預託金</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※葬儀に係る費用、火葬に係る費用、埋葬に係る費用、家財処分に係る費用の合算額</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">内訳</td><td>葬儀に係る費用</td><td>円</td></tr>
<tr><td>火葬に係る費用</td><td>円</td></tr>
<tr><td>埋葬に係る費用</td><td>円</td></tr>
<tr><td>家財処分に係る費用</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">事業着手金</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">※預託金の一割に相当する額（100 円未満切り上げ）</td></tr>
<tr><td rowspan="13">実施方法</td><td>葬儀方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>葬儀内容・形式及び納棺等について</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">葬儀会社</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">□納　骨
□散　骨
□樹木葬
□その他</td><td>納骨堂等</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">家財処分会社</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">親族等への連絡</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
</table>

		氏名	
		住所	
		連絡先	
		氏名	
		住所	
		連絡先	
その他			

（表紙）「私の終活ノート」から抜粋

私の終活ノート

～これからの生活と権利擁護のために

伝えたいことを書き留めましょう～

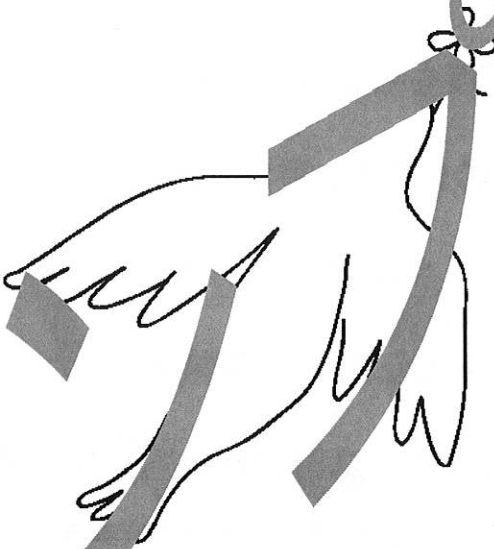

サンプル

久留米市

記入完了日		**年**	**月**	**日**
署名				

はじめに

このノートは、あなたのこれからの生活や権利を守るために、家族や大切な人に、大切なことやあなたの思いを書き留めるものです。

これまでのあなたの人生の振り返りや、万が一の時に備えて介護の希望や財産について整理してみませんか。

このノートは、何度も書き直すことができます。全てを埋める必要はありません。今の気持ち、書き残したいところを書きましょう。

あなたの思いを書く大切なノートです。

ただし、このノートに記入した内容は、あなたの思いを大切な人に伝えるためのものであり、法的拘束力はありません。

サンプル

【注意事項】
●このノートには、個人情報や資産情報などを含みますので、保管や取り扱いには十分お気をつけください。
●信頼できる人に託すことで有効に活用できるものです。

○託す人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○ノート保管場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

目次

○第１章　私のことについて……3

○第２章　私の家族や親族・友人や大切な人……9

※この項目を記入する場合は特に取扱いに注意してください。

○第３章　大切な人へ伝えておきたいこと　……15
・介護が必要になったときについて

・私が自分で財産の管理ができないとき、財産管理について

・私の遺言・相続について

・私の葬儀・お墓・形見分け・遺品・荷物や持ち物の処分について

・ペットについて

○第４章　大切な人へのメッセージ……23

○第５章　財産、契約しているサービス等……24

○第６章　参考資料
○成年後見制度について……29
○自筆証書遺言書保管制度について……31
○相続について……32
○相談窓口一覧……33

サンプル

第１章　私のことについて

あなたのこれまでの生活リズムや好きなことなど、あなた自身のことについて書いてください。もしあなたに介護が必要になった時にはあなたが望む良質な介護につながるかもしれません。

あなた自身のことをお書きください

ふりがな			
氏　名			
生年月日	年　月　日	血液型	型
住　所			
本　籍			
出生地			
電話 携帯 FAX	電話 携帯 FAX		
メール アドレス			
出身校			
職　歴			
アレルギー など	□じんましん　□ぜんそく　□食べ物（　　） □薬物過敏（　　）□その他（　　）		

サンプル

あなたのことを一番よく知っているのはあなた自身です。他の人にあなたのことを知ってもらうためにあなたの思い出、歩みをお書きください

誕生	名前の由来： 幼少期の愛称： 思い出：
幼い頃	保育園・幼稚園名：
小学校時代	小学校名：　　小学校（　　年　　月入学） 所属クラブ： 思い出：

サンプル

第２章　私の家族や親族・友人や大切な人

あなたに万が一のことがあった場合に、連絡して欲しい家族や友人の連絡先を記載しておくことも大切です。あなたの家族や親族・友人や大切な人の連絡先をご記入下さい。

連絡先１ 氏名			
続　柄	家族 ・ 親族 ・ 友人 ・ その他（　　）		
住　所			
電　話			
ＦＡＸ・メール			
入院時連絡	する　・　しない	死亡時連絡	する　・　しない
連絡先２ 氏名			
続　柄	家族 ・ 親族 ・ 友人 ・ その他（　　）		
住　所			
電　話			
ＦＡＸ・メール			
入院時連絡	する　・　しない	死亡時連絡	する　・　しない

サンプル

第３章　大切な人へ伝えておきたいこと

もし、自分の意思を伝えることができなくなったときのために、
大切な人に伝えたいことを書きましょう。

あてはまるものに☑をしてください。

私が認知症や寝たきりになった時、介護をしてもらいたい人やサービス

□家族・親族　　□介護保険等のサービス
□その他（　　）

私が認知症や寝たきりになった時の希望する介護の場所

□自宅　　□家族宅　　□施設　　□特に希望なし
□その他（　　）

私が認知症や寝たきりになった時の介護費用

□年金や預貯金等を費用にあててほしい
□保険金等をあててほしい
（保険会社　　保険種類　　証券番号　　）
□家族・親族等の判断に任せる　　□その他（　　）

私のかかりつけ医（主治医・歯科医師等）

病院・診療所名	診療科	主治医	電話

サンプル

遺言・相続について

遺言書の作成について	□していない □している （□自筆証書遺言書　□公正証書遺言書 □秘密証書遺言書）
遺言書の作成日	年　月　日
遺言書の保管場所	※自筆証書遺言書保管制度を利用している場合チェック→　□
遺言執行者	（続柄）
遺言書作成関係者 連絡先	名前　職業 住所 電話

※自筆証書遺言書保管制度について・・・P.31参照

私の葬儀・お墓・形見分け・遺品について

葬儀の実施	□してほしい　□しなくてよい
菩提寺	お寺名　宗教 住所 連絡先
葬儀会場	□決めている（場所：　） □決めていない
葬儀社等について	□決めている（名前：　） □決めていない

サンプル

第４章　大切な人へメッセージ

家族や親族、友人、知人へメッセージを残しましょう。あなたの思いが伝わります。

年　　月　　日記入

さんへ

年　　月　　日記入

さんへ

年　　月　　日記入

さんへ

サンプル

（裏表紙）「私の終活ノート」から抜粋

私の終活ノート

サンプル

令和３年（２０２１）　６月発行

●問い合わせ先●

久留米市　健康福祉部　長寿支援課

〒830-8520　福岡県久留米市城南町 15 番地 3
TEL：0942-30-9038　　FAX：0942-36-6845

終活 事業始めました。

人生あんしん事業

～あなたらしい将来を迎えるために～

身寄りがいない…

親族にお願いできない…

将来のことが不安だ。

でも…どうしたら？

コーディネーターが
あなたの人生をコーディネート！

わたしたちにご相談ください！

誰もが安心して地域で住み続けられるようお手伝いします。

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

人生あんしん事業

超高齢社会を迎え、支える家族もいない、
自分が死亡した後はどうなるだろう…など
不安を抱えている方などを対象に、**死後事務を行うことで「自分らしく人生を終えられる」**
そんなお手伝いをします。

下記の条件を満たす方が事業の対象となります。

① 久留米市内に居住する 75 歳以上の方、または慢性疾患等がある 65 歳以上の方
② 契約能力を有している方
③ 支援できる親族がいない方
④ 生活保護を受給していない方

※原則すべての条件を満たす方とします。

実施するサービス

① 預託金によるサービス

事前に預託金をお預かりし、葬儀・家財処分などを実施します。

② 見守りサービス

２週間に１回の電話による様子観察、３ヶ月に１回の定期訪問による状況確認をします。

利用料金

①	入 会 金	１５，０００円（初回のみ）
②	年 会 費	１０，０００円／年
③	預 託 金	別途見積り（葬儀・家財処分等）
④	見守りサービス	無　　料
⑤	事業着手金	預託金の１割

契約までの流れ

めやす

相談受付

久留米市社会福祉協議会にご連絡ください。
面談の日程を調整します。

1週間 ～ 1ヵ月

面　談

久留米市社会福祉協議会にお越しください。
担当職員が相談を受け付けます。
相談にあたってはプライバシーに配慮し
秘密は必ず守ります。

葬　儀
納骨先の決定

困っていることや希望をお聞きし、
相談者に合った葬儀の形式や納骨先について
一緒に考えます。

※預託金以外に費用が発生する場合があります。

3ヵ月 ～ 6ヵ月

家財処分の見積り

担当職員と業者が相談者の自宅を訪問し、
家財処分の見積りをします。

遺言作成（公正証書）

必要に応じて担当職員が相談に応じます。

※公正証書の作成にかかる費用は相談者の自己負担です。

契　約

相談者と久留米市社会福祉協議会が
死後事務の委任契約を結びます。

契約後の支援

2週間に1回の電話による様子観察や
3ヵ月に1回の定期訪問を行います。

資料書式451 / 476 ページ

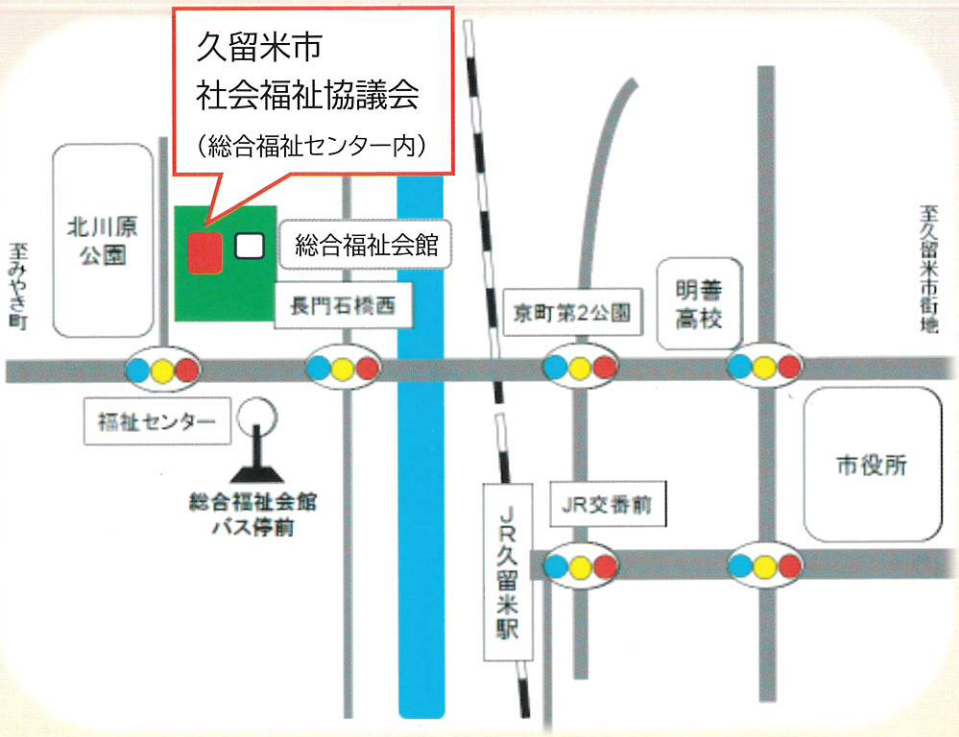

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

郵便番号　830-0027

住　　所　福岡県久留米市長門石 1 丁目 1 番 34 号

電　　話　0942-34-3035

ファックス　0942-34-3090

受付時間　月曜～金曜　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土・日・祝・年末年始を除く）

人生あんしん事業運営審査会設置要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、人生あんしん事業実施要綱第５条に規定する人生あんしん事業運営審査会（以下「審査会」という。）の設置運営に必要な事項を定める。

（所掌業務）
第２条　審査会は、次に掲げる業務を行う。
(1)　契約に係る適否審査
(2)　人生あんしん事業に対する指導・助言
(3)　契約解除に関する適否審査
(4)　その他本会及び審査会が必要と認める事項

（組織）
第３条　審査会は、３人以内の委員をもって組織する。

（委員）
第４条　審査会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。
(1)　弁護士
(2)　司法書士
(3)　社会福祉士

（委員の任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第６条　審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第７条　審査会は委員長が招集する。
２　審査会の議長は委員長をもって充てる。
３　審査会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
４　前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認める場合には、持ち回り決裁をも

って開催に代えることができるものとし、全委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

5　委員長は、必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第８条　委員は、審査会で知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第９条　運営委員会の事務局は本会において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるものの他、審査会の運営について必要な事項は本会会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

人生あんしん事業　契約書

利用者（以下、「甲」とする。）と社会福祉法人久留米市社会福祉協議会（以下、「乙」とする。）は、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、人生あんしん事業（以下、「本事業」という。）によるサービスを甲に対して提供することで、甲が自分らしく人生を終えられることを支援する。

（用語の定義）

第２条　契約書における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）預託金　　本契約締結時に、甲が乙に対し、本契約に基づき乙が業務を遂行するために必要な費用に充てることを目的として預託する金銭

（２）保管物品　本事業に基づき甲が乙に管理を委託する動産類

（３）引渡人　　法定相続人またはこれに準じる者であって、本人の死亡時に所要の処理の全部または一部を引き受ける者

（変更の届出）

第３条　甲または引渡人は、住所、電話番号に変更があった場合は、すみやかに本会に変更後の住所、電話番号を届け出なければならない。

（引渡人の指定）

第４条　指定をした引渡人が、死亡、音信不通または所在不明となった場合、その他引渡に支障のある事象があると本会が判断した場合、甲は速やかに別の引渡人を指定しなければならない。これができない場合、甲は公正証書遺言を作成し、遺言執行者を指定するものとする。

２　契約締結後、本会が甲の成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という。）に選任された場合は、本会の責任において甲の法定相続人への財産引渡し、又は相続財産管理人選任申立てを行う。

（利用料等）

第５条　甲は、乙に対して、本契約締結に際し、次表の利用料等を同表に記載する時期に支払うものとする。

項目	金額	備考
事業利用料（入会金）	１５，０００円	契約締結時の支払い

年間事業料（年会費）	１０，０００円	契約締結時及び更新時の 支払い
預託金	○○○○円	契約締結時の支払い 葬儀・火葬・埋葬・家財処分 費用の見積り合算額
事業着手金	○○○○円	契約締結時の支払い 預託金の一割に相当する額

２　乙は、預託金について、事業利用料、年間事業料及び事業着手金と区別して管理するものとする。

（支払い）

第６条　前条の利用料等は、現金により又は次に指定する金融機関口座への振込みにより支払うものとする。なお、振込みの手数料は、甲が負担するものとする。

筑邦銀行　長門石支店
普通口座　３０７６９３１
口座名義：社会福祉法人　久留米市社会福祉協議会
　　会長　中島　年隆

（契約の効力発生）

第７条　本契約の効力は、前条の規定による支払いが完了した時に発生するものとする。

（事業内容）

第８条　乙は、次の各号に掲げるサービスを実施する。ただし、乙が甲の成年後見人、保佐人又は補助人（以下、「成年後見人等」という。）となった場合には、第１号のサービスのみを実施する。

（１）預託金によるサービス

項目	内容
葬儀・火葬・埋葬等	・病院等から緊急連絡を受けること
	・病室の引き払い、片付け
	・葬儀会社へのご遺体引取りの手配

	・葬儀会社との葬儀打ち合わせ
	・引き渡し等関係者への連絡
	・葬儀の実施、火葬・葬儀費用の支払い
	・埋葬（納骨・散骨）等の実施
	・上記サービス遂行に必要な手続き
官公庁等への手続き	・マイナンバーカードの返却
	・印鑑登録証の返却
	・健康保険証の返却
	・介護保険証の返却
	・障害者手帳の返却
	・各種年金等の資格抹消手続き
	・運転免許証の返却
	・上記サービス遂行に必要な手続き
公共サービスに関する手続き	・電気、ガス、水道の解約・精算
	・固定電話、携帯電話、新聞、NHK、インターネットの解約・精算
	・上記に必要な手続き
家財処分に関する手続き	・家財処分の手配
	・家財処分の際に出た貴重品、金品の受け取り
	・上記サービス遂行に必要な手続き
賃貸住宅（入所施設を含む）に関する手続き	・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続き
	・鍵の返却、住宅の引渡し
	・敷金等の精算
	・上記サービス遂行に必要な手続き
その他必要な事務	・火災保険、傷害保険等の死亡通知（解約手続きは除く）
	・入院費の精算（死亡時の入院先のみ）
	・死後事務に必要な郵便物の受取
	・保管物品の管理のほか必要な事務手続き

（2）定期連絡等

サービスの種類	内容	備考
電話連絡	原則２週間に１回	原則として本会の稼働日・時間に実施
自宅訪問	原則３か月に１回	

（葬儀）

第９条　前条第１号のサービスのうち葬儀は、次の場所にて行う。

○○○○葬儀会社

所在

電話

２　葬儀に関する事務は、前項の○○○○会社に依頼することをもって終了する。

３　前項に要する費用は、○○○○円とする。

（火葬）

第１０条　第８条第１号のサービスのうち火葬に関する事務は、前条第１項の○○○○会社に依頼することをもって終了する。

２　前項に要する費用は、○○○○円とする。

（埋葬）

第１１条　第８条第１号のサービスのうち埋葬は、次の場所にて行う。

○○○寺

所在

電話

２　埋葬に関する事務は、前項の○○○寺に依頼することをもって終了する。

３　前項に要する費用は、○○○○円とする。

（家財処分）

第１２条　第８条第１号のサービスのうち家財処分は、次の会社に依頼することをもって終了する。

○○○○会社

所在

電話

２　前項に要する費用は、○○○○円とする。

（事業の実施）

第１３条　本契約は、第８条第１号サービスについては、乙が、甲の死亡を確認した後から実施するものとし、第８条第２号サービスについては契約の効力発生後から実施するものとする。

２　第９条から第１２条までに規定するサービスの実施に係る費用が、社会や経済情勢の変化により、預託金の根拠とした当初見積額と異なる場合、乙の判断により当該各条の金額を変更できるものとする。ただし、実施方法については、支援計画（様式４）に基づくものとする。

３　第９条から第１２条までのサービスの実施にあたり、指定した会社等が倒産等により各条の規定どおりの実施が困難となった場合は、引渡人または遺言執行者と協議し、預託金の範囲内で甲の希望にできるだけ近い内容で実施することを原則とする。

（甲死亡後の親族等への連絡）

第１４条　甲が死亡したときは、乙は、速やかに、甲があらかじめ指定する次の者に連絡する。

○○○○○　住所　○○○○○○○○○○○○○○　電話　○○○○○○○○○○
○○○○○　住所　○○○○○○○○○○○○○○　電話　○○○○○○○○○○
○○○○○　住所　○○○○○○○○○○○○○○　電話　○○○○○○○○○○

２　連絡手段は、乙の判断で選択し、合理的な手段を用いても連絡がつかない場合には乙の判断で終了できるものとする。

（定期連絡等の経費）

第１５条　第８条第２号のサービスに必要な経費は、第５条の利用料等のうち、事業利用料、年間事業料及び事業着手金をもって充てる。

（不足する経費の負担）

第１６条　乙は、第９条から第１２条までに規定するサービスを実施しようとするときに、預託金に不足が生じることが判明した場合は、その不足額について、甲の遺産の中から、引渡人または遺言執行者から支払いを受けることができるものとする。なお、緊急に支出を要する場合には、乙が当該不足額の全部又は一部を立て替え、その後、引渡人または遺言執行者から支払いを受けるものとする。

（支援計画書）

第１７条　本会は、本契約の締結に際し、サービス内容をまとめた支援計画（様式４）を作成し、利用者に提示するものとする。

（契約期間）

第１８条　本契約の期間は、効力発生日から当該効力発生日が属する会計年度の年度末までとする。ただし、１か月前までに甲より申し出がなく、かつ年間事業料を納められた場合、同じ条件にて１年間更新するものとし、以降も同様とする。

（契約の変更）

第１９条　本契約は、甲乙合意の上、変更することができる。

２　本契約を変更するときは、契約期間満了の３か月前までに申し出て、変更契約書を取り交わすとともに、乙は支援計画（様式４）を変更し、甲に提示するものとする。

３　契約の変更に伴い、預託金額が増減したとしても、原則として当初預託金の返還または追加納入はしないものとする。

（契約の解除）

第２０条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除できるものとする。この場合において、乙は甲に対し第５条の利用料等その他一切の金銭は返還しない。

（１）甲が乙に年間事業料を納入しないとき。

（２）乙が甲の居住実態を把握できなくなったとき。

（３）甲の契約違反その他不正行為等により乙がこの契約を続行することができなくなったとき。

（４）甲と乙の間に信頼関係を維持し難い事由が生じたとき。

（５）紛争が発生し、乙による契約の履行が困難となったとき。

（６）甲が暴力団員等であることが判明したとき。

（契約の終了）

第２１条　本契約は、次の事由によって終了する。

（１）本契約に基づく乙の業務の完了

（２）甲による解約の申し出

（３）甲の成年後見人等が選任され、又は任意後見契約が開始されて、当該成年後見人等が解約を申し出たとき。

（４）甲が生活保護の受給開始になったとき。

（５）甲が久留米市外へ転出又は市外施設へ入所したとき。

（６）甲が第４条第１項に定める内容を行わないとき。

（７）その他乙に本契約を継続し難い事態が発生したとき。

２　前項第２号及び第３号による終了の場合、甲または甲の成年後見人等は、乙に対し契約終了申出書（様式５）を提出するものとする。ただし、この解約の申し出は、甲の生前に限るものとする。

（契約終了後における預託金の取扱い）

第２２条　乙は、前条第１項第１号による契約終了の際に、預託金に余剰が発生した場合には、本契約終了から３か月以内に引渡人または遺言執行者に対し余剰となった預託金の全部又は一部を返還する。

2　前条第１項第２号から第７号による契約終了の際には、甲又は成年後見人等に預託金の全額を返還する。
3　前２項の規定による預託金の返還は、引渡書（様式６）の交付及び受領書（様式７）の収受によって完了したものとする。

（保管物品の取扱い）
第２３条　保管物品の引渡については、次の各号により実施するものとする。
（１）甲の存命中に契約が終了した場合は、甲又は甲の成年後見人等への引き渡し
（２）甲の死亡により契約が終了した場合は、甲が定めた引渡人への引き渡し
　　引渡人が不在の場合は、本会の判断により処分できるものとする。
　　本契約が継続中の場合は、甲乙合意の上での甲への引き渡し
2　保管物品の返還は、引渡書（様式６）の交付及び受領書（様式７）の収受によって完了したものとする。
3　第２０条による契約の解除の場合は、乙の判断により処分できるものとする。

（住居への立入り）
第２４条　乙は、本契約に定めるサービスを提供するために必要であると判断したときは、甲の住居に立ち入ることができるものとする。
2　甲は、乙に対し、立ち入りに必要な鍵などを預けることができる。
3　鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った際は、原状回復に要する費用のほか住居への立入りに要した費用は、甲又は引渡人または遺言執行者に請求できるものとする。

（相続人の探索）
第２５条　乙は、甲の相続人の所在を探索する義務を負わないものとする。

（情報の開示）
第２６条　甲は、乙が次の各号に掲げる事項を行うことを承諾するものとする。
（１）関係機関に甲の居住状況を問い合わせること。
（２）引渡人または遺言執行者に対して引渡内容の確認をとること及び必要に応じて連絡をとること。
（３）本契約の内容のうち必要な情報を、甲が賃貸借契約を締結する不動産業者又は甲が利用する医療福祉関係団体などに開示すること。

（個人情報の取扱い）
第２７条　乙は、本契約で知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。なお、本契約の終了後も同様とする。
2　乙は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、第三者へ閲覧さ

せず、写しを提供しないものとする。

3　本契約に携わる乙の職員は、プライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由がなく、業務上知り得た情報を漏らさないものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。

4　甲は、自らの医療情報等について、乙が必要な範囲で関係機関等に対して情報の開示を求めることについて同意する。

（協議）

第２８条　本契約に定めのない事項又は疑義ある事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

以上のことに同意した上で、この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通作成し、甲及び乙のそれぞれが１通ずつ保管します。

年　　月　　日

（甲）

住所

氏名　　印

（乙）

住　　所　久留米市長門石１丁目１番３４号

名　　称　社会福祉法人　久留米市社会福祉協議会

会長　　中　島　年　隆　　印

電話番号　０９４２－３４－３０３５

人生あんしん事業重要事項説明書

本重要事項説明書は、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。
本説明内容は、最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

第１　事業主体概要

名称、主たる事務所の所在地、電話番号その他連絡先等

名称	法人等の種類	社会福祉法人
	くるめししゃかいふくしきょうぎかい 久留米市社会福祉協議会	
主たる事務所の所在地	〒830-0027　久留米市長門石１丁目１番34号	
連絡先	電話番号	0942-34-3035
	FAX番号	0942-34-3090
	メールアドレス	heartful@heartful-volunteer.net
	ホームページアドレス	https://www.heartful-volunteer.net
代表者の氏名及び職名	氏名	中島　年隆
	職名	会長
設立年月日	昭和37年7月17日	
主な事業	社会福祉法に基づく社会福祉事業全般	

第２　サービス内容

預託金によるサービス

項目	内容
葬儀・火葬・埋葬等	・病院等から緊急連絡を受けること
	・病室の引き払い、片付け
	・葬儀会社へのご遺体引取りの手配
	・葬儀会社との葬儀打ち合わせ
	・引き渡し等関係者への連絡
	・葬儀の実施、火葬・葬儀費用の支払い
	・埋葬（納骨・散骨）等の実施
	・上記サービス遂行に必要な手続き
官公庁等への手続き	・マイナンバーカードの返却
	・印鑑登録証の返却
	・健康保険証の返却
	・介護保険証の返却
	・障害者手帳の返却
	・各種年金等の資格抹消手続き
	・運転免許証の返却
	・上記サービス遂行に必要な手続き
公共サービスに関する手続き	・電気、ガス、水道の解約・精算
	・固定電話、携帯電話、新聞、NHK、インターネットの解約・精算
	・上記サービス遂行に必要な手続き
家財処分に関する手続き	・家財処分の手配
	・家財処分の際に出た貴重品、金品の受け取り
	・上記サービス遂行に必要な手続き
賃貸住宅（入所施設を含む）に関する手続き	・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続き
	・鍵の返却、住宅の引渡し
	・敷金等の精算
	・上記サービス遂行に必要な手続き
その他必要な事務	・火災保険、傷害保険等の死亡通知（解約手続きは除く）
	・入院費の精算（死亡時の入院先のみ）
	・死後事務に必要な郵便物の受取
	・保管物品の管理のほか必要な事務手続き

定期連絡等

サービスの種類	内容	備考
電話連絡	原則２週間に１回	原則として本会の稼働日・時間に実施
自宅訪問	原則３か月に１回	

第３　費用

項目	金額	備考
事業利用料	１５，０００円	契約締結時の支払い
年間事業料	１０，０００円	契約締結時及び更新時の支払い
預託金	業者見積額	契約締結時の支払い 葬儀・火葬・埋葬・家財処分費用の見積り合算額
事業着手金	預託金一割相当額	契約締結時の支払い 預託金の一割に相当する額

第４　支払い方法

項目	支払い時期及び振込先	備考
現金	契約締結時	一括支払い
振込	筑邦銀行　長門石支店 普通口座　３０７６９３１ 口座名義：社会福祉法人　久留米市社会福祉協議会 会長　中島　年隆	一括振込 ※振込手数料は利用者負担

第５　契約期間

契約期間	備考
効力発生日から当該効力発生日が属する会計年度の年度末まで	年間事業料納入により自動更新

第６　利用の開始及び終了に関する事項

利用の決定	・審査会にて適否判断（省略する場合あり） ・契約の締結

利用の開始	・費用の支払いが完了した時（定期連絡によるサービス） ・本人の死亡が確認された時（預託金によるサービス）
契約の解除	・年間事業料を納入しないとき。 ・本会が利用者の居住実態を把握できなくなったとき。 ・利用者の契約違反その他不正行為等により、契約を続行できなくなったとき。 ・信頼関係を維持し難い事由が発生したとき。 ・紛争が発生し、契約の履行が困難となったとき。 ・暴力団員等であることが判明したとき。
契約の終了	・本契約に基づく業務の完了 ・本人による解約の申し出 ・成年後見人等が選任され、解約を申し出たとき。 ・生活保護の受給開始が決定したとき。 ・久留米市外への転出及び市外施設へ入所したとき。 ・その他本契約を継続し難い事態が発生したとき。

第７　受付時間及び休日

受付時間	8時30分から17時15分
休日	土曜日及び日曜日
	国民の祝日に関する法律に定める休日
	12月29日から翌年1月3日

第８　引渡人の指定または公正証書遺言の作成

引渡人の指定	・指定をした引渡人が、死亡、音信不通または所在不明となった場合、その他引渡に支障のある事象があると本会が判断した場合、速やかに別の引渡人を指定してください。
公正証書遺言の作成	引渡人の指定ができない場合、公正証書遺言を作成し、遺言執行者を指定してください。
引渡人の指定、公正証書遺言の作成いずれも行わない場合	上記の引渡人の指定または公正証書遺言の作成のいずれも行わない場合、契約を終了します。

第９　留意事項

預託金	・預託金の分割納付はできません。

預託金によるサービス	・実施の際、当初見積額から金額が変わっていた場合は、本会の判断によって項目ごとの金額を変更することがあります。
	・残余の預託金は引渡人または遺言執行者に返却します。
	・預託金に不足が生じた場合、引渡人または遺言執行者に不足額を請求します。
	・指定した会社等が倒産等により、契約書の規定どおりの実施が困難となった場合は、引渡人または遺言執行者と協議し、預託金の範囲内で希望にできるだけ近い内容で実施することを原則といたします。
	・生命保険の解約、銀行口座の凍結など、金融機関等に関する手続きはできません。
	・預託金によるサービスを実施せず契約が終了等した場合、利用者又は成年後見人等に預託金を返還します。
事業利用料・年間事業料	・事業利用料及び年間事業料は契約月に関わらず同額となります。
	・契約更新は毎年度末とします。
	・年度途中で契約終了または解約の場合、事業利用料及び年間事業料は返還いたしません。
定期連絡等	・日時や内容など利用者の希望に添えない場合があります。
	・自宅訪問については事前に日程調整をしたうえで実施します。
	・施設入所の場合は、施設管理者と協議のうえ、対応を検討します。

本重要事項説明書の説明を受け、同意しました。

契約者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

説明年月日　　年　　月　　日

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（久留米市社会福祉協議会　人生あんしん事業担当者）

人生あんしん事業　実施要綱

（目的）

第１条　人生あんしん事業（以下、「本事業」という。）は、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、市内に居住する高齢者に対し、安心して地域生活を営み、自分らしく人生を終えられるよう相談、支援するとともに、住みよいまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本要綱における用語の定義は次のとおりとする。

（１）申込者　　本事業を利用しようとする者

（２）利用者　　本事業の契約を締結し、利用している者

（３）保管物品　利用者が本会に管理を委託する動産類

（４）引渡人　　法定相続人またはこれに準じる者であって、本人の死亡時に所要の処理の全部または一部を引き受ける者

（所管課）

第３条　本事業の所管課は、本会地域福祉課とする。

（対象者）

第４条　本事業の対象者は、久留米市内に居住する７５歳以上の者または慢性疾患がある６５歳以上の者で、次の各号で定める条件をすべて満たす者とする。

（１）契約する能力を有すること。

（２）支援できる親族がいないこと。

（３）生活保護を受給していないこと。

（４）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）でないこと。

２　前項の規定に関わらず、次条に規定する審査会が特別な事由により認めた者は対象者とする。

（運営審査会）

第５条　本会は、本事業の適正な運営を確保するために、「人生あんしん事業運営審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の要綱は、本会会長が別に定める。

（利用の申込み）

第６条　申込者は、本会へ利用申込書（様式１）を提出しなければならない。
２　申込者又は利用者は、申込事項に変更があった場合は、すみやかに本会に変更事項を届け出なければならない。

（引渡人の指定）
第７条　申込者は、本事業を契約するまでに、引渡人指定書（様式２）により引渡人を指定しなければならない。これができない場合、申込者は公正証書遺言を作成し、遺言執行者を指定するものとする。
２　指定をした引渡人が、死亡、音信不通または所在不明となった場合、その他引渡に支障のある事象があると本会が判断した場合、利用者は速やかに別の引渡人を指定しなければならない。これができない場合、利用者は公正証書遺言を作成し、遺言執行者を指定するものとする。
３　契約締結後、本会が利用者の成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という。）に選任された場合は、本会の責任において利用者の法定相続人への財産引渡し、又は相続財産管理人選任申立てを行う。
４　引渡人に指定された者は、本会に引渡人同意書（様式３）を提出しなければならない。

（契約の締結）
第８条　本会は、契約内容など重要事項を書面により明らかにした上で、申込者にその内容を説明し、その了解を得た上で、人生あんしん事業契約書により、契約を締結する。この場合において、不測の事態に備えるため、利用者は原則として、久留米市が実施する緊急通報システムを利用するものとする。
２　本会は、サービス内容をまとめた支援計画（様式４）を作成し、利用者に提示するものとする。

（利用料等）
第９条　申込者は契約締結に際し、次表の利用料等を同表に記載する時期に支払われなければならない。

項目	金額	備考
事業利用料（入会金）	１５，０００円	契約締結時の支払い
年間事業料（年会費）	１０，０００円	契約締結時及び更新時の支払い
預託金	葬儀・火葬・埋葬・家財処分費用の見積り合算額	契約締結時の支払い

事業着手金	預託金の一割に相当する額	契約締結時の支払い

2　本会は、預託金について、事業利用料、年間事業料及び事業着手金と区別して管理するものとする。

（支払い）

第１０条　前条の利用料等は、現金により又は本会が指定する金融機関口座への振込みにより支払うものとする。なお、利用料等の支払いは一括払いとし、振込みの手数料は、利用者が負担するものとする。

（契約の効力発生）

第１１条　本事業の契約は、前条の規定による支払いが完了した時に発生するものとする。

（事業内容）

第１２条　本会は、次の各号に掲げるサービスを実施する。ただし、本会が利用者の成年後見人等となった場合には、第１号のサービスのみを実施する。

（１）　預託金によるサービス

項目	内容
葬儀・火葬・埋葬等	・病院等から緊急連絡を受けること
	・病室の引き払い、片付け
	・葬儀会社へのご遺体引取りの手配
	・葬儀会社との葬儀打ち合わせ
	・引き渡し等関係者への連絡
	・葬儀の実施、火葬・葬儀費用の支払い
	・埋葬（納骨・散骨）等の実施
	・上記サービス遂行に必要な手続き
官公庁等への手続き	・マイナンバーカードの返却
	・印鑑登録証の返却
	・健康保険証の返却
	・介護保険証の返却
	・障害者手帳の返却
	・各種年金等の資格抹消手続き

	・運転免許証の返却
	・上記サービス遂行に必要な手続き
公共サービスに関する手続き	・電気、ガス、水道の解約・精算
	・固定電話、携帯電話、新聞、NHK、インターネットの解約・精算
	・上記に必要な手続き
家財処分に関する手続き	・家財処分の手配
	・家財処分の際に出た貴重品、金品の受け取り
	・上記サービス遂行に必要な手続き
賃貸住宅（入所施設を含む）に関する手続き	・住宅管理会社（施設管理者）への退去の連絡及び手続き
	・鍵の返却、住宅の引渡し
	・敷金等の精算
	・上記サービス遂行に必要な手続き
その他必要な事務	・火災保険、傷害保険等の死亡通知（解約手続きは除く）
	・入院費の精算（死亡時の入院先のみ）
	・死後事務に必要な郵便物の受取
	・保管物品の管理のほか必要な事務手続き

（２）　定期連絡によるサービス

サービスの種類	内容	備考
電話連絡	原則２週間に１回	原則として本会の稼働日・時間に実施
自宅訪問	原則３か月に１回	

（事業の実施）

第１３条　本事業は、人生あんしん事業契約書（以下、この条において「契約書」という。）に基づき実施する。この場合において、前条第１号サービスについては本会が利用者の死亡を確認した後から、前条第２号サービスについては契約の効力発生後から実施するものとする。

２　前条第１号のサービスの実施に係る預託金の支払い額が、社会や経済情勢の変化により、預託金の根拠とした同号の表の項目ごとの当初見積額と異なる場合、本会の判断に

より当該項目ごとの金額を変更することができる。ただし、実施方法については、支援計画（様式４）に基づくものとする。

３　前条第１号のサービスの実施にあたり、指定した会社等の倒産等により契約書の規定どおりの実施が困難となった場合は、引渡人または遺言執行者と協議し、預託金の範囲内で利用者の希望にできるだけ近い内容で実施することを原則とする。

（不足する経費の負担）

第１４条　本会が前条第１号のサービスを実施しようとするときに、預託金に不足が生じることが判明した場合は、その不足額について、利用者の遺産の中から、引渡人または遺言執行者から支払いを受けることができるものとする。なお、緊急に支出を要する場合には、本会が当該不足分の全部又は一部を立て替え、引渡人または遺言執行者から支払いを受けるものとする。

（契約期間）

第１５条　本事業の契約期間は、効力発生日から当該効力発生日が属する会計年度の年度末とする。ただし、１か月前までに利用者から申し出がなく、かつ年間事業料を納められた場合、同じ条件にて１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（契約の変更）

第１６条　本事業の契約は、両者合意の上、変更することができる。

２　契約を変更するときは、契約期間満了の３か月前までに申し出て、変更契約書を取り交わすとともに、本会は支援計画（様式４）を変更し、利用者に提示するものとする。

３　契約の変更に伴い、預託金額が増減したとしても、原則として当初預託金の返還又は追加納入はしないものとする。

（契約の解除）

第１７条　本会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除できるものとする。この場合において、本会は利用者に対し第９条の利用料等その他一切の金銭は返還しない。

（１）年間事業料（年会費）を納入しないとき。

（２）本会が利用者の居住実態を把握できなくなったとき。

（３）利用者の契約違反その他不正行為等により本会がこの契約を続行することができなくなったとき。

（４）本会と利用者の間に信頼関係を維持し難い事由が生じたとき。

（５）紛争が発生し、本会の契約の履行が困難となったとき。

（６）利用者が暴力団員等であることが判明したとき。

（契約の終了）

第１８条　本事業は、次の事由によって終了するものとする。

（１）本契約に基づく本会の業務の完了

（２）利用者による解約の申し出

（３）利用者の成年後見人等が選任され、又は任意後見契約が開始されて、当該成年後見人等が解約を申し出たとき。

（４）生活保護が受給開始になったとき。

（５）久留米市外への転出又は市外施設へ入所したとき。

（６）利用者が、第７条第２項に定めた内容を行わないとき。

（７）本会に本事業を継続し難い事態が発生したとき。

２　前項第２号及び第３号による終了の場合、利用者または利用者の成年後見人等は、本会に対し契約終了申出書（様式５）を提出するものとする。ただし、この解約の申し出は、利用者の生前に限るものとする。

（契約終了後の預託金の取扱い）

第１９条　本会は、前条第１項第１号による契約終了の際に、預託金に余剰が発生した場合には、契約終了から３か月以内に引渡人または遺言執行者に対し、余剰となった預託金の全部又は一部を返還する。

２　前条第１項第２号から第７号による契約終了の際には、利用者又は成年後見人等に預託金の全部又は一部を返還する。

３　前２項の規定による預託金の返還は、引渡書（様式６）の交付及び受領書（様式７）の収受によって完了したものとする。

（保管物品の取扱い）

第２０条　保管物品の引渡については、次の各号に定めるところによる。

（１）　利用者が生存中に契約が終了した場合は、利用者、成年後見人等に引き渡す。

（２）　利用者の死亡により契約が終了した場合は、利用者が定めた引渡人に引き渡す。引渡人が不在の場合は、本会の判断により処分できるものとする。

（３）　契約が継続中の場合は、両者合意の上で利用者に引き渡す。

２　保管物品の返還は、引渡書（様式６）及び受領書（様式７）の収受によって完了したものとする。

３　第１７条による契約の解除の場合は、本会の判断により処分できるものとする。

（住居への立入り）

第２１条　本会が、本事業に定めるサービスを提供するために必要であると判断したときは、利用者の住居に立ち入ることができるものとする。

２　利用者は、立ち入る際に必要な鍵などを本会に預けることができる。

3　鍵による開錠以外の方法で住居に立ち入った際は、原状回復に要する費用のほか、住居への立入りに要した費用は、利用者又は引渡人または遺言執行者に請求できるものとする。

（相続人の探索）

第２２条　本会は、利用者の相続人の所在を探索する義務を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第２３条　本事業に関わる個人情報の取り扱いについては、本会が定める個人情報保護規定によるものとする。

（日常生活自立支援事業及び法人後見事業との関係）

第２４条　利用者の判断能力が低下した場合は、利用者及び関係機関と協議の上、日常生活自立支援事業又は法人後見事業との併用や移行について検討する。

（協議）

第２５条　本事業に定めのない事項および疑義ある事項については、利用者及び本会が協議して定めるものとする。

（その他）

第２６条　その他、サービスの実施に必要な事項は本会会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。